

平成 2 0 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 0 年 9 月 1 0 日開会

平成 2 0 年 9 月 2 6 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 0 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 1 0 日

1. 議事日程

平成20年第3回北杜市議会定例会(1日目)

平成20年9月10日
午前10時02分開会
於 議 場

日程第1 会期の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

(日程第6 報告第7号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定))

日程第7 報告第8号 平成19年度北杜市健全化判断比率報告の件

日程第8 報告第9号 平成19年度北杜市資金不足比率報告の件

日程第9 認定第1号 平成19年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

日程第10 認定第2号 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

日程第11 認定第3号 平成19年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

日程第12 認定第4号 平成19年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

日程第13 認定第5号 平成19年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第14 認定第6号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第15 認定第7号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第16 認定第8号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第17 認定第9号 平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定

日程第18 認定第10号 平成19年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定

日程第19 認定第11号 平成19年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定

日程第20 認定第12号 平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第 2 1 認定第 1 3 号 平成 1 9 年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 2 認定第 1 4 号 平成 1 9 年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 3 認定第 1 5 号 平成 1 9 年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 4 認定第 1 6 号 平成 1 9 年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 5 認定第 1 7 号 平成 1 9 年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 6 認定第 1 8 号 平成 1 9 年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 7 認定第 1 9 号 平成 1 9 年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 8 認定第 2 0 号 平成 1 9 年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 9 認定第 2 1 号 平成 1 9 年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 0 認定第 2 2 号 平成 1 9 年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 1 認定第 2 3 号 平成 1 9 年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第 3 2 議案第 8 4 号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 8 5 号 北杜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 8 6 号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 8 7 号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 6 議案第 8 8 号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 7 議案第 8 9 号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 8 議案第 9 0 号 北杜市職員住宅条例を廃止する条例について
- 日程第 3 9 議案第 9 1 号 平成 2 0 年度北杜市一般会計補正予算（第 3 号）

- 日程第 4 0 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 4 1 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 4 2 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 4 3 議案第 9 5 号 平成 2 0 年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 4 4 議案第 9 6 号 平成 2 0 年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 4 5 議案第 9 7 号 平成 2 0 年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 4 6 議案第 9 8 号 平成 2 0 年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 4 7 議案第 9 9 号 平成 2 0 年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 4 8 発議第 4 号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 9 同意第 5 号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第 5 0 同意第 6 号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第 5 1 同意第 7 号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第 5 2 同意第 8 号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第 5 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
までの 4 7 案件を一括議題として上程)

日程第 3 市長行政報告及び提出議案の説明

- 日程第 9 認定第 1 号 平成 1 9 年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 0 認定第 2 号 平成 1 9 年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 1 認定第 3 号 平成 1 9 年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 2 認定第 4 号 平成 1 9 年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 3 認定第 5 号 平成 1 9 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 4 認定第 6 号 平成 1 9 年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 5 認定第 7 号 平成 1 9 年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 6 認定第 8 号 平成 1 9 年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第17 認定第9号 平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第10号 平成19年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第11号 平成19年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第12号 平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第13号 平成19年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第14号 平成19年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第15号 平成19年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第24 認定第16号 平成19年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第25 認定第17号 平成19年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第26 認定第18号 平成19年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第27 認定第19号 平成19年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第28 認定第20号 平成19年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第29 認定第21号 平成19年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第30 認定第22号 平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第31 認定第23号 平成19年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第4 決算特別委員会の設置について
- 日程第5 決算特別委員会委員の選任について
(常任委員会付託)

2.出席議員（40人）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 野中真理子 | 2番 | 岡野 淳 |
| 3番 | 小澤宜夫 | 4番 | 篠原眞清 |
| 5番 | 五味良一 | 6番 | 小野喜一郎 |
| 7番 | 鈴木今朝和 | 8番 | 風間利子 |
| 9番 | 坂本重夫 | 10番 | 植松一雄 |
| 11番 | 坂本 静 | 13番 | 中嶋 新 |
| 14番 | 保坂多枝子 | 15番 | 利根川昇 |
| 16番 | 中村勝一 | 17番 | 宮坂 清 |
| 18番 | 坂本 保 | 19番 | 千野秀一 |
| 20番 | 小尾直知 | 21番 | 渡邊英子 |
| 22番 | 小林元久 | 23番 | 林 泰彦 |
| 24番 | 内田俊彦 | 25番 | 篠原珍彦 |
| 26番 | 内藤 昭 | 27番 | 小林保壽 |
| 28番 | 坂本治年 | 29番 | 古屋富藏 |
| 30番 | 茅野光一郎 | 31番 | 浅川富士夫 |
| 32番 | 田中勝海 | 33番 | 秋山九一 |
| 34番 | 中村隆一 | 35番 | 清水壽昌 |
| 36番 | 秋山俊和 | 37番 | 細田哲郎 |
| 38番 | 渡邊陽一 | 39番 | 小澤 寛 |
| 40番 | 鈴木孝男 | 41番 | 浅川哲男 |

3.欠席議員

12番 小林忠雄

4.会議録署名議員

6番 小野喜一郎

8番 風間利子

7番 鈴木今朝和

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26人)

| | | | |
|-----------|-------|----------|------|
| 市長 | 白倉政司 | 副市長 | 曾雌源興 |
| 総務部長 | 柴井英記 | 企画部長 | 小松正壽 |
| 保健福祉部長 | 藤原良一 | 生活環境部長 | 細川清美 |
| 産業観光部長 | 植松忠 | 建設部長 | 浅川和徳 |
| 教育長 | 櫻井義長 | 教育次長 | 小林喜文 |
| 会計管理者 | 大芝隆夫 | 監査委員事務局長 | 原哲也 |
| 農業委員会事務局長 | 新海敏生 | 明野総合支所長 | 八代忠夫 |
| 須玉総合支所長 | 内藤歳雄 | 高根総合支所長 | 白倉民雄 |
| 長坂総合支所長 | 植松本 | 大泉総合支所長 | 藤原宝 |
| 小淵沢総合支所長 | 小林まち子 | 白州総合支所長 | 渡邊稔 |
| 武川総合支所長 | 福井俊克 | 政策秘書課長 | 名取重幹 |
| 総務課長 | 堀内誠 | 財政課長 | 小島良一 |
| 囲碁美術館長 | 小池昭一 | 代表監査委員 | 入江薫 |

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 赤岡繁生 |
| 議会書記 | 岩波信司 |
| ” | 浅川輝夫 |

開会 午前10時02分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

平成20年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

防災週間中の8月31日に行われました、北杜市総合防災訓練では地震災害を想定し、多数の市民や関係機関の参加・協力により、大規模な訓練が行われました。また、市内各地域や事業所でもそれぞれ実践的な訓練が行われたところであります。

年に一度の訓練ではありますが、今年も中国四川大地震や岩手・宮城内陸地震、北陸地方や東海地方の集中豪雨による被害などの大規模災害が発生しており、被災地の早期復興を願うとともに、非常事態に備えた日ごろの訓練の重要性を痛感したところであります。

本議会は任期最後の定例会となりますが、議員各位におかれましては、各会計の決算など提出されました議案につきまして、十分にご審議をいただき、円滑な議会運営をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は40人であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、小林忠雄君は都合により、本日欠席の届がありました。

諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は報告3件、認定23件、議案16件、同意4件、諮問1件であります。

次に、監査委員から平成20年5月分および6月分の例月出納検査および定期監査について、結果報告がありました。

次に中北・峡南地区議会議長会が5市6町の合計11市町で、8月27日に発足し、役員として南アルプス市議会 小笠原孝議長が会長に、増穂町議会 永井寛子議長が副会長に就任いたしました。この議長会は、議会運営の研究や地方自治の振興発展に関する調査・研究のため、設立されたものでございますので、ここにご報告申し上げます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

次に閉会中に開催されました峡北広域行政事務組合議会、山梨県後期高齢者医療広域連合議会および峡北地域広域水道企業団議会から、ご報告がございました。

はじめに峡北広域行政事務組合議会、内田俊彦議員、報告をお願いいたします。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

峡北広域行政事務組合議会の報告をさせていただきます。

平成20年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会が、7月7日に峡北広域行政事務組合の3階会議室において開催され、坂本静議員、中村勝一議員、小尾直知議員、小林保壽議員、茅野光一郎議員、秋山九一議員、渡邊陽一議員と私の8人が出席いたしました。

最初に前副議長の甲斐市選出 花田直人氏の組合議会議員改選に伴い、副議長選挙が行われました。指名推選により、甲斐市議会議員 花田直人氏が選出されました。

次に議案の概要について、説明いたします。

提出されました議案は契約案件1件、人事案件1件の2案件であります。

まず契約案件についてであります。長坂消防署に配備予定の高規格救急自動車を購入するにあたり、峡北広域行政事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分
の範囲を定める条例の規定により、議会の議決を経る必要があるため上程され、可決されました。

次に人事案件についてであります。前監査委員の甲斐市選出 中込助雄氏の組合議会議員
改選に伴い、監査委員 2 人のうち 1 人が欠員となりました。後任者として、甲斐市議会議員 中
込助雄氏が監査委員として、選任・同意されたものであります。

以上で、峡北広域行政事務組合議会の報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

次に山梨県後期高齢者医療広域連合議会、内藤昭議員、報告をお願いいたします。

内藤昭君。

○26番議員（内藤昭君）

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の第 1 回臨時会が、7 月 23 日に山梨県立男女共同参画
推進センターの大研修室において開催され、私が出席いたしました。

議案審議に先立ち、山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員 9 名が選任され、正
副委員長が互選されました。

提出された議案は条例案件 1 件、予算案件 2 件、人事案件 1 件であります。

議案の概要について、説明いたします。

まず条例案件であります。山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例の制定につきましては、所得の低い方への軽減対策として、均等割額につ
いて、一律 8 割 5 分の軽減を行うための改正であります。

次に予算案件についてであります。平成 20 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計
補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳出予算の組み
替えを行い、職員の時間外勤務手当の増加に対応するものであります。

次に平成 20 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
につきましては、歳入では保険料軽減措置に伴い、市町村からの負担金を減額し、国庫補助金
の増額を行い、歳出では負担の軽減を含む、制度の周知を行うための啓発物品の購入や広報チ
ラシの送付などの経費であります。

次に人事案件についてであります。山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の廣瀬文
夫小菅村長の辞職に伴い、山梨県町村会会長の久保眞一市川三郷町長が副広域連合長として選
任・同意されたものであります。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

次に峡北地域広域水道企業団議会、利根川昇議員、報告をお願いいたします。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

峡北地域広域水道企業団の議会報告をさせていただきます。

平成 20 年第 2 回峡北地域広域水道企業団議会 9 月定例会が 9 月 4 日、午前 10 時より企業
団事務所議場において開催され、鈴木今朝和議員、小林忠雄議員、保坂多枝子議員、宮坂清議
員、清水壽昌議員、浅川哲男議員と私の 7 人で出席いたしました。

今回の定例議会に提出された議案は3件であります。報告案件1件、認定案件1件、予算案件1件、議案の概要について説明いたします。

まず報告案件についてであります。報告第1号 平成20年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算(第2号)を専決処分したもので、公的資金補てん金免除繰上償還のために借り入れた市中銀行からの借り換え資金を、さらに低金利の資金に借り換えるため、予算の補正を行い、資本的収入収支予算の総額に2億8,200万円を追加し、資本的収入予算の総額を6億4,768万7千円、資本的支出予算の総額を9億4,869万1千円としたものであります。

次に認定案件の認定第1号 平成19年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計決算につきましては、水道事業収益が決算額10億5,354万4,254円であります。その主なものは、営業収益である給水収益の10億1,512万8,330円あります。

水道事業費用は、決算額8億4,288万6,058円あります。また、資本的収入は3億4,385万円で、資本的支出は5億6,981万7,698円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、減債積立金および当年度分損益勘定留保資金等で補てんしております。

次に損益計算による平成19年度の当年度純利益は、2億1,123万9,434円あります。

次に予算案件の議案第5号 平成20年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算(第2号)であります。

補正予算の内容は、水道事業費用の営業費用を781万9千円増額し、総額8億7,108万9千円とするものであります。

また資本的収支は1,365万円増額し、総額9億6,234万1千円とするものであります。資本的支出の増額補正につきましては、大門浄水場遠方監視制御装置更新工事費であります。

以上3議案については、いずれも原案のとおり、承認・認定・可決されました。

以上で、峡北地域広域水道企業団議会の報告を終わります。

○議長(小澤寛君)

報告が終わりました。

大変、ご苦労さまでございました。

以上で、諸報告を終わります。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長(小澤寛君)

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月10日から9月26日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月26日までの17日間に決定いたしました。
なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おきお願いしたい
と思います。

○議長（小澤寛君）

日程第2 会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議規則第79条の規定により、議長が指名いたします。

6番議員 小野喜一郎君

7番議員 鈴木今朝和君

8番議員 風間利子君

以上、3人を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第6 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第47 議案
第99号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)まで、日程第49 同
意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第53 諮問
第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの47件を一括議題といたします。

○議長（小澤寛君）

日程第3 市長から行政報告および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成20年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、提出いたしました案件のうち主なるもの
につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の市政の運営に対する所信の一
端を申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去る8月2日に、安心実現内閣を掲げて改造を断行したばかりの福田内閣であります。総
理は、新しい布陣での政策の実現を図っていかなければならないと述べ、突然退陣を表明され
ました。

世界的な穀物価格の高騰で、食料安定供給への消費者の不安が高まる一方、国内産業は燃料・
生産資材価格の高騰や農産物価格の低迷、貿易自由化圧力の高まりなど、大変厳しい状況に直
面しております。国民生活安定のため、一刻も早い政局の安定を願うものであります。

また7月7日から3日間、地球温暖化防止対策を主要テーマとした、北海道洞爺湖サミット
が開催されました。今年は猛暑やゲリラ豪雨など異常気象が目立ち、地球環境の危機を改めて
考えさせられました。

本市では村山六ヶ村堰水力発電所の建設、太陽光発電実証研究施設の誘致、公用車へのB D
F燃料供給や電気自動車のモデル実験などに取り組んでおりますが、クリーンエネルギーへの
転換の重要性を再認識し、意を新たにしたいところであります。

8月3日には、小淵沢町の県馬術競技場で常陸宮妃華子殿下のご臨席を賜り、第32回全日
本ジュニア障害馬術大会が開催され、妃殿下から入賞した選手に直接、お声をかけていただき
ました。

また、先般の北京オリンピックでは、日本選手の活躍に一喜一憂いたしました。特に水泳の平泳ぎで北島康介選手が、前回のオリンピックに続き2個の金メダルに輝き、大いに感動いたしました。高根いきいきふるさと祭りには、友好関係にある東京都荒川区の北島選手の実家から出店をしていただき、イベントを盛り上げていただきました。

また、八ヶ岳ホースショー・インこぶちさわや名水と国蝶オオムラサキの里まつり、サンフラワーフェス、各地域のふるさと祭りなどが開催され、市内外の多くの皆さまに楽しんでいただきました。それぞれの実行委員会等、関係者の皆さまのご尽力に感謝を申し上げる次第であります。

さて、今定例市議会は、私にとりましては任期最後の議会であります。

平成16年11月、多くの市民の皆さまのご支援をいただき、市政執行の重責を担うことになりました。以来、私は「市政は市民のためにあり、市民に忠実に奉仕する」を政治姿勢に8つの杜づくりを政策の柱に掲げ、和を大切にしながら、後世に負担を残さない、未来に責任を持つ政治を市政舵取りの基本に位置づけて北杜市の礎を築くべく、市政を執行してまいりました。

その第1は、教育文化に輝く杜づくりであります。

ふるさとづくりは人づくりからを念頭に、原っぱ教育事業により、心身ともにたくましい北杜っ子を育てよう努めております。豊かな自然と素晴らしい文化は、北杜市の貴重な財産であり、誇りとするところでもあります。この大切な宝を守り育むため、さらに文化振興を図っていかねばならないと考えております。企業等からの協力による芸術文化スポーツ振興基金を創設いたしました。

第2は産業を興し、富める杜づくりであります。

北杜市の貴重な財産である森林を大切に守り育てるため、里山整備を進めてまいりました。また農業を基幹産業として位置づけ、さらに若者の定住と市民の雇用の場を確保するためには、企業誘致を含めた産業の振興が重要であります。

経済産業省の企業立地に特色ある取り組みをしている市町村に選定されたほか、企業誘致には全力を傾注し、現在まで10社の立地につながり、すでに操業を開始した企業だけでも、市内で200人以上の雇用を創出いたしました。

また農業振興、農地の維持・確保対策として、担い手の育成については積極的に推進してきた結果、営農組織は12法人を含む25組織を立ち上げることができました。地域農業の核として、先導役を果たしていただきたいと願うものであります。

第3は安心・安全で、明るい杜づくりであります。

少子化は最大の行政課題であり、安心して子どもを産み育てる環境整備に努めております。甲陽病院の小児科の充実や富士見高原病院との連携による産婦人科医の確保、妊婦・乳児一般検診助成や不妊治療の助成などを行ってまいりました。少子化対策に決め手はなく、苦慮しているところでありますが、知恵を絞り、思いきった対策を講じる必要があると考えております。また休日や夜間において、障害者等に急を要する事態が発生したときに、フルタイムで支援ができるよう、緊急支援体制を強化しました。さらに原油高騰に対応するため、生活困窮者に灯油の購入費の一部を助成いたしました。

これからは、食と農と健康は大変重要なテーマであります。食育や地産地消について、引き続き推進してまいります。

防災対策としましては、自然災害に対する備えとして、自主防災マニュアルを活用しての自

主防災組織の育成、災害時の情報伝達手段として携帯電話を利用したメール配信など、地域の防災力の強化に努めるとともに、災害時の被災者援助、物資調達、緊急輸送などの支援体制の整備に取り組んでまいりました。

第4は基盤を整備し、豊かな杜づくりであります。

広大な面積を持つ本市では、日常生活に密接に係る道路網のネットワーク化や上下水道の統合・整備、さらに雇用の創出に伴う市営住宅の整備などが必要であり、今後も生活者の視点に立った社会基盤の整備を進めてまいります。

まちづくり交付金事業につきましては長坂駅周辺、清里駅周辺、小淵沢駅周辺の3地区で順調に進んでおり、今後も計画どおり進めてまいる考えであります。

また高齢者をはじめとする、いわゆる交通弱者の足の確保のため、先般設置した北杜市地域公共交通活性化協議会において議論を重ねる中で、新しい交通システムの構築を図ってまいります。

第5は、環境日本一の潤いの杜づくりであります。

新たに平成の名水百選として、金峰山、瑞牆山源流が認定されたことによって、白州・尾白川と八ヶ岳南麓高原湧水群と合わせて、全国で3カ所の名水を持つ唯一の自治体となり、日本一の名水の里になりました。この北杜市の誇れる資源である水と太陽の恵みを生かした、クリーンエネルギー創出への取り組みを、積極的に進めてまいりました。

また、市民共有の財産である自然環境を守りながら、次世代に引き継いでいくため、本年度から企業等の協力による環境保全協力金制度を創設いたしました。協力金については、基金として積み立て、環境保全や名水の里を守るための活動に資するため、里山の整備や環境教育などに充当していく考えであります。

第6は交流を深め、躍進の杜づくりであります。

交流なくして活力は生まれません。旧町村から受け継いだ国内外の姉妹都市との交流は、中学生を含む多くの市民の参加をいただく中で進めてきたところであり、引き続き文化交流や産業交流の発展につながるよう、国内外との交流を深めてまいります。

第7は、品格の高い感動の杜づくりであります。

長期滞在型リトリートの杜宣言により、北杜市の観光・体験・物産情報を提供し、特に団塊の世代をターゲットに、癒しの空間、上質な時間のPRに努めてまいりました。また市内には豊かな自然と美しい景観とともに、美術館・資料館・ホールなど芸術文化に親しめる施設が数多くあり、これらを活用したイベントが開催されております。

平成18年8月にオープンした風林火山館は、約57万人の入館者がありました。合併まもない北杜市の名前を全国にPRするとともに、多くの経済効果をもたらしたと思っております。

第8は、連帯感のある和の杜づくりであります。

国・地方ともかつてない厳しい財政状況の中、地域の活性化と経費の軽減、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、これまで140の公の施設で指定管理者制度を導入いたしました。また、地域でできることは地域でとの考えのもとに、各地域委員会の自主的活動を促すとともに、市民との協働のまちづくりを推進してまいりました。さらに市民対話、市長と語る集いの開催により、市民の声や提言をいただき、市政運営に反映するよう努めてまいりました。

多くの皆さまから応募をいただき、市民憲章と市の花、木、鳥に併せて、市内に生息する昆虫、小動物を加え、市のシンボルとして制定しました。加えて、四季折々の自然、文化、歴史

性に優れた北杜24景を選定しましたが、さらに親しみや関心を持ち、多くの方々に訪れていただけるよう、絵画、写真、俳句などコンテストを実施しております。

私は行財政基盤の確立を最重要課題として捉え、自主財源の確保、歳出削減など財政の健全化に努め、あらゆる努力を傾注してまいったところであり、一定の成果を上げることができたものと思っております。それもこれも議員各位をはじめ、市民の皆さまのご支援とご理解があったのもであり、改めて感謝を申し上げます。

しかし、北杜市が全国において確たる地位を築き上げるための課題への対応は、まだ道半ばであります。それらに道筋をつけることが私の使命であると肝に命じ、去る6月定例会におきまして、その決意をお示したところであります。

今後も、私がこれまで貫いてまいりました清潔・公正・公平に徹する基本姿勢を堅持しつつ、透明で分かりやすい市政、市民との協働の市政を推進してまいる考えであり、残された任期に全力を尽くすとともに、来たるべき選挙において、市民の皆さまの厳正なるご審判をいただく所存であります。

次に、市政の状況について申し上げます。

最初に、平成20年度の地方交付税の配分額についてであります。

国の進める三位一体改革等により、平成13年度から減少傾向が続いていましたが、本年度は地方再生対策費の新設により増加に転じ、昨年度より4.4%、4億4,300万円余り増の105億5,773万9千円で、県内市町村では交付税額、増加額ともに最大でありました。

次に、防災対策についてであります。

8月31日、須玉中学校校庭において、関係機関・諸団体の協力のもと、多数の市民の皆さまのご参加をいただき、大規模な災害を想定した北杜市総合防災訓練を実施いたしました。ここ数年、全国各地で集中豪雨による被害が発生しております。改めて災害に対する日ごろの備えと、訓練の重要性を痛感しております。

市では大規模な災害が発生した場合、食料・衣料・医薬品などの生活物資を被災者に援助するため、7月28日にスーパーなど、5つの事業者と生活必需物資の調達に関する協定を、また輸送を行う事業者2社と物資等の緊急輸送を要請するための協定を締結し、先に締結した宿泊施設等の提供協力事業所、放送要請事業所などと併せて、災害発生時の支援体制の充実・強化を図ったところであります。

次に、市制4周年記念式典についてであります。

9月28日に高根ふれあい交流ホールにおいて、記念式典を開催いたします。当日は知事をはじめ、関係者をお招きして、市政発展等に功績のあった方々の表彰、北杜市の歌「北の杜讃歌」の披露を行う予定であります。

次に、学官共同地域再生プロジェクトについてであります。

地域活性化・地域再生については、多くの地方自治体において多様な取り組みがなされ、国からもさまざまな支援策が講じられています。北杜市においても、須玉町増富地区と白州町台ヶ原地区が地域資源の掘り起こしと、それを活かすための事業に取り組んでいるところであります。

このような取り組みに対し、過日、早稲田大学大学院、公共経営研究科の藤井浩司教授が来庁され、北杜市の地域再生事業等をもとに、大学院に地域再生システム論の講座を開設し、北杜市をフィールドとした研究をしたいとのご提案がありました。協働連携により新たな視点で

地域の魅力を引き出すことや、これを契機として、早稲田大学との結びつきが深まることを期待するものであります。

次に、地上デジタル放送への対応であります。

現在の地上アナログテレビ放送は平成23年7月24日をもって終了し、地上デジタルテレビ放送に全面移行しますが、その期限まで3年を切りました。

市では北杜市ケーブルテレビ事業として、本年4月から指定管理者制度を導入し、デジタル化に向けての工事を進めており、高根町、大泉町の市のケーブルテレビエリアについては、来年の4月からデジタル放送を開始する予定であります。

また、市内に15組合ありますNHK共同受信施設のデジタル化対応につきましては、去る7月29日に各組合長さん方にお集まりいただき、対応等についてご説明申し上げ、意見交換を行ったところであります。

ケーブルテレビ、NHK共聴組合およびアンテナ個別受信のいずれにおきましても、各家庭におけるデジタル対応機器の購入が不可欠となりますので、スムーズなデジタル化への移行に向けて、今後も広報等による啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、北杜市地域公共交通活性化協議会についてであります。

地域の公共交通について、創意工夫のある自主的な取り組みを支援する国土交通省の地域公共交通活性化・再生総合事業に取り組むため、地域住民、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等の代表者からなる法定協議会を、8月25日に設立いたしました。この協議会では、地域住民が自ら考え調査・研究する中で、支え合いの地域公共交通体系の構築を目指すものであります。

今後、精力的に協議会を開催し、市民バスの現況と課題の把握や市民・利用者のアンケート調査等を行い、今年度末には地域公共交通総合連携計画を策定する考えであります。

次に、ウイルス性肝炎感染者への支援についてであります。

県は、本年4月からウイルス性肝炎のインターフェロン治療費助成事業を開始しました。感染者や要診療者の多い北杜市においては、これを機会にインターフェロン治療を始めた受給者が多くなっています。

しかし、治療効果が期待されるにも関わらず、高額な医療費や副作用を心配し、長期に及ぶ治療に戸惑う方もいると聞いておりますが、肝炎を治療することで肝硬変や肝ガンになることを予防でき、感染者や要診療者がより健康になり、安心して生活を送ることができます。そこで県の助成を受けている受給者に対し、自己負担額の2分の1を市が独自に助成することとし、今回の補正予算に計上いたしております。

次に、市立白州診療所の改修についてであります。

旧白州保健センターの改修工事が完成し、9月1日から新しい診療所での診療が始まりました。新たに感染性患者の隔離室、内視鏡室等の処置治療室を設置し、機能の充実を図りました。また、旧診療所は解体して駐車場として整備しますが、11月中にはすべての工事が完了する予定であります。

次に、電気自動車モデルゾーン実験についてであります。

有限責任中間法人、電動車両普及センターの協力による電気自動車モデルゾーン実験事業の出発式を、7月27日の名水と国蝶オオムラサキの里まつりの会場で行いました。この実験は電気自動車6台を公用車として借り受け、11月までの4カ月間、走行性や利便性などの検証

とともに、普及・啓発活動を行っていくものであります。市内外からの反響も大きく、問い合わせも多く寄せられております。

今後も、各種イベントなどで展示するとともに、市内の児童生徒への環境教育の一環としても活用してまいりたいと考えております。

次に、庁内地下水検討委員会の設置についてであります。

北杜市は3つの名水を持つ市となり、その保全と活用については、多方面から注目されております。私たちは自然の恩恵を受けながら生活しており、地下水は限られた貴重な資源であります。今後、ミネラルウォーター等地下水の需要が多くなることが予想されるため、庁内関係部局による地下水検討委員会を設置いたしました。この検討委員会を中心に、地下水の規制など本市全体の水環境保全について総合的に調査・研究し、施策に反映していく考えであります。

次に、住宅対策についてであります。

昨年10月に着工いたしました、市営武川さくら団地が7月末に完成いたしました。鉄筋コンクリート造り3階建てで、2LDKが12戸、3LDKが9戸の合計21世帯であり、オール電化やバリアフリー化、エレベーター施設、集会所等の付帯施設も充実した住宅であります。すでに9月1日には、入居者が引っ越しを済ませたところであります。

次に、雇用促進住宅についてであります。

市内にある雇用促進住宅は5団地、9棟、320戸であり、現在274世帯が入居しております。このたび、国から平成23年度末までに雇用促進住宅の2分の1を廃止し、施設および跡地は売却および取り壊し、処理を速やかに講ずるとする独立行政法人整理合理化計画が示されました。

これに基づき、独立行政法人 雇用・能力開発機構から土地、建物の不動産鑑定による概算譲渡価格が提示され、市の取得について、本年9月末日を期限に依頼されたところであり、市といたしましては、取得することを前提に雇用・能力開発機構と協議を進めているところであります。

次に食育・地産地消の推進であります。

8月20日、総務省の地域創造力アドバイザー派遣事業の一環として、福井県小浜市との連携事業であるキッズキッチン公開教室、ならびに講演会を開催いたしました。参加者からは食育への関心が高まった、もう一度家庭で食育を真剣に考えたいなどの感想をいただくなど、有意義な事業であったと思っております。

今後は本市の担当職員を2週間程度、小浜市に派遣し、指導者養成を行う予定であります。

次に、農業と障害者福祉の連携であります。

農業者の高齢化に併せて、担い手組織構成員の高齢化も深刻な問題となっており、将来的な労働力不足に陥ることが懸念されます。一方、障害者福祉におきましては、障害者の自立をどのように具現化するかが課題となっており、そのための就業支援を早急に進める必要があります。

そこで過日、労働力の確保が必要な農業と就業訓練や就業機会を求める障害者福祉との協業をテーマに、市内の障害者施設7事業所と担い手組織12組織の代表者を招き、意見交換会を実施いたしました。

前向きな意見・情報交換ができたところであり、今後の永続的な連携を見据えた中で、具現化できる方法や作業内容を検討し、農業と障害者福祉との連携システムをスタートさせたいと

考えております。

次に社団法人 日本音楽事業者協会の、まごころ募金寄託事業についてであります。

まごころ募金からの植林や里山整備事業への支援が、同協会の理事会において正式に決定され、去る8月21日に同協会のメンバーが市内において森づくり研修会を行い、現地調査を行ったところであります。10月2日には、市および同協会ならびに関係者により、寄託事業を北杜市で実施する旨の記者発表会を開催する予定であります。

今後、数年にわたり寄附を受けられることになると同時に、日本音楽事業者協会による広報活動により、北杜市を全国にPRしていただけるものと期待しております。

次に、サントリー株式会社による森林整備等についてであります。

サントリー株式会社が、白州町神宮川上流部における市および区有林で実施する間伐や植林、治山、シカの食害防止等について、区有林の地権者のご理解をいただくことができました。このため、シーズの森や電機山梨の森と同様に、やまなし森づくりコミッションを活用し、10月7日に森林整備協定を締結することといたしました。

今後も地球温暖化防止や水資源の涵養など、企業や団体が実施する森づくり活動に協力してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致についてであります。

須玉町地内に立地しております株式会社リガクの山梨工場を、先般、企業等振興支援事業所に再指定し、増設計画を認定いたしました。

株式会社リガクは、平成2年に須玉町地内の中核工業団地に山梨工場を新設し、X線分析装置などの生産を行っておりますが、このたびの増設計画では、現在の山梨工場を約2倍に拡張し、卓上型X線解析装置などの小型機の量産を行うこととしており、来春の操業開始に向け、工事に着手したところであります。

また、今回の工場拡張に伴い、従業員数は現在の約2倍の120人程度にまで段階的に増やす計画であり、市内からの雇用も見込まれるなど、地域の活性化に大きな貢献がなされるものと期待しております。

次に、就職ガイダンスの開催についてであります。

進出企業等にとって、従業員の確保が大きな課題となっており、市においても雇用対策、若者定住促進対策として、市民の就労の場を確保する取り組みが必要であります。市主催の就職ガイダンスを、本年も10月21日に開催することとしており、引き続き就業機会の確保を図り、定住人口の増加を目指すとともに、市内企業への労働力を確保してまいります。

次に、北杜市フィルムコミッションについてであります。

北杜市の名を全国に発信することを目的として、本年4月に設立いたしました。以来、ホームページ等を通じて積極的に周知を図ってきたところであり、さまざまな依頼や照会が寄せられ、来年のNHK大河ドラマ「天地人」やフジテレビ「黒部の太陽」など、すでにいくつかのロケが実施されております。

今後も映画・テレビ等が持つ宣伝効果を最大限活用すべく、積極的にロケへの支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光の状況であります。

本年度は風林火山ブーム、大型観光キャンペーンの終了や原油高騰による観光客の減少が危惧されることから、積極的に観光キャンペーンを展開するとともに、都内のいくつかのJRの

駅に観光ブースを設置するなど、リトリートの杜事業コンソーシアムや市観光協会のご協力を得ながら、誘客に努めてまいりました。

また、長期滞在型リトリートの杜事業が掲げるテーマの1つである青少年の長期滞在を推進するため、8月4日から6日までの2泊3日で、子どもたちの体験プログラムを中心としたキャンプ事業を行い、都会の子どもと市内の子どもや地域指導者との交流を図るなど、地域資源の情報発信を行ったところでもあります。

次に、市立小中学校施設の耐震化についてであります。

本年7月、国の指導により北杜市公立学校施設耐震補強計画を見直しました。明野小学校屋内運動場は、耐震強度を表すIS値が0.18であり、極端に低い施設となっております。屋内運動場としての使用はもとより、地域の社会体育施設、災害時の応急避難施設に指定されていることから早急な対策が必要であると判断し、平成21年度に改築事業に着手することとし、今回の補正予算に設計委託費を計上したところであります。

次に、美術館の施設利用にかかる協定についてであります。

8月8日、平山郁夫シルクロード美術館、青春白樺美術館および中村キースヘリング美術館のご理解をいただき、市内の小中学校が学校教育の一環として美術館を利用する場合に、入館料の免除や学芸員による作品の解説、絵画指導などについてご協力をいただくことなどを内容とした利用協定を締結いたしました。これにより児童生徒が質の高い芸術作品に触れ、理解を深めることにより、情操教育の向上に寄与できるものと期待しております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件3件、認定案件23件、条例案件7件、補正予算案件9件、同意案件4件、諮問案件1件であります。

はじめに報告第7号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会へ報告するものであります。

次に報告第8号および報告第9号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成19年度の市の健全化判断比率および資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に認定第1号 平成19年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第23号 平成19年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの23案件につきましては、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。

次に条例案件等につきまして、ご説明申し上げます。

議案第84号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が施行されることにより、北杜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例、北杜市職員定数条例、公益法人等への北杜市職員の派遣等に関する条例、北杜市下水道条例および北杜市甲陵高等学校の教員職員の給与等に関する特別措置に関する条例の5条例を一括改正するものであります。

次に議案第85号 北杜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例についてであります。北杜市を所管する警察署が北杜市警察署になったこと等に伴い、所要の改正を行うものであ

ります。

次に議案第 8 6 号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、今までは国政選挙のみに認められていた選挙運動用ビラの頒布が地方公共団体の長の選挙においても認められ、ビラの作成にかかる費用について公費で負担することができることとされたため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第 8 7 号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

株式会社日本政策金融公庫法および、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第 8 8 号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第 8 9 号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

医療法施行令等の一部を改正する政令および医療法施行規則の一部を改正する省令が施行され、広告可能な診療科名が改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第 9 0 号 北杜市職員住宅条例を廃止する条例についてであります。

武川町三吹にある北杜市職員住宅は、昭和 3 0 年ごろに建設され、老朽化が著しく、防犯・防災面等においても不安があるため、解体を行うことに伴う条例を廃止するものであります。

続きまして、補正予算につきましてご説明申し上げます。

まず議案第 9 1 号 平成 2 0 年度北杜市一般会計補正予算（第 3 号）についてであります。

はじめに総務関係につきましては、環境保全基金活用検討委員会の意見を受け、「森を育て、水を守る」をテーマにしたイベントを環境保全基金を活用して行うこととし、必要な経費を計上いたしております。

次に企画関係についてであります。地方税法の改正により平成 2 1 年 1 0 月より公的年金から個人住民税を特別徴収する制度が実施されることに伴い、業務系システムを改修することとし、必要な経費を計上いたしております。

次に民生関係であります。子どもを産み育てる環境を整備するため、子ども連れや出産予定の方が公共施設等に優先的に駐車場所を確保できるよう、専用のカラーコーンを設置することとし、必要な経費を計上いたしております。

次に衛生関係につきましては、肝炎患者の負担軽減と治療を促進するため、インターフェロン治療の一部を助成するものであります。

次に環境関係についてであります。下水道整備計画の区域外での合併浄化槽の設置に対する助成を増額するものであります。

次に農業関係であります。企業の農業参入を促進するため、耕作放棄地の区画整理などに必要な経費を計上いたしております。

次に土木関係につきましては、早めの道路維持補修が必要な箇所が目立つことや道路管理者の責任が問われるような車両事故が多発していることなどから、早急の修繕に必要な経費を計上しております。

次に教育関係であります。耐震力が極めて低いと診断されております明野小学校の屋内運動場を改築することとし、実施設計などに必要な経費を計上いたしております。

最後に公債費につきましては、昨年度から財政健全化を推進するため、利率の高い市債の繰り上げ償還を行っているところであります。温泉施設整備の市債が交付税措置のない不利なものであり、解約手数料等を不要とすることで協議が整ったことから繰り上げ償還するものであります。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は6億2,164万9千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ285億859万9千円とするものであります。

続きまして、特別会計補正予算についてであります。

はじめに議案第92号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)であります。本年度の後期高齢者支援金が確定したことに伴い、6,594万円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億6,008万3千円とするものであります。

次に議案第93号 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。高額該当者情報一括登録システム開発のため、15万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億3,836万8千円とするものであります。

次に議案第94号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)であります。過年度の医療費の精算に伴う一般会計への繰出金が主なもので、1,593万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,629万1千円とするものであります。

次に議案第95号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。過年度の精算に伴う精算金として、6,502万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億9,438万円とするものであります。

次に議案第96号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。市内の給水管分水に伴う舗装本復旧および給水管敷設工事として4,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億3,360万円とするものであります。

次に議案第97号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。長坂地区まちづくり交付金事業に伴う下水道管敷設替えとして1,376万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億4,273万1千円とするものであります。

次に議案第98号 平成20年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)であります。改修した白州診療所の駐車場工事として317万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,285万2千円とするものであります。

次に議案第99号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)であります。財産区の名称変更に伴う登記名義変更の経費が主なもので232万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億920万7千円とするものであります。

続きまして、人事案件についてご説明申し上げます。

はじめに同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任についてであります。新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

次に同意第6号から同意第8号までの3案件につきましては、新たに恩賜県有財産保護組合議会議員および財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約第6条第1項および北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求

めるものであります。

次に諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦であります。法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となり、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、今議会が任期最後の議会であります。4年間の間には小淵沢町の合併もありましたが、議員各位には市政発展のため、格段のご指導とご支援を賜りましたことに対しまして、改めて深甚なる敬意と感謝を表す次第であります。今後ますますご健勝にて、ご活躍されますことを衷心よりご祈念申し上げます。

以上、提案いたしました案件の説明と私の所信の一端を申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思っておりますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

市長の報告および説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午前11時20分といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時22分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（小澤寛君）

日程第9 認定第1号から日程第31 認定第23号までの一般会計および特別会計の23件の決算の認定について、補足説明を求めます。

大芝会計管理者。

○会計管理者（大芝隆夫君）

それでは、今議会に提出されました平成19年度の北杜市における各会計の決算認定に関する議案につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては、地方自治法第233条、公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして、処理を行いました。

決算の調整につきましては、各会計とも平成19年4月1日から平成20年3月31日までに実施されました諸事業および収入支出につきましては、2カ月間の出納整理期間を経て、平成20年5月30日に各会計を閉鎖し、決算の調整を行ったところであります。

したがって、市長への決算書の提出は出納閉鎖後、3カ月以内であります平成20年7月15日に行い、また監査委員による決算審査は平成20年7月18日から8月11日にわたり実施され、決算に対する意見書をいただいたところであります。

今回、認定いただく案件の数につきましては、平成19年度の一般会計をはじめ特別会計、病院事業会計を含め、23案件であります。

まず認定第1号 平成19年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 276億2,915万円に7回の補正を行い、18年度からの繰越事業を加えた予算の総額は317億6,429万6,500円となりました。

歳入面では市税の75億382万円余をはじめ、総額で308億6,121万8,631円となり、収納率は97.2%であります。

一方、歳出面では武川中学屋内運動場耐震補強、小淵沢中学プール改築工事などの義務教育施設整備事業、清里・長坂・小淵沢地区のまちづくり交付金事業、須玉就業促進住宅建設、武川上団地建設工事の公営住宅整備事業など大規模な事業を実施し、総額で297億2,333万1,762円となり、執行率は93.6%でありました。

歳入歳出差し引き残額は11億3,788万6,869円となりますが、20年度へ繰り越す事業費11億3,570万5千円の財源として、8,621万6,420円を差し引きますと、実質繰越額は10億5,167万449円となるものであります。

次に認定第2号 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 53億704万4千円に4回の補正を行い、18年度からの繰越事業を加えた予算の総額は56億5,967万8千円となりました。

歳入面では保険税の17億1,294万円余をはじめ、総額で60億9,818万3,463円となり、収納率は107.7%であります。一方、歳出面では保険給付費をはじめとし、55億1,103万2,783円で、執行率は97.4%でありました。

歳入歳出差し引き残額は5億8,715万680円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第3号 平成19年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 54億6,015万円に2回の補正を行い、予算の総額は55億5,215万2千円となりました。

歳入面では支払い基金交付金の28億1,740万円余をはじめ、総額で54億5,138万2,091円となり、収納率は98.2%であります。一方、歳出面では医療給付費をはじめとし、54億5,089万9,969円で、執行率は98.2%でありました。

歳入歳出差し引き残額 48万2,122円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第4号 平成19年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 30億7,891万4千円に3回の補正を行い、予算の総額は31億7,585万8千円となりました。

歳入面では介護保険料の5億1,362万円余をはじめ、総額で32億1,153万9,314円となり、収納率は101.1%であります。一方、歳出面では保険給付費をはじめとし、31億4,651万6,351円で、執行率は99.1%でありました。

歳入歳出差し引き残額は6,502万2,963円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第5号 平成19年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 1,680万3千円に1回の補正を行い、予算の総額は1,511万

8千円となりました。

歳入面ではサービス収入の1,340万円余をはじめ、総額で1,451万9,341円となり、収納率は96%であります。一方、歳出面では一般管理費として1,448万378円で、執行率は95.8%でありました。

歳入歳出差し引き残額は3万8,963円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第6号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額30億1,444万3千円に3回の補正を行い、18年度からの繰越事業を加えた予算の総額は31億4,955万3千円となりました。

歳入面では水道使用料の11億1,967万円余をはじめ、総額で30億9,248万6,030円となり、収納率は98.2%であります。一方、歳出面では水道維持管理費および水道施設整備費など30億6,124万5,464円で、執行率は97.2%でありました。

歳入歳出差し引き残額は3,124万566円となりますが、20年度へ繰り越す事業費、3,700万円の財源として、1,141万円を差し引きますと、実質繰越額は1,983万566円となるものであります。

次に認定第7号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額34億4,453万9千円に3回の補正を行い、18年度からの繰越事業を加えた予算の総額は40億4,452万円となりました。

歳入面では一般会計からの繰入金11億5,202万円余をはじめ、総額で36億9,216万4,774円となり、収納率は91.3%であります。一方、歳出面では下水道施設整備費および公債費など36億4,563万4,800円で、執行率は90.1%でありました。

歳入歳出差し引き残額は4,652万9,974円となり、20年度へ繰り越す事業費3億7,506万9千円の財源として、1,883万6千円を差し引きますと、実質繰越額は2,769万3,974円となるものであります。

次に認定第8号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額10億2,724万1千円に4回の補正を行い、18年度からの繰越事業を加えた予算の総額は10億9,645万8千円となりました。

歳入面では一般会計からの繰入金5億65万円余をはじめ、総額で10億8,301万5,652円となり、収納率は98.8%であります。一方、歳出面では公債費および施設整備費など10億5,990万7,571円で、執行率は96.7%でありました。

歳入歳出差し引き残額は2,310万8,081円となりますが、20年度へ繰り越す事業費1,500万円の財源として80万円を差し引きますと、実質繰越額は2,230万8,081円となるものであります。

次に認定第9号 平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額4億5,996万7千円に2回の補正を行い、予算の総額は4億3,932万8千円となりました。

歳入面では一般会計からの繰入金3億7,160万円余をはじめ、総額で4億4,322万9,420円となり、収納率は100.9%であります。一方、歳出面では4億2,770万6,197円で、執行率は97.4%でありました。

歳入歳出差し引き残額は1,552万3,223円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第10号 平成19年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額8,987万8千円に2回の補正を行い、予算の総額は1億3,560万4千円となりました。

歳入面では診療収入の1億1,417万円余をはじめ、総額で1億4,226万5,975円となり、収納率は104.9%であります。一方、歳出面では1億2,612万1,601円で、執行率は93%でありました。

歳入歳出差し引き残額は1,614万4,374円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第11号 平成19年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額1億4,390万9千円に2回の補正を行い、予算の総額は1億557万3千円となりました。

歳入面では診療収入の8,218万円余をはじめ、総額で1億856万2,495円となり、収納率は102.8%であります。一方、歳出面では9,003万4,007円で、執行率は85.3%でありました。

歳入歳出差し引き残額は1,852万8,488円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第12号 平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額2億5,195万8千円に3回の補正を行い、予算の総額は2億6,922万8千円となりました。

歳入面ではテレビ使用料の1億6,116万円余をはじめ、総額で2億6,497万7,934円となり、収納率は98.4%であります。一方、歳出については2億6,494万2,980円で、執行率は98.4%でありました。

歳入歳出差し引き残額は3万4,954円となりますが、平成19年度で北杜市ケーブルテレビ特別会計が廃止されましたので、全額20年度の一般会計に編入するものであります。

次に認定第13号 平成19年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額90万6千円は補正を行いませんでしたので、予算の総額は90万6千円であります。

歳入面では繰越金のみで167万5,717円となり、収納率は185.0%であります。一方、歳出面では土地開発事業費の78万5,707円で、執行率は86.7%でありました。

歳入歳出差し引き残額は89万10円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第14号 平成19年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件

であります。

当初の歳入歳出予算額 1,155万5千円は補正を行いませんでしたので、予算の総額は1,155万5千円となりました。

歳入面では財産収入の833万円余をはじめ、総額で1,201万9,517円となり、収納率は104.0%であります。一方、歳出面では4つの財産区管理会の経費など965万5,767円で、執行率は83.6%でありました。

歳入歳出差し引き残額は236万3,750円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第15号 平成19年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 3,310万5千円に1回の補正を行い、予算の総額は7,830万5千円となりました。

歳入面では諸収入の5,429万円余をはじめ、総額で8,269万9,319円となり、収納率は105.6%であります。一方、歳出面では8つの財産区管理会の経費など6,807万7,975円で、執行率は86.9%でありました。

歳入歳出差し引き残額は1,462万1,344円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第16号 平成19年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 1億613万8千円に1回の補正を行い、予算の総額は1億770万3千円となりました。

歳入面では県からの補助金5,210万円余をはじめ、総額で1億2,811万1,537円となり、収納率は118.9%であります。一方、歳出面では8つの財産区管理会の経費など8,293万9,328円で、執行率は77%でありました。

歳入歳出差し引き残額は4,517万2,209円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第17号 平成19年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 1,117万5千円は補正を行いませんでしたので、予算の総額は1,117万5千円であります。

歳入面では財産収入の271万円余をはじめ、総額で1,415万6,488円となり、収納率は126.7%であります。一方、歳出面では3つの財産区管理会の経費など290万5,521円で、執行率は26%でありました。

歳入歳出差し引き残額は1,125万967円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第18号 平成19年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 228万6千円は補正を行いませんでしたので、予算の総額は228万6千円であります。

歳入面では県からの補助金139万円余をはじめ、総額で277万8,638円となり、収

納率は121.6%であります。一方、歳出面では2つの財産区管理会の経費など140万134円で、執行率は61.2%でありました。

歳入歳出差し引き残額は137万8,504円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第19号 平成19年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額656万円は補正を行いませんでしたので、予算の総額は656万円であります。

歳入面では県からの交付金258万円余をはじめ、総額で860万3,691円となり、収納率は131.2%であります。一方、歳出面では3つの財産区管理会の経費など315万6,300円で、執行率は48.1%でありました。

歳入歳出差し引き残額は544万7,391円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第20号 平成19年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額180万2千円は補正を行いませんでしたので、予算の総額は180万2千円であります。

歳入面では県からの交付金130万円余をはじめ、総額で193万9,855円となり、収納率は107.7%であります。一方、歳出面では5つの財産区管理会の経費など108万1,363円で、執行率は60%でありました。

歳入歳出差し引き残額は85万8,492円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第21号 平成19年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額598万9千円は補正を行いませんでしたので、予算の総額は598万9千円であります。

歳入面では県からの交付金143万円余をはじめ、総額で586万6,098円となり、収納率は97.9%であります。一方、歳出面では5つの財産区管理会の経費など174万1,414円で、執行率は29.1%でありました。

歳入歳出差し引き残額は412万4,684円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

次に認定第22号 平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額3,084万円に2回の補正を行い、予算の総額は3,275万8千円となりました。

歳入面では不動産貸付収入など2,368万円余をはじめ、総額で3,648万5,784円となり、収納率は111.4%であります。一方、歳出面では一般管理経費など3,075万7,374円で、執行率は93.9%でありました。

歳入歳出差し引き残額は572万8,410円となり、全額20年度へ繰り越すものであります。

最後に認定第23号 平成19年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

決算は塩川病院、甲陽病院、介護老人保健施設 しおかわ福寿の里、訪問看護ステーション つくしんぼおよび八ヶ岳訪問看護ステーションの、5つの事業所の決算となります。

予算の執行状況のうち収益的収入及び支出については、収入予算現額38億3,729万6千円に対し、決算額は34億6,643万9,924円であり、収入予算執行率は90.3%であります。

内訳は病院事業収益31億1,906万8,809円、介護老人保健事業収益2億9,663万1,064円、訪問看護事業収益5,074万51円となっています。

一方、支出は予算現額39億3,470万4千円に対し、決算額36億5,183万9,547円であり、支出予算執行率は92.8%であります。

内訳として、病院事業32億8,977万5,164円。介護老人保健事業費用3億1,627万6,256円。訪問看護事業費用4,578万8,127円となっています。

また資本的収入及び支出については、収入予算現額2億293万3千円に対し、決算額は2億818万4,964円であり、収入予算執行率は102.6%であります。

一方、支出は予算現額3億9,534万円に対し、決算額3億8,511万1,230円であり、支出予算執行率は97.4%であります。

以上、平成19年度の各会計の歳入歳出決算について、その概要をご説明いたしました。

よろしくご審議のほどを賜り、認定いただきますよう、よろしく願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

以上で、大芝会計管理者の説明が終わりました。

次に代表監査委員から認定第1号から認定第23号までの23件の決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

入江代表監査委員。

○代表監査委員（入江薫君）

それでは平成19年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算審査に付された会計については、

平成19年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成19年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成19年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算

平成19年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成19年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成19年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算

平成19年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

平成19年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算
平成19年度北杜市病院事業特別会計決算

の23会計でございます。

この23会計の決算について、平成20年7月18日から8月22日の間、北杜市役所において、審査のために提出されました決算書類について、帳簿と証拠書類等に基づき、秋山元紀監査委員、浅川哲男監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めた項目の審査手続きを実施いたしました。

一般会計・特別会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく、諸帳簿・証拠書類も整備され、決算計数は正確でありました。

なお、各会計の決算については、お手元に配布されております決算書に添付された意見書のとおりでございます。

さて、わが国全体の財政の危機的状況の中、地方自治体における財政健全化の規制強化を目的として、今年4月から地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が施行されたことは、これからの自治体にとって、行財政運営がいかに重大かつ重要であるかを示唆するものであり、依然、厳しい財政状況の本市においても、健全な財政運営に向け、なお一層の努力が望まれるところであります。

こうした状況の中、平成19年度の決算においては、市債は着実に減少傾向を辿っており、基金も増加傾向にあるなど、財政的に努力のあとが見られますが、歳入総額に占める割合が高い地方交付税の今後の減少等を想定しますと、さらなる自主財源の確保、歳出の抑制が求められます。

公正で合理的、かつ効率的な行財政を確保するため、事業の必要性や事業効果等を十分に精査し、限られた財源を効率的・効果的に配分するなどの創意工夫を重ねる中で、最小の経費で最大の効果をあげるよう、さらに健全化に努めていただきたいと思いますところであります。

住民の福祉の増進に努めるという自治体の基本理念を常に忘れることなく、市民と協働しながら、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を構築していくことを期待し、平成19年度の決算審査の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

以上で、代表監査委員の報告が終わりました。

○議長（小澤寛君）

日程第4 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

北杜市議会委員会条例第6条の規定により、今期定例会に上程されております認定第1号から認定第23号までを審査するため、41人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、41人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第5 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が決算特別委員会の委員として、41人の全議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました41人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開会し、速やかに正副委員長の互選をされるよう、ここに招集いたします。

場所につきましては、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

議員各位には、直ちに議員協議会室にご参集をお願いしたいと思います。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時19分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時38分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

入江代表監査委員さんは、一身上の都合により退席をする旨、申し出がありましたので、これを承認いたしました。ご報告申し上げます。

休憩中に決算特別委員会を開催していただきましたが、まだ審議未了でございますので、ここで暫時休憩をして、引き続き決算特別委員会を開催していただきたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 2時04分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に鈴木孝男君、副委員長に中村勝一君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております認定第1号から認定第23号までの23件および議案第85号から議案第89号までの5件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第23号までの23件を決算特別委員会に付託し、議案第85号から議案第89号までの5件につきましては、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月24日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時05分

平成 2 0 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 4 日

1. 議事日程

平成20年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成20年9月24日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 千野秀一君
北清クラブ 内藤 昭君
政 経 会 小澤宜夫君
市民フォーラム 野中真理子君
公明クラブ 内田俊彦君

2.出席議員（41人）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 野中真理子 | 2番 | 岡野 淳 |
| 3番 | 小澤宜夫 | 4番 | 篠原眞清 |
| 5番 | 五味良一 | 6番 | 小野喜一郎 |
| 7番 | 鈴木今朝和 | 8番 | 風間利子 |
| 9番 | 坂本重夫 | 10番 | 植松一雄 |
| 11番 | 坂本 静 | 12番 | 小林忠雄 |
| 13番 | 中嶋 新 | 14番 | 保坂多枝子 |
| 15番 | 利根川昇 | 16番 | 中村勝一 |
| 17番 | 宮坂 清 | 18番 | 坂本 保 |
| 19番 | 千野秀一 | 20番 | 小尾直知 |
| 21番 | 渡邊英子 | 22番 | 小林元久 |
| 23番 | 林 泰彦 | 24番 | 内田俊彦 |
| 25番 | 篠原珍彦 | 26番 | 内藤 昭 |
| 27番 | 小林保壽 | 28番 | 坂本治年 |
| 29番 | 古屋富藏 | 30番 | 茅野光一郎 |
| 31番 | 浅川富士夫 | 32番 | 田中勝海 |
| 33番 | 秋山九一 | 34番 | 中村隆一 |
| 35番 | 清水壽昌 | 36番 | 秋山俊和 |
| 37番 | 細田哲郎 | 38番 | 渡邊陽一 |
| 39番 | 小澤 寛 | 40番 | 鈴木孝男 |
| 41番 | 浅川哲男 | | |

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(39人)

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 市長 | 白倉政司 | 副市長 | 曾雌源興 |
| 総務部長 | 柴井英記 | 企画部長 | 小松正壽 |
| 保健福祉部長 | 藤原良一 | 生活環境部長 | 細川清美 |
| 産業観光部長 | 植松忠 | 建設部長 | 浅川和徳 |
| 教育長 | 櫻井義長 | 教育次長 | 小林喜文 |
| 会計管理者 | 大芝隆夫 | 監査委員事務局長 | 原哲也 |
| 農業委員会事務局長 | 新海敏生 | 明野総合支所長 | 八代忠夫 |
| 須玉総合支所長 | 内藤歳雄 | 高根総合支所長 | 白倉民雄 |
| 長坂総合支所長 | 植松本 | 大泉総合支所長 | 藤原宝 |
| 小淵沢総合支所長 | 小林まち子 | 白州総合支所長 | 渡邊稔 |
| 武川総合支所長 | 福井俊克 | 政策秘書課長 | 名取重幹 |
| 総務課長 | 堀内誠 | 財政課長 | 小島良一 |
| 企画課長 | 清水克己 | 情報政策課長 | 山田栄明 |
| 市民福祉課長 | 清水春昭 | 福祉担当リーダー | 茅野臣恵 |
| 児童家庭課長 | 島正樹 | 長寿福祉課長 | 深澤久美子 |
| 障害福祉課長 | 白倉はるみ | 環境課長 | 比奈田善彦 |
| 下水道課長 | 堀内健二 | 土地政策課長 | 由井秀樹 |
| 建築住宅課長 | 浅川明男 | 道路河川課長 | 浅川正己 |
| 囲碁美術館長 | 小池昭一 | 教育総務課長 | 進藤芳彦 |
| 学校教育課長 | 伊藤勝美 | | |

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 赤岡繁生 |
| 議会書記 | 岩波信司 |
| 〃 | 浅川輝夫 |

開議 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は41人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

鈴木孝男君ほか6人より提出された、長寿者医療制度（後期高齢者医療制度）の見直し及び改善を求める意見書は9月16日に取り下げの申し出があり、許可したので報告します。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（小澤寛君）

日程第1 会派代表質問を行います。

ここで、各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせします。

1番 北杜クラブ、130分。2番 北清クラブ、70分。3番 政経会、60分。4番 市民フォーラム、80分。5番 公明クラブ、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、19番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

北杜クラブを代表して、5項目、細かく10の質問をいたします。

はじめに、この合併以後、1期4年間の評価をいたしたいと思います。

4年前、合併した北杜市は市債残高が1千億円を超えており、市として、そのときすでに瀕死の重体でありました。それは、それぞれ7町村が同様の状態であり、そして合併したからであります。大量出血をまず止める。そして蘇生させる。そんなところからスタートしたといっても過言ではありませんでした。すべてが新しい枠組みの中で、執行も議会もまさに再生・再建の共通認識で、真剣に取り組む4年間でありました。しかし、市民の皆さまにとりましては、まだまだ、この状況の変化に戸惑い、違和感、不安、不満があるかとは思いますが、一方で県内外から高い評価を受けていることも喜ばしく思っておられることと思います。

市長は先般、これからも何事に対しても果敢に取り組むベンチャー自治体 北杜市の確立に努めると宣言し、それに多くの議員も賛同、合わせて多くの市民も期待と支援を示しておられます。今、北杜市には立ち止まるほどの余裕はまったくありません。市長には、これからも今日までのしっかりとしたリーダーシップと、力みなぎる北杜市を目指した舵取りを願っておきます。

では、最初に北杜市の行財政改革について伺います。

その前に本市の合併の背景、経過についても触れ、それに沿って質問をいたします。

国民の65%もの高支持率を得ていた小泉内閣が、平成12年、国の財政再建立て直しとして、大構造改革に着手をいたしました。その時期、全国のほとんどの自治体は3割自治といわれ、残りを交付金・補助金で賄っておりました。改革は、その最もウエイトの大きな交付金の

削減を示し、平成の大合併を促しました。そこで、当地でも7町村で合併協議会を設立。新市将来構想、新市建設計画ダイジェスト版、合併の必要性などを説明した資料で、市民説明会を行いました。

合併すれば、その時点の各町村分の交付金の削減は10年間据え置き、その後、5年間で段階的に削減。併せて合併特例債290億円で、大変有利な基盤整備ができ、その上、県でもその市内で、重点的に240億円の整備事業を行うというものでありました。合併協では平成13年に、平成16年11月の合併を合意いたしました。同時に各町村では、それぞれに平成26年度までの整備計画をつくり、合併前に地域の整備として前倒しの事業を行いました。結果として、預金の取り崩し、総額46億円。市に引き継がれた負債額160億円。合わせて206億円もの巨額の事業を2年、3年で実施したのであります。

ここで、お伺いいたします。

当時7町村がつくったとされる各町村別主要事業年度別事業計画書は、各町民に示されたものでありましたでしょうか。

漏れ伝わるところによりますと、その計画書の総事業費は1,200億円ともいわれ、その内容も瑞牆山に観覧型ゴンドラ式ロープウェイ建設費20億円。津金にグラウンド建設11億円。地域プラザ11億円。明野総合運動公園25億円。高根家畜糞尿バイオガス発電10億円。サッカー場10億円。大泉総合プラザ20億円。武川、同じく25億円。白州ベルガ温泉11億円。プラザ建設8億円等々の事業が計画されていたようであります。しかし、市民の多くはその全容について承知していないように思えるのでありますが、いかがでしょうか。

合併時、すでにあった1千億円に、さらに1,200億円の事業計画、あまりにも無謀な計画であったと思います。その後、平成18年3月、小淵沢と合併。しかし、このとき、市債残高はまだ、980億円ほどでありました。この同時期、国は自治体の財政健全度を示す方式を改め、実質公債費比率を基準といたしました。そして、それが18%以上の自治体は、新規事業については県の承認が必要となり、本市はすでにその状態に入っておりました。巨額の借金、町ごとにあるおびただしい数の類似公共施設、それに伴う職員数と経常経費。また、広いが故に必要な効率のよくないインフラ整備等々、難問は山積でありました。当然のことながら、この上、1,200億円もの事業を計画どおり実行できるはずもなく、新しい制度のもと、新しい計画がつくられました。今、この新しい現実を市民等しく認識しなければなりません。次の段階に進むことさえ、できません。市長は市民に夢を示すとともに、このことのご理解も得られるよう、職員ともどもチャレンジを続けてほしいものであります。

ここで、お伺いいたします。

これほどの厳しい状況を打開するためには、より一層の行政力の向上が不可欠だと思います。そこで、職員の研修制度であります。自治体が倒産する、自治体が生き残りをかけて競争するなど、行政においてはまったく無縁なものでありました。しかし、今はそれが常識となりました。市長は、ベンチャー自治体を目指すと言いました。株式会社 北社の経営意識だと思いません。株主は当然、市民。ニーズの多様化の中、スピードをもって実利を追求する。今までにない行政力が求められています。そのため、民間のノウハウを民間企業の現場で習得する。そのことは当然のことのように思います。自薦・他薦を問わず、意欲のある職員の研修制度の考えはいかがでしょうか。

次に職員の資質の向上と合わせて、即戦力となる人材を民間から登用する考えは、いかがで

しょうか。

ベンチャー企業には、より高度な、より専門的な知識・技能・ノウハウが必要です。政策専門員という肩書きで、民間から公募で採用している市があります。仕事の現場では、職員との摩擦も懸念されますが、職員も学ぶことが多いはずであります。任期付き職員の採用の考えはいかがでしょうか。

次に環境対策について、伺います。

名水の里の水を守るための質問です。地下水の汲み上げ井戸の掘削についてです。

本市にはそれぞれの町に湧水・公共水道水源がありますが、名水の里となった今、現行の規制で十分対応できるものであるか、伺います。

次に下水道整備計画、地下水の汚染防止策についてであります。

はじめに整備計画は、平成23年に終了の予定となっていました、今の進捗状況はどうか伺います。

次に、合併浄化槽の普及対策についてであります。

名水の里としての、特別の取り組みの考えはありますか、伺います。

次に単独浄化槽から合併浄化槽への改善、改修促進について伺います。

単独型はくみ取り式同様、処理水を河川、または地下に浸透させています。以前は飲んでいた湧水が、今は飲めなくなったという話も聞きます。このような事態を防ぐためにも、改善促進は急務と思いますが、対策をお伺いいたします。

次に集団型合併浄化槽の行政設置、使用料徴収方式の考えについて、伺います。

単独型、合併型を設置していても、別荘などにおいては長期間使用をしないため、機能が十分果たされていないケースもあると聞きます。市内には湧水・水道水源の周辺、あるいは上流域に別荘団地的なところも多くあります。地下水汚染が心配されます。この方式は大変、重要と思いますが、お考えをお伺いします。

次に、下水道のつなぎ込みの状況と促進活動についてもお伺いしておきます。

次に公共サービスの格差是正についてであります。

CATVに関する質問をいたします。

北社CATV指定管理の説明会の折、業者の責任・努力で、これまで以上にエリアの拡大等、サービスの向上が望めるという説明があり、それに対し期待もしております。しかし、市内には3社がそれぞれのエリアを持っており、市の目的である市と市民の情報共有のためには、十分な、お互いの理解と協調体制が必要と思われます。また、難視聴地域での共同受信施設へのCATVの接続の要請は、どうなっていますか。また加入負担金についても、3社の統一した対応が必要と思われますが、お考えをお聞きします。

次に農工商における地産地消の考え方について、伺います。

身土不二という言葉は、仏教の教えであります。その土地の食べ物、その土地に住む人の体によいという意味であります。家を建てる時などにも、その地の木材が適しているなどといわれてもいます。そして昨今、この地産が評価され、特にこの地の農産物直売施設は活況を呈しています。しかし、本市の基幹産業である農業も、商業・建設業も大変厳しい状況にあります。そこで、まだまだ、大きな生産力を持っている農業のプロと商いのプロとの連携による販路拡大の施策について、お考えをお聞きいたします。

農業、商業に続いて建設、土木も地産地消の考えをお聞きします。

ここで地産地消という言葉は少し強引かなとも思われますが、緊急災害時等における地域力確保のため、地域の事情を熟知している地域の業者との協働は不可欠と思います。冬季の除雪はもとより、通年の防災への備えのため、信頼関係の構築は大変重要と思います。市の取り組みを伺います。

最後に3地域のまちづくり交付金事業の連携をについて、お伺いいたします。

総額42億円、交付金40%の事業であります。その進捗状況と事業の完了後の地域活性化策について、市のお考えをお伺いいたします。

以上、5つの項目、10の質問についてお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

合併した北杜市の市政に対し、厳しい中にもご評価をいただき、ありがたく思います。曲がりなりにも推進できましたのも、議員をはじめ市民のご協力のおかげで、感謝を申し上げます。ふるさと再生・再建を期して礎を築くために、しっかりとした舵取りをしてまいりたいと思います。

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。

最初に合併時の新市建設計画、町別主要事業年度別計画などについてであります。

合併前の各町村において実施しました住民説明会では、新市将来構想および合併協定項目について説明をいたしました。新市将来構想は法的に義務付けられたものではなく、まちづくりの方向性を住民の皆さんにお示しするために、峡北地域合併協議会において、任意に策定したものであります。

一方、新市建設計画は合併特例法第5条により、合併特例債などの優遇措置を受けるために策定を義務付けられていたものであり、平成15年10月に策定されました。この新市建設計画策定のための基礎資料として、新市での新たな事業や各町村が予定していた施策や事業などを発展的に新市に引き継ぐことや合併に伴う国・県の支援策の活用、県との調整などを行うために合併前の各町村が独自の判断で峡北地域合併協議会に提出し、集計したものが町別主要事業年度別計画であり、8町村の事業費の総額は1,172億円でありました。

また、平成19年3月に策定いたしました第1次北杜市総合計画は、北杜市・小淵沢町合併協議会により、平成17年3月に策定された新北杜市建設計画を基本に、まちづくり市民アンケート、ワークショップ、地域委員会やパブリックコメントでの市民の皆さんからの提言、さらに総合計画審議会での審議・答申をいただき、平成18年第4回北杜市定例市議会の議決を経て、策定されたものであります。

国・地方とも非常に厳しい財政状況が続いております。少子高齢化、転入者の増大、市民の価値観やニーズの多様化、環境問題への対応など本市を取り巻く状況が変化する中で、市の財政事情を十分考慮し、第1次北杜市総合計画を推進してまいる考えであります。

次に職員の研修制度についてであります。市では人材育成基本方針に基づき、職場研修や山梨県市町村職員研修所等の階層研修・専門研修を活用し、併せて全国市町村職員中央研修所等の研修にも積極的に参加させ、職員の能力向上や意識改革を図っております。また、職員派

遣につきましては、現在、国や県、甲府市のほかにB & G財団にも職員を派遣しております。

一方、実体験研修として新規採用職員を自衛隊の生活体験入隊研修に参加させ、リーダーシップの養成、団結、規律心の涵養などを習得させています。

ご質問にあります民間企業等への研修につきましては、現在、実施しておりませんが、今後は企業における経営理念や接遇等を中心とした研修ができるよう、まず民間企業派遣研修実施要領を制定し、また研修可能な企業を選定するなど、職員研修ができるよう努めてまいります。

次に任期付き職員の採用についてであります。現在、市では職員の定員適正化計画に基づき、職員を削減しております。ご質問にあります任期付き職員につきましても、定数内の職員であります。時代のニーズに応じた行政を推進するためには、市職員以上の専門的知識が必要な業務もありますので、職員定数や人件費なども考慮する中で、専門的な知識経験や優れた識見を有する任期付き職員の採用を検討していきたいと考えております。

次に環境対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に地下水、汲み上げ井戸の掘削についてであります。

北杜市は日本の名水として、白州・尾白川、八ヶ岳南麓高原湧水群、金峰山・瑞牆山源流の3カ所が認定されており、日本一の名水の里として評価をいただいております。現在、地下水、井戸の汲み上げにつきましては、北杜市地下水採取の適正化に関する条例により、公共用水道水源の周辺地域半径250メートル以内、湧水資源の重要な地域等、半径500メートル以内および地形上、地下水資源の極めて重要な地域を規制地域として定めて、水源の保全に努めております。地下水は限られた貴重な資源であり、適正な利用を図らなければならないことから、関係部署の職員による市内地下水検討委員会を8月に設置したところです。名水の里を守るために、早い時点で地下水採取の規制・保全等について、結論を出したいと考えております。

次に下水道整備計画についてのうち、整備計画の見直しについてであります。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、平成23年度事業完了を目標に、主に須玉町、高根町、大泉町、小淵沢町、武川町での認可面積の残り186ヘクタールの面整備と処理場の増設などを順次、進めております。しかしながら下水道事業は膨大な経費がかかり、現在の財政状況や公債費負担適正化計画等から考えますと、改めて工事の内容、整備方法等を検討する必要があることから、事業の終了年度は平成27年度ないし、28年度ごろまで延びると考えております。

農業集落排水事業につきましては、農業振興地域内の集落を対象として、現在、白州町の上教来石地区、横手地区の整備を進めており、上教来石地区は平成21年度に、横手地区は23年度に供用を開始する予定としており、これで全事業が完了となる予定であります。

次に合併浄化槽の普及対策についてであります。

現在、市では生活環境の向上と公共水域の環境保全を図るため、特定環境保全公共下水道事業、ならびに農業集落排水事業による下水道の整備を実施しております。下水道整備計画区域外につきましては、合併浄化槽を設置する者に対し、費用の一部を助成する合併浄化槽設置整備補助金事業により、普及促進を図っているところであります。この補助金制度は、処理人槽による補助基準額を国・県・市で3分の1ずつ負担し助成するもので、本制度が存続する間は活用し、廃止となった場合には、新たな助成制度の創設等を検討してまいりたいと考えております。

次に、単独型から合併型への改修促進についてであります。

現在のところ、下水道整備計画区域外の単独浄化槽、あるいはくみ取り等の戸数は正確な数値を把握しておりませんが、全市全域でおおよそ1,070戸ほどであると推定されます。単独浄化槽は、し尿処理のみで台所や風呂等の生活雑排水は直接、河川に放流するか、地下浸透しなければなりません。このようなことから、公共水域の水質汚濁や地下水汚染の防止対策のためにも、合併浄化槽設置整備補助金事業の活用を広くPRし、改修促進に努めてまいりたいと考えております。

次に集団型合併浄化槽の行政設置、使用料の徴収方法の考え方についてであります。

集団型合併浄化槽の行政設置につきましては、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行う市町村設置型合併浄化槽整備事業があり、白州町の花水地区および横手の一部で、この事業により浄化槽62基が整備されています。

使用料金徴収の方法につきましては、白州町の農業集落排水事業の使用料金と同額の月額2,620円を徴収しており、浄化槽法にかかる法定検査および、くみ取り等の維持管理につきましては、市で行っております。

次に下水道接続の現状と促進活動についてであります。平成20年3月末現在の公共下水道の水洗化率は全体で71%、同じく農業集落排水の水洗化率は73%となっており、昨年同期と比較いたしますと、公共下水道は1ポイント、農集排は17ポイントとそれぞれ増加しています。これは平成19年度に公共下水道で武川浄化センターが、農集排で和田および江草処理区が供用開始されたことに伴う増加によるものであります。

接続率が伸びない要因としては、高齢化世帯や一人世帯など諸般の実情等がありますので、状況把握等をする中で接続率向上を推進するため、各戸訪問の検討、融資斡旋制度の周知、ならびに活用の啓蒙、回覧や広報、CATV等による周知活動等をさらに積極的に展開してまいりたいと考えております。

なお、毎年、市内80カ所に及ぶ河川や湧水および湖沼などで水質調査を実施し、環境基準に適した水質を保全するためのチェックを行っております。

また、北杜市は日本の名水として3カ所が選定され、名実ともに日本一の名水の里として位置づけられ、全国から注目と期待を寄せられていることを強く感じておりますので、日本一の名水の里にふさわしい取り組みが必要であると認識しております。そこで現在、名水を守る組織の設立に向けた準備を進めているところであります。今後、さらに水の需要や価値がますます高まることが想定され、次の世代に清廉な水を引き継ぐためにも、市民ぐるみで水環境を守る活動を展開してまいりたいと考えております。

次に公共サービスの格差是正についてのCATV情報共有のための、難視聴地域対策についてであります。

市内でのテレビ放送の受信方法は、ケーブルテレビによるもの、各自のアンテナによるもの、およびNHK共同受信施設組合によるものなどがあります。市内に15カ所ありますNHK共同受信施設組合につきましては、去る7月29日に各組合の代表者の方々にお集まりいただき、地上デジタル放送受信対応と相互の情報交換を行ったところであります。

また、難視聴解消の努力義務が課されているNHKや民法各社等は、放送事業者として従来の坊ヶ峰に加えて、新たに穴山中継局を開設し、8月から番組送信を始めましたので、県内4波であるNHK総合とNHK教育および民法のYBSとUTYの、北杜市での視聴可能エリアは

拡大、改善されたものと考えていますが、今後の状況につきまして注視したいと思います。

なお、市の情報共有については、ケーブルテレビに加入していない世帯への北杜市の情報番組をDVDに録画し、各町の図書館に配備して貸し出しを行っておりますので、ご利用いただきたいと思います。

次に3系統のサービス均衡についてであります。

テレビ受信方法のケーブルテレビに限りますと、ご案内のとおり、市ケーブルテレビを含めた3事業者となっております。しかしながら、民間事業者に対するサービス内容の向上や加入負担金等の統一化につきましては、大変、難しい問題がありますが、相互に協力・協調しながら、少しでも均衡化できるよう、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に農工商における地産地消について、いくつかご質問をいただいております。

最初に農産物の販路拡大のための、市内事業者との協力体制づくりについてであります。

これまでの農産物の主な販路経路としましては、JA集荷による市場出荷が中心でありましたが、安全・安心を求める消費者のニーズの高まりから、農産物直売所という新たな販路が確立し、販売金額を伸ばしているところでもあります。また、昨今の食品問題等もあり、市内のホテル等では、より安全・安心な農産物を利用者に提供するために、生産者から直接仕入れを行い、消費者ニーズに合った取り組みが展開されております。

このように農産物の地産地消の販路は拡大傾向にあります。その一方で利用量や提供農家数は伸び悩んでいる状況にあります。その理由としましては、利用者側からの品質、規格、納入時間等の制約があり、これに対応できる生産者が少ないことが挙げられます。そこで、先般、設立した食育地産地消推進協議会の推進事業の中に、地元農産物の流通体系整備を位置づけ、生産者から市内事業者を経由して、利用者に届く流通体系の整備を現在、検討しているところでもあります。この流通体系の確立により、地産地消での市内商店の活性化が図られるとともに、生産者の販路拡大へとつながるなど、大きな相乗効果をもたらすものと考えております。

次に緊急災害時への地域力確保についてであります。市では地元建設業者等の育成などを考慮し、一般競争入札以外の工事については、市内の建設業者を指名して、工事執行を行っております。また、冬季の除雪作業をはじめ、災害時や道路の緊急補修などは即戦力として、地元の建設業者をお願いしなければならないため、今後も市内業者を最優先で発注してまいりたいと考えております。

先の中国四川大地震、岩手・宮城内陸地震では一瞬にして山の形が変わり、建物・道路等が崩壊してしまうほどの大規模な地震が発生しました。こうしたことから、先の北杜市総合防災訓練においては、土砂崩れにより寸断された道路の復旧を想定した訓練を実施しました。災害時には即戦力のある地域の建設業者の協力は不可欠でありますので、北杜市建設安全協議会と災害時における応援協定を締結する考えであります。

次に、3地域のまちづくり交付金事業の連携についてであります。

北杜市では現在、まちづくり交付金事業を長坂地区、清里駅周辺地区、小淵沢駅周辺地区の3地区で実施しております。事業計画期間は長坂地区が平成16年度から平成20年度まで、清里駅周辺地区が平成17年度から平成21年度まで、小淵沢駅周辺地区が平成18年度から平成22年度までの各5年間です。

最初に事業進捗状況であります。平成20年度末において、長坂地区93.1%、清里駅周辺地区75.7%、小淵沢駅周辺地区39.2%の見込みであります。長坂地区については

本年度が最終年度であります。今議会で繰越明許をお願いしているところであります。

次に地域活性化策についてであります。まちづくり交付金は地域主導の個性あふれるまちづくりを行い、地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図ることを目的として創設された制度であります。3地区ともまちづくりに関する協議会とともに進めてきた事業でありまして、広場、駐車場、道路等の整備を進めておりますが、地域に密着した、これらの施設は地域の拠点として、イベント等に利用していただき、また観光等に活用していただきまして、地域社会の活性化に寄与することを期待しているところであります。すでに指定管理となっている長坂駅前駐車場を除き、これらの施設につきましては、当面の間、市で管理してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君、再質問を許します。

○19番議員（千野秀一君）

質問がちょっと多かったものですから、再質問もちょっと多くなりそうで申し訳ありません。まず合併協の件です。1番目の件です。

合併協で策定した新市建設計画は、新しく市でつくった第1次総合計画にどのように反映されているのか、お伺いします。また、その中で中止だとか、見直しというふうな判断をした事業がありますでしょうか。ありましたら、具体的に示していただけたら、幸いです。

2番目です。民間企業への研修は行われませんでしたという答弁でありました。そして、でも要綱をつくって推進するというので、期待もしております。難しい状況があって実施できなかったのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

そしてまた、任期付き職員の採用についてでありますけれども、検討していきたいとの答弁でありました。この2つの質問は、今、市の将来像の礎をつくるときでありますので、より確実にスピーディに仕事を進めるための制度であるから、この活用は必要かなというふうに思っている質問であります。

先日の、市の代表監査委員の報告の中にも専門部、あるいは専門家の設置の検討をとの指摘もありました。意味するところは部・課の設置だけではなく、専門員・専門家の配置のことだと思います。新聞報道となった指定管理の件のほか、まちづくりとか情報、土木・建設、食育、税務、公用車の管理から北杜の顔である総合案内、北杜のイメージである電話の応対等々、制度の実施は必要だと思われます。併せて、研修修了者の認定制度というようなものもつくったらいいのではないかなというふうにも考えております。

次に環境対策についての、地下水の汲み上げ井戸の件ですけれども、庁内検討会を設置するというふうな答弁でありました。大いに期待もしております。北杜の水を守るためにも、よそにない、そういう委員会もたぶん必要だと思います。これは質問ではありませんけれども、期待をしておきます。

次に単独槽から合併槽への改修促進についてでありますけれども、今後、あるいは今まではどういうふうな形で促進活動をしていたかを、お伺いいたします。そして、先ほどの答弁の中で1,070戸が単独槽、あるいはくみ取り式だというふうな答弁だったんですけども、なんかもっともっとたくさんあるんじゃないかというふうな気もしております。そういう意味で、こ

れからしっかりとした状況の把握をお願いしておきます。

そして集団型合併槽、これはどういう言い方がいいのか分かりませんが、集団型合併浄化槽の行政設置使用料徴収方法の答弁の中で、生活雑排水の処理を緊急に促進する必要がある地域には、こういう事業を進めるといふような答弁だったと思いますが、その緊急性を認める基準のようなものはあるのでしょうか。そしてまた、そういうことを計画している地域があるか。

3番目に、市としてそういうものの必要性を感じているような場所があるか。

4番目なんですけども、別荘団地的な地域は合併浄化槽設置の前に建てられたところがありまして、そういうエリアが下水道になっていない、そういうところへの取り組みはどうかと、可能性があるのかをお伺いします。

次に、これは下水道のつなぎ込みの状況ですけども、以前、前議会でも質問がありましたけども、先ほどの答弁の中で、接続率の向上のための各戸訪問を検討すると言いましたけども、当然、十分な状況の把握のために各戸訪問は必要だと思えます。早急に行っていただきたいと思えます。

そして、一番最後のくくりの部分ですが、名水を守る組織の設立をするといふようなことを言っておりました。それについても期待をしておきます。

また、市長の執念といえますが、水についての熱い思いで実現をした環境保全基金制度の設立と、その活用として水についての事業の啓蒙事業、里山整備事業、公募による事業、子どもたちの教育事業、電気自動車の導入などの事業をするといふようなことにも期待をしていますけども、地下水汚染の要因を排除することは、もっと大切だといふふうにも思えます。水質のチェックは対策とはなりません。汚染が確認されたら、もう回復は不可能になってしまいます。しっかりとした北杜市型の対策を期待しておきます。

最後ですけども、3地域のまちづくり交付金の事業なんですけども、ハードのものはもう着々と進行しているようでありまして、それぞれ合併の前に各町で町が関与して進めてきた事業であります。市内の3カ所となった、今であればこそ、市としての活用について連携をするような考えがあるかどうか。これは産業観光といふか、そんなふうな部分での考え方をお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

千野議員さんの、新北杜市建設計画がどのように第1次総合計画に反映されているかといふふうな内容の質問でございます。

まず、新北杜市建設計画につきましては、財政計画を立てまして、いわゆる10年間の計画を立てております。しかしながら、この中で、いわゆる平成18年に行政改革大綱、あるいはアクションプランが策定されまして、これと総合計画がリンクした中で作成しております。そうする中で、また実質公債費比率の18%を超えていることから、いわゆる歳出の削減ということでございますので、第1次総合計画には、それらを網羅する中で、計画にはすべてが反映されておりましたが、随時、予算査定の中で反映しておりますので、よろしくお願ひいたします。

す。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

千野議員さんの民間企業の研修につきまして、難しい状況があつてできなかったのか、否かというようなご質問でございます。

先ほど市長答弁にもありましたように、それぞれ各階層別等の研修を通じまして、それぞれ対応しているところでございますが、今後もそれらの研修を重ねながら、必要に応じて、民間企業、あるいはまた新規事業等を導入する際には、先ほどの任期付き職員等の対応もしてまいりたいということで、制度が目まぐるしく変わる、このような時代の中で、それらに対応できるような職員もまた研修を重ねていきたいということで、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

下水道事業等に関わるご質問をいくつかいただきましたが、はじめに今まで促進活動をしてきたのかと、単独浄化槽から合併浄化槽への促進活動をしてきたのかというご質問であります。これらにつきましては、市長答弁にもありましたが、合併浄化槽の設置の際、国・県・市が3分の1ずつ補助金を交付し、合併浄化槽の設置を進めているところであります。これまでにしましては、こういった事業を活用する中での助成をしてきたという状況であります。

また、単独浄化槽の戸数が1,070戸程度というものでありますけれども、単独浄化槽も合併浄化槽もそうありますが、設置の際は県に設置届を提出することになっております。この設置届がされますと、浄化槽協会のほうでその状況を把握するわけですが、それで法定検査等々も、その協会から検査の受診を促すシステムになっております。

現在、これらにつきまして、市のほうにその設置状況をいただきまして、整理をしているところですが、あくまでも設置届でありますので、下水道が整備された場合には廃止届が出ておりませんので、それらの状況をすべて単独浄化槽、あるいは合併浄化槽から下水道への切り替えをされているのか、そのへんのチェックを現在、事務サイドで進めているところであります。したがいまして、これがもう少し進んでまいりますと、もう少し正確な数字がつかめるものと思っております。

次に市が設置し、管理する合併浄化槽についてであります。これにつきましても、国の助成制度の中に市町村設置型の浄化槽整備事業がございます。これらの対象とする地域の中に、先ほどご答弁を申し上げました緊急に促進する地域という文言が出てくるわけですが、具体的には湖水等、上流部にある地域でありますとか、あるいは過疎の地域でありますとか、そういった地域が、この交付金の事業の対象となつてまいります。

したがいまして、北杜市で申し上げますと、過疎地域は現在、須玉・白州・武川の3地区でありますけれども、それらが対象になっていくのかなというふうに思ひますし、また、もう1つは人口での制限がありますので、これらを含めると、北杜市の人口等でいきますと、もう少し、エリアが拡大をしていくものと思っております。

なお、今後の計画でありますけれども、国の来年度予算の概算要求なんかを見ますと、公共下水道事業は補助基準を拡大する中で、ただしエリアを狭めて補助基準、末端までの補助基

準をもう少し拡大していこうという傾向にあるようであります。計画エリアを縮めてということになりますと、今までの計画から外れてくる場所も出てくるわけですが、こういったものについては、国は合併浄化槽で対応をするような考え方が見えております。したがって、今後、こういった事業を進める上におきましては、北杜市においても合併浄化槽を進めていく地域が出てくるものと考えられます。

それから接続率の向上に向けての対策の中で、各戸訪問の実施をというようなご質問がありました。公共下水道、農集排ともそうですが、接続がなかなか進まない部分には高齢の世帯でありますとか、あるいはくみ取り式から水洗化への住宅の改修費がかかるというような中で、進まない部分も1つの要因と思われれます。このへんの状況もしっかり把握する中で、各戸訪問等、また進めていきたいと考えております。

それから名水を守るための、新たな組織の設立についての質問であります。

金峰山、瑞牆山源流が平成の名水に選定をされたことによりまして、北杜市に3つの名水が生まれました。これまで白州尾白地域においては、地下水保全の協議会、民間を含めてのそういった組織がありましたし、八ヶ岳源流については、ある意味、三分一湧水館というようなところが主になって、水質の保全等に努めてきたところであります。また今回、選定されました金峰山、瑞牆山源流につきましても、地元の組織の中で学校を含めて、そういった水を守ろうという活動が行われてきたところでございます。それぞれの地域で、単独でそうやって行ってきたものを、できれば、その3つの地域の方々に組織化をして、水を守っていくという活動をしていきたいという中で、組織づくりに取り組みたいということで、ただいま準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

それでは、千野議員の現在進めているまちづくり交付金事業が3地域ありますけれども、その連携は、どういうふうにしていくのかというご質問でございます。

議員ご指摘のように、これは当然、合併前からは平成16年度が長坂地区、それから17年度が清里駅、それから18年度が小淵沢ということで、おのおの別々に進んできたということでございます。しかしながら、この中にはまちづくり協議会がございまして、活性化協議会がございまして、当然、各三者が独自にやっていくわけでございます。

この事業につきましましては、ご承知のとおり地域再生、都市再生整備計画に基づいて、地域の歴史ですとか文化、それから自然環境等の特性を生かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施しなさいということございまして、たまたま、この3地区の委員の方々につきましましては、当然、区長さんですとか、それから商工会の関連の人々、それから観光協会の人々等、重複して中に入っている方がございます。

具体的に、まちづくり活性化協議会を三者合同でやったという話は、まだ建設部から聞いておりませんが、今、基本的には産業観光部のほうでやっております商工の関係、観光の関係、当然、駐車場の関係、それからあとリトリートの関係ということで、こういった形の中を織り交ぜながら、今やっているのが、実際には究極的な目標になるのではないかなと思っております。

基本的には3地域が一度も合同の形の中で、協議会等を立ち上げてございませんので、また、これは建設部とも相談しながら、当然、そういった人たちと三者がうまくタイアップできるような形でやっていきたいと思っております。

ちなみに、ご承知のとおり、駅からのバスにつきましては、具体的ですけれども、リゾートバス等が、例えば清里駅から小淵沢駅へ乗り入れていくと。それからあとは、長坂駅と小淵沢駅も循環バスがあるということで、具体的にそういう形で、地域の活性化、特に北杜市は広いですけれども、そういった形で、なんとか特徴ある地域づくりを目指していきたいと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

水の件ですけれども、水を守る委員会を設置するという話は、活用するという面では聞きました。ただ、水の質を守るという部分の取り組みがあってもいいのかなというふうな気もします。八ヶ岳南麓湧水群は、広い面積で湧水があるわけですが、ご承知のとおり、以前は飲めたといわれた三分一湧水が、このごろは飲んではいけないというふうな水になったという話も聞きます。一度なってしまったものを回復することは、大変難しいわけでありまして、今、飲める水がいつ飲めなくなるかということを考えますと、地下水を汚染させない施策というものが、この北杜市にはどうしても必要だろうという感じがしています。そういう意味で、そのことについて、真剣に考えていただきたいということを申し述べて、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いずれにしても、共通して言えることはふるさとの水をしっかり守りたいということだと思います。水を守るには天然の水も守りたい、さっき言いました環境省指定の3つの指定地域になっているから、これを中心とした水もしっかり守って、日本一の名水の里、極端に言えば世界一の名水の里でアピールしていきたいと。そのためにも、私どもの生活雑排水、産業の排水も出てくるわけですから、それについては下水道事業を中心として、しっかり守っていくと。天然水と生活雑排水を処理することによっての、二本立ての名水の里をしっかりと守っていく予定であります。そのために、仮称ですけど、森を育て水を守る条例の制定も、ただいま準備中でありまして。ご理解ください。

以上です。

○議長（小澤寛君）

千野秀一君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

北杜クラブ、千野秀一議員の代表質問の中で、新市建設計画と合意について、関連で質問をいたします。

私は6月の定例議会、一般質問でも新市建設計画なるものと町村別主要事業年度別計画書に

ついて、質問いたしております。これは、明日の北杜市を考える会なるものから、市長に質問状が届いたところから起因をいたします。

先ほど、千野議員の代表質問にもありましたように、私たち議会人は、この存在についてすら、知らなかったわけでございます。当時、合併協の内部資料が、今、北杜市の行政の政争の焦点であるかのようにいわれているんです。この町村別主要事業年度別計画書、また新市建設計画ですか、この2つ。先ほど市長の答弁の中で、この新市建設計画というのは、合併特例債交付の資料であるというような説明がありました。つまり、今回、私たち議員の任期といたしましても、最後の議会でございます。この町村別主要事業の年度別計画書、それから新市建設計画書というものがいかなるものであったか、はっきりと、この議会でお示しを願いたいと、こう思うわけでございます。

これは、私たち議員に対しても、現在、質問の目が向けられております。果たして、その最初の計画書の中にどんなことがあったのか、どんなものだったのか、先ほど千野議員の説明にもありましたように、とてつもない、途方もない、無鉄砲な、そのような計画が盛り込まれているんです。このようなものを基準に、現在、明日の北杜市を考える会から質問状が届いているわけでございます。私たちは、市長への質問状という受け方でなく、これは議会にも向けられた質問であると。このようなものをかさにきまして、明日の北杜市を考える会なるものから、あのような稚拙で陳腐な質問が届けられたわけでございます。

市長、例えば市長が提唱する8つの杜構想に関しての方針が間違いであるとか、それから環境創造都市北杜市のテーマが違っていると、こういった高いところ、大きいところからの質問であれば、これは白倉市長の責任が大でありましょう。しかし、この4年間で、この議場でも言い尽くされた質問であり、内容については十分理解された。この執行、議会とも共通した認識であります。

質問状の締めくくりとして、提示されたコメントには市政をとにも提案をしてきた北杜市議会に対しても心外であり、遺憾であります。明日の北杜市を考える会を連名した6人の御仁は、少なくとも合併をする前の町村長であります。現在の北杜市が置かれている位置、スタンスですね。それから場所、財政、こんなことはうつけでない限り分かるんです。百も承知の上で質問状を出しているんです。自分たちの執行した町村が、この北杜市にあるんです。協力体制を敷けばとも、質問状など言語道断であり、これは北杜市政、つまり市長・執行・議会に対しての体のいい、いじめであります。あれから3カ月を経過いたしました現在、市長はどのような所管をお持ちか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

小林保壽議員の、いわゆる新北杜市建設計画でございますけども、これは平成17年3月に計画されました。その中で、10年間の財政計画を立てておりまして、建設計画の中で、いわゆる各町村の資料として、この中に盛り込まれておりまして、すべてが盛り込まれておるわけではございませんので、計画の中身を見ますと、10年間で、普通建設事業費が約490億円の計画になっております。しかしながら、このような事業を展開する中で、18年にはいわゆる行財政改革アクションプラン、これが出ました。これについては当然、財政の再建というこ

とでつくっております、そのように策定する中で、やはり実質公債費比率18%を超えているということで、いわゆる建設事業ができないということで計画を立てております、今後、今年度中に北杜市の財政健全化計画を作成する予定でございますので、この中で事業計画等を明確にしていきたいというふうな考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で、行政が推進するには長期計画があることは、たしかであります。合併前の各町村にも、それぞれの行政課題を抱えた構想があったわけであります。だから、合併前新市建設計画において、いろんな意味の課題を精査して、そしてそれぞれの町村の構想を盛り込まれたのが、私からすれば新市建設計画の中に入っているということだと思っています。ですから、それぞれの合併前の町村にしてみれば、それぞれの思いを新市建設計画に取り入れて、北杜市へ引き継いだわけでありますから、私にしてみれば、この新市建設計画が尊重されるのは当然だとは思っています。

ただし私からすれば、平成16年の11月1日に初代の北杜市の市長になって、市民から白紙一任で、しっかりとした北杜市をいいスタートを切って、いい礎を築けという白紙一任状をいただいているわけでありますから、その新市建設計画を尊重しながらも、先ほどお話ししたとおり、いろいろの市民の声を聞き、いろいろな機関を通して、そして第1次北杜市総合計画を策定したわけでありますから、その新北杜市の第1次北杜市総合計画に基づいて、これからの市政を推進していきたいということであります。それは先ほど言いましたとおり、多くの審議会を経て、この市議会の議場の議決を経て推進しておりますから、それを中心に市政を推進するのは当たり前のことだと、そういう予定で市政を推進しております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

合併協が新市建設計画を計画いたしました。この18年3月に小淵沢が合併いたしました、それから新北杜市建設計画というのが策定されております。これをもとに、今回、議決を経て、19年3月でしょうか、第1次の北杜市建設計画が出ているわけです。つまり小淵沢が合併した時点以降のもの、このものが現在、遂行する建設計画であるということを明言していただきたいんです。そうでないと、やっぱり過去、例えば、先ほど千野議員の質問にもありました中で、とんでもない計画が入っている。それを市民が真に受けてどうしたんだということ自身、議会人としても非常に苦しいことがあります。こういった見解を、執行のほうでもはっきり出していただきたいんです。

それから当時の合併協で、合併協が設立をしてから以降の大きな工事、または建設については、合併協の承認を得ることということがあったのか、ないのか。そのことが分かる方、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

小林議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、新市建設計画は総合計画に継承されているというふうな考えでございます。基本的なスタイルでございます。そういうわけで、その中で、いわゆる新市建設計画の個々の項目につきましては、いわゆる、これから精査しないと、どの事業がこれから取り組むべきものなのかということを経査しないと比較ができませんので、これについては今後の検討だと思っております。その中で、大きな工事について、いわゆる合併協で承認されたかということになりますと、これはあくまでも建設計画の中身については、細かにはふれておりませんので、いわゆる財政計画等々が承認されたということで認識しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

私ども、旧町村のときの議会で聞きましたことは、合併協が設立した以降の大きな工事、建築物については、合併協の承認を経て、工事をするようにということを経、申し合わせの中で出ていたような気がします。にもかかわらず、この合併協が設立して以来3年間で、先ほど千野議員の話にもありましたように、46億円の基金を取り崩して160億円の町村債を起債しているんです。そのツケを北杜市に持ち込んでいるんですよ。当時、新聞で騒がれた駆け込み工事、これなんかは、この財源の一部で行われたものなんです。その6人の御仁が、今さら北杜市の財政に異議を申し立てることなど片腹痛い。公共料金の一部についても質問がされています。北杜市の旧町村には17系13会計の、現在、水道料金を徴収している町村があります。どう統一をしたらいいか、この質問状の責任者であります中田なにがしかなる人物に、私は議会から質問状を出したいような気がいたします。

3カ月経った今、市長はどのようなコメントをお持ちでしょうか。ご答弁をお願いいたします。同じ質問でございます。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな議論をしていると、合併のいろんな意味の産む苦しみがよく分かってくるわけがありますけども、いずれにしても、合併するときにはそれぞれ、この新市建設計画もあり、町別主要事業年度別計画もありました。これらそれらは、各町村の構想が全部引き継いで、インフラ整備をはじめとして、北杜市のほうの新市建設計画のほうに含まれているわけでありまして、したがって、合併前の各町村が独自で盛り込んで、そして議会の議決を経ることなく、私どもに引き継いでいるわけでありまして、

したがって、具体的には先ほど来、議論のとおり、8町村の事業費の総額が1,100億円を超すと、こういう事業になってきているわけでありまして。そのときの議論を先輩たちに聞きますと、ときに特例債を極めて、充て込んでおるといふ問題もあろうかと思っております。でも特例債は、私が言うまでもなく特別交付税みたいなものでなくて、言ってみれば有利の借金、起債ということでありまして、このへんの住民説明会でのずれもすごくあったような感じがし

ます。私どもからすれば、先ほど来お話ししましたとおり、8つの町村を引き継いだ北杜市でありますから、それらの言ってみれば町村の時代の構想は、当然、北杜市としても尊重したいということで、新市建設構想を尊重しながら、私どもは先ほど来お話のとおり、まちづくり市民のアンケートやワークショップ、地域委員会やパブリックコメント等々の提言をいただきながら、第1次北杜市総合計画を立てたわけであります。

市長 白倉政司にしてみれば初代市長として、町村の時代のそれを引き継ぎながらも、私は市民から新しい北杜市のスタートを切って、礎を築けということを白紙一任していただいたわけでありますから、第1次北杜市総合計画を最大限、これからの進むべき羅針盤として、市政を推進しているわけであります。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

簡潔をお願いします。関連質問ですから。

○27番議員（小林保壽君）

兼好法師の「徒然草」という書の中に「おぼしきことを言わぬは腹ふくるるわざなれば」という言葉があります。これを思っていることを言わなければ、不満が溜まって気分が悪くなるという意味合いでございます。この4月より、健康指導になりましたメタボリック症候群ではありませんが、財政の不満でメタボリックにならないよう、市長と財政にエールを送って、頑張ってください。

質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

茅野光一郎議員。

○30番議員（茅野光一郎君）

簡単に申し上げます。

今、小林議員が関連質問しました。町別主要事業というものがあつたわけですね。1,100億円以上のものが、言われていることは、なぜ、そうした事業をやらないかと、新聞にも載ったり、言われているわけです。それは先ほど言いましたように、市長にも言われているけども、われわれ議会にも言われていることだと。だから、簡単に申し上げます。その資料をどうして、この議会に示さないんですか。どういうものですか。出してくださいと、答えがされていないから教えてください。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

一言で言えば、町別主要事業年度別計画書なるものは、ちょっと誤解があつたらごめんなさい。町村の議会の議決を経ている内容ではないと思います。町村議会の議決を経ているのであるならば、正式な書類として、要請があれば出すこともできると思いますけども、合併するときに執行側がそれぞれの住民説明会等々の中で、今から考えれば、6、7年前に町村ごとの構想を、合併したらこれをやってもらおうよというようなものが、新市建設計画に盛られていると思いますから、そういう意味で議会というか、皆さんに見せることなく、執行として引き継いで、それを尊重しながら、北杜市の計画を立てたということでご理解をいただければと思います。

○議長（小澤寛君）

茅野光一郎議員。

○30番議員（茅野光一郎君）

ですから先ほど、そういう答弁をすればいいわけです。出してくださいと言っているときに、その答えをしないから、そういうことで出せませんということであれば、すっきりするわけです。

終わります。

○議長（小澤寛君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ないようでしたら、以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結します。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時35分といたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時34分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に、北清クラブの会派代表質問を許します。

北清クラブ、26番議員、内藤昭君。

内藤昭君。

○26番議員（内藤昭君）

北清クラブを代表して、質問をさせていただきます。

本議会、9月定例会は北杜市誕生以来、市政にとっても、私たち議員にとっても、北杜市政第1期最後の定例会であります。白倉市長は財政の厳しい中、8つの杜づくりを目標に市民が安心・安全の環境づくりや快適な生活が送れるよう、努力をしまいいりました。北清クラブも市民の目線に立ち、行政とは一步離れて、二歩離れずを念頭に、常に清らかな心で議会活動を行ってまいりました。

今回は市民の生活に密着した、次の3点について質問いたします。

質問の第1は、市の財政にも大きな負担となっている公共下水道および浄化槽等の管理についてであります。

1番目として、公共下水道および農業集落排水事業は、市の財政に大きな負担となっているが、市内全体の事業の進捗状況はどのようになっていますか。また、見直し等を含めた今後の計画を伺います。

2つ目といたしまして、具体的に公共下水道および農業集落排水施設の数および浄化方法の種類と浄化方法の違いを伺いたいと思います。

3番目でございます。施設ごとの管理体制はどのようになっているのか。6月定例会では、浄化施設からの異臭について質問がありました。今回、私は議長に許可をいただきまして、現場の写真を持ってきております。ちょっと見ていただきたいと思います。私は、6月18日に

下水道担当に報告をいたしました。高根町下水道中央クリーンセンターからの排水が異常を来しております。異常に対する徹底究明や早急に対策を講ずるよう申し込みを行いました。その後の経過を伺います。

4番目といたしまして、合併浄化槽および単独槽の定期点検等の管理体制について伺います。

市では、合併浄化槽の普及のために毎年補助金を出しておりますが、定期的な点検を義務付けております。しかし、定期点検を行っていない家庭が多いと聞きます。市としての管理体制はどのようになっているのか、伺います。

次に学校給食センターの食材の納入について、伺います。

市では平成21年4月からの稼働を目指し、北杜市学校給食センターの建設を進めております。市立塩川病院の給食の食材納入が、地元業者は平成20年4月からは納入がなくなったと聞いております。地元小売業者は学校給食センターが完成すると、塩川病院と同じように納入がなくなるのではないかと心配の声もあります。

地産地消で地元の食材をより多く使用することは、もちろんよいことですが、食材の納入について、次の2点を伺います。

現在、学校給食に納入している地元業者の活用は、どのように考えていますか。また、地元業者への指導および説明はどのように行いますか、伺います。

第3の質問です。道路整備についてであります。

市では、市民バスの運行をはじめ市民の足の確保に努めておりますが、一方では自家用車を生活の足とする市民が、ほとんどだと思われま。国道141号の通行量は年々増え、夏場の渋滞や通勤時の渋滞はひどいものです。道路整備は、市民の快適な生活のためには欠くことのできない施策だと思えます。

過日の市の広報で知らされました、広域農道の多麻トンネルが10月10日開通とあり、地域の住民にとって、本当に明るいニュースでありました。現在、県道や市道、また広域農道等、整備事業が中断している箇所が数多く見受けられます。

次の路線等の進捗状況および完成予定、また市として促進に対する取り組みはどのようになっているのか、伺います。

個所的には4つほどしか謳っておりませんが、等ということで、ご了承いただきたいと思えます。

1番目は若神子日野春停車場線、2番目が五町田若神子線、3番目が長坂箕輪線、4番がふれあい支援農道等ということで、分かる限り、幅広く教えていただきたいと思えます。

最後に管理状況ですが、国道、県道、市道、広域農道等の管理体制について伺います。

雑草で道幅が狭くなっている箇所や路側の立木の枝が道路にかぶさり、観光バス等が通行しづらい箇所も見受けられますが、この道路に対する管理体制はどのようになっているのか。

以上、本当に市民の生活に密着した事項3点を伺います。

以上で、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内藤昭議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市市政の推進の政策の柱であります8つの杜づくりをはじめ、ご評価をいただき、大変ありがたく思います。一步離れて二歩離れず、北清クラブ、また議会人としての哲学であります。議会・執行、両輪で頑張りたいと思いますので、なお一層、ご理解を賜りたいと思います。

まず下水道および浄化槽の管理について、いくつかご質問をいただいております。

最初に下水道および農業集落排水事業の進捗状況と、今後の計画についてであります。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、2,027ヘクタールの事業計画区域の認可を受けまして、白州町を除く7町で事業を進め、明野町、長坂町は完了しております。今後、須玉町、高根町、大泉町、小淵沢町、武川町で残り186ヘクタールの面整備と処理場の増設などを順次整備していく計画であります。人口動態などの社会情勢の変動や地域の実情に即した事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

農業集落排水事業につきましては、農業振興地域内の集落を対象として、大泉町以外の7町に26地区計画し、24地区が完了しております。現在、白州町の上教来石地区、横手地区の整備を進めており、上教来石地区は平成21年度に横手地区は23年度に供用を開始する予定でありまして、横手地区を最後にすべてが完了となります。事業の実施につきましては、厳しい財政状況の中、コスト縮減の徹底を図ってまいります。

次に、学校給食センターの食材納入についてであります。

最初に、学校給食に食材を納入している地元の業者の活用についてであります。

現在、高根学校給食センターおよび須玉小中学校の学校給食調理場の食材は、地元商店の協力を得る中で、地元生産物も納入していただいているところであります。学校給食は、地域の大きな消費者であります。地域経済の活性化と地産地消を推進していくために、仮称、北杜市学校給食センターでは、市の政策である食と農健康な杜づくりプロジェクトの一環として、平成22年度における学校給食の地産地消割合を、重量ベースで40%にすることを目標に掲げ、市内流通体系の構築を図っていくこととしており、地元納入業者のご理解・ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に地元業者への指導説明会についてであります。

8月22日に、市商工会長から新鮮で安全・安心な地元産食材の積極的な提供に向けた学校給食にかかる食材等納入への市内業者の活用についての要望があり、9月3日に市商工会と産業観光部、教育委員会の三者で打ち合わせをいたしました。この中で、給食センターの食材等の納入の基準などについて、市内業者を対象に説明会を開催することで、意見の一致をみたところであります。

説明会は10月27日と決め、市広報や商工会の会員に周知することとしたところであります。今後は説明会を通じて理解をいただく中で、業種別に組合等を組織していただき、給食事業にご協力をお願いしていきたいと考えております。

次に道路整備について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、県道の道路整備事業で中断している個所の完成予定および市の取り組みについてありますが、県道の整備は県が事業主体で実施しておりますが、市は事業説明会や用地交渉等に協力するなど、県と連携を密にして円滑に事業が進むよう努力しております。主要地方道、北杜八ヶ岳公園線、長坂高根線につきましては、平成23年度の完成予定であります。県道、日野春停車場線については平成22年度の完成予定であり、現在、須玉町和田地区のカーブ改良工事を行っております。

ふれあい支援農道につきましては、当初、平成21年度の完成予定でありましたが、東日本高速道路株式会社との協議に時間を要したため、平成24年度の完成予定となりました。しかし、公共事業は財政状況が厳しいため、計画どおり進捗していないのが実情であり、そのため完成年度に影響が出ると思われまます。市では引き続き、早期完成を県にお願いしてまいりたいと思ひます。

ハヶ岳広域農道、多麻トンネルにつきましては、本年10月10日に供用開始する予定であります。用地交渉が難航している路線もありますが、早期に着手できるよう、県と協力して事業の推進を図ってまいります。

次に道路の管理体制についてであります。国道20号は国の直轄管理でありますので、国土交通省、甲府河川国道事務所が管理し、対応しております。国道141号および県道につきましては、山梨県の中北建設事務所峡北支所で管理し、対応しております。市道につきましては建設部が、農道・林道については産業観光部が管理しております。

市道・農道の管理につきましては、除草・側溝清掃等は峡北広域シルバー人材センターに、支障木の伐採・補修・除雪等については市内の業者に委託しまして、通行の安全確保に努めているところであります。

道路の延長が膨大であるため、道路構造物の老朽化が進み、維持管理費は年々増加傾向にあり、支障木等の管理にも苦慮しておりますが、現状は幹線道路から優先的に行っております。今後も通行車両の支障にならないよう整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

なお、国県道の支障木につきましては、現地を確認した中で伐採等の要望をしてまいりたいと思ひます。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

下水道および農業集落排水施設の数と浄化方法の種類、浄化方法についてであります。

現在、稼働している処理施設は公共下水道13施設、農業集落排水24施設であります。公共下水道施設の処理方式につきましては、長円形の水路を反応層として、低負荷で活性汚泥処理を行い、固形物と液体に分離、処理するオキシデーショナルディッチ方式が4施設。曝気、沈殿、排出、投入の4つの行程を一定時間で行う回分式活性汚泥方式が6施設。嫌気槽と好気槽の2行程で構成され、浄化処理を行う嫌気・好気ろ床方式が3施設となっており、処理人口、経済性、敷地面積等を勘案の上、採用されたものであります。

農業集落排水処理方式につきましては、嫌気ろ床法併用接触曝気方式が3施設。回分式活性汚泥方式が7施設。連続流入間欠曝気方式が3施設。沈殿分離併用接触曝気方式が3施設。高度処理回分式活性汚泥方式が4施設。担体型FRP構造が2施設。脱窒素COD除去回分式活性汚泥方式および流量調整槽前置型嫌気ろ床併用接触曝気方式が、それぞれ1施設となっております。いくつかの種類となっておりますが、公共下水道処理施設と同様に処理人口、経済性、敷地面積等を勘案して、各処理区に合った処理方式を採用しております。

次に施設ごとの管理体制および施設からの異常に対する調査や、その対策についてであります。

施設の管理体制は公共下水、農業集落排水ともに民間の専門業者に委託して、水質検査から通常の保守点検、機器装置等の維持管理を週1回から2回、多い施設で週3回の巡回方式で行っており、維持管理には万全を期すよう、指導しているところであります。

また、ご質問の異臭や排水等に異常が発生した場合には、通常の維持管理とは別に、その調査や原因究明について管理業者に依頼し、早期に対策を講ずるよう努めているところであります。

今年6月の定例市議会において、ご質問のありました長坂浄化センターの異臭につきましては、その後、脱臭装置の稼働調査を実施したところ、各個所からの臭気吸引が偏っていたことが判明いたしましたので、吸引調整を行い、現在、その状況を確認しているところであります。

排水の異常につきましては、過日、高根中央クリーンセンター放流先河川に濁りが発生したとの情報が寄せられましたので、調査確認を行ったところ、放流先の水路の漏水が水路脇の土砂を侵食し、河川へ流れ込んでいる状況を確認いたしましたので、早急に放流水路の漏水改修を行ったところであります。さらに設計業者、管理業者と施設機器の運転状況などを確認し、万全の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、合併浄化槽の定期点検等の管理体制についてであります。

合併浄化槽の定期点検等は浄化槽法で規定され、市の合併浄化槽設置整備補助金事業では、要綱に清掃点検の実施を義務付け、維持管理の徹底を図っております。ただし、補助金交付者に限定されるため、今後は浄化槽設置台帳を整備し、維持管理の強化徹底に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成18年度の法改正により、法定検査を実施しなかったり、受検後の改善命令に従わない場合には、罰金および過料などの罰則規定が設けられましたので、今後は適正な維持管理が図っていけるものと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

内藤昭君の再質問を許します。

○26番議員（内藤昭君）

今回、私が一番、心配しているのは、先ほど申した高根の中央クリーンセンターの排水でございますが、今の担当部長の答弁によりますと、要するに汚れの原因が排水口の漏水だというふうな説明ですが、私も現場を見た限りでは、それだけではないというふうな感じを受けました。

もう1つ、先も多少、見せたわけですが、このように泡立っている状態が、きれいな排水とは絶対言えないはずですが、これは今の答弁でなくて、もっと明確な答弁、これからの取り組みをお願いしたいわけですが、特にこの施設は、われわれも増設ということで研修に行きましたが、創設当時は汚泥が出ないという施設だという説明を、たしか受けたはずでございます。これと同じような施設がまだ、たぶん、ほかにもあるんだと思いますが、現状、増設したということと、今後まだ、これにつなぎ込みというふうな予定もあるようにも聞いておりますが、現実的には汚泥が出ない施設でありながら、19年に一度、汚泥を抜いたということも、ちょっと報告で聞いております。この施設が、もし汚泥が出る施設であれば、稼働して10年になりますか、10年経って汚泥を抜くというふうなことでなくて、少なくとも3年とか5年ぐらい

に汚泥を抜くようなことを行いまして、なるべくというより、汚水が排出するような状況であれば、本当に下流の市民は、本当に心配だと思います。下水道そのものが、もともと河川の汚れを浄化するというふうな目標もあります。写真で見たとおり、配水地より上は、本当に清流です。排水から下が泡立っている、濁っているというふうなことでは、市民は納得しないと思います。そのへんをもう少し、調査の結果と今後の取り組みをご説明いただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

高根中央クリーンセンターの処理場の方式ですが、嫌気好気ろ床法というものを方式で処理しております。この中で、汚泥の発生量等につきましては、その処理方式の特徴としては、他の処理方式よりも発生量が少ないということが1つの特徴であります。汚泥がまったく発生しないというものではありませんので、ご指摘のように適切な時期に、適切な量の汚泥の処理ということも、今後していかなければいけないというふうに思っているところであります。

それから泡についてであります。高根の中央クリーンセンターから河川までの高低差と、それから放流距離が結構あります。高低差があるものですから、その処理水の流速が早いために、その過程において泡立つということも、たしかにございます。現在、処理場から処理水が出てまいります直近のところ、この泡をできるだけ発生させないような方式といいますが、その処理として、防泡剤、泡を防ぐ薬剤でありますけども、こういったものを固形、あるいは液体というようなことで、その効果を実証実験中であります。

今後につきましては、それらが、どちらが効果あるのかの検証と、それから処理施設の適切な運転ができるよう、管理業者また設計担当とも相談・協議をしながら、適切な管理ができるよう努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

状況については、今、生活環境部長の答弁のとおりであります。ただし、やっぱり配水地で泡が出るというのは、内藤議員のご指摘のとおり、問題があると思います。これが設計上といいたいでしょうか、構造上の問題なのか、管理上の問題なのか、しっかりと調査したいと思っております。その中で、他の処理場、みんなそうだと思いますけども、万全の維持管理に努めてまいりたいと思っております。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

内藤昭君。

○26番議員（内藤昭君）

この件に関しましては、本当に生活に密着しているというか、下流の人たちは非常に心配をしております。今の答弁のように、調査をして、なるべく早くということではなくて、私どもといたしますれば、結果を聞きたいんですね。こういうふうになりましたから、絶対に安全ですよというふうな答えがなければ、いくら調査しようと、いくら対策しようと、その結果が、不安が残っているようであれば困るということが第一です。

それから現場そのものが、非常に沢の奥ということで、下流から行きますとも、もう本当に長い釣り用の長靴でなければ現場へは行けない、上から来ても同じような状態。それから当然、施設から下りていくにも下りていけないような状態で、担当にお話しましたら、そこは藪というか、草というか、だいぶ整理をしたようですが、ぜひ排水の、河川へ行くところまで簡単に検査ができるような体制にしていかないと、管理体制としてよろしくないのではないかと思えます。そんなことで、ぜひ前向きに、本当に安心した答えが一日も早くできるようにお願いしたいと思います。

この件はそれでいいですが、もう1点ですが、これは建設部のほうですが、県道の進行状況が非常に遅れているということで、非常に心配しているわけですが、現状を見ますと、日野春停車場線の薬師堂橋ですが、あそこは現在、歩道もないということで、特に今は、通勤時はものすごく渋滞しています。そんなことで、渋滞して、一列側に車が来ると、あそこは農業をやっているおばさんたちが、昔で言うビクなんかを背負って通る場合は、本当に危険でいっぱい、なんとか早くなれないかという要望も聞いております。ぜひ、これは県道ですから、市でやる事業ではないんですが、本当に積極的に、市のほうからも推進をお願いしたいと思います。

もう1点。五町田若神子線の現在、西川橋の西詰ですが、あそこも県道が広がるということで、もうすでに住居を移動した、協力してくれる地権者もおります。そんなことで、事業があんまり遅れるのであれば、その交差点からできる限り、それから上の北の杜聖苑の入り口から、ちょっと先ですが、大きなカーブがあります。そこもいったん、埋め土をしたこともありますが、非常に危険地帯ですから、部分的に、本当に市民の足が、危険が起きないように、個所的にぜひ促進するように、県へ働きかけていただきたいなということです。よろしくお願いします。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

日野春停車場線の薬師堂橋の関係でございますけど、たしかに毎日渋滞をしております。それで、あそこ関係につきましては、鯨地内の用地が、まだちょっと難航しているということで、手が付けられないということを伺っておりますけど、できるだけ早く、早期に着工するように県のほうにお願いしていきたいと思っております。

それから西川西詰の交差点の関係でございますけど、用地買収が90%以上、できていると。90%以上の方が協力していただいているということを伺っておりますので、上のほうの北の杜聖苑のほうばかりではなく、須玉側の西川西詰のほうからも、両方からやってもらうように、すでに県に要望書を出しておりますけど、また再度、強く要望していきたいと思っております。また、部分的に危険な箇所があるということも含めて、再度、県のほうに強く要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

内藤昭君。

○26番議員（内藤昭君）

ありがとうございました。一日も早く、処理場のほう、それから県道のほうも住民の安心の

ために、積極的に進めていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

内藤昭君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

中村勝一君。

○16番議員（中村勝一君）

内藤議員の学校給食の食材の納入について、関連質問をさせていただきたいと思います。

この問題は、新聞等によると全県的な問題のようですが、各学校で食材を入れているわけですが、その食材は、先ほどの答弁の中に地元の業者を通して入れるものと、学校給食会ですね、その業者を通して入れるものがあるのではないかなと思います。それで、先ほどの新聞の報道によりますと、例の事故米を使った製品が北杜市内の給食に出された。そんな新聞の記事が載っておりました。それで2点について、お聞きしたいと思います。まず1点ですが、その学校で実際、給食の食材として、事故米の製品を使った学校はセンター式の調理場なのか、それとも学校独自の調理場なのか、それとも北杜市内のすべての学校に出されてしまったのかという、そこらへんをお聞きしたいのが1点です。

それから2点目として、各調理場で食材を納入しているわけですが、その納入のシステムは今現在、どうなっているのか。すなわち栄養士が献立を作る、その献立に合うための食材を、栄養士が外注して入れているのか。それとも何か別の方法があるのかということ。この問題は、そこらへんのチェックをちゃんとしておかないと、山梨県のすべて、多くの学校で起こったように、解決の方法がないのではないかなと思いますから、市としてどんな食材の納入のシステムをとっているか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

中村議員さんのご質問でございます。

まず第1点目でございますが、スグル食品が納入しましたタマゴ関係の食品だと思われ。この部分についてはセンター方式、それから単独調理場、ともに納入がされているところがあります。市内では4校のみ、これを使っていない学校がございました。

もう1点目については、納入のシステムはどうかということですが、今現在については栄養士さんが献立を作り、その献立の食材によって、栄養士がそれぞれ合った業者に納入をお願いしているというようなシステムであります。しかし、今後センター方式になるについては、やはりそういった部分については改善していき、そういった部分に職員を配置し、管理されていかなければいけないというように考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北清クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたしまして、昼食の時間をとりたいと思います。
再開時間を午後 1 時 3 0 分といたします。

休憩 午後 0 時 1 0 分

再開 午後 1 時 2 8 分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、政経会の会派代表質問を許します。

政経会、3 番議員、小澤宜夫君。

小澤宜夫君。

○3 番議員（小澤宜夫君）

政経会の代表質問をいたします。

わが会派では、一貫して環境というものをテーマに、この間、活動に取り組んでまいりましたが、任期最後にあたる今定例会において、環境問題の質問のまとめと、新たなる提案をしたいと思います。

全部で 5 項目について、お伺いいたします。

まず環境行政について、3 点伺います。

私どもは 18 年 1 2 月定例会以来、クリーンエネルギーの推進を図る上で、多くの意見が取り入れられ、新たな発想ができるという場をぜひつくってほしいということで、クリーンエネルギー推進協議会というようなものをつくってほしいと提案してまいりました。ようやく、19 年度末、本年 3 月に北杜市地球温暖化対策クリーンエネルギー推進協議会が発足いたしました。この協議会の内容について、また今後の取り組みについて、現在、今後どのように行われるか伺います。

環境の 2 点目、木質ペレットストーブボイラーの普及促進について、伺います。

本年 10 月、山梨市の飯島製作所において、県下で初めて木質ペレットの製造を始めるようでございます。その大きな動機の 1 つに、北杜市清泉寮が宿泊施設において、ペレットボイラーの導入をし、その導入に際し、ぜひ市内の木材からできる木質ペレットの使用を強く希望したということをお聞きしました。山梨市の製材所では使用木材の多くが北杜市産を利用し、有用材を取ったあとの残材を使ってペレットを製作することによって、コストの低減を図って、十分採算ベースに合うというお話を聞いてまいりました。

わが北杜市では、明野町の電気山梨の森の植樹、さらに白州町サントリーの里山整備、市の里山整備は計画、先般の市長の所信表明にありました社団法人 日本音楽事業者協会のまごころ募金の寄託事業による植林・里山事業など次々と大変大きな広がりを見せており、それに伴う間伐材等の資源の有効利用が急務となっていると思います。それらは循環が重要になってくる有用材の利用こそ、大事なことだというふうに思いますが、公の施設としては、北杜市では明野中学に現在 3 台のペレットストーブがあり、ペレットが使われております。しかし、まだまだ少ないと言わざるを得ません。

この際、ペレットストーブ、ボイラーに民間等、それを購入し、ペレットを使うということであれば、補助金を出して普及促進を図ることがよいと思いますが、それについてのお考えを伺います。

環境の3点目です。小水力発電について、伺います。

市では六ヶ村堰水力発電に続いて、新たな候補地を探しておるとのことですが、今後とも市営で行うということについては多々問題もあるが、なかなかできにくいということもあるかと思えます。民間の活力を利用するということも必要かと思えます。

なお、候補地を探している上で、大事な要件として、つくられた電力を使用する六ヶ村の堰もそうですけれども、すぐ近くで使用する場所があるということが、大変いいことだと思うわけですが、民間を含めた対策があるか、そのお考えを伺います。

質問の4点目として、公有財産の処分について伺います。

市では、今春6月より未利用の市有地の売却をはじめています。財源確保、財政改善を図る上からも大切なことだと思います。その処分基準の内容を伺います。なお今後、目標とする個所数、総予定金額、予算も合わせて伺います。

最後に企業誘致に関わる問題について、伺います。

最近、県内において大型企業が県外へと流出する傾向が見られています。全国的に経済の低下が懸念される中、県内においても企業流出はなんとか食い止めなければ、大変な事態になると思えます。

報道等によりますと、条件について、他県に比べて誘致面積の狭さ、人材不足、住宅等の条件が山梨は劣っており、企業側にしてみれば、条件のよい他県に進出せざるを得ないとのことでした。隣の韮崎市では、企業が宮城県へと主力事業を移すことによって、雇用で500名ほどが県外へいなくなるということが報道され、大変驚いております。

北杜市はおかげさまで、今まで、攻めの戦略の中で、企業誘致も順調に進んでおりますが、今後、なお一層、受け入れた企業が繁栄し、なおかつ新たな企業誘致を求めるということから、受け入れ条件を視野に入れたインフラの整備が、大変必要になってくると思えます。住宅等、働く人の住まいを含めて、道路、いろんな意味でのインフラの整備、環境整備があると思えますが、企業誘致に関わるインフラの整備全般について、今後のお考えを伺います。

以上5点について、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小澤宜夫議員の、政経会の代表質問にお答えいたします。

政経会は、環境問題に大きく力を寄せていただいております。たしかに地球的規模で環境を考えないと人類の先が見えない、そんな時代だとも思えます。北杜市も環境日本一、いや環境世界一といわれるよう、ともども心を寄せていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

まず、クリーンエネルギー推進協議会についてであります。

本年3月29日に、北杜市地球温暖化対策クリーンエネルギー推進協議会を設置いたしました。本協議会は市民・事業者・団体・市が連携して、ネットワーク的な組織として、現在85名で構成されています。地球温暖化防止対策や地域資源を生かしたクリーンエネルギーの導入など、資源循環型の社会づくりを目指し、低炭素社会を実現していくための核として、期待をしております。

また特定分野に限らず、さまざまな意見交換ができるよう、市民誰もが参画できる協議会でもあります。本協議会では情報の共有を図りながら、市民参加型の協働組織として、必要な対策や効果的な実践の一つひとつ積み上げ、継続的に取り組んでいこうと歩み出したところであり、地球温暖化対策部会、クリーンエネルギー推進部会、総務部会の3つの部門となっております。地球温暖化対策部会は消費生活分科会、商工業分科会があり、家庭などの民生部門および、事業所などの業務部門での取り組みを行うこととなっております。またクリーンエネルギー推進部会は小水力発電分科会、太陽光発電分科会、新エネルギー研究分科会があり、各エネルギーの普及推進をはじめ、市民、事業者の皆さんが設置を導入する際のアドバイスや新エネルギーの創造など、ローカルエネルギーの利活用に取り組んでいきます。

総合部会には企画分科会、統計分科会、普及啓発分科会、事務局が設置され、協議会全体の事業計画や取り組み実績の検証、市内地域における環境教育および庶務会計など、全体的な調整を担っています。本年度の事業計画としましては、温暖化セミナーの実施、モデル家庭1千世帯への環境家計簿の実施、市内でのCO₂削減取り組みの状況調査、事業所からの排出される廃食油等の実態調査などを実施する計画となっております。また、分科会ごとにも具体的な活動展開に向け、現在、会議を重ねながら検討を進めている状況であります。

市では本協議会と連携の中、環境日本一の潤いの杜づくりを目指し、地域特性を生かした展開をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に木質ペレットストーブ、ボイラーの普及促進についてであります。

現在、木質ペレット製造工場は全国で47施設といわれており、県内にもペレットストーブの普及台数は80台程度となっております。現在、北杜市立明野中学校には3台のペレットストーブが設置されており、玄関、図書室、保健室で使用されております。明野中学校によりますと、長所としては間伐材を利用しているので環境によい。薪ストーブに比べて灰が少ない。優しさや暖かさを感じる。ストーブ自体が熱くならないので、やけどなどの心配がない。逆に短所としては点火、消火に手間がかかる。暖くなるのに時間がかかる。設置場所に広いスペースを必要とする。微妙な温度調整ができない。ゆったりとした場所には適しているが、人の動きが多いところには、不向きであるなどの感想をいただいております。

また、年間のペレット使用料は850キログラムで、経費としては5万1千円となっております。ペレット代は1キログラム当たり60円の単価となっております。ガソリン等の高騰により、木質バイオマスエネルギーの活用が期待されているところでありますが、発熱量でペレットを灯油に換算いたしますと、灯油1千リットルに対し、2.1トンのペレットが必要といわれており、現在の灯油を約120円として比較いたしますと、灯油のほうがやや安い計算となっております。

全国に先駆けて木質ペレット製造工場の整備を行った事業所においても、原材料の入手や販売経路等の確実な確保ができず、経営に苦慮しているところが多いことから、国でも達成率の低い施設や収支がマイナスとなっている施設の改善措置や事業計画の変更および、事業の一時停止や事業の中止を含む検討を指導している現状でもあります。

こうした状況の中で、需要と供給のバランスや価格面および法制度との整合性など、多くの研究課題が取り沙汰されていることから、6月には山梨大学大学院の教授や山梨市の飯島製材などの産業界と行政により、山梨県木質バイオマス利用推進協議会が設立され、検討を重ねているところであります。

また、北杜市地球温暖化クリーンエネルギー推進協議会においても、民間による建設の可能性やペレットストーブなどの普及見込みおよび、ペレット等の供給コストなどを検討していただくことになっております。

地球温暖化防止を含め、森林の整備や地域林業の活性化は喫緊の課題でありますと同時に、間伐材等の森林資源を有効に活用しながら、循環型社会の実現に寄与するためにも、実用性の経過を見極めながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小水力発電についてであります。

本市は豊かな水資源の恩恵と、先人のたゆまぬ努力と尊い歴史の過程から、今日の安定した生活基盤が築かれてまいりました。昨年4月に稼働いたしました村山六ヶ村堰水力発電所は、その立地条件とともに発電性に優れ、将来の有用なクリーン電力として、また身近な地産エネルギーとして、その第一歩を踏み出したところであります。現在、大門浄水場の送水および施設電源として、その供給を行う中、日々、適正な管理運営に努めているところであります。

昨年度は、年間で200万4千キロワットアワーの発電実績が得られ、市の財政負担の軽減とともに、杉の木約5万5千本に相当するCO₂削減など、地球環境に一定の貢献ができたものと思っております。

また、市全域に有する水資源と地形を見ますと、水力エネルギーの利用可能な地域が潜在しており、規模は異なるものの第2、第3の実現性も高いと思われまます。このため、現在、導入可能地点の現地調査を実施しているところでもあります。

民間参入につきましては、発電目的や立地条件などによって、公共事業とは異なった法令手続きが必要となります。一例でございますが、発電事業を営業して行う場合、電気事業法による電気事業者として許認可を要する場合や、自家発電用として設置する場合があります。いずれも発電規模、電力供給先、運用状態など建設コストおよび運用コストから、その採算性などの十分な検討と見極めが必要となってまいります。

また、河川法による水利権の取得、土地開発要件および制約、電力会社等の関係機関との協議など、広範囲にわたる法令手続きや地域の合意形成をふまえた総合的な判断が必要となってまいります。

本年3月に設立された北杜市地球温暖化対策クリーンエネルギー推進協議会では、市民をはじめ専門的知識を有する事業者およびNPO法人、団体の皆さんの参加によって構成されており、民間参入の可能性についても今後の動向を十分注意しながら、検討を進めていくと聞いております。今後とも、本協議会と十分な連携を図りながら、地域の実情に即したクリーンエネルギーの増加に向け、さらに十分な協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

次に公有財産の処分についてであります。

未利用市有地の売却につきましては、将来にわたって利用する見込みがなく、また国や県、他の公共団体などが、公用や公共目的のために利用する計画のない土地について行うこととしております。現在、市有地を含め市有財産の確認作業を行っているところであり、これと並行しながら、条件の整ったものにつきまして、逐次売却してまいる考えであります。

次に、企業誘致にかかるインフラ整備についてであります。

企業誘致につきましては、合併以来、積極的に取り組んでいるところであります。現在までの誘致企業が8社となっておりますが、これらの誘致企業に対しては、企業等振興支援条例に基づく固定資産税の免除や、産業立地助成金の交付といった支援策を講じてきたところであり

ます。また、以前は新規の企業立地に限定した、これらの支援を、すでに立地済みの工場の増設などにも適用することとし、すでに2件の造設計画を認定するなど、既存の企業に対しましても、積極的な支援を行うこととしたところでもあります。

昨今の燃料や各種資材の高騰などにより、日本経済が減速局面にあり、新規の企業立地を求めることが非常に厳しい状況にある中で、本市はいくつかの企業からの引き合いもあることから、今後も引き続き優良企業の積極的な誘致に努めてまいります。加えて既存の企業の流出防止を図ることも、非常に重要となってきております。このため、市内の企業訪問を積極的に行い、企業の現状等を的確に把握する中で、要望などにはできる限り、応えているところであります。企業側からは従業員の住宅確保の要望があることは、ご指摘のとおりであります。すでに企業からの要望により、須玉町に整備いたしました就業促進住宅は、有効に活用されておりますが、国において廃止が決定されております雇用促進住宅につきましても、購入する方向で関係機関と協議を行っているところであります。

また、企業が立地する際に必要とする道路や上下水道などのインフラ全般の整備につきましても、企業の要望などを伺い、その都度、協議しながら対応してまいりましたが、今後も可能な限りの支援を行う中で、企業の誘致や流出防止に努めてまいる考えであります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

小澤宜夫君の再質問を許します。

○3番議員（小澤宜夫君）

再質問について、2点伺います。

市の85名という、大変幅の広いおおぜいの方たちが集まり、北杜市地球温暖化対策、クリーンエネルギー推進協議会ができて、それが着々と進められていることに対して、ぜひ今後ともこれは頑張してほしいというふうに強く望みますが、そういう中で、1つ、大きなこととして、今、国ではこの環境施策というものに対して、幅広く細かい、縦割りではなくて、各省庁横断的なものも数多く話を聞くわけではありますが、そのことについての情報知識というものが、なかなか、民間といいますか、私たちには伝わってきません。そのヒントをやはり、情報として一番受けやすいのは市であり、行政であると思いますので、そういう意味での情報を与えて、国・県からそれを引き出す窓口としては、やはり市が最適かと思えます。事業推進については民活力を含めてというふうに考えられると思いますが、ぜひそういう意味で、環境施策の窓口に市が積極的に取り組むお考えが、今後の方針も含めて伺います。

もう1つ、ペレットストーブについてであります。

もちろん太陽光発電のパネルについては、現在、北杜市でも補助金等によって各家庭の屋根に、庭に、土手に太陽光のパネルがあります。もちろん、世界に先駆けてやっている実証研究もあるわけですから、ぜひペレットストーブボイラーについても、今後、購入していく方たちに促進のための補助金等ができないか、それについては再度、強く要請してお聞きしたいと思います。

以上2点について、お願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

環境問題で、さらにご質問をいただきましたけども、冒頭、申しましたとおり、文字どおり地球的規模で環境問題を考えなければならない時代であります。国も霞ヶ関が環境省だけでなく、いわゆる縦割りだけでなく、役所を挙げて、そんな取り組みをしようというお話を、私どもも聞いておるわけでありまして。環境日本一を目指す北杜市としてみれば、霞ヶ関と、さらにパイプの風通しをよくしながら、環境日本一をさらに目指して推進していきたいと思っております。

ペレット燃料については、担当部長から説明させていただきます。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

ペレットストーブ、ボイラーの設置に助成制度をとというご質問でございます。

これらにつきまして、先ほどの市長答弁の中にもございますが、市で地球環境温暖化対策クリーンエネルギー推進協議会がようやく立ち上がって、85名の会員の皆さんが積極的に部会、それから分科会を設けて、それぞれの分野で検討を始めたばかりであります。これらのことにつきましても、また、市も一緒になって、この協議会の中で方向性というのは、少し見いだしていければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小澤宜夫君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

今の質問の中で、公有財産の処分について関連質問を行います。

今、この質問の内容を見ますと、処分の基準の内容を質問したわけですが、その基準の内容をまだ、答弁していません。そして今後について、公有財産を売却する予定地ですが、今、調査中ということで、これはいいですが、北杜市には行政財産と普通財産があるわけですが、普通財産も大小合わせれば何百ぐらいあるではないかと思いますが、これは今後、調査するというのでいいですが、処分の基準をお聞きしたいです。

そして6月の広報で、北杜市の未利用地の売却が市の広報に出ました。この中で6件出たわけですが、6件の、こちらで示した最低売却価格というのが示してあって、そして6月に出して、7月10日に入札会ということがあるわけですが、この6件の最低価格もありますが、入札の結果、これ以上になったのか、売れないのかどうか。とりあえず、それをお聞きしたいんですが。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、ただいまの浅川議員さんの質問にお答えいたします。

まず処分の基準でございますけども、原則、一般競争入札で行っております。しかしながら、

随意契約もできる方法もございます。というのは、いわゆる一般競争につきましては、不動産鑑定評価を行いますので、いわゆるお金がかかるということでございますので、随意契約につきましては、おおむね100万円程度の価格、いわゆる固定資産評価額を基準にした価格でございますので、それについては不動産鑑定を行わず、固定資産の評価で行っていくということでございます。そして、随意契約の中には、いわゆる市が使用しない部分で、隣接者がどうしても必要な場合がございますので、いわゆる隣接者について、優先的に、できる限り随契の中で処理をしていきたいというふうな考えでございます。

それから、もう1点の6月の売却の関係でございますけども、大泉町の関係で2件、売却されました。1件が最低売却価格が2,331万7千円でしたが、3,175万円余で売れております。それから、もう1点でございますが、最低売却価格が240万4千円でしたが、競争入札は1名でございましたので、1名がこの価格で購入されております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

要するに、この6件のうち売却されたのが4件ですね、2件ですか、2件で、これはあれですが、そこで、もう1点、いろいろお聞きしたいわけですが、この最低売却価格というのは、土地鑑定士が何かに聞いて、この額が出たと思うんですが、この中で2件売れて、あと4件売れないということの中で、その中で、8月の広報の中に売れない2件が、またこれ公示されていますね。この公示の金額を見ると、6月のときの価格と、そして8月、これを出した、売れないときの価格と、8月で出した価格が同じ価格で出ております。そういうことで、売れないというのは、この土地を買っても、これはたぶん、不動産屋さんがほとんど買うと思うんですが、買ってもこれは採算がとれないとか、高いとかという、そういうことで買わないと思うんですが、不動産屋さんはほとんど、この6カ所を見に行っていると思いますよ。そういう中で不動産屋さんは、買った場合はすぐ宅地にするか何か、そういうことの中で買うわけですが、いろいろ聞きますと、宅地にする場合に条件があって、水道が入っていれば値もよく買える。そして下水が入っていれば値がよく買えるけども、そういうところが入っていない場合は、とても、この価格を示しても誰も買う人はほとんどないと思います。そんなこと、こんなことも考慮した中で、ここで言う処分基準というのは、市の執行部でよく検討してもらいたいなと、こんなように思います。

そこで、この間の新聞に出たわけですが、全国、全県、全地域の地価公示の額が出ていますね。これは十何年ずっと下がりっきりで、北杜の状況を見ても、ほかの県下の状況を見ても、ほとんどマイナス、下がる傾向です。下がる傾向で、北杜の場合に、これはという、いい土地が下がらないのは大泉と小淵沢ですね。そこは将来、住宅環境もいいし、住めるという状況の中で、地価公示が出ているわけですが、全般的に下がる傾向ですから、こっちで示す最低売却価格というの、それらも併せた中で検討したり、今言った、その道路の条件、水道の条件、いろいろ勘案した中で、ひとつ検討して、市のそういう、今の未利用の関係は有効に売っていただいて、市の財源にさせていただきたいなと、こんなように思います。

そして、もう1つ。ここへ、6件出た場所ですが、これはなんか話に聞くと、各支所からこ

こを売っていいかどうかというあれで、どうも取ったようです。支所の判断で取ったわけですが、今後において要望しておきたいことは、遊休農地であって、狭いところはあれですが、広い遊休農地もあると思います。その場合はやたら、売ってもいいですが、今後において、この地域にはこういうものも将来、必要ではないかという施設やら考えがあると思いますから、そこらはやたら、売ってもいいですが、そこらもよく検討した中で、今後の北杜市には、このいい土地は、いろいろな面で有効利用ができて、市民のために使ったらどうかという土地もあると思います。そんなことを考えますので、担当部長なり市長の考えをお願いします。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

まず売れていない4件の件でございますけども、再公募をしております。その中で、不動産鑑定の中で最低価格を決めておりますので、これを下げますと、市の財産が減ることになりますので、いわゆる、それ以下では、私どもは売る気持ちはございませんので、それについてはご理解いただきたいと思ひます。

それから売却する未利用地の協議でございますけども、基本的に所管課、それから支所等々、それから財政課等も絡みまして、完全に使用しないものであるということをおまえて、売却しておりますので、横の連携は綿密にとっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、政経会の会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、1番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

今定例会の主要なテーマは平成19年度の決算であり、また市にとっても、私たち議員にとっても4年間の総括をすべきときとの意識に立って、市民フォーラム、会派代表質問を行います。

まず、平成19年度の決算についてです。

全般的な財政状況は、下水道会計などの特別会計を中心に依然として厳しく、特に国民健康保険特別会計が、この1年でかなり悪化したことを受け、以下5点の質問をいたします。

1つ、国保会計の悪化の原因と、今後の見通しはどのようなものでしょうか。

2つ、全体の収支が改善されているのに、市債の発行額が13億4,500万円余りも増加しているのはなぜでしょうか。

3点目に、基金へ約12億2,300万円、積み増しをしています。特に財政調整基金には10億7,500万円余りも積み増しをしています。このような必要があるのでしょうか。利息を考慮すれば、市債残高減額に振り向けるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

4点目、市債に対する利子を毎年毎年、20億円余りも支払っています。生産性の何もない利子返済に、この額が使われることをどのように受け止めているのでしょうか。

5点目は、歳出に占める義務的経費の割合が、依然高止まりであることです。人件費は合併

効果が最も期待されていたものですが、実際にはその割合が合併以前よりも大きくなり続けています。なぜなのでしょう。

扶助費や公債費の伸びは今後も抑えることが困難だと考えられるので、このままだと、ますます財政の硬直化が加速されるおそれがあります。このことをどのように受け止め、どのように対処するのでしょうか。

続いて、4年間の総括という大きなテーマに入りますが、私たち市民フォーラムは北杜市発足から4年間の白倉市長の市政は、以下3点の決定的な問題を抱えていることを指摘いたします。

1点目は、説明責任および情報公開意識の欠如であり、2点目は長期展望の欠如、3点目は地方分権をふまえた自主・自立政策の欠如です。この3つの観点から、以下の質問をいたします。

まず、説明責任および情報公開意識の欠如についてです。

説明責任欠如の明らかな例であり、合併に関わった多くの人の不満が出ているのが、合併時の町村別主要事業年度別計画および新市建設計画がどこにいったかです。町村別主要事業年度別計画および新市建設計画に盛られた事業の削除、あるいは縮小・延期などの見通しについて、市長はどこでどのように説明されたのでしょうか。特に、各町村別にどのような説明がなされたのかを伺いたいと思います。

次に大規模太陽光発電実証研究施設について、伺います。

市はこの施設の土地造成に1億3,500万円の支出をしています。議員への説明では、造成費はNEDOとの交渉事項とのことでしたが、これに間違いはないのでしょうか。このNEDOの委託研究は稚内市でも進められていますが、大きく違うのは土地造成費です。稚内市の担当者に聞いたところ、稚内市は市有地を無償提供しているだけで、造成費の負担は一切していないといっています。なぜ、北杜市は苦しい財政の中から、造成費に1億3,500万円もの支出をしなければならなかったのか、説明をしていただきたいと思います。

情報公開意識の欠如については、入札に関連する事例を取り上げます。

1つは、小淵沢中学校グラウンド整備工事です。

この入札は7業者を指名し、平成20年6月30日に予定価格7,970万円で入札執行の予定でした。しかし、見積価格が予定価格を超えることを理由に7業者すべてが入札を辞退したため、このときは入札執行ができませんでした。問題は、このあとの対応です。市は平成20年7月11日に予定価格を8,570万円に引き上げて、前回と同じ7業者を指名して入札を執行しています。なぜ、1回目に辞退した7業者をそっくりそのまま、2回目の入札にも指名したのか。しかも、なぜ予定価格を600万円も引き上げねばならなかったのか、説明していただきたいと思います。

私たち市民フォーラムは、この入札関連の資料を情報開示請求しました。しかし、出てきた資料は市が提示した見積もりの内訳金額が、すべて黒で塗りつぶされたものでした。ここにあるのが、その資料です。すべて黒く塗りつぶされています。これでは、業者の見積価格がどこでどれだけ市の予定価格を超えたのか、また市の予定価格増額が妥当なものであったかどうか、私たちに検証の仕様がありません。10社が辞退し、1社のみで行われた給食センターの入札資料もまったく同じように、市は黒く塗りつぶして出してきました。公共工事には、莫大な税金が投入されます。お金がどこにどのように使われたのか、どのような過程で予定価格等が決

められていくのか、市民の誰にでも分かるような情報公開のあり方が求められていると思いますが、市の見解と透明性確保のための具体策を伺いたいと思います。

2点目の長期的展望の欠如についてですが、市政が長期的展望がないまま進められているため、政策優先順位が本来のあるべき姿から、ほど遠いものになっていると考えられます。その最たるものは給食センターです。市は2千食の新給食センターをまず造り、それから市内小中学校の適正規模、適正配置の審議にやっと取り掛かりました。しかし、学校のような地域コミュニティの核となるべき施設の配置は、市全体の将来像が明確に描かれた中で議論されるべきものではないでしょうか。

北杜市の今後の姿について、市長の考えがまったく示されないまま、4年が過ぎようとしています。支所の存続、あるいは統廃合、地域をどのようにくくるのか。それらについて、しっかりしたビジョンが示された上で、学校の適正配置が考えられるべきです。そして、その後に給食施設のあり方を考えるのが、本来の順位のはずです。市長の見解をぜひ、伺いたいと思います。

まちづくりの成功事例に、学校給食を農業政策の中心に据えた地域があります。市の農政課が主催した講演会は、2回とも自校式の学校給食と地域の農業を組み合わせ、長期的視野に立って安心と安全、地域の活性化に成功した例であり、給食センター化を図った北杜市とは政策が根本的に異なります。北杜市の政策はさまざまな波及効果の考慮が足りず、また部署間を超えた一貫性に欠けるとの印象を講演会に出席して持ちましたが、市長のご感想はいかがでしょうか。

さて、長期的展望の中で北杜市の懸案事項はなんでしょうか。いくつか挙げていただきたいと思います。特に、以下の問題にはお答え願いたいと思います。

1つは市の将来像、特に支所と本庁、支所の存続・統廃合についての市長ご自身のお考え。

2つ目は、北杜市全体のケーブルテレビ網の構築について。

もう1つは、少子高齢化対策を進める上での基本方針と、それに沿った今後の具体的施策です。

4年間の総括の最後として、地方分権をふまえた自主・自立政策の欠如について指摘し、質問をいたします。

自主・自立政策には専門性を持ち、地域を深く知る、北杜市ならではの創意工夫ができる人材が不可欠です。現状は職員の人事異動が目まぐるしく、人材育成ができるようなシステムとは思えません。また、職員の皆さんが政策提言を自由・活発に行える環境づくりも必要と思いますが、そのような雰囲気があるのでしょうか。アクションプランにある職員提案制度の創設等がなぜ、できないのか。その理由をお聞きしたいと思います。また、人材育成や人事についての市長の基本的なお考えを伺います。

言うまでもなく、自主・自立のためには財政基盤の強化が不可欠です。市長は今定例会の所信表明で、平成20年度の地方交付税の配分額が、県内市町村では交付税額、増加額とも最大でありましたと自慢げに話しておられましたが、財政が最も健全な地方公共団体は交付税の不交付団体、つまり交付税に頼らなくとも自主財源でやっていける団体です。北杜市が県下最大の交付税ということは、県内で自主自立から最も遠い自治体であることを表しています。交付税は6年後から大幅に減額されます。それへの備えもなく、交付税が県下最大であることに危機意識も持たない市長に、財政再建の覚悟がおりないのでしょうか。

まず市民1人当たり約200万円、総額950億円の市債残高を削減することですが、方策と見通しはどのようなものでしょうか。市民の誰にでも分かるよう、市債残高が今の半分の500億円になるのは何年後という形でも答えていただきたいと思います。現在、地方交付税は合併特例による算定外で増額されており、金利も最も低い水準です。今後の人口動態を考えても、今こそ市債を必死に返済すべきときです。市長の見解を伺います。

市財政を圧迫しているのは特別会計ですが、その中でも特に問題の大きい下水道特別会計の立て直し策について伺います。

現在、処理原価が一番安い町の使用料金が一番高く、処理原価が高いのに使用料金が一番安い町があるなどの矛盾を抱えています。料金の統一問題とともに、今後の方策をお聞かせください。

最後の大きな項目は、指定管理者制度についてです。

指定管理者制度については、導入前から適正な指定管理料のあり方や市のチェック体制について議論がなされましたが、導入から2年半が経過し、さまざまな問題が顕在化しています。

まず、お聞きしますが、平成20年度から直営に戻した施設の条例改正が行われていないのはなぜでしょうか。

次は職員の窃盗事件に端を発し、不適切な経理処理をした疑いのある北の杜聖苑についてです。この内容は複数の新聞記事になっていますが、その中から昨日の山日新聞の該当部分を読ませていただきます。

組合は同日、市民に不信感や疑惑を抱かせたとして、疑いのある88万3千円を市に返還する意向を文書で示した。組合が2007年度決算で未払い金として処理した上、今月5日に組合理事を務める社長の会社に対して支払った金額で、内訳は葬儀場運営の教育委託費37万8千円。施設内の照明や電球交換費31万5千円。備蓄燃料費19万円。この北の杜聖苑の問題を市はどのように把握し対処したのか、市の指導内容を明らかにしていただきたいと思います。

3点目は、今年4月より指定管理者制度が導入された北杜市のケーブルテレビについて、質問いたします。

市と指定管理者が結んでいる基本協定の第14条3項に、前項の改修等により構築された設備の資産は乙が有するものとするとあります。新設されるケーブルや修理された機器は、すべて指定管理者であるネットワーク北杜の所有物になるという解釈で、間違いはありませんか。旧大泉町、高根町、小淵沢町が税金で構築したシステムの使用料、しかも自治体の後ろ盾が何もなく、一私企業として営業と敷設工事をやっている親会社、NNSエリアとまったく同じ料金の3,150円を北杜市民から取りながら、ネットワーク北杜社はなんのリスクもなく、ケーブルを敷いて、自身の資産を増やすことになるのはおかしくないでしょうか。これでは第31条、指定の取り消し等の項目に該当する事由があっても、他社にゼロからの構築以外は事実上無理で、実際にはネットワーク北杜の指定の取り消しなどできないこととなります。IRU契約で北杜市が強い使用権を持つといっても、市の優位性は保たれません。以上の点を、市はどのように考えているのでしょうか。

指定管理者制度については、ここに挙げた北の杜聖苑、ケーブルテレビ以外にも先の決算特別委員会で、私たち市民フォーラムはさまざまな問題点を指摘いたしました。市の指定管理者チェック体制は、一体どのようになっているのでしょうか。その運用の詳細を明らかにしてい

ただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

最初に4年間の市政総括について、いくつかご質問をいただいております。

まず、説明責任および情報公開のあり方についてであります。

合併時の町別主要事業年度別計画および新市建設計画について、説明責任を果たしたかでありませぬ。

合併前の旧町村において、合併後10年間に予定されている各町村のハード事業、約1,172億円をまとめたものが、町別主要事業年度別計画であります。また、これを基本として合併協議会において策定されたものが、新市建設計画であります。先ほど来、議論のとおりであります。新市建設計画は町村合併に際し、新市を建設していくため、基本方針を定めており、合併後のマスタープランとして役割を果たしております。したがって、これらにかかる住民説明会は合併前の旧町村において、それぞれの判断において実施されているものであります。また、平成19年3月に策定された第1次北杜市総合計画は、北杜市小淵沢町合併協議会により、平成17年3月に策定された新北杜市建設計画を基本に、まちづくり市民アンケート、まちづくりワークショップ、市民から意見を聞くパブリックコメントや地域委員会からの提言、さらに総合計画審議会での審議・答申をいただき、平成18年第4回北杜市定例市議会の議決を経て、策定されたものであります。

市民の価値観やニーズの多様化、少子高齢化や過疎化、また新規転入者の増大や環境問題への市民意識の高まり、さらには全国的に地方の財政が厳しくなる中で、北杜市の将来を見据え、市政運営に努めており、第1次北杜市総合計画に盛り込まれている事業等につきましては、今後も市の財政状況を考慮する中で、市議会ならびに市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、取り組んでまいります。

次に大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究の、土地造成費についてであります。同実証研究事業は全国から公募提案型により委託先を決定するものであり、それぞれが特徴を持った提案でありました。当市では、長坂町夏秋地内の農工団地等を利用した提案を行い、採択されました。日照時間が長いことは言うまでもありませんが、提案時の条件でもあります。交通アクセスや送電先となる電気事業者側の送電施設も近く、中央自動車道沿いという周囲の交通網からの視認性に優れた場所であります。

しかし、個人の所有する土地であり、荒廃した起伏のある土地でもあったため、現状の地形ではパネルの設置ができないことから、他地域に比べて課題を抱えて提案することは、マイナスポイントとなってしまうことから、荒造成については市が負担し、研究費用を優先的にパネル設置などに充当することで、将来的には北杜市の有益性につながってくると判断したものであります。

ご質問にありますNEDO技術開発機構の委託費には、パネルの架台を設置するときなどの軽微な造成程度が対象となります。すでに終了した第1期工事につきましては、大規模な造成

工事のため対象外でしたが、この秋から予定されている第2期工事に伴うパネル設置の造成費用につきましては、委託費の中で実施されます。

なお、北海道稚内市における同実証研究につきましては、同市が所有する土地を利用しており、平坦な地形のため、大幅な荒造成を必要とする場所でなかったものの、湿地帯であることから排水のための掘削等を委託費の中で施工したと聞いております。

次に、情報公開のあり方についてであります。

情報公開につきましては、北杜市情報公開条例に基づき、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、市政に関し市民に説明する責任をまっとうし、公正で透明な市政の推進を行ってきたところであります。開示請求につきましては、情報公開条例での公開が原則となっておりますが、法令または他の条例で公開することができないと規定されている情報や個人のプライバシー、法人等または事業を営む個人の利益を害するおそれのある情報および事務事業に関する情報で、公にすることにより適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等は非公開とされており、すべてを公開できない場合もあります。

次に、入札および予定価格についてであります。

公共工事につきましては、入札結果の公表をホームページや広報紙等で広く行っており、公開できる情報につきましては、できる限り分かりやすく公開し、開示請求等にも対応しているところであります。

予定価格につきましては、本市では職員数や職種、また事業量が限られていることから、専門的な職員を置いてはおりませんので、工事の設計については軽微なものを除き、専門的な設計業者やコンサルに数量計算や図面の作成などを委託しております。予定価格は一般的に実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めることとされておりますことから、この設計をもとに地域の実情等を考慮しながら、なるべく経費の節約が図られるよう、決定しております。

次に、情報公開による市政の透明性確保についてであります。

これからのまちづくりには、市と市民が情報を共有し、情報公開度を高めることにより、多くの情報が市民に分かりやすく伝わる必要があります。市では連帯感のある和の杜づくりのため、市ホームページ、CATV、広報紙、本庁の玄関口ビーの情報公開コーナー、審議会の公開等を通して、市の情報を広く公開するとともに、市政の透明性確保のため、市民に分かりやすく情報提供を行っております。

次に長期的展望について、いくつかご質問をいただいております。

国も地方も改革をして、新しい時代をという時代背景であります。国は道州制を研究し、市町村は合併して新しい時代をであります。これは時代の流れであります。合併に遅れた人に、他県との合併を考えるような人に長期的展望があると言えるでしょうか。

最初に、市の政策優先順位や審議順位についてであります。

市では、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の将来像を目指し、行政改革大綱および実施計画となる行財政改革アクションプランとリンクした第1次北杜市総合計画を策定し、北杜市の進むべき方向について、定めております。第1次北杜市総合計画では、10年間のまちづくりのための計画が策定されているとともに、行財政改革においても、行財政改革大綱をもとに既存の行政システムを構造的に改革し、簡素で効率的な行財政運営を行うために、行政評価システム等、新しい行政システムの構築を進めております。市民の意見を取り入れながら、開

かれた北杜市政を推進するために、でき得る限り情報を発信しながら、さまざまな施策を行っているところであります。

市の将来像については、第1次北杜市総合計画に基づいた施策を実施していく過程で、より明らかなものとなっていくものと考えております。

合併したばかりの北杜市は、目まぐるしく変わる社会経済情勢に対応していくには、走りながら考え、考えながら走らざるを得ないほど、多くの課題を抱えております。今後におきましても、市民の皆さん方により多くの情報を提供し、市民と行政の協働により政策の実現を推進してまいりたいと考えております。

次に、市の政策のさまざまな波及効果への考慮についてであります。

市政における事業の波及効果には、市民福祉の向上や市民の利便性の向上、市民組織の活性化など、数値では比較できないものも含まれています。市が新たな事業に取り組む際に先進市町村の事例などを聞く講演会を開催することがありますが、成功の要因や失敗例における問題点を参考として、北杜市の地域性に合った事業とするためのものでありまして、他の自治体の取り組みをそのまま導入するものではありません。

国においても地方分権の推進や道州制への対応として、自治体への事業導入方法が、いわゆるメニュー型から提案型に変わっています。本市においても、各課を横断する事業に取り組んでいまして、その1つとして県内市町村では、はじめて取り組んでいます食育があります。現在、農政課、健康増進課、学校教育課、学校当局、学校給食センターなどが連携して事業に取り組んでいます。ただ、連携が不十分なところもありますので、今後は密接な連携が図られるよう努めてまいります。

次に長期的展望の中で、市の懸案事項は何かについてであります。

市の懸案事項の第1は、やはり少子化であります。まさに北杜市存続の危機だと思っております。現在、19年度の出生数は271人。死亡者数は643人でありまして、自然増減は370人の減少であります。この状況ですと、10年後には武川町と同じ数字、3,700人の人口が減少することになります。人口構造は市政において、大変重要な要因となりますので、少子化対策に特効薬はありませんが、思い切った対策を講じてまいる考えであります。

第2は、高齢化であります。

高齢化率が28%と県平均より6ポイント高い北杜市でありまして、福祉・医療などの社会保障費も今後増大していきますので、今からこれに備えることが重要だと考えています。

第3は、やはり財政の健全化であります。

起債残高が市民1人当たり195万円と県内で最も高いこともですが、現在105億円交付されています地方交付税が平成27年度から毎年6億円減少し、平成32年度からは72億円と、単純にはなるわけでありまして。

第4は、合併した自治体の共通の課題でもあります市民の一体感もあります。

特に北杜市は、地域的に特色のあった旧8町村でありますので、早くその垣根を取り払い、サービスの質の均一化、バランスの取れた事業の執行と負担の公平化を進めていくことが必要と考えております。

次に、本庁と各総合支所の存続・統廃合についてであります。

合併時に市民サービスの低下を招かないよう、各町に総合支所が設置されました。このことは大変重く受け止めておりますが、一方で職員を129人削減することも決定されました。超

少子高齢化による人口構造の変化や市の財政状況などをふまえ、市民の意見などを広くお聞きしながら、本庁と総合支所のあり方を慎重に検討していかなければならないと考えております。

次に、北杜市全体のケーブルテレビ網の構築についてであります。

市内には市営のケーブルテレビと民間事業者によるケーブルテレビがありまして、8町における加入率は68%となっております。しかし、市内に15地区にありますNHK共同受信施設組合および山間部等に点在する住宅等につきましては、各共聴組合の意見統一問題やエリアの広さから、ケーブルテレビの事業展開が難しい状況にあることも、また事実であります。

市といたしましては、すべての世帯に同一の情報等をサービスするためには一本化し、全世帯加入が望ましいとは考えますが、それは不可能なことから、各事業者のエリア内において幹線の延長や高次元のサービスの提供を要望していきたいと考えています。

次に、少子高齢化対策についてであります。

北杜市では約3人に1人が65歳以上の高齢者であり、また出生数も昨年度は271人と年々減少傾向にあり、少子化が進行しております。こうした少子高齢社会に対応した福祉施策や社会基盤整備など、新たな行政需要に対応できる市民サービスの確立が必要となっております。特に行政と地域が一体となって、子どもを産み育てる環境と65歳を迎える団塊世代の活力を地域自治体の再生に活用しながら、また高齢者はできるだけ住み慣れた地域で、自立した生活が送れるよう、第1次総合計画の基本構想に基づき、高齢社会における地域づくりの再構築を図ってまいります。

この中で、少子化対策については、北杜市次世代育成支援行動計画にあります子どもの声が響くまち北杜の基本理念のもと、1つ .元気な声が響くまち、2つ .明るい声が響くまち、3つ .親子で声が響くまち、4つ .近隣で声が響くまち、5つ .地域に声が響くまちの5項目を基本方針として、北杜市少子化対策推進本部を設置したところであり、少子化対策の総合的な推進を図っています。

また、高齢化対策につきましては、平成18年3月に第3期北杜市老人福祉計画、介護保険事業計画を策定し、1つ .安心できる仕組みづくり、2つ .支え合う仕組みづくりを基本理念に事業を行っております。現在、実施しているアンケート調査等をもとに平成21年度からの第4期の計画を策定中であります。

次に、今後の具体的施策であります。

住宅施策については、市営住宅への入居者の選考について、20歳未満の子を扶養している子育て世帯が優先的に入居できるよう、条例改正を行ったことはご承知のことと思います。また、新たに建設した市営住宅では、室内の段差をなくした構造にするなど、高齢者への配慮もしております。今後も少子高齢社会に対応できる住宅建設を推進してまいります。

次に保育園の統廃合であります。市では少子化に伴う望ましい保育園の適正規模・適正配置等を検討し、効率的な運営および就学前児童の心身の健全な育成の実現を図るため、北杜市保育園適正規模等審議会を設置いたします。

この審議会は学識経験者、保育園の保護者や公募により20名以内で構成しますが、8月に広報やホームページで審議委員の公募を行ったところ、残念ながら応募者がありませんでした。しかし、10月上旬には審議会を立ち上げて、地域における子どもの状況や子育て家庭などのニーズ、子育て支援の方向性、地方財政を巡る動向等を総合的に検討し、その上で施設の統廃合を含め、今後の望ましい整備、運営の方策を審議していただく考えであります。

次に公共交通についてですが、市では本年度より国土交通省の地域公共交通活性化再生総合事業による北杜市地域公共交通総合連携計画を策定するため、北杜市地域公共交通活性化協議会を設置いたしました。この計画策定にあたっては、少子高齢化対応も含めた幅広い意見の収集を行い、地域の実態に即した地域公共交通のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に生涯学習についてですが、生涯学習とは各人の取り組みであり、行政としては生涯学習を推進するための機会を提供することが役割であります。高齢者学級、地区公民館、分館活動のより一層の充実を図るとともに、本年度からは市民自主企画講座、学びの森プラン等、北杜タレントバンクを開設し、市民の皆さんの学習の機会としております。

また放課後子ども教室も市内6カ所で実施されており、異世代・異年齢の交流、おおぜいで遊びや学習を楽しむ機会を提供しております。今後も少子高齢化社会へ対応できるプログラムを提供し、生涯学習を推進してまいりたいと考えております。

このように少子高齢化対策については、行政各関係部署が連携をとり、地域とのつながりを持ちながら取り組まなければならない大きな課題であり、庁内少子化対策推進本部を中心に市、企業、団体等と協働も図りながら、対策について検討してまいります。

次に、地方分権をふまえた自主・自立政策についてであります。

ご指摘の職員の政策提言であります。現在、市では部長・支所長会議、さらに支所長会議、各課間の連絡調整会議および課内会議などで、職員の意見を市の政策企画立案に反映させていきます。

ご質問の職員提案制度につきましては、行財政改革アクションプラン、ならびに昨年度策定いたしました北杜市人材育成基本方針の中でも、職員を育てる仕組みとして取り組むこととなっております。

先般、部長・支所長会議において、職員の意識改革および市政への参加意識の高揚を図り、活力ある市政の推進および市民サービスの向上に資することを目的とした、職員提案制度の概要等の協議を行い、その内容を全職員にも周知したところであり、現在、担当課において実施要綱等の最終調整を行っているところであります。

次に人材育成や人事についてであります。職員は専門的な知識と実務能力を備え、行政はサービス業であるとの認識を持ち、常に市民の目線で多くの行政課題に的確に対応するとともに、コスト意識、説明責任意識を持つことが重要と考えております。そのため、人材育成基本方針に基づき、職場研修や山梨県市町村職員研修所等の階層研修・専門研修を活用し、併せて全市市町村職員中央研修所等の研修にも積極的に参加させ、職員の意識改革を図っております。

また人事につきましては、早期勧奨制度により、職員数の適正化に向けて取り組んでいますので、職員年齢構成から団塊の世代の管理職等について、毎年、数多くの人事異動をせざるを得ない状況にあり、合併後しばらくの間は仕方がないと考えております。

人事管理は職員の意欲と能力を最大限に生かし、組織として生かしていく必要があると考えております。そのために現在、取り組んでいる自己申告制度「私の希望と意見」等を活用しながら、今後も適材適所への配置に努めてまいります。

なお、将来的には職員の適正と意欲に応じ、専門職・総合職のコースを選択し、キャリア形成のできる複線型人事制度の導入も検討してまいります。

次に市債残高の削減につきましては、昨年度、国が制度化した補償金免除による繰上償還や今議会でもお願いしてあります解約手数料等免除による繰上償還などに加えまして、新たな市債

の発行を抑制することなどにより、行っているところであります。なお、それには徹底的な歳出の抑制と計画的な歳入の確保が不可欠であります。

真の改革は財政の健全化にありとの思い、また後世に負担を残さないとの強い思いから、市民の皆さんに痛みをともども分かち合っていていただく中で、市債残高は平成17年度末の1,009億円をピークに、19年度末で約43億円余りにも減少したところですが、現時点ではいつまでいくらになると言える状況ではありません。今後も引き続き、国の制度を活用した繰上償還や借り換えに努めるとともに、新たな発行については必要最小限に抑え、計画的な発行を行ってまいります。

次に補償金や解約手数料などを伴う、市にとって不利な市債の繰上償還や借り換えについては、先ほど来、申し上げているとおりであります。

次に、下水道事業特別会計の立て直し策についてであります。

平成19年度末、市債現在高は964億円余りで、このうち公共下水、農業集落排水を合わせた下水道事業債は361億円余で、36.7%を占めております。下水道、農業集落排水特別会計は、この事業債の元利償還を一般会計からの繰入金に依存しており、財政を圧迫しておりますが、この下水道事業債は合併前の旧町村のときから、住民の生活環境の向上と公共水域の環境保全など、住民のニーズに応えてきた成果でもあります。

しかし、現状の財政状況を考えますと、下水道経営の健全化を図ることは喫緊の課題であり、処理原価と使用料金の不均衡の減少を解消するためにも、使用料金の統一および適正価格の設定を柱に、平成17年11月、下水道行政の円滑な運営を図るための審議機関として、下水道事業審議会を設立し、この審議会において、今後の下水道事業の展望、公共下水や農業集落排水の企業会計の健全化など、審議・検討が重ねられてまいりました。

この審議・検討の結果、将来を見据え、適正な料金設定を図るためにも、下水道事業長期財政計画の策定は急務であるとの報告を平成19年11月に受けましたので、長期財政計画の策定に取り組んでいるところであります。

策定後はこの計画を基本に、審議会で協議・検討を重ねていただき、さらには下水道の経営状況を議会や市民の皆さんに説明し、ご意見等をいただく中で使用料金の統一を図り、平成23年度からの実施を目指してまいります。

また、今後の財政状況を考慮する中で、適正かつ長期的視野に立った事業の実施、地域ごとに最適な処理方法の選択および認可計画の見直し、さらには維持管理委託内容の適正化なども図りながら、下水道事業の経営健全化を推進してまいりたいと考えております。

次に指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、平成20年度から直営に戻した施設の条例改正についてであります。

平成20年度から直営に戻した施設は、フィオーレ小淵沢および清里駅前駐車場であります。

はじめにフィオーレ小淵沢の条例改正につきましては、直営として運営する期間が短期間となることから、条例の規定が行わせるものとするとなっており、合理的な理由があれば行われなくてもよいことから、改正を行わず対応してまいりました。現在、当施設は平成21年度に指定管理者制度を導入すべく、準備を進めているところであります。

一方、清里駅前駐車場につきましては、北杜市清里駐車場条例は清里駅西駐車場、清里駅前駐車場、清里駅東駐車場から構成されているため、施設整備終了後に条例改正を行いたいと考えております。

次に北の杜聖苑についてであります。過日、指定管理者である有限責任中間法人 北の杜聖苑運営組合の理事および従業員から、同組合の従業員が組合の金庫から現金を横領していたとの通報がありました。市ではこれを受け、基本協定書第23条の規定に基づき、実地調査を行い、事実関係を確認しました。

なお、通報の中では同組合が不適切な経理を行っているとの情報もあったため、実地調査の際に経理状況についても調査を行いました。その結果、市では今回の盗難事件の顛末および組合の経理などについて報告を求め、9月4日、回答を受理いたしました。

これによると、組合は盗難事件についての事実関係を認めた上で、いまだ調査中であるため、警察からの結論、司法の判断を待ってから処分を行うとのことでありました。経理については、山梨県中央企業団体中央会の指導を受けており、適正に処理しているとのことでありました。

9月8日には、組合から社会的信用が著しく失墜したことを理由に、指定管理者辞退の申し出があり、9月22日には未払い金相当分88万3千円を、市に納入する旨の申し出がありました。

市といたしましては、不明瞭な会計処理は否定できず、社会的信用を著しく失墜したことから、9月30日をもって同組合の指定管理業務を取り消すこととし、未払い金相当分の納入については、これを受けることといたしました。10月1日から当分の間は、市の直営施設として管理運営を行ってまいります。指定管理者による市の公の施設の管理運営において、市民の皆さんに不信を招いたことにつきましては誠に残念であり、お詫びを申し上げます。

なお、すべての指定管理施設に施設の適正な管理に努めるよう、周知徹底を図ったところであります。今後につきましては、指定管理施設を適切に指導・監督できるよう、専任職員を置く組織を検討してまいりたいと考えております。

次に、市の指定管理者チェック体制についてであります。

市では指定管理者に対し、各種の提出書類を義務付けております。第1に指定管理者が翌年度の事業実施にあたっての業務計画書であります。第2は施設の利用状況、管理業務にかかる収支状況の記載された定期報告書であります。第3に事業年度終了による管理業務の実施状況、管理経費に関わる収支状況等が記載された事業報告書であります。

提出された各書類につきまして、各担当課と企画課において、その内容を精査しております。その結果において、必要に応じ指定管理者から管理業務および経理状況についての説明を求めております。また、基本協定書の規定にもありますが、必要に応じ施設に出向き、業務関係書類等について調査を行い、指導・助言を行っております。

その他につきましては、担当部長から答弁をいたします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

平成19年度決算について、ご質問をいただいております。

国保会計の財政状況についてであります。市債の1億7,003万5千円はご承知のとおり、合併前の各町村の平成14年度、15年度の国民健康保険財政調整交付金の国への返還に充てるために、山梨県から借り入れたものであり、平成19年12月の審議会定例会でご説明したとおりであります。

財政調整交付金の返還は、山梨県内のすべての市町村が対象となったものであります。北

杜市が利用した山梨県の貸付制度は無利子であることから、国保財政への影響を最小限に抑えられるものと考えております。

ご質問の中で国保会計の悪化とのことではありますが、国保会計は健全であり、悪化ということとは決してありません。平成19年度国保会計の繰越金は5億8,700万円余となっており、昨年度と同程度であります。また、財政調整基金からも2年連続して取り崩すことなく運営されていることから、財政的に安定しております。今後も制度改正の影響等を十分考慮しながら、さらに健全な運営を図ってまいります。

次に出産祝金と敬老祝金についてであります。出産祝金については定住人口の増加と市の活性化を目的に、少子化対策の1つとして第1子に1万円、第2子に5万円、第3子に30万円、第4子以降の新生児には、1人につき50万円が祝金として支給されております。新しい家族の誕生を迎えたご家族の方には大変喜ばれており、今後も継続してまいりたいと考えております。

敬老祝金につきましては、現在100歳になられ、在宅生活をされている方に30万円を支給し、長年のご苦労に報いております。今後は施設入所者も含め、長寿者に敬意を表し、100歳を迎えたすべての方にお祝金が支給できるかどうか。金額も考慮しながら、検討してまいります。

また、その他の支給年齢、支給金額につきましては、県の要綱に沿った内容で検討してまいりたいと考えております。

次に北の杜聖苑の指定管理者が行う管理業務の内容についてであります。予約受付、利用の許可等の事務関係業務、施設の保守管理に関する業務および火葬業務を行っております。

次に平成19年度の収支報告であります。収入につきましては使用料668万円、指定管理料3,007万3千円など、合計3,684万4,395円でありました。

支出につきましては人件費1,775万4,598円、事業費968万8,579円など、合計3,624万3,860円であり、差し引き60万535円の黒字でありました。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

平成19年度の決算について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に市債の発行額についてであります。増加の主な原因は昨年度、3月の定例会でご議決いただいたとおり、国が制度化した補償金免除による繰上償還などによるもので、これによる影響額を除きますと、一般会計で2,560万円の増加に留まっております。また、これにより7,100万円の利子、すなわち将来負担が軽減できております。

次に財政調整基金についてであります。

現在、市では市債の減額に向け、絶え間ない努力を続けているところでありますが、繰上償還や借り換えには、原則として補償金や解約手数料などが伴います。このため、補償金や解約手数料などが免除される市債について、繰上償還や借り換えを行っており、市にとっても最も有利な方法であります。

一方、その他の市債について繰上償還を行う場合は、原則として補償金や解約手数料などが必要になり、市にとって得策でないことはご承知のとおりであります。財政調整基金の積み立

て、積み増しにつきましては、交付税の算定替えの終了などにより、予想される将来の財源不足などに備えるために行っているもので、これまでも議会のご承認をいただいているものであります。併せて今年度から合併特例債を充てた、まちづくり振興基金40億円を積み立てているところであります。

次に市債は、建物や道路の公共施設の整備など、効果が将来に及ぶような事業について、一時的な財政の圧迫を避けるとともに、世代間の負担の平準化のためなどに借り入れているもので、借り入れに際しては合併特例債など、有利なものを活用しております。

市債残高を本市の財政規模に応じた適正な規模に削減することは必要ですが、一定規模の市債および、それに生ずる利子はやむを得ないものであると考えております。

次に人件費についてであります。現在、市では定員適正化計画に基づき、計画的な職員数を削減しており、勧奨退職制度による早期退職者のための退職手当負担金が一時増加しているものの、約2,800万円が減少しましたが、歳出総額の減少などにより、歳出に占める割合は0.1ポイント増えたことになりました。

なお、義務的経費は人件費の減少や繰上償還による公債費の減少などから、全体的に減少となっておりますが、今後も手綱を緩めることなく、一層の財政健全化に努めてまいります。

次に、市の説明責任および情報公開についてであります。

小淵沢中学校グラウンド整備の入札につきまして、建設資材等が高騰し、国・県において第2次オイルショック以来、28年ぶりの単品スライド条項を運用するような状況になっていることから、6月30日の入札において、指名の7業者すべてが辞退することになりました。これを受け、当初のグラウンド整備の目的や効用を損なわない範囲で、また学校教育として、その利用に支障のないよう、工期内に完成できることを前提に単価や仕様を見直し、新たに設計し直した上で、改めて工事の規模に見合った格付けの業者を指名し、入札を実施したところであります。

このように、新たに設計をし直して実施する入札につきましては、1回目と2回目の指名業者が、工事の規模による格付けなどから同一となっても制度上の問題はなく、県においても同様の対応がされております。

次に、ケーブルテレビについてであります。

市が直営でケーブルテレビを管理運営するには、多額の一般会計からの繰入金が必要なこと、また来たる平成23年の完全デジタル化対応にかかる改修費用についても、膨大な資金が必要であることは、ご案内のとおりであります。

市ではケーブルテレビの管理に合わせ、デジタル対応していない幹線ケーブルの新たな敷設等を民間の資金、経営能力、技術能力を活用した中で実施するべく、指定管理者制度を導入したものであります。

なお、新設されるものについては指定管理者の資産となりますが、IRU契約により市が強い使用权を持つこととなります。また、指定の取り消しにつきましては想定しておりませんが、万一そのような事態となりましたら、市直営に戻すなど、いくつかの方法が考えられると思います。また、有線テレビジョン放送法に定める総務大臣の許可を受けているものは、あくまでもケーブルテレビ事業者である北杜市でありますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

ここで当局の答弁が終わりましたが、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時20分

○議長（小澤寛君）

再開いたしますが、1つお願いがございます。

議場における私語は議場秩序の上から、厳に慎んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

答弁の中で給食センターと、それから学校の適正配置、市の将来像についてのお答えがなかったと思うので、そこをよろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁をお願いします。

答弁漏れのないように注意をして、ひとつお願いします。

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

給食センターおよび適正規模が最初か前かと、そういったようなご質問だと思います。

給食センターについては、センターの折、よく説明したとおり、老朽化が著しいということで、適正規模等についても問題を検討する間にでも、そういった食中毒等が発生する懸念があるというようなことも考えながら、給食センターは緊急であるというように承知して、お願いしていただくということであります。また、適正規模についても現在、審議をされており、21年3月には答申をいただき、そういったものについて、実行していきたいというように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

私が伺いたかったのは、学校というのは地域のコミュニティの核であるから、将来的なその地域像がなければ、それが審議、なかなかできないのではないかと。そのへんが、少しどのように考えているんだというようなことを伺いたかったんです。

○議長（小澤寛君）

改めて、答弁をお願いします。

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

その部分についても当然、小学校、中学校については地域のコミュニティだということは、先日も各区長会、8町の区長会でこういった説明をしまわり、それから各中学校区の中でもそういった説明をして歩いた中で、小学校は地域の核であると、コミュニティの場所であるというような話は聞いております。その部分については、今後、審議会の中で十分に精査しながら

ら、答えを出していきたいというように考えております。

○議長（小澤寛君）

これで、すべて答弁が終わったと思いますが、再質問を許します。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

まず最初に新市計画と、それから第1次北杜市総合計画についてですけれども、これがそれぞれ、どのようにつくられたかは、午前中からの答弁でよく分かっております。問題は、市長もここで言われたように、新市建設計画は旧町村で説明された、そして1次北杜市総合計画は北杜市としての新しい構想を盛ったものだ。それぞれ、つくっている人というか、継続性はあるにしても、そのメンバーが違おうと思います。ですから、各町村のそれぞれを継承した市長としては、それぞれに戻って説明をしなければいけなかったのではないかと、それが説明責任を果たさなければいけなかったのではないかと、私の問いかけです。ぜひ、そのことについて、市長にお答え願いたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

おおむねの流れは、ご理解いただいていると思いますけども、いわゆる合併時に新市建設計画を、小淵沢はちょっと遅れましたが、8つの地域でそれぞれ、新市建設計画を立てました。私からすれば、初代市長として、それらの新市建設計画を尊重しながら、また市民に意見を聞き説明責任し、究極的にはこの議会で、そんなことで説明責任をしてきたつもりであります。その結果が北杜市総合計画と、こういうことになるわけであります。ときに市長と語る集いやら等々も、ある面で言えば、そういった説明の機会であったというふうに承知しています。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

今のご答弁に対してなんですけれども、要するにつくった方たちに伝わっていないということだと思います。ですから・・・。

○議長（小澤寛君）

私語を謹んでくださいと、先ほどお願いをしておりますので、順守してください。

○1番議員（野中真理子君）

北杜市の総合計画の中に、実際には文言としては消えていますよね。ですから、どこにいつてしまったんだというのが、もとのメンバーの方たちの疑問だと思います。例えば、先ほど企画部長が文言としてはないけれども、予算の中で許す限り、順次、選択していくというような説明がされれば、皆さん納得するんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。そのへんは。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私も非公式ではありますが、市長になってから、いわゆる旧町村長たちとも、意見公開会は開いてきたつもりであります。そしてまた、先ほど答弁の中に1行書かせてもらいましたけども、やっぱり合併した北杜市は、これだけ大きな器ですから、ときに走りながら考え、考えながら走らなければならない場面も多々あったこともたしかであります。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

それでは次に、大規模太陽光発電実証研究施設についての再質問です。

私どもの記憶の中では、全員協議会で造成費についてはどうするんだという、議員からの質問に対して、市長はみずから、造成費はNEDOと今、交渉中だというご発言をされたと思うんですけども、その点について確認をしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

そのへん、はっきりした記憶がないので、どういう機会であったかどうかを含めて、ちょっと調べさせてください。

先ほど来、言っているとおり、基本的にはこのNEDOの太陽光発電については、私どもがこういった太陽光発電研究実証施設を造りたいという、提案型でやってきたわけです。この提案については、先ほど答弁のとおり、土地は北杜市で、先ほどこの議会でも言っているとおり、北杜市で土地は提供しますという前提でやってきたわけですから、その発言があったとか、なかったとかということは、どういう機会だったかを含めて、ちょっと私が言ったという自信もないわけですけども、課題にさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

私を含め、複数の議員が聞いたということを言っているのので、その確認は全協ですので、録音もないですから難しいとは思いますが、NEDO側からは第1回の説明から造成費については、一切持たないということを明言しているはずですので、造成費については一切、もともと出されないものだという前提のもとに、市はこの事業を進めたんだと、私は考えています。ですから、その造成費が、これだけかかるということをしかり認識した上で、ほかの事業との選択の中で、この事業を市はここでやるんだということで、市長みずからがお考えになって進めたと考えてよろしいですか。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いずれにしても、この太陽光発電実証研究施設なるものは、私も、国がこの火の粉が見えないうちから、私もマッチをつけてきた一人であります。そういう中で、演説をするつもり

もありませんけども、エネルギーチェンジをしなければという思いで、これを働きかけてきまして、日照時間日本一の北杜市には最もふさわしい施設、事業だろうということでやってきました。その中で、極めて今日的な流れであります。提案型という、その提案については、先ほど来、お話のとおり、全国の30の自治体が、最終的には10の自治体がそれぞれ提案したわけですから、それぞれの条件で。私ども北杜市は日照時間が日本一ということと、土地は北杜市が、地元が提供しますという材料で提案したわけですから、このような形になってきたわけですから、ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

応募をして、実際、造成費や土地のお金は出ないということで、辞退した自治体もあると聞いておりますので、そういう中でも北杜市は、このお金をかけてでもやるということで進められたんだと思っております。

ここでもう1回、質問したいのは、この5年間の事業が終わったら、あの土地を買い取るということを市長はおっしゃっています。前の議会でも、私どもで質問をしているんですけども、この買い取り価格について、実際、造成をして、それから上下水道が入り、周辺の道路が整備され、土地の価格というか、価値は上がっていると思います。そういうところで、この5年間という時間をどういうふうに計算するのか、また造成費をどのように考えるのか。もう一度、今の時点で、この土地の買い取りの価格の方向性について、伺っておきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

極めてこれは、ありがたいことに短期間で決定した事業であります。そういう意味からすれば、この太陽光発電研究施設は、今は研究所で、国の事業だから借地でやっているわけです。平成23年度からはこれを、たぶん無償で北杜市にいただけたらと思います。そのときには研究使命が終わって、発電所になるわけです。そうすると、これは当然、恒久感がありますので、借地よりもいろいろの行政が、行政財産を持つには、借地よりも市有地のほうがふさわしいだろうということで、平成23年度からは北杜市で買いたいと、こう思っています。そのときに付加価値が高まるだろうと、こういうことでありますけども、そのへんは地権者とも交渉していかなければ、これからの課題で分かりませんが、私は率直に言えば、極端なことではないと信じております。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

そのときではなくても、すでに土地の価格というか価値は、今の状態で上がっているのではないですか。ですから、そのときの方向性を今のうちからきちっと出しておかないと、あとで地権者との間でも、お互いが満足できるような形で解決しないと思うんですけども。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

くどいようですが、平成22年度までは、NEDOから委託事業の国の研究所であります。研究施設であります。だから、私どもが譲り受けるのは23年度から、研究所から発電所になった時点ということになるわけであります。だから23年度になれば、買うことを前提に交渉するでありましょう。そのときに、さっき言いましたとおり、地価が膨大になるとかということは、まわりの状況からいって考えない、極端な変化はないだろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

それでは、次に小淵沢中学校グラウンド整備工事のほうの再質問のほうに移らせていただきます。

まず1回目の入札で、業者から辞退届を受け取っていると思いますけども、そのときに受け取ったのは、それぞれの会社が1枚ずつ出した辞退届だけなんでしょうか。ほかの資料は何か、受け取っているんでしょうか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

ただいまの辞退届の関係でございますけども、辞退届は各業者がそれぞれ出すものでございますので、1枚1枚でございます。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

その辞退届には、たしか見積価格が予定価格を超えているため、応札できませんというような内容、それぞれ文言は違いますけど、それぞれそういうようなことが書いてあったと思います。では、それだけの言葉で、なぜ見積価格が予定価格を超える理由が、原材料費の高騰だと特定できたんでしょうか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

まず辞退されたということは、いわゆる市の示した予定価格に達したということでございますので、市はそれで再計算をいたしました。その中で、いわゆる単価高騰の部分がございましたので、新たに設計し直して、それを行ったということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

私、今、ここに2回目の入札の2つの業者が提出した見積書、これは業者が出したということで黒塗りはされていない、それぞれの見積金額の内訳も残っています。それを詳細に検討し

てみました。例えば、ここで、落札した業者をA、それから残ったもう1つの業者をBとします。そうすると、詳細に見ていくと、落札したA社のほうが原材料費は3割も高いんです。すべての原材料費が。けれども一般管理費でA社はB社よりもずっと低く、一般管理費が抑えられているので、総合的な額としてA社のほうがB社よりも低くなって、こちらのA社のほうが全体の額が低くなっているんです。ということは、原材料費が高いほうが取っているんですよ、ここで。

これは仮定の話ですけども、この原材料費が安いB社と一般管理費が安いA社みたいなのが組み合わせあった業者があれば、最初の1回目の予定価格で入札ができたはずですね。そのようなちゃんとした、詳細な検討をしたのかどうか、もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

まず入札の価格の決定でございますけども、いわゆる主体工事、それから一般管理費等を合わせた中で、すべてが価格の決定になりますので、それを含めた中の価格になりますので、いわゆる原材料が高い業者、低い業者ということは、入札の判断にはしておりません。というのは、いわゆるこれはあくまでも業者さんが見積もりを出して行うものでございますので、業者さんには業者さんなりのお抱え業者がございまして、そこから原材料を仕入れると安く入るとか、それはございますので、それについてはあくまでも、総額の予定価格が低い方が落札ということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

もちろん、そういうことは分かっております。けれども、そういう可能性も、原材料費が安いB社と一般管理費が安いA社、その価格が組み合わせあった業者があるかもしれない。ですから、その可能性を探って、2回目の業者をまったく同じ業者として、指名する必要はなかったんじゃないかと。いろんなもつと、可能性があったんじゃないかと思っておりますけども、そのへんのご答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

先ほどの答弁で答えたとおり、いわゆる設計を見直したということでございますので、1回目の業者と2回目の業者について、同じであってもなんら問題ないということでございますので、それは市とすれば、その業者を指名したということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

法的に問題がないとか、ほかでもやっているということでは、市民の皆さんは納得しないと思います。やはり市民の皆さんが、これは公平な、業者が指名されているというふうなことが目に見える形で分かったほうがいいと思うんです。限りなく、1回目と2回目がまったく同じ

業者で、しかもその間に600万円も工事費が上がっているというのは、普通の人の感覚で、なんかちょっと変だなと思わざるを得ないんじゃないでしょうか。そのへんのところ、どういう経過だったのか、今一度。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

この前も議会で議論したから承知はしていると思いますけども、現場が学校であるから、どうしても授業に差し支えないように間に合わせたいと。寒い小淵沢町の地方のことですから、それにも応えていきたいという思いもありまして、できるだけ早く発注したいという思いがありました。

そのときに、私ども常日頃、執行は市内の業者を最優先したいと、こういう大前提でやってきました。今もそうです。そういう意味からすれば、今度の小淵沢中学校のグラウンドの場合は市内のA業者ということで、たしか発注をしました。ご承知のとおりでした。したがって、いろいろな場面、県とも相談した結果、差し支えないということで、市内業者を優先してやったと。入れ替えるということになってくると、市外か長野県かと、こういうことになってくるわけですから、私どもはなんとしても、ただでさえも仕事がなく大変な時代ですので、市内業者を優先したということで、ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

それでは次に、長期的展望についての再質問に移らせていただきます。

先ほど、市長のご答弁の中に他県との合併を模索した人がいるみたいなことのご発言がありましたけども、少なくとも私はそういうことはしていませんし、市民フォーラムのメンバーもそういうことはないと思いますが、どのような方を想定されたんでしょうか。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中議員の代表質問の中に、市長は長期的展望がないとか、先見性がないとかというお話を多々いただきました。でも少なからず、先ほどお話をしましたとおり、国も改革をして新しい時代を築こうと、道州制も視野に入れてと。あるいはまた、市町村合併もさらに推進しようという時代背景でありますので、私は私なりに北巨摩の合併を推進し、初代市長になってきたわけでありまして、その合併に反対した人たちの中に、先見性がないというふうに言われる覚えはありませんので、言わせていただいたわけでありまして。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

市長のご答弁の中に、その市の将来像、特に支所と本庁、支所の存続、統廃合についてのご自身のお考えを私は伺っていないと思うので、ぜひお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど答弁したと思いますけども、合併した北杜市は、等しく市民がふるさとは北杜市だということで、早く大同団結してほしいと思います。でも現実には、昨日の今日でありますから、旧村意識がないといえは嘘になると思います。だから、そんなこんなを考えたときに、北杜市の支所の統合の問題は、もう少し慎重を要するだろうという思いで、答弁をさせていただきました。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

今、この任期の4年間、このことについては特に何も、将来像を目指して何かをやるということはなかったと思います。例えば、本庁舎の建設がどうなるかとか、各支所がどうなるかというようなことは示されていなかったと思うんですけども、それは、私の考えではそういうことが基本的に示されないと、例えば学校の問題もそうですし、いろんな人事のシステムも、うまく動かないんじゃないかと思いますが、そのへんの市長のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ご承知のとおり、今と同じような答弁になるかもしれませんが、市役所のあり方、支所を含めて、また学校の問題等々については、地域住民の思いも複雑でありますので、いろんな意味でコンセンサスを得て、決断をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

次にケーブルテレビ網の構築についてなんですけれども、この旧高根町、それから旧大泉村、旧小淵沢町にケーブル網がありました。これについては、旧高根町も旧大泉村も旧小淵沢町も町内全域にほとんど誰でもが、望む人がアクセスできるというものがあってこそ公共放送といえたいし、公共放送の役割を担ってきたんだと思います。今、この市の状況がどうかといえは、その3つの旧地区にはケーブルがあるけれども、ほかのところにはない。そして、今後もその全体像がどうなるかが示されないのでは、公共放送という意味が、公共放送にはならないんじゃないかと思いますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、野中真理子議員さんのケーブルテレビの関係についてご説明いたしますが、今までどおり、旧町村でケーブルテレビを経営しております。それについては当時の町村の考え方、いわゆる難視聴地域であって、いわゆる東京波が見られないというふうな考えの中で進めてきた事業でございます。他の町におきましては、すでに民間のCATVが進出したという経過がございます。その中で、町村でまた、それを経営することは不可能であるということで、算入しなかったということがございますので、それぞれの旧町村の思いがございますので、それ

を継承した北杜市につきましては、民間CATV、それから難視聴地域等の解消もござい
ますが、今後はいわゆる民間の指定管理、それからCATVのNNS、それから葦崎電設の力を借
りる中で、そのエリアをできるだけ拡大していきたいというふうな考えでございますので、市
としてケーブルテレビの本体を拡大する考えはございませんので、よろしくお願いいたし
ます。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

今のご答弁は、要するに市全体の公共放送網というか、ケーブルテレビ網は将来的には考
えないということですか。ご答弁願います。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

先ほども答弁しておりますが、市営の公共放送については進出する考えはございませ
ん。ただ、いわゆる民間のCATVが放送している部分に、情報として市の提供はしてい
きたいというふうな考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

それでは、少子高齢化対策についての再質問です。

少子高齢化対策、特に少子化対策が一番のメインだと、市長はおっしゃいました。本
当にそのとおりだと思います。実は市の取り組みとか、いろんな少子化対策に取り組む
姿勢が大変よく分かるところがあります。それは何かというと、私はトイレだと思っ
ています。要するに子ども連れ、それから子どもたちが来るような施設で、そうい
う子のため、それからそういう親のためのトイレの施設があるかどうか。私、市役
所のトイレを見ましたけれども、市役所に結構、赤ちゃん連れ、小さなお子さま連
れの親子の方がいらっっしゃいますけれども、子どもをホールドして、ちゃん
とどこかに行かないように、きちっと止めていくような施設は一切ありません
でした。やはり、そういうことは大変目立たない地道なことですけれども、大変
よく、少子化対策というか、心が配られているかが表れているところだと思
いますので、そのへんは、私はここでご指摘を申し上げたいし、どのようにお考
えか伺いたいと思います。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

急に褒められるとドキドキもしますけれども、私どもからすれば子育てに対しては
大変な思いで、対策をこれからもしていきたいと思っておりますし、ベビー優先駐
車場の公共施設にやることも考えていきたいとも思っています。そんなこんな
の北杜市の思いと政策が理解されて、民間の話でありますけれども、ミキハウ
スから安心して旅してみたい観光地として、北杜市が第1号に認定されたとい
うふうに思っています。ありがたく思います。なお一層、推進していきたいと思
います。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

私はトイレがないということ批判したんですけど、たしかに優先順位の第1に挙げて、子育て支援とか、少子化対策を挙げただいたのはありがたいですし、そういうことはあれですけど、トイレがないことは批判ですので、ぜひそのへんは受け止めていただきたいと思います。また、ミキハウスのベビーバギータウンも、もちろんおめでたいことではありますけれども、やはり暮らしている人たちが、本当に子どもを育てやすい場所ということが大事であると思いますので、本当にトイレみたいなところとか、駐車場ももちろん、これから整備、子どもたちのための今後、設置するということですが、心配りをしていただきたいと思います。

続いて、地方分権をふまえた自主・自立政策について、アクションプランにある職員提案制度の創設が、私はなぜできないのが大変不思議です。お金がない市だとは分かっていますので、お金がかかることができないことは分かっています。けれども、この職員提案制度というのは、職員の皆さんが考えたこととか、そういうことを聞こうという気持ちがあれば、すぐにでもできる制度なのではないかと思います。これだけの職員の方がいらして、それぞれのアイデアを持たれて、北杜市のパワーの源泉だと思いますので、ぜひ、その職員の方たちのいろんな意見が取り入れられるような制度の構築をお願いしたいと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

職員提案制度につきましては、先ほど答弁いたしましたように、要綱等の制定を今、進めているということでございますが、職員の意見、あるいは提案を聞く機会でございますが、それぞれ新規事業、あるいは新年度予算の編成等々におきましては、それぞれ各部局で協議しながら、事業の選定を市長査定等々で協議する機会もありますし、また「私の希望と意見」の中で施策的な展開の提案等も求めるような形になっておりますので、そのような機会がないということではなかったわけですが、制度的にはこの事業が提案制度で活用した事業だというようなことにはなっておりませんが、先ほどの答弁のように、今後も内容を詰めながら対応をしていきたいということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

それでは指定管理者の問題で、北の杜聖苑のことを再び取り上げさせていただきます。

北の杜聖苑については、聞くところによりますと、代表理事は市長の同級生で、理事で燃料供給をしている人も市長の同級生で、葬儀場運営の理事は市長のご親族だと伺っていますけれども、それは間違いはないでしょうか。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

できれば、次の質問等を加味して言っていただければ、ありがたく思います。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

要するに、ここの理事と北の杜聖苑の組合の直接取引がいくつかあったと思うんですけども、それがどれだけあるのかと。また、それが中間法人法に則った、正式な手続きの上に則ったものかどうかを、市はどのように把握されているか伺いたいと思います。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

北の杜聖苑の組合は、私が設立するときに加味したわけでもなし、内容について承知しているわけでもありませんから、答えられません。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

それでは、市長は答えられないとおっしゃいましたが、その組合と理事の直接取引みたいなことを把握している部署は、どこにもなかったということですか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

野中真理子議員の質問でございますけども、まず北の杜聖苑は、以前は直営でございました。しかし、それを今度は指定管理者制度に移行しまして、指定管理者である北の杜聖苑運営共同組合が指定されたと。その組合が中間責任法人だということでございますので、これにつきましては、市で指定した組合が中間法に至るということでございます。それにつきまして、市ではいわゆる指定管理料をお支払いして、その中で組合に、その運営をしていただきたいということでございますので、あとの組合の中の取引等につきましては、いわゆる私どもが関与できない部分がございますので、よろしく申し上げます。

ただ、市で関与できるものは、いわゆるその指定管理料をどのように使途したかというふうなことでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

要するに、この基本協定書の中に委託契約それぞれが行う組合とか、指定管理者が行う委託契約については、事前に市に相談することという条項があります。これの、ここの取引というか、委託契約は当然、市に事前に報告されなければいけなかったし、相談されなければいけなかったものであると思います。特に理事の会社と組合が直接取引するようなことは、中間法人法でも社員総会で必ず列挙されなければいけないとか、お手盛りができないような条文があるので、特に厳しくチェックしなければいけないところだと、私は思っています。そのへんを市はどの程度、把握していたのかということの問題にしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

委託契約の関係でございますけども、いわゆる協定書の中の第6条でございます。これについては、再委託等の禁止ということで、乙といいますと組合でございますね、組合は管理業務を第三者に委託して、また請け負わせてはならないということでございます。これにつきましては、いわゆる市が行っている管理業務といいますと、火葬業務でございます。これについては第三者に委託してはいけないと。しかしながら、管理業務の一部について、あらかじめ甲の承認を受けなければならないということにつきましては、いわゆる組合等も必ず、すべてが自分のできるものではございません。そうしますと、いわゆる一部委託の部分につきましては、これについては、この規定の部分には入ってこないというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

その6条の、ただし管理業務の一部について、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。この甲というのはどこですか。北杜市ではないんですか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

この第6条の規定でございますけども、甲は市でございます。その中で、いわゆる再委託等の禁止につきましては、丸投げ的な業務はしてならないということが、この基本原則でございます。しかしながら軽微なものについては、いちいち市に報告しなくても、承認を受けなくてもできるというふうな意味でございますので、このへんを、すべてを甲の承認を受けなければできないかという、そうではありませので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

今の解釈は到底、納得できないんですけど、丸投げが禁止であるということは分かります。一部については認めるけれども、それについては、事前にあらかじめ甲の承認、要するに市の承認を受けたときは、できるというふうに読むべきなんではないでしょうか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

何回、繰り返しても同じ答弁になるわけですけども、いわゆる一部委託、ここの部分でございますが、組合のほうが本業務でない部分を委託する場合につきましては、基本的に市のほうの承認を得なくてもできる部分もございしますので、いちいちすべてを承認しなければならないかというふうな解釈ではございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

それでは、例えば火葬業務についても、実は火葬業務を委託するという、委託契約書が出て

いますよね。これについては、どのようにお考えですか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

たしかに野中真理子議員さんの言われる火葬業務につきましては、あれは緊急時の対応でございますので、そのへんの解釈がまた違いますが、当然、いわゆる災害が起きた場合については、いわゆる組合の人数ではできないということで、外部に、その技術者を委託するというふうな条項でございますので、当然、それについては、市も災害が起きれば参加するものでございますので、これとはまた別のものだと思っています。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

ここでは行ったり来たりになってしまうので、ほかのところに行きますけれども、この組合に関しては、その他不明瞭なもので、申請時にない代表理事の給与や理事の期末賞与の支払いがありますけれども、これに対する市の見解はいかがなんでしょうか。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来、議論されておるわけでありまして、この北の杜聖苑組合なるものに対して、いろいろと課題、問題があることはたしかで、私ども執行としても、これを真摯に受け止めているところであります。先日も申し上げましたが、不明瞭な会計処理は否定できなかったと思います。等々の中で今は、監査委員は会計監査だけでなく、行政監査も可能な法改正がされているわけでありまして、したがって、私どもとしても、地方自治法に基づいて、この件については監査委員に監査を求めていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

では、別の話題に行きますけれども・・・。

（「議長、動議。」の声）

○議長（小澤寛君）

ちょっと待ってください。発言中ですから・・・。

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

今の野中真理子議員の発言の中に、市長と北の杜聖苑の管理組合の理事が同級生であるという個人的な現実、こういうものとお手盛り取引との関連性が、今の質問の中から見受けられません。この説明を、野中真理子議員にお願いいたします。動議として、提出いたします。

○議長（小澤寛君）

ただいま、動議が提出されました。

今の動議に賛成の方、ございますか。

(「賛成。」の声)

動議が成立しました。

それでは野中真理子君、お願いします。

○1番議員(野中真理子君)

私は、まず最初の質問で、たしかに同級生かどうかというのを伺いました。それで1つの、あれは切れています。市長がお答えにならないので、続けて言ってくださいと言われたので、その第2の直接取引の話にいきました。この第1項と第2項は、質問が違います。その事実を分かってください。

○議長(小澤寛君)

市長に答えられない質問をした、その質問内容について、説明をしてくださいということなんですよ。

小林保壽君。

○27番議員(小林保壽君)

同級生であるという、そのものに対する因果関係、要するに質問をしようとしたときに市長と理事が同級生である、親戚縁者である、このことについての質問、要するにその関連性、それがまったく見受けられません。もし説明ができないのなら、発言を取り消すべきであります。

○議長(小澤寛君)

篠原議員。

○4番議員(篠原眞清君)

今の発言を聞いていますと、議員にはしっかりと発言権が当然、認められております。野中議員が説明するとおり、説明されたことに対して、ただ市長が答えなかったと。1つ目の質問に答えなかっただけの問題ではないですか。私は、そう思います。2つ目のテーマは別で、2つ目のテーマで質問していることですから、なんら議員が発言した趣旨、それが答える必要がないという判断で市長が答えなかった、それだけのことではないですか。それ以上どうのこの、同僚議員が質問者に問う必要は、私はないと思います。皆さんに諮ってください。

○議長(小澤寛君)

それは、いわゆる答弁がなかったから、その発言がなかったということはないわけで、発言はあったけど、でも答弁がなかったということでございまして、いわゆる発言内容の制限とかという、地方自治法第132条に抵触するという問題になろうかと思うわけです。いわゆる地方自治法第132条では、他人の私生活にわたる言論をしてはならないというようなことが述べられております。

それは、そういう中で、いわゆる会議規則の中には発言内容の制限というものがございまして、現に他人の私生活にわたる面まで発言をしたわけですから、取り消しをしていただけますか。

野中議員。

○1番議員(野中真理子君)

議長が、そうおっしゃられるなら取り消します。

○議長(小澤寛君)

議事を進めます。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

では続きで、質問いたします。

22日の決算特別委員会では、火葬業務は滞りなく行われていた、この管理が行われていたことを市長も、副市長も認められております。直営になると、現場で作業をしている職員の方の処遇が心配ですけれども、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

野中真理子議員は、先ほど個人的な私生活を指摘した発言を取り消して、議長は注意をするか、陳謝をさせるべきです。

○議長（小澤寛君）

私がそういうことが言ったことに対して、野中議員が発言の取り消しをしたわけですから、陳謝をしてください。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

私の発言の中に一部不適切なものがありましたことは、お詫び申し上げます。

○議長（小澤寛君）

後先になりましたが、そういうことですので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

（「議長、暫時休憩の動議を提出します。」の声）

暫時休憩をいたします。

再開は4時20分といたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時19分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

議会運営委員会開催のため、ここで暫時休憩をいたします。

議会運営委員会が終了しましたら、再開をするということでご理解をいただきたいと思えます。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時51分

○議長（小澤寛君）

それでは、再開いたします。

まず本日の会議を、議事日程消化のため時間延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、時間延長をすることに決定いたしました。

再開して、発言を許します。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

先ほどの私の発言の中で、北の杜聖苑に関して、代表理事が市長の同級生、また、その他理事の個人的な関係を申し上げたことは、大変、不穏当な発言だったと思い、ここで陳謝の上、この発言を削除させていただきたいと思います。

併せて、議会で議決した内容に関しての発言も、再び繰り返したことに対しても、ここでお詫びしたいと思います。どうも申し訳ありませんでした。

○議長（小澤寛君）

それでは、会議を続けます。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

それでは、再質問の続きをさせていただきます。

22日の決算特別委員会で、市長も副市長も言われたように、北の杜聖苑の火葬業務に関しては、問題なく行われていました。今、問題になっているのは経理上のことでありまして、現場で作業している職員にはなんら過失はなく、直営になっても雇用が補償されるべきではないかと思いますが、そのへんのご見解を伺いたいと思います。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

9月10日の全員協議会の中で、10月1日から直営で行うというふうなご説明を申し上げました。その中で、職員の対応につきましては、所長につきましては職員のOBを、そして事務方の臨時の職員2名につきましては、新しくというふうなことを申し上げました。そして火葬業務につきましては、これを委託にというふうなことです。

現在、あそこには職員が6名おりますけども、火葬業務のほうは委託のほうへということで、2名につきましては募集をしているところでございます。これは職安のほうを通して、行っております。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

この北の杜聖苑に関しては、このたびのことで資料を請求したところ、ほかのことも私は発見しました。実は、ここに備品台帳というのが付いていまして、職員休憩応接室にセットされた応接セットのイスの値段を見て、実はびっくりしたわけです。1脚13万6千円のイスが職員休憩室の応接室に設置されています。やはり、いろんなところで、厳しい財政の中で、この額は無駄ではないかと、こういうところはもっとチェックされるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

これらのことにつきましては、今後こういったことも念頭に置きながら、検討してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

ケーブルテレビに関してですけれども、ケーブルテレビについては、議会で議決しましたけれども、基本協定書についての説明は、私たちは一切受けていませんでした。その内容で、要するに前項の14条、基本協定の14条の3項に、前項の改修等により構築された設備の資産は、乙、要するにネットワーク北杜社が有するものというのを見て、私としてはびっくりしたわけですけれども、要するに税金で構築されたシステムの使用料が、企業の資産を増やすことに使われるということ、大変、私としては不思議に思うんですけれども、その見解をもう一度、お聞かせください。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

野中真理子議員の質問でございますけれども、新たに再構築された施設につきましては、当然、ケーブルテレビの指定管理者のほうで設置しておりますので、それについては当然、指定管理者の所有であるということで、固定資産になります。そのような中で、先ほど申しましたが、その使用については、市のほうで使用权があるということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

要するに、使用料は年間、たしか、今の段階でも1億8千万円ぐらい、毎年毎年、ネットワーク北杜社に入るわけですね。それが10年間の指定管理ですから、20億円近い額がネットワーク北杜社にいくわけです。一応、投資する、高根のデジタル化に使われるお金は7億円から8億円といわれていますので、その差額というか、これは当然、市の資産というか、市の税金で払われているのと同じような扱いになるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

ただいまのご質問でございますけれども、計算上の話でございますので、いわゆる所有者が、視聴者が見ている利用料、それは当然、指定管理の収入になりますので、それは指定管理者の収入になります。それから、いわゆる指定管理者が設置したものについては、指定管理者のものだということで、その差額については、当然、差異は生じますけれども、それは指定管理者の収入になると、固定資産になるということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1 番議員（野中真理子君）

ここに改修等によるものも乙の資産になると書いてあるんですけども、例えばケーブルとか一部が壊れて、そこを修理したと。それは全体がどうなるのかとか、機器の修繕をしたときの、全体の所有物はどうなるのかと、最後に伺いたいと思います。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

テレビ関係の器具につきましては、たくさんございます。その中で、いわゆる修繕の中で軽微なものについては、当然、指定管理者が負担するというところでございます。それから、いわゆる、これは10年使用したら、もう使えないよというものもございますので、それについては、新たに設置したものについては、それは指定管理者の支払いの中で行いますので、当然、設置者の所有ということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

篠原眞清君。

○4 番議員（篠原眞清君）

指定管理制度に関する、野中真理子議員の質問に対する関連質問をさせていただきます。

まず第1点は、先ほど来も野中議員が質問されておりましたが、この基本協定書の第6条での再委託の解釈の件ですが、先ほど来の部長の答弁を聞いていますと、この第6条に関して、ちょっと解釈が違うのではないかなと思うものですから、改めて確認をさせていただきたいんですが、第6条は、私の理解は、要するに丸投げといいますが、すべての委託管理を再委託、管理を再委託することは、もうこれは断固ならないと。してはいけないと。ただし、その業務運営において、その中の一部のもの、分かりやすく言えば清掃業務とか、本当に一部のものについて、第三者に実施することは認めますと。しかし、認めるにつけても条件付きで、これはあくまでも市の施設ですから、市の関与する施設ですから、その運営に関しても、市としての目配りをしたいということで、適正な委託契約を結ばれているかを確認する意味合いで、市の承認を受けてくださいというふうに書かれている。一部の委託はできますと。しかし、承認はを受けてくださいと。全部委託は、これは丸投げだから一切認めませんという読み方しか、私には、この条文からはできないんですが、企画部長の見解を求めます。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

6条の再委託の関係でございますけども、私の考えは、いわゆる指定管理業務者が本業で行うもの、これについての、委託する場合については、当然、市の承認がなければならぬということで理解しております。しかしながら、軽微なものにつきましては、当然、その施設を管理するには、いろんな委託もございます。それについては、市の承認を得ないで指定管理者の範囲の中で、できるものということで解釈しております。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

部長がおっしゃっているのは、よく言う違約というものですよ。条文に、そんなことは全然書かれていないではないですか。軽微なものとか。それは、もしそういう解釈をしているのであれば、執行のほうで基本契約を変える、改良する案を出してこなければ、この条文のままでは、そんな解釈はできません。私はそう思います。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

ただいまのご質問でございますけども、条例等につきましては、細部にわたる文言のものは盛り込まれていないような条例もございます。しかしながら、それは解釈の中で行うものでございまして、いちいちすべての条文を入れるということは、条例の中には決められておりませんので、詳細につきましては、例えば別紙に定めるものとか、そういうふうになりますので、篠原議員さんと私の意見の違いがございますけども、私の解釈でいきますと、いわゆる軽微なものについては、これには当たらないということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

今の解釈で進めていきますと、また、私は同じ問題が起きてくると思いますよ。だから、そこは業者にしても、つらいところだと思います。明確にしておかないと。よく、部長のイメージするのは分かるんです。電話会社との契約とか保守の契約とか、そういうものまでいちいち承認を求めるのかという、ニュアンスもあるかと思うんです。だとするならば、そういうものは明確に、ここへ謳うべきだと思います。そうしないと業者も、チェックする皆さんも困ると思います。書いていないことをチェックできないんだから。ですから、そのへんはしっかりと分かるようにすることが、スムーズなチェック体制、あるいはスムーズな運営につながっていくと思いますから、そこはぜひ、大至急、検討していただきたいと思います。

次へ進みます。

88万3千円を組合が返却するというふうになってきておりますが、その処理の仕方についてお聞きをしたいと思います。この88万3千円は、市の会計処理としてはどういうふうにされるか。もう一度、お考えをお聞かせください。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

まず、会計処理の話でございますが、まず組合のほうへ戻りまして、組合は業者から返納するということでございますので、いったん、そのお金は組合のほうの会計に入ります。市のほうでは、20年度の雑入で受ける予定でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

雑入で処理というんですけど、雑入、どういう名目の受け入れということでやられるのか、

私ちょっと、そこがよく分からないんです。私が申し上げたいのは、このお金が報道でもされているように、不正な会計処理だったと。架空の事業での支払いだったということを認めているような記事も出ています。もし、そうだとするならば、私はこれはもう、指定管理料の変更ということで、指定管理料のほうへ戻してもらおうことが、私は正しいのではないかなと。それから、雑入にもし処理をされるのであれば、これは損害賠償的な位置づけでの受け入れというような形にしないといけないのではないかなと。ただ業者が、組合が返却する、いろんな意味合いを込めて返却するといっているから、そのまま雑入で受け入れますということだと、受け入れる筋道にはならない、説明ができないのではないかなと。明確なものにする必要があると。そのためにはやはり、これが不正だったのかどうかということ、やっぱり市としてもしっかりと押さえた上で、経理処理をする必要があると思いますから、そのことだけを申し上げておきますので、ぜひ、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。

それから時間ありませんから、もう1点だけ。全体の指定管理の管理体制について、1点、お聞きしたいと思いますが、先ほど市長の答弁の中で、現地へ実際に調査に行ったケースがあるというふうなお話がありました。具体的に、1、2で結構です。どんな理由があって、その調査しようというお考えに市がなり、そして調査した結果、どういう内容だったのかを、1、2の実例をもって教えていただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を願います。

はい。

○保健福祉部長（藤原良一君）

これに、自主的にというふうなことで、たしか3月25日に、この社協に委託をしておりますところの大泉の湯ですね、いずみ温泉。それから白州のフォッサマグナの湯、この2カ所には私ども福祉担当と、それから企画の担当と一緒に施設のほうを訪問して、それぞれの経費の状況等を見せていただいております。こういう経過がございます。

私ども福祉の施設を、全体をもっているんですが、そういう中で、その半分ですね。全部の施設を本当はまわりたかったんですが、全部をまわれないということで、そのうちの3施設をまわりました。それにつきましては、施設の実地調査における注意ということで、それらも適切にできているかどうか、こういったことを調査するというふうなことを目的に行きました。見る内容では人件費、委託費、光熱水費、こういったものを主に見せていただきました。そんな中で、現地の調査を2カ所行いました。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

そうしますと、特に何か問題があったということではなくて、ある意味、定期的に抜粋をして調査に行ったという解釈でよろしいんですね。それと同時に、管理業務と経理の調査もされたという理解でよろしいですか。収支報告に基づく内容の調査もしたというふうな理解でよろしいですか。あくまでも管理だけの部分で行かれたんでしょうか。もう一度、お願いします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

これにつきましては、事業計画および定期報告書との整合性を確認するというふうな意味も持って伺いました。そういう意味で人件費、委託料、光熱水費、特に福祉の施設はそのへんが主にかかる部分でしたので、そのへんを中心に見せていただきました。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

決算特別委員会の中でも議論をしてきて、これからこの指定管理、140を超えようとする施設に対する指定管理が行われて、そこへしっかりと目配りをしていかななくてはならない、その体制をどう築くかということが、もう1つの大きなテーマで、これからの重要なところだというふうに理解しております。

先般の決算特別委員会の中の議論では、答弁の中では分からなかったんですが、その指定管理者が挙げてきます収支計画の、経理的な数字がしっかり中身までチェックされているのかどうかというのが確認できなかったんですが、そのところは、ただただ報告されている数字のチェックだけでなく、中身のチェックへも立ち入ってチェックされているんでしょうか。そこだけを企画部長、確認をさせてください。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

まず収支報告の関係でございますけども、市のほうに報告されますので、それにつきましては、担当課でチェックしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

チェックと言ってしまうと、チェックにもいろんな内容がありまして、ただ、出てきた数字の帳票上の数字が合っているのをチェックするのも、これはチェック。実際に支出状況が、これがおかしい、問題ないかといって、中身まで、あるいは現地まで行って実情を確認してチェックするのも、これもチェックということです。私がお話しているチェックは、当然のこととして、後者のチェックです。そういうものができているかどうかをお聞きしているんです。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

まずチェック体制のご質問でございますけども、基本的に今、指定管理に移行しまして、これについて所管課、それから企画部がございます、企画課がございます、その中で、いわゆる収支報告につきましては、基本的なチェックをしておりますので、すべてチェックをしているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

この議論を進めていっても、なかなか答えが明確な、私の望むような答え、私はそれはできていないでいいんですよ。できていないとするならば、これから、それをどうやってやるか。今は担当課と企画で、表向きは二重でチェックできるようなスタイルになっているけど、現実、本当に二重のチェックができていっているかどうかは、まったく見えていないんです。それはなぜかという、統一したチェック体制というシステムができていないからだというふうには私は思っておりますから、まずそれをしっかりつくっていただく。市長の答弁の中で、専門の人を配しての、部門的なものも考える向きのご発言がありますから、おそらく早急にそういうものはつくられるでしょう。それから、もう1つ大事なものは、職員の皆さんの努力で、経理的な数字の中身まで調べる、そういう勉強も必要ですが、やはりそこはもちはもちやで、しっかりとそういうことをチェックできる専門家を交えた機関を別途つくって、そこでチェックをする、中立的な立場でチェックできるような機関も考えいべきというふうに思いますが、そのへんについて、企画部長、いかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ご質問は企画部長ですが、私なりに責任を感じながらお話してみたいと思うんですけども、私どもが指定管理をお願いしているのは、今さら言うまでもなく、経営を、業務を主としてお願いしていて、業務管理だけは、本業だけはぜひ、施設の趣旨に則って、しっかりとやってもらいたいという、管理監督はできると思います。でも指定管理をしたのは、人事だとか経営内容については、どれだけ深入りできるかという問題は、そっくり指定管理をしているわけですから、おのずと限界はあると思います。でも、市の施設であることはたしかでありますので、契約更新の時期等々については、この前も答弁させていただきましたけども、選考するときには専門の会計士も入っていますが、更新のときの経理内容等々についてのチェックについては、会計士がもし必要であるならば検討してみたいという話をこの前、させてもらいました。組織の統一化は、指定管理全体で考えるような組織システムを考えていこうということは、前向きにやっていきたいと思っているわけでありまして、くどくなりますけども、たまたま今回は黒字というか、数字が見えているからいいと。赤字のときに、どうするかという議論も並行して考えなければならないと思います。

したがって、私どもからすれば、3年間、5年間、基本的にはその業務をしっかりと設立の趣旨に則ってやってくださいという指定管理をしているわけですから、どうしても、くどくなりますが、一步後退みたいな言い方になるかもしれませんが、人事、経理等々についての深入りは、おのずと限界が生ずることはたしかであります。でも今回のことを教訓としながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

市長の考え方、よく分かりました。ただ、重ねて、大変くどくなって申し訳ないんですが、申し上げておきますが、委託に出している、本来、願う業務、例えば今回の北の杜聖苑で言え

ば、火葬の部分がしっかりできていればいいということではないと思うんです。指定管理料は、その人事も含め、運営も含めて、すべてにしています。人事権へ介入する必要はありません。しかし、お金の使われる部分においては、それが通常の業務、お願いしている業務以外のものであっても、全体で、その業務は行われているわけですから、そこはぜひ、しっかり押さえていただきたいと思いますので、おっしゃられたことをなるべく早く、実行していただけることを願っております。

最後に1点、先ほどこちょっと質問するのを忘れた部分がありますから、確認をさせていただきたいんですが、北の杜聖苑の88万3千円。これに関して、組合は未払いという形で処理をしたというふうに説明をしております。それに関して、理事が返却をしてきたということは、未払いではなかったと。要するに未払いというのは、実際に何か、支払いが発生するような業務があって、払わなくてはならないんだけど、都合で、今の段階では払えない、先送りするというのが未払いというふうに理解しておりますけども、漏れ伝わるところの報道なんかでは、これは事業がなかったということを認めているというお話ですけど、市としても、そのへんの解釈はどんなふうになっているのか。最後にここだけ、1点、確認したいと思います。前払いとかというふうな話も出ていますけども、前払いを期が変わって、決算期が終わって、次の期になって、前払いを払うなんてことは、経理の世界では考えられないことですから、未払いということで処理をして、それが、業務が実際なかったということになれば、これは完全な、私はこれは利益隠しの経理操作ということになると、私は思います。そのへんの見解をお聞きします。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

未払いの取り扱いの件でございますけども、まず私どもがやっているのは単式簿記でございます。行政ですね。しかし、企業がやっているのは複式簿記といまして、3月31日が、すべてが通過地点でございます。そのときに、3月31日に債務負担があって、それを、お金を支払わなかったから未払いという扱いになりますので、いわゆる3月31日については、もう債務があったという解釈でございますので、それを5月に支払ったということでございますので、未払いというのは、企業会計の中の3月31日の時点の処理ということで、そうしますと、3月31日では、もうこれは企業会計のほうでは費用に含まれるから、歳出となりますので、そうしますと支払ったという経過になりますので、ここがちょっと、理解し難いと思っておりますけども、そのような企業会計の処理をされたと認識しております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

そうしますと、また話をごみてくるんですけども、要するに、あの覚え書に基づくと、それぞれ3つの業者、1社は委託契約ですけど、それは事実としてあったというふうに、市のほうでは考えているということですか。現にあったと。今のお話を聞くと、それは債務があるというご発言だから、あったということですか、では、あったということになると、これは大変ですよ。お金なんてもらえませんよ。88万3千円。もらう理由がないではないですか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

市のほうとすれば、緊急対応ということでしておりますので、災害が起きた時点で、この債務が発生すると。しかし、組合のほうはそれを行うべく、前払いとして扱ったということで、いわゆる会計処理の中では、企業のほうでは支払いをされているということでございます。それが3月31日時点では、決算を締めますと未払い処理ということで、歳出のほうにつきましては費用に含まれるというのが、企業会計の処理でございますので、このような処理をされましたが、市とすれば、緊急対応の中で、備蓄、それから教育、それから電気の関係が履行されていなかったということで、そのへんの解釈をしましたので、今回、返還をしていただいたということでございます。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

ここへ時間をかけたくないんですが、部長にも勉強していただきたいんですけど、前払い金を、決算が終わって、その次の期で払うなんてことはないんですよ。前払い金というものは、その期の中で払うものなんですよ。未払いは仕方ないんです、期をまたいでも。実際に仕事をしてもらった、払わなくてはならないけど、都合で払えない。決算でそこで締まってしまった。翌期で払うことは、いくらでもあるんですよ。前払いではないんですよ。そこをちゃんと確かめてください。しっかりと。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

いわゆる企業の未払いというものは、3月31日で、執行されたけども、それを払わなかったというのが未払い・・・失礼しました、それはいわゆる組合等の話の中で、前払いをしたというふうな表現がありましたので、私のほうで、その文言を利用しましたが、これはあくまでも未払い金ということでございます。よろしくお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

野中議員の代表質問のうちの関連をさせていただきます。

これは、はっきりしてください。前払い金なんですか、未払い金なんですか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

この処理につきましては、組合のほうでいわれているのが前払い処理としておりますが、それを3月31日で未払い処理を行うと。未払い処理というのは、お金を払わなかったということでございまして、いわゆる費用には含まれますので、そのへんの解釈がございまして、企業会計の処理の中で行われておりますので、うちの会計の中ではございませんので、そのような

会計処理がなされたということで承っておりますので、基本的には未払い金ということでございます。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

流れ的には、企画部長のとおりだと思います。ただ私どもは、たびたびお話をしております、北の杜聖苑組合なるものは、不明朗な会計処理は否定できなかったと思います。だから前払いについても、それぞれの法人の独自性でという言葉は適正でないかもしれませんが、独自判断でこのような経理処理、勘定科目でやってきたと思います。ある面でいうならば、それで一括というわけではありませんけども、先ほど来、答弁をしております、そのへんも含めて、監査委員にしっかり監査してもらいたいとは思っています。基本的には、多分という言葉でここで言うてはいけませんが、その組合の独自勘定科目で、このようにやってきたものとは思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

そういうことになりますと、実際に2千リットルの燃料も備蓄されたと。それから出雲からの教育実習があったと。それから金丸電工の電気管理料、これも行っていたと。それが3月以前にやっていたという事実でいいんですか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

最終的には災害の関係でございますので、想定の中でされましたので、その業務は行われていなかったということでございます。

○議長（小澤寛君）

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

現実に行われていないものが、3月31日現在で行われていなかったわけですよ。それを未払いという形で出す企業は、どこにもいません。ありませんよ、そんなものは、これは、だから不正でしょう。違いますか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

組合の企業のほうの会計処理でございまして、私どものほうで、それを精査していくということで、先ほど市長も言いましたが、いわゆる地方自治法第199条の規定ですね。これを運用する中で、調査をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

もう1回、確認します。

今の3月以前で行われていたということ、では市は認めているということ、よろしいんですか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

その件につきましては、市とすれば、いわゆる認めていない、確認ができなかったということでございます。

○議長（小澤寛君）

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

質問を変えます。

4年間、私、議員をさせていただいて、一番、気がかりなのは本市の財政状況であります。先ほど野中議員が指摘されたように、歳入面では交付税、あるいは少子化等、大きな流れの中では、今後明るい材料は少ないように思われます。これを打開するには、各方面の努力に期待するところであります。

こうなりますと、歳出削減を、本市の財政健全化の柱としなければならないこととなります。歳出削減をしなければならない主なものは、私は3つあるというふうに思うわけでございまして、その1つ目は過疎による本市固有の高コスト体質です。このことは以前にも指摘したところでありますが、この対策なくして、財政健全化はないといっても過言ではありません。つまりコンパクトなまちづくりを目指す政策をとることが、今後の取り組みだというふうに思っております。市長は、このことについてはまったく無関心だったようでございまして、大変、残念であります。

2つ目は毎年、法定外繰入をしなければ賄えない農集排を含めた上下水道3つの事業の、毎年30億円近い大幅な赤字をどう減らすか、これが喫緊の課題だと考えます。料金の統一や料金の改定を4年間、先送りしてきた責任は大きいと考えます。なんでも審議会に振って、問題の先送りと責任の回避をするのではなく、この赤字の補てんは大部分を、受益者をお願いするしか方法はないわけですから、市長みずから実情を市民に訴えて、せめても法定外繰入金は入れなくても済むように、かかっている経費の半分くらいは、受益者負担をしていただければ、市民をお願いをします。これがやっぱり、市を預かっている者の務めではなかったでしょうか。

3つ目は、巨額な市債に対する20億円を越す利払いです。これを減らすには、金利の高いものを低いものへ買い換えることも1つの方法であります。何よりも元金である市債を大幅に返済しなければならないことは明らかであります。また、19年度の市債発行高は特別会計と合わせて62億2,200万円余りでありましたが、新たな市債発行の総額を、例えば30億円以内にするとといったような思い切った目標額を定めた緊縮財政を、当分の間、とらない限り、この財政危機は乗り越えられないと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

明るい材料は少ないんだと、財政再建には収入を増やして歳出を抑えるということだと、こういうお話であります。歳入は無理だけど、おっしゃいました。でも私はこの4年間に、市民にもご協力をいただきながら、執行部、職員ともども一生懸命頑張ってきて、北杜市の市税収入は、合併の平成15年、16年に比べて8億円から10億円、市税収入は増えているんです。これは・・・税源移譲の分は2億円か3億円ですよ。単純税収収入でも5億円、6億円増えているんです。企業誘致の部分は、固定資産税無税でもそう増えているんです。だから月並みですけども、財政再建は収入を増やすことも考えなければ、1軒の家の家計だって同じだと思います。家計収入も増やさなければ駄目だと。北杜市は税源移譲の、では、おっしゃるから、税源移譲3億円を引いても6億円、7億円くらい税収は増えているんです。だから着実に、小野議員は税収見込みは見込めないけどと、私ども北杜市は税源移譲の部分を除いても6億円、7億円の税収入が増えているんです。

もう一つ、歳出の削減を図っていくこと、これも大切なことでもあります。でも、私が今、ここでいちいちカウントもしませんが、どこをもって高コストと言っているかどうかは分かりませんが、先ほど来の議論の指定管理制度なるものも立派な高コストのローに対する術だと、私は思っています。その他、できるだけ高コストのもの、今、小野議員の言葉を借りるならば、高コストのものは抑えようと努力していることは、たしかであるわけでありまして。

それから料金の統一の問題がありました。この料金の統一は旧8カ町村の中でも、なかなか統一は難しい問題であることはたしかであります。今、小野議員はいみじくも、市民からたくさんとればいとおっしゃいますけども、本当に、そういう角度でおっしゃったではないですか。そう、おっしゃいましたけども、合併の条件は、サービスは高く負担は低くだと、こうおっしゃっているんです。どこに料金を高く上げることができますか。それができないから、また苦しみもあるんです。だから、いろいろな問題を、統一化を図るには市民のコンセンサスを得なければならない。市民の心の国境もとってもらわなければ駄目だということで、なかなか料金の統一も難しいのでありますけども、かなりの部門で料金の統一化を図っていますし、とりあえず上下水道の話がありますが、上下水道についても、検討委員会で平成22年、平成23年度を目途に統一を図ろうというふうに逐次努力をし、具現化を図ろうとしているわけでありまして。

歳出の削減については、そういう意味で職員等しく汗をかいているわけですし、人件費の問題もいちいち報告しませんが、職員ともども汗をかいて、みずからも血を出しながら改革をしているわけでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小澤寛君）

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

今、高コストということについて、市長、誤解があるようでございますので、お話をしておきますと、北杜市は今、普通会計ベースで1人当たり約62万円ぐらいかかっているんですよ。ところが、県内の各市は、一番安いところでは31万円ぐらいできているんです。そこを私は言っているんです。2番目で安いところは44、45万円ですか、山梨市とか、そういうところ。そこを私は指しているわけで、飛びぬけて、うちは高コストの市であることは間違いありません。

○議長（小澤寛君）

市長。

○市長（白倉政司君）

こういうことは、それぞれの行政自治体に置かれている環境によって、大きく違うこととはたしかなんです。だから中央市と北杜市を比較されて、こんなにコストが違うんだと言われても、行政内容も違うし、くどいようですけども、置かれている行政の縄張りも違うし、いろいろな意味で違うわけですから、一概には言えません。

だから例えば、北杜市の借金の話をしましょう。起債残高の話を。全国のこととはともかくとして、今、山梨の話をしましたから、山梨県でも13市のうち他の12市は、月並みですけども、お分かりのとおり、1人当たりの市民の借金は85万円という域であります。北杜市は200万円であります。これも長い歴史の経過の中で出てきた数字なんです。でも、これでは大変だということで、みんな一生懸命、この1人頭200万円の借金を減らそうとしている。午前中の議論にもありましたけども、あたかもこの4年間で「オギャー」って産まれて200万円になっているような言い方をされていますけども、北杜市の長い、北巨摩郡の時代の蓄積の中で、今日これを迎えて、お互いに借金を返していかなければ先が見えないぞと。子孫に負債を残さないようにしようと、お互いに努力をしているわけではありませんか。同じように、このコストも環境が違つと、おのずと数字が変わってくることは、たしかです。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

この借金を市長がしたなんて、私は言っていないんですよ。それを受け継いでいるわけだから、一生懸命、これを少なくすることにまい進してほしいと、こういうことなんです。だから、それが、今のくらいでは、とても先が見えない。もっと、たくさんの返済をしていかなければ、とてもではないけども、交付税の算定替えのあと、7年後、6年後、これになったら、とてもではないけど、返す財源にもものすごく逼迫してくるわけですよ。その前にやっておいたほうがいいんじゃないかということを行っているわけでございます。

答弁はいりません。質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

大事な質問なんです。大事な質問なんです。そういう思いがあるから、私も1,009億円の負債を、20年度末には950億円くらいに50億、60億円下げようとしているし、天変地異がない限り、その数字が見えてきているわけなんです。このペースでは遅いという意味かもしれません。このペースでは遅いという意味からすれば、今後の議論の中でご指摘していただければ、答えていくこともできるでしょうし、かたや建設計画を守りなさい、1,100億円という議論もあるんです。そうでしょう、皆さん。箱物造りなさい、あれもしなさいという議論がいっぱいなんです。それらこれらを、私ども執行は総合的に判断して、この4年間、50億、60億円下げるのがめいっばいで、努力しているわけです。今後も元気な北杜市をつくるためには、誘致企業以下、頑張ろうということをやっているわけですから、数字の上では800億円に、700億円に、500億円に明日しなければ駄目だぞということは分かりますけども、

そうはいつでも、市民のニーズに応えながら、1千億円の借金を返していくには、大変なことであります。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

はい。

○37番議員（細田哲郎君）

大事なことなので、ちょっと発言の許可をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

はい。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

先ほど野中議員の議題に関して、いろいろ議論したのは、ちょっと問題があって、陳謝のお話がありましたが、それは結構なことだと思います。ただし、今日、傍聴の皆さんも来ております。ひとつ、事実的なことをきちっと残しておかないといけないと思いますので、ちょっと一言だけ発言をさせていただきますが、いずれにしても、今まで質疑された内容というのは、私たちが議会でしっかり審議をして、議決をした問題です。ですから例を1つ挙げますと、小淵沢の運動場もそうです。それは一見言うと、7社が入札を拒否したわけですから、そんなことまで議論しなかったんですかというようなイメージであってはいけないので、私はちょっと発言を求めたんですが、しっかり、それは議論して結論を出したことは、ここにいる議員の皆さん、みんな承知していると思います。ですから、そのことだけは私、言っておかないと、なんか行政も議会も何をやっているんだと、市民にお叱りをいただいてはいけませんので、きちっとそのことだけは申し伝えておきます。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

次に、公明クラブの会派代表質問を許します。

公明クラブ、24番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

公明クラブを代表して、代表質問をさせていただきます。

私どもは議員になりまして、早4年が過ぎようとしております。合併して、執行の皆さまも4年が経つということで、先ほど来より、いくつかの意見・議論が交わされたわけでありまして。その議論の中には、やはり北杜市は非常に厳しい中を、知恵を出し合って今日まで歩んできたという歴史があったわけでございます。

私ども議員も、また執行も決して楽をして、今日ここまで到達したわけではないと思っています。お互いに苦労をし、努力をし、指摘をし、指摘をされながら今日まで来たというふうに思っております。いろいろな案件の中で、いろんな議論をしながら今日まで来たことは、間違いのない事実だというふうに思っております。

それでは、質問に移らせていただきます。

はじめに行財政について、伺います。

北杜市が誕生して、早4年が経過しようとしています。国の三位一体改革は地方、特に財政

基盤の弱い自治体にとっては、非常に厳しい改革となりました。景気の浮揚は、まだまだ期待できず、税収の地方への移譲はあったものの、先行きに不安を感じるものであります。

北杜市は行財政改革大綱、行財政アクションプランを立ち上げ、第1次北杜市総合計画を平成19年3月に策定したところであります。合併時の起債総額は、元利とも北杜市の財政健全化に大きいのしかかって、財政の硬直化を招いております。本年より国の政策により有利な繰上償還が認められる起債もあり、北杜市においても繰上償還および借り換えを実施しているところであります。そこで、本定例会に提案された償還金も含む総額および影響額について、伺います。

また、特別会計においては現在の金利よりも特に高く、合併以前の町村の借り入れ時の利率と現行の利率との比較、また総合的な今後の繰上償還金の考え方、目標数値について伺います。

次に公有財産の処分について、質問いたします。

本年6月に、一般競争入札により公有財産の売却を実施しました。一般競争入札においては、その評価の設定や事務的経費などの負担によるコスト高の場合もある公有財産については、ほかの方法による処分および売却を検討する考えがあるか、伺います。また売却可能な普通財産の処分および売却に関する計画と、その対象となる財産の年間管理費はいくらになるか、伺います。

次に高齢者、障害者の福祉サービスについて伺います。

高齢化の急激な進行に伴い、増え続けるお年寄りだけの世帯、本人たちをはじめ周囲の不安が広がる中、少子高齢化社会に対応するため、持続可能な社会保障制度を構築する改革が進められてきました。また一律的な負担増を避け、低所得者などが安心して制度を利用できるよう負担の軽減や緩和など、さまざまな施策を、国をはじめとして北杜市にあっても推進しております。

北杜市では65歳以上が全体の約29%で1万4,344人を占めており、うち障害認定者は2,545人で17.7%、介護認定者1,744人で12.1%と高い値を示しています。今後さらに高齢化が進み高齢者・障害者も増加し、福祉サービスや支援のあり方が問われ、必要に応じた新たなサービスおよび支援などの対応が求められることと思われま

す。そのような観点から、現状の課題と今後の支援のあり方および体制について伺います。また、今後の財政負担や新規事業など、総合的な計画をされているのか伺います。

次に個別の課題について伺いますが、制度や支援策があっても、それを知らなかったり、また理解できずに申請をしない方々が多数、存在するのではないかと思います。そこで2点について、伺います。

高齢者の障害者控除対象者認定制度ですが、障害者手帳を持っていなくても、介護認定を受けた高齢者は、一定の要件で障害者控除の対象となりますが、本市の認定対象者の状況を伺います。

次に、市民税非課税世帯の入院時の食事代負担の減額の認定についても伺います。

次に健康と介護の隙間を埋める施策であります。障害認定や介護認定の被該当者の中には日常生活に支障をきたし、サービスを必要とする方がいます。ケガや病気などにより、一時的なサービスを必要とされる方、精神疾患、心臓ペースメーカーを装備している方など、支援を必要とされる方は、前段で申し上げたように、高齢化とともに今後とも増え続けると予想されます。本市では訪問介護がありますが、一定の条件のもとで支援を実施するもので、今後期待

されるニーズに対して、十分な対応とは思えません。その隙間を埋める支援の仕組みとして、住民参加型在宅福祉サービスとして、利用者が代金を支払い、サービスを受ける有料ボランティア制度が考えられますが、市長の見解を伺います。

次に少子化対策について、伺います。

現在、わが国の子ども人口は13.6%と世界最低で、高齢者人口も21%と世界最高であります。少子・高齢が同時にやってきたことは誰も経験したことのない社会であり、縮小経済を加速する大きな要因でもあります。また出生率の向上は、経済を支える最大の要素でもあります。

そのため政府は、昨年12月にワーク・ライフ・バランス憲章を制定。仕事と生活の調和推進のための行動指針を策定して、政府、経済界、労働界等の協議・合意のもと、社会全体を動かす効果的取り組みとして、その行動指針は大きな契機となっております。

かつては夫が働き、妻が専業主婦として、家庭や地域での役割を担うという姿が一般的であったのに対し、現在においては女性の社会参加等により、勤労者世帯の過半数が共働き世帯であります。その反面、働き方や子育て支援などの社会的基盤は従来のもままで、職場や家庭、地域では男女の固定的な意識や役割分担が残っているところでございます。

このような状況下で、仕事と生活の間で問題を抱える人が増加し、経済的に自立ができない人たち、長時間労働による心身の疲労などで家族の団欒を持っていない人たち、仕事と子育ての両立が困難な人たちなど、結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくい環境が、急速な少子化の大きな要因ともなっています。

北杜市においては、白倉市長も少子化対策については最重要政策として、さまざまな課題に取り組んでまいりました。特に乳幼児の医療費無料化では、公明クラブの要望に対して、他市よりいち早く財政の厳しい中、北杜市の将来のために決断され、昨年4月、5歳未満児童の医療費窓口無料を実施いたしました。また本年6月の定例会においては、私たちのさらなる要望に対し、医療費窓口無料を小学3年生まで拡充して、来年4月より実施する確約をしていただきました。その英断に敬意を表するものであります。

子どもを産み育てるための経済的支援は、少子化対策として重要な施策であります。特に保育料に関しては、家庭にあっては大きな負担となっております。

そこで保育料について伺いますが、現行では14階層の徴収金額と3歳児未満、3歳児、4歳児以上の3料金体制となっております。また、同一世帯から同時に2人以上の児童が入園している場合は8割から9割、3子目は5割などの軽減をするための減免措置の適用があります。しかし、保育料は未就学児を持つ世帯にあっては経済的負担率が大きく、支援策を講ずることが必要であると考えます。

白倉市長は、少子化は故郷存亡の危機であると絶えず口癖のごとき語り、本定例会においても少子化は最大の行政課題であり、安心して子どもを産み育てる環境整備に努め、知恵を絞り思い切った対策を講ずる必要があると表明しております。また政治は市民のためにあり、市民に忠実に奉仕するとの政治姿勢を掲げております。財政的に厳しいことは重々承知しておりますが、すべての経費の見直し・削減に努め、無駄を廃して、2子以上の保育料を無料にすべきと考えますが、市長の見解と決断を求めます。

次に学校給食における食育・地産地消の推進について、伺います。

本年8月、農水省は2007年度の食料自給率が、カロリーベースで前年度と比較して1ポ

イント上昇し、40%を回復したと発表いたしました。それは米の消費拡大などによるもので、自給率が上昇に転じたのは13年ぶりのことであります。しかし、世界的な穀物価額の高騰により、私たちの日常生活に大きな影響を受けるとともに、食料安定供給への消費者の不安が高まっております。

農産資源の確保や経営安定対策など、食料自給率の向上に向けた農業振興の早急な対策を講ずることが必要であり、消費者・農業者がともに安心できる食料安全保障の確立が求められています。特にわが北杜市は基幹産業であり、おいしい米の産地であります。学校給食など食育・地産地消との連携を含めた、米の積極的活用と需要喚起を促すことが重要であると思います。そこで、質問いたします。

1番目といたしまして、来年度スタートする給食センターの食育、地産地消の実施計画について質問いたします。

次に学校給食法が改正、これは平成21年4月から施行されますが、学校給食の目的が栄養改善から食育に大きく方向転換となり、栄養教諭の役割が重要となってまいりました。栄養教諭の配置は県教育委員会の判断によりますが、市としての計画の取り組みを伺います。

最後に学校における食育の推進は、栄養教諭の配置とともに、学校教職員の連携・協力、父母を含めた地域を挙げての取り組みが重要であります。具体的な取り組みについて、伺います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員の、公明クラブの代表質問にお答えいたします。

まず行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。

最初に市債残高についてであります。国が制度化した補償金免除による繰上償還や今議会でお願ひしております金融機関と解約手数料の免除の協議が整ったものの繰上償還、さらに新たな発行を必要最小限に抑制した計画的な市債の発行等により、着実に減少しているところであります。

影響額を見ますと、繰上償還額は昨年度実施いたしました繰上償還に今議会でお願ひしております償還を加えますと、元金の約4億500万円と利子分約4,700万円で、約4億5,200万円となり、借り換え分は約2億4,400万円を借り換えたことによる利子、約5,500万円となります。これにより公債費への影響額は繰上償還、借り換え合わせまして、約5億700万円になります。また、国により補償金を免除された借入額は約16億4,100万円で、民間からの借り入れ分約2億4,400万円を合わせますと、平成19年度からの3カ年で約18億8,500万円が繰上償還、または借り換えできる見込みとなっております。

さらに特別会計の利率につきましては、平成4年度以前の借り入れについては、国で補償金を免除する基準の5%以上で、それ以降、平成8年度までは5%以下、平成8年度以降は3%以下、平成9年度から平成16年度まではほぼ2.2%で推移し、合併後はおおむね2.1から2.2%となっております。また、今後の繰上償還につきましては、市全体の財政状況を見ながら一般会計、特別会計を問わず、償還の残りの期間や利率等を勘案し、できる限り多くの市債について、繰上償還を行ってまいりたいと考えております。

次に、公有財産の処分についてであります。

6月に実施いたしました未利用市有地の一般競争入札は、6件の入札を行ったところ、2件に5社の応札があり、2件の売却が決定したところであります。売却の方法につきましては、不動産鑑定や境界復元などに一定の費用が生じますが、公平性や公正性を確保するため、原則として一般競争入札によることとしております。

しかし、形状等から隣接地の所有者しか活用できない場合など、一定の条件を満たすときには、随意契約を可能とするとともに、見込みの予定価格がおおむね100万円以下の場合には経済性等を考慮し、固定資産税評価額を基準とすることとし、不動産鑑定を省略できることとしております。

今後につきましては、現在、市有地を含めた市有財産の確認作業を行っているところでありますが、これと並行して未利用地については、引き続き売却を検討してまいりたいと考えております。また、未利用地にかかる管理経費につきましては、本年度これまで草刈り等のため、約50万円を外部委託しておりますが、必要に応じ職員により対応いたしております。これからも未利用地で、将来にわたって施策に供する見込みのない土地につきましては、維持管理費の負担軽減と収入の確保を図るため、逐次売却してまいりたいと考えております。

次に高齢者・障害者の福祉サービスについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に、高齢者福祉サービスについてであります。

現状の課題と今後の支援のあり方等についてであります。65歳以上の高齢者は人口の28.5%、そのうち一人暮らし高齢者の割合は17.5%です。県内の市の中では、一番高い割合となっております。しかし介護保険認定率12.5%は、県平均14.2%より低く、自立されている高齢者が多いことが考えられます。市では高齢者が住み慣れた地域で、安心して充実した高齢期を迎えることができるよう、現在、第4期北杜市老人福祉計画、介護保険事業計画を策定中であります。無作為抽出のアンケート調査結果や事業見込み量の推計をもとに、策定委員会で検討していただいておりますので、新規事業についてはこの場で検討し、来年度からの高齢者福祉対策に取り入れてまいりたいと考えております。

今後の財政負担については高齢者が増加し、介護保険利用者の増加、さらには施設入所者が増えることで、介護保険料のアップとともに、財政負担も増加していくことは考えられます。

次に、障害者控除対象者認定制度の認定対象者であります。

この制度は個人申請行為のため、現時点の人数は把握しておりませんが、平成20年の確定申告用に申請した方は6名であります・・・。

大変、失礼いたしました。

次に障害福祉サービスについての、同様のご質問であります。

障害者手帳所有者2,545人のうち、65歳以上の高齢者は1,559人。そのうち介護認定者は367人であり、障害者も高齢化が進んでおります。障害者自立支援法の施行から3年目となります今年度、国では支援法の抜本的見直しをすることとしています。これまで利用者負担の軽減措置に加え、今年7月からは緊急支援措置として、さらなる軽減措置がされました。しかし、この措置は来年3月までの時限措置であり、現段階では制度だけではなく、財政負担などについても不透明であります。

市としての課題であります。各市町村が実施する地域生活支援事業の中で、市町村間のサービス量の格差、燃料高騰に伴う単価の改正等、いくつか課題があります。県の試案が示されま

したことで、今後、峡北地域障害者自立支援協議会の部会等において、峡北圏域での協議を進めてまいります。また、市におきましても、国と同様に、本年度、北杜市障害福祉計画の見直しを行うため、策定委員会を設置いたしまして、3年間の事業実績の検証と数値目標の再検討等を行っていただく予定であります。

次に、障害者控除対象者認定制度の認定対象者であります。

この制度は個人申請行為のため、現時点の人数は把握しておりませんが、平成20年の確定申告用に申請した方は6名です。所得税法施行令等に規定されている身体障害者に準ずる者として、市町村長等の認定を受けている者を北杜市障害者控除対象者認定交付に関する取扱要綱で昨年度定めましたので、市民税の申告相談受付会場において周知した結果、今回の申請がありました。

次に介護保険施設入所者の食事代負担の軽減認定であります。現時点で505人の方が認定されております。市としましては、更新申請時に受給者全員に更新のお知らせを郵送しております。また、入所者と施設との契約時におきましても、施設から重要事項として説明しております。

次に、有料ボランティア制度についてであります。

住民説明型在宅福祉サービスは、公的なサービスの隙間を埋める仕組みとして、また地域での支え合いの確立と地域社会の力を高める有効な手段となります。有料ボランティア制度は高齢者、障害者等を地域で支え見守るためには、今後必要になってくるものと考えます。今後、制度として導入していくためには、サービス内容や方法について、住民ニーズを明らかにしながら、市社会福祉協議会など関係機関との意見交換や検討会を重ねていく必要があると考えております。

次に、少子化対策についてであります。

少子化対策について、第2子以上の保育料を無料にとのご質問ですが、現在、北杜市ではさまざまな軽減措置を行い、少しでも保護者の保育への負担が少なくなるよう努めております。平成19年度の保育料を例にすると、全保育料が約2億1,500万円で、1人園児分は約1億3千万円。第2子、第3子の同時入園、北杜市単独の兄弟の人数による特別軽減措置後の保育料が8,500万円となっております。このため、第2子以降の保育料を無料にした場合には約8,500万円が不足し、財政的には負担が大きいと思われませんが、少子化対策のひとつとして安全・安心で明るい杜づくりを推進し、北杜市に住んでよかった、安心して子育てができるまちを目指して、検討してまいりたいと考えております。

次に学校給食における食育・地産地消の推進について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、来年度スタートする給食センターの食育・地産地消の実施計画についてであります。

市は食育・地産地消施策として、地域農産物への地域住民理解、環境負荷軽減への配慮、医学的背景から見た旬産旬食を掲げ、本年度は環境負荷軽減への配慮をテーマとした特別栽培米と大豆栽培を推進しているところであります。特別栽培米につきましては、現在、通常栽培から化学肥料、化学農薬を5割削減した栽培を市内圃場で行っており、今年12月中には北杜市全校が特別栽培米給食となります。これは県内初の取り組みの成果であることから、環境にやさしく、より安全・安心な農産物として、県内外に向け、広く発信したいと考えているところであります。

また大豆栽培については、地域内植物性たんぱく質確保を目標にすることにより、フードマイレージを抑え、地球温暖化の原因とされている温室効果ガスの軽減につなげることができます。現在、大豆栽培振興に併せ、地元大豆100%の味噌を全校給食で使用できるよう、学校給食栄養士の協力のもと、味噌づくりを行う計画を進めているところであります。

しかし、2年後の学校給食での地場農産物使用割合を40%につなげるためには、地域農産物が学校給食に流れる流通体系の構築が必要であることから、現在、食育・地産地消推進協議会において検討を重ねているところであります。

さらに本協議会では、医学的背景から見た旬産旬食をテーマに、農産物の旬が伝わる旬産旬食給食の研究を平成21年度から実施する計画であります。いずれにしましても、これらの食育活動が地域農産物に対する地域住民理解の一部として、家庭における地産地消につながることを期待しております。

その他につきましては、教育長から答弁いたします。

ちょっと重ねて、お詫びと訂正をさせていただきます。

有料ボランティア制度についてのところで、住民参加型在宅福祉のところを住民説明型と答弁したようでありまして、重ねて訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（小澤寛君）

櫻井教育長。

○教育長（櫻井義長君）

学校給食における食育・地産地消の推進について、いくつかご質問をいただいております。最初に、栄養教諭配置の計画と取り組みについてであります。

公立小中学校の教諭や栄養教諭の採用や配置については、県費負担教職員であることから、県教育委員会の判断によって配置されます。

中北教育事務所管内では、葦崎市立葦崎西中学校と甲府市立琢美小学校に配置されております。平成20年度の栄養教諭の新規採用はありませんでした。

小学校、中学校の数や児童生徒数、単独調理場であるか、共同調理場であるかななどの諸条件を考慮して配置されておりますが、さらなる食育教育充実のため、以前からも要請しておりますが、引き続き県教育委員会に、北杜市内の小中学校へ栄養教諭が配置されるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、学校における食育推進の取り組みについてであります。

北杜市内の小中学校での食育の指導は給食の時間や学級活動の時間のほか、家庭科や保健体育などの教科指導、総合的な学習の時間など、さまざまな機会を通じて行われていますが、食に関する指導の第一の責任が、家庭にあることに変わりはないと思います。しかし、食生活の多様化が進む中で、家庭において十分な知識に基づく指導を行うのは、困難となりつつあるばかりか、望ましい食生活を実践できない場合もあるとも考え、家庭や地域への働きかけや啓発活動も非常に重要になってきています。そのため学校、家庭、地域が連携して食育の推進が図られるよう、給食献立表、給食だより、学校だより、PTA会報、学校のホームページ、食育のパンフレットなどを通じて情報提供や啓発活動を行い、食育情報の共有化を図っております。

また、学校給食試食会や市教育委員会で行う親子料理教室等の取り組みにより、子どもの食について、保護者が考える機会を提供しております。さらに学校農園を利用した農産物の栽培を通じ、食の循環について学ぶ農業体験学習を推進し、食に関する正しい知識を子どもたちに

伝えています。さらに食育・地産地消推進協議会が実施している教育ファーム事業などに、学校および育成会などと積極的に連携し、総合食農教育を推進することとしております。

今後も、食に関する知識や経験を有する地域の生産者や食生活の改善に活動している方々などの協力を得ながら、食の大切さや楽しさを実感できる施策を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君、再質問を許します。

○24番議員（内田俊彦君）

再質問を何点か、させていただきます。

これはちょっと、1つ目は総合的な話なんですが、実は償還金の問題、また公有財産の処分の問題なんですが、これについてはどうも、何回お聞きしても、どうも目標数値の設定がしっかりしてこない、また公有財産についても自分の持ち物でありますから、やはりどうしても、早く掌握しないから、なかなか舵取りが難しいということだと思います。これは何人、私も初めて、1年以上前に、2年くらい前でしょうか、公有財産の売却という話をしたときも、やはり同じような答えだったと記憶しております。これはやはり、いち早く把握、そして計画をつけて、しっかりとしていくべきだと思いますが、その見解について伺いをいたします。

次に保育料の件なんですが、第2子目から8,500万円かかりますということで、これは耳の痛い話で、横を向かれてしまいましたけども、これについて検討ということでございますが、検討という言葉の内容があまりにも、私にもどういった検討かということが分かりませんので、ぜひともお答えしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど答弁のとおり、少子化対策と子育て支援を、今、しっかりすることが北杜市の行政にとって、最も大切な課題だと思っています。そういう意味からすれば、こういった支援で、少子化対策がすべてかということでは、決してありません。少しでもフォローしてあげたいという思いであります。子育て中の市民の方に聞きますと、できるだけ保育料の軽減を図ってほしいというような話も、たびたび聞くものであります。そういう思いで、先ほどの議論ではありませんけれども、財政的にも自然収入が増えてきたことも、これは裏づけもありますので、第2子以降の保育料については無料にすることが子育てと少子化対策の、少しでもフォローになればと思いながら、検討し決断をしようとしているところであります。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

財産の関係について、ご質問がございますので、お答えさせていただきます。

まず、この財産につきましては、旧町村の財産台帳を引き継ぎまして、公有財産を管理して

おりますが、基本的に税務課のデータを基本としております。その中で各支所、所管が確認しております。8月までに道水路を削除しまして、約1万筆のうち約5千筆を見直しております。今後、残ったものにつきましては、1筆ずつ調査を行うわけでございますが、残りの大きなものが組持ち、それから自治会の財産等がございますので、そのへんを精査しないとできませんので、これらを支所等を通じて調査してまいりたいと思っております。できるだけ早く、この本市の財産の調書を作成してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

財産のことについて、今一度お聞きいたしますが、簡単に言うとデータ集計中ということで、これ何回も同じ答弁を、今までいただいております。ただし、今回、ちょっと違う答弁が1件あるのは、組持ちですとか自治会、これについては、今、把握をしっかりとしていきたいということですが、これはどのくらい、その組ですとか自治会というのは、把握中ですので、おおよそで結構ですが、答えられる範囲で願いたします。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

組持ちの関係でございますが、旧来の登記の関係で、いわゆる組の処理ができなかったということで、いわゆる旧町村名で継承登記をした経過がございます。そのへんを精査する中で、基本的には従来の自治会、それから組が持っておりますので、それらを市の財産と継承されておりますので、そのへんの精査をしておりますが、現在のところ、どのくらいあるかをちょっと把握しておりませんので、よろしく願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君の質問が終わりましたので、関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

時間延長をして慎重審議していただき、本日の議事日程を消化することができましたことに感謝を申し上げます。

次の会議は明日、9月25日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時20分

平成 2 0 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 5 日

1. 議事日程

平成20年第3回北杜市議会定例会(3日目)

平成20年9月25日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

| | |
|-----|--------|
| 37番 | 細田哲郎君 |
| 10番 | 植松一雄君 |
| 34番 | 中村隆一君 |
| 15番 | 利根川 昇君 |
| 17番 | 宮坂 清君 |
| 29番 | 古屋富藏君 |
| 16番 | 中村勝一君 |
| 23番 | 林 泰彦君 |
| 8番 | 風間利子君 |
| 25番 | 篠原珍彦君 |
| 33番 | 秋山九一君 |
| 18番 | 坂本 保君 |
| 41番 | 浅川哲男君 |
| 4番 | 篠原眞清君 |
| 2番 | 岡野 淳君 |
| 22番 | 小林元久君 |

2.出席議員（41人）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 野中真理子 | 2番 | 岡野 淳 |
| 3番 | 小澤宜夫 | 4番 | 篠原眞清 |
| 5番 | 五味良一 | 6番 | 小野喜一郎 |
| 7番 | 鈴木今朝和 | 8番 | 風間利子 |
| 9番 | 坂本重夫 | 10番 | 植松一雄 |
| 11番 | 坂本 静 | 12番 | 小林忠雄 |
| 13番 | 中嶋 新 | 14番 | 保坂多枝子 |
| 15番 | 利根川昇 | 16番 | 中村勝一 |
| 17番 | 宮坂 清 | 18番 | 坂本 保 |
| 19番 | 千野秀一 | 20番 | 小尾直知 |
| 21番 | 渡邊英子 | 22番 | 小林元久 |
| 23番 | 林 泰彦 | 24番 | 内田俊彦 |
| 25番 | 篠原珍彦 | 26番 | 内藤 昭 |
| 27番 | 小林保壽 | 28番 | 坂本治年 |
| 29番 | 古屋富藏 | 30番 | 茅野光一郎 |
| 31番 | 浅川富士夫 | 32番 | 田中勝海 |
| 33番 | 秋山九一 | 34番 | 中村隆一 |
| 35番 | 清水壽昌 | 36番 | 秋山俊和 |
| 37番 | 細田哲郎 | 38番 | 渡邊陽一 |
| 39番 | 小澤 寛 | 40番 | 鈴木孝男 |
| 41番 | 浅川哲男 | | |

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(35人)

| | | | |
|-----------|-------|----------|------|
| 市長 | 白倉政司 | 副市長 | 曾雌源興 |
| 総務部長 | 柴井英記 | 企画部長 | 小松正壽 |
| 保健福祉部長 | 藤原良一 | 生活環境部長 | 細川清美 |
| 産業観光部長 | 植松忠 | 建設部長 | 浅川和徳 |
| 教育長 | 櫻井義長 | 教育次長 | 小林喜文 |
| 会計管理者 | 大芝隆夫 | 監査委員事務局長 | 原哲也 |
| 農業委員会事務局長 | 新海敏生 | 明野総合支所長 | 八代忠夫 |
| 須玉総合支所長 | 内藤歳雄 | 高根総合支所長 | 白倉民雄 |
| 長坂総合支所長 | 植松本 | 大泉総合支所長 | 藤原宝 |
| 小淵沢総合支所長 | 小林まち子 | 白州総合支所長 | 渡邊稔 |
| 武川総合支所長 | 福井俊克 | 政策秘書課長 | 名取重幹 |
| 総務課長 | 堀内誠 | 財政課長 | 小島良一 |
| 地域創造課長 | 坂本敏二 | 企画課長 | 清水克己 |
| 市民福祉課長 | 清水春昭 | 児童家庭課長 | 島正樹 |
| 環境課長 | 比奈田善彦 | 上水道課長 | 原藤和雄 |
| 建築住宅課長 | 浅川明男 | 道路河川課長 | 浅川正己 |
| 囲碁美術館長 | 小池昭一 | 学校教育課長 | 伊藤勝美 |
| 生涯学習課長 | 原一元 | | |

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 赤岡繁生 |
| 議会書記 | 岩波信司 |
| 〃 | 浅川輝夫 |

開議 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は41人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（小澤寛君）

日程第1 一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、17人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に公明クラブ、14分。次に無会派の植松一雄議員、12分。無会派の中村隆一議員、10分。北杜クラブ、9分。北清クラブ、5分。政経会、4分。市民フォーラム、2分となります。

なお、残り時間を議員席左側の掲示板に表示いたしますが、議長からもその都度、残り時間を報告させていただきます。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

発言したいと思います。議長のご許可をよろしくお願いします。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

昨日の議会の最終盤の状況の中で、細田議員から発言がありましたが、その発言の中身に間違いがありましたので、その取り消しをお願いしたい。それから併せて、野中議員に対して陳謝もお願いしたいです。

内容につきましては、昨日の発言の一部であります。事例として出した小淵沢のグラウンドの入札に関する部分でございますが、これはたしか私の記憶の中で、金額的に議会の議決を必要としない、1億円以下の9千万円ちょっとの内容であったと思います。ですから、私どもは一切議決をしておりません。議会にはかかっておりません。昨日の発言は大きく、そこを取り違えておりますので、大変、大事なことです。議会の権威にも関することですから、ぜひ取り消しをしていただくと同時に、野中議員は全般ですべて謝罪をしております……。

○議長（小澤寛君）

ちょっと篠原議員、動議ですから。動議が成立してから、そういう内容を説明してください。ただいまの動議に賛成の方、ございますか。

（はい。の声）

賛成者が1人ございますので、この動議は成立したわけでございます。

（「議長、休憩を。」の声）

暫時休憩。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時23分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

休憩時間中に議会運営委員会を開きまして、ご協議をいただきました。
議会運営委員会の協議の結果に基づいて、議事進行させていただきます。

（「議長、動議。」の声）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

昨日の細田議員の発言の一部に、事実と反することがございました。したがって、その取り消しと発言者への謝罪をお願いしたいと思います。それを動議として提出いたします。

○議長（小澤寛君）

ただいまの、篠原眞清議員の動議に賛成の方はございますか。

（はい。の声）

賛成者がございます。

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

ただいまの篠原眞清議員の発言内容は、本会場で取り上げるべき内容ではなく、今回の一般質問終了後の取り計らいでよろしいかと思います。

○議長（小澤寛君）

ただいまの、小林保壽議員の発言に賛成の方はございますか。

（「賛成です。」の声）

それでは、議長の判断で取り扱いをさせていただきます。

小林保壽議員の発言のとおり、本日の議事日程の最後に篠原眞清議員の動議を議題とするということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに公明クラブ、37番議員、細田哲郎君。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

4年間の、最後の質問ですので、よろしくお願いたします。

少子高齢社会の進展、格差社会の拡大、地球温暖化防止の対応、産業経済の変革、行財政改革など社会機構が急速に変化する中、わが北杜市も三位一体改革のもと、基礎的自治体の役割や財政を求める施策など、自己決定・自己責任を市民と一体になって、本気で取り組むべき状況下にあります。市民の生活基盤を安定させ、活力あるまちづくりを実現するために市民の総力が不可欠であります。特に若者の存在は重要であります。そのような観点から、2点について質問いたします。

はじめに地域活性化策と若者の定住支援について、伺います。

北杜市の将来における少子高齢化対策と同様に、地域の活性化策は大きな課題であります。中でも財政基盤の健全化につながる産業振興は、重要な位置づけであります。白倉市長はその

ための施策として、若者が安住できる雇用先の企業誘致や北杜市の基盤産業である農業振興、豊かな自然を生かした観光振興など、さまざまな施策に取り組んでこられました。

8町村が合併してから、早4年を経過しようとしています。8つの杜づくりの基盤を構築しつつ、地場産業と観光の振興を図りながら、雇用の拡大をどうつなげていくかが今後の課題であります。また農業振興としても、米、野菜、果物といった地域生産品を、従来のように販売するのでは経済的な波及効果は薄く、これらの地域資源に異業種のノウハウを加味し、新たな商品の開発や地域ブランドの創出、生産・流通体制の改善や販路の拡大を促すことが必要だと思います。

こうした農商工連携を促すために、政府は農商工連携促進法を今年の5月に成立、7月に施行され、予算面でも本年度、約100億円を計上しております。各自治体においても地域の状況に合わせて、事業の取り組みが進められておりますが、わが北杜市として、地域全体の所得向上や雇用の拡大といった地域経済の活性化への大きな流れをつくり上げるためにも、積極的に取り入れ、推進すべき事業であります。

白倉市長も本定例会での所信表明で、行財政基盤の確立を最重要課題と位置づけています。このような事業をきめ細かく取り組むことにより、財政基盤の健全化や若者が安住できる希望と活気ある北杜市の将来への礎となり、地域の活力を生み、活性化への道筋を開く事業だと思います。今後の地域に根ざした農商工連携事業の取り組みについて、伺います。また若者が定住できる、さらなる雇用策についても併せて伺います。

次に、公営住宅の今後の計画と推進について伺います。

住宅および住まいの環境は、ゆとりをもたらす大切な生活基盤であります。現在、北杜市は空き家が多い反面、賃貸住宅も少なく、公営住宅の依存率が高いのが現状ではないかと思えます。市営住宅等に入居できない待機者も多く、そのような状況もあって、北杜市に住みたくても、他の町へ転居せざるを得ない人々も多数おります。現状においての住宅事情は必ずしも充足している状況にありません。そこで公営住宅について、何点かご質問させていただきます。

1つ、市営住宅の活用状況と使用料の滞納の要因は。

1つ、今後の住宅建設に関する総合計画と整備計画および、事業費の年度別予算計画は。

1つ、市内にある5カ所の雇用促進住宅の活用状況は。

1つ、月別入居申請数および待機者数の状況は。また、公営住宅には入居の所得制限があります。子育て世帯や障害者がいる家庭などが住宅に入居しやすいように、自治体が民間の業者に建設費を補助する仕組みで、所得制限を設けない地域住宅制度を創設して、それぞれのライフステージに応じた住宅を提供することも必要かと思えますが、市長の見解を求めます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

37番議員、細田哲郎議員のご質問にお答えいたします。

地域活性化対策と若者の定住支援について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、今後の地域に根ざした農商工連携事業の取り組みについてであります。

農商工連携事業は本年度、国において農商工連携事業促進法が制定され、事業化されたもの

であります。この事業は、国から中小企業社と農林漁業者が共同で行う、新たな商品やサービスの開発等における計画について認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して事業資金の貸付や債務保証、設備・機械の取得に対する税制等の支援や補助を行う事業であります。

本市における農商工連携事業としまして、今年19日に平成20年度から24年度の5年間の実施計画を採択されました、清里高原の牛乳と峡東果実郷の濃縮果実を活用したアイスクリームの開発・販売事業があります。具体的な事業内容は、山梨市の株式会社 なかむらが峡東果実郷において、減農薬および有機質肥料により生産された安全・安心で、おいしい完熟フルーツを一次加工し、その加工品である干し柿や果汁と有限会社 清里ミルクプラントが清里高原で生産された新鮮で、安全な高品質の生乳を原料としたアイスクリームの企画開発から販売までを共同で実施するものであります。

国における補助は事業費の3分の2であり、5年間で上限3千万円であります。平成21年度から商品開発や試作品製造費用として、年次計画に基づき申請したいと考えております。また新たな事業導入につきましては、市内商工業者や進出企業等に情報発信を行うとともに、農林業者にも商工とのマッチングを説明し、第2、第3の農商工連携事業の導入を図るべく、推進していきたいと考えております。

次に、若者の定住支援についてであります。

若者が定住できる雇用施策についてであります。定住のための条件であります就業機会の確保を市の重点施策として位置づけ、積極的に企業誘致に取り組んでまいりました。これらの誘致企業に対しましては、固定資産税の免除や産業立地助成金の交付などの支援策を講じておりますが、その条件として、市内からの一定割合以上の雇用を義務付けており、その結果、現在、7つの企業が立地・操業し、200人を超える市民が雇用されております。また、昨年は市の主催としては、はじめての就職ガイダンスを開催し、参加企業・求職者ともに大変、好評をいただいたところでありますが、今年も10月21日に開催することとしております。

これら若者の就労の場の確保に向けた取り組みに加え、新規学卒者や転入者で市内に就職した若者には、定住促進就業就職祝金を送るなど、引き続き若者定住のため、積極的な支援を行ってまいります。

次に、公営住宅の今後の計画と推進についてのご質問にお答えいたします。

最初に、公営住宅の活用状況と滞納している使用料の要因についてであります。

現在の市営住宅の規模につきましては、9月1日に入居を開始しました武川さくら団地を含め、44団地。管理戸数994戸に対し、974戸が入居しており、入居率は98%と高くなっている状況であります。また、滞納している住宅使用料の要因ではありますが、今年8月末現在で、滞納総額で2,919万円、延べ148人の滞納者がおりますが、この滞納者は大きく分けて2つに分類されます。その1つは日々の生活に困窮していて、住宅使用料を納付したいが納付できない滞納者と、もう1つは納入意識がなく、督促や臨戸徴収にも応じない滞納解消に誠意の見られない悪質な滞納者に分類されます。今後も引き続き、市営住宅の負担の公平と管理の適正を図るため、悪質な滞納者には訴訟も含めた、実効性のある滞納整理業務を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の住宅建設に関する総合活用計画および整備計画・事業費の年度別予算についてであります。

公営住宅の建設につきましては、市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、昭和32年か

ら昭和54年までに建設した一戸建て木造住宅および、簡易耐火構造平屋建て住宅などの老朽化住宅の建て替え整備が計画されております。この市公営住宅ストック総合活用計画をもとに市営住宅整備計画を策定し、国・県との協議の中で年度別事業費の決定に伴い、予算措置を計画的に進めているところであります。

次に公営住宅の所得制限についてですが、子育て世帯や障害者世帯も所得制限を設けない住宅となると、低所得者に限らず中堅所得者以上の入居も考えられますので、この場合、国庫補助金や交付金の対象外となり、公営住宅法からも外れた一般単独住宅となります。このような市営住宅を建設する場合、財政的にも大きな負担となるので、大変難しいと考えられます。

次に、国交省と自治体の補助金による民間事業者の賃貸住宅の建設についてであります。昨年、国の新規事業として創設され、公営住宅を補完する公的賃貸住宅制度により、一般住民や高齢者を対象とした地域優良賃貸住宅建設事業があります。この地域優良賃貸住宅建設事業は、民間事業者等が良質な賃貸住宅を建設し、市がその賃貸住宅を公営住宅として借り上げ、管理運営するものであります。そこで、昨年从这个事業の導入に向けて、民間事業者を対象にPRをしているところであります。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

37番、細田哲郎議員の公営住宅の今後の計画と推進についてのご質問にお答えいたします。市内5カ所の雇用促進住宅の活用状況と、現時点での公営住宅の月別入居申請および待機者数についてであります。

雇用促進住宅の須玉、長坂、武川、小淵沢、高根宿舎は管理戸数320戸に対して、入居戸数273戸、入居者数674人であり、入居率は85.3%であります。また市営住宅の月別入居申請および待機者数であります。月別入居申請数は昨年10月から本年9月までの1年間で101件。月別、平均8件から9件の申請がありました。また、入居待機者数であります。現時点で25名、待機者数が多い団地では6名、団地数では44団地中11団地であります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

細田哲郎君の再質問を許します。

○37番議員（細田哲郎君）

再質問させていただきますが、最初に地域活性化対策と若者の定住支援の件について、お聞きいたします。

その中で、農商工連携事業について、もう少し具体的にお聞きしたいと思いますが、先ほど市長の答弁では1事業、アイスクリームの事業者が21年度に申請して、事業をスタートするというので、今後、引き続き第2、第3の導入を図る、推進していくというようなご答弁がありましたが、そのことについては、事業の成果に期待をしたいと思っております。この事業については、全国でもさまざまな実績が生まれ、地域活性化につながっております。昨日、市長の答弁でもホテルと農業生産者が連携していたお話がされましたが、福岡県の例ですが、旅

館と農家の連携で、売上げが月50万円から100万円というような実績をつくっているところもあります。その地域においては、若者が将来に希望を持てる、農家を継ぐという、そういう状況の成果も出ているようです。

北杜市としても、地域資源や主力産業である農産物の活用等、プログラムを企画し、農業従事者や事業関係者に周知徹底を図り、具体的な計画を立案し、事業展開することが重要だと思います。今後の事業推進にあたって、これは部長のほうにお聞きしたほうがよろしいと思いますが、具体的な施策をどう考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

細田議員の再質問でございます。

議員ご指摘のように、今回の農商工等連携促進法でございますが、これにつきましては、今年の5月23日に公布されまして、7月21日に施行されたということでございます。せっかくでございますが、フルタイトルの名称がございますので説明したいと思いますけれども、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律ということで、これを略して農商工等連携促進法ということでございます。

先ほど、市長からも答弁がございましたように、今回、有限会社 清里ミルクプラント、それから山梨市のなかむらが申請を出しまして、実はこれは19日ですから、先週の金曜日であります。金曜日に関東農政局と関東経済産業局から発表がございまして、採択されました。これにつきましては、山梨県ではこれが1件だけです。わが市が1件だけです。関東経済産業局、それから関東農政局管内でも15という結果が出ております。詳しいことにつきましては、9月20日付けの日本経済新聞の山梨版に記載してございました。

先ほども議員のご指摘のように、今後の具体策ということでございますけれども、今後というよりも、今回のものにつきましては5年間ということでございまして、専門家によるアドバイスですとか、試作品の開発、それからマーケットの開拓に関する補助、それから設備投資に対する減税、それから中小企業新保険法の特例、政府系金融機関の低利融資等の支援措置が行われるということでございます。ただ、本年度と来年度につきましては、まだ具体的な金額が出ておりませんけれども、いわゆる専門家におけるアドバイス、それから販路の開拓等を、おそらくやっていただけるというふうに、私どもも信じております。

今後の具体的な活動ですけれども、山梨県でも今回が初めてのケースでございますので、これを1つのバイブルにしまして、われわれも動向を見守りながら、また第2、第3、第4の、いわゆる農商工等連携の、いわゆる連携事業計画を進めてまいりたいと思っております。

ただ、今のところ、手を挙げてやりたいというところも多々出てございますので、また、そういったものも、われわれスタッフ等、話し合いをしながら、みんなで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

ご答弁ありがとうございました。

いずれにしても、わが北杜市は農業が基盤産業になっております。この農家の生産品を、いかにこの事業に取り組むか。このことは、非常に大事な要素になってくると思いますので、答弁は結構ですが、そこも1つの課題として、今後、推進していただきたいなと思います。

次に公営住宅の、今後の計画と推進をについて再質問させていただきますが、現在、先ほどの答弁で入居待機者が26名ですか、いるようですが、滞納している、それでかつ、本当に誠意の見られない悪質な対象者については、早急に法的手続きをとって、これだけ待っている待機者もいるわけですから、ぜひ具体的に、一般常識で考えられない、そういう滞納者に対しては、厳格な法定措置をとっていくのが当然だと思いますが、そのへんのご答弁の1点と、先ほど公営住宅ストック総合活用計画ですか、これに基づいて整備計画を策定していった、事業を推進しているようですが、27年度まで、何個の団地を計画して、現在、完了している団地、それから今後、着工していく団地をちょっと教えていただきたいのと、それから年度別の事業費なんですが、先ほど市長も答弁されていますが、財政も厳しい中で、はっきり答弁ができないとは思いますが、もし、そのへんも併せて答弁できるなら、よろしくお願ひしたいということです。

それから最後ですけど、地域優良型賃貸住宅の事業なんですが、これは民間に補助金を与えて、民間主導で、まず住宅を建てていただくということで、若干、内容から見ますと補助と、それから市で15年間、賃借を結ぶということで、なかなか事業者も償却できるのかなと、ちょっと心配もありますが、今まで、昨年からPRしてきたようですが、その成果について、お答えをしていただきたいと思います。この3点について、お願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

細田議員の再質問にお答えします。

最初に市営住宅の滞納者の法的処置ということだと思いますけど、市では再三にわたりまして、督促や話し合いの呼び出しに応じない入居者に対しまして、控訴対象として、今年は6名ほどを予定しております。市営住宅の明け渡し請求、また期限を決めて退去の要請も進めておるところでございます。12月の定例議会に訴訟の提起について、議案の提出を予定しているところでございます。

次にストック計画の、27年度までの計画ということですけど、これにつきましては、現在、27年度まで10団地を建設する予定となっております。今年度までに明野の旭ヶ丘団地、武川のさくら団地、須玉の雇用促進住宅、また高根のさくら団地、1期目ですけど、この4団地が完成しております。今年度、高根町のさくら団地、これは2期目ですけど、整備を行います。今後、須玉の御所前団地、高根の五町田団地、長坂の高松団地、大泉町の山崎団地、小淵沢町の平出団地、白州の竹花団地、6団地を整備していく予定であります。

次に地域優良型優良賃貸住宅建設事業のPRということで、これにつきましては、事業者所有の土地に住宅を建設して、市の賃貸する15年間、賃貸するという条件で、数社の事業者と協議を進めているところでありますが、事業者が所有する土地や住宅用地としての適している

用地がないということで、住宅の用地の選定や条件などを今現在、検討しているという内容でございます。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

時間もありませんので、急いで質問させていただきます。

雇用促進住宅について、何点かの質問をさせていただきますが、市長の所信表明の中で購入に向かって準備をしたいというような内容だと思いますが、購入時期と購入した場合の費用対効果、これについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

購入時期ですけど、入居者が安心していただけるよう、できるだけ早い時期に購入したいというふうに思っております。

次に費用対効果でございますけど、雇用能力開発機構で提示されました価格は概算ですけど、2億6,500万円ほどであります。市で購入を決定すれば、現在の建物を雇用能力開発機構が建物の鑑定を行いまして、価格が決定します。それで雇用促進住宅の平均家賃を3万円と仮定しまして、この値段は北杜市の単独住宅が平均3万円ということで、現在の入居者273戸に試算しますと、10年間で約10億円の家賃収入となります。

歳出につきましては大型改修、例えば外壁の塗装、それと屋上の防水等を含め、また個々の市営住宅、住宅維持管理費を参考に試算しますと、10年間で約7億円というような歳出が見込まれますので、費用対効果は十分にあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

細田哲郎君。

3分25秒、残っています。

○37番議員（細田哲郎君）

では、次に移らせていただきます。

購入が確定した時点で、入居者に不安と混乱が生じないような事前説明が必要だと思うんですが、これについてどんなふうな形で説明されていくのか。また契約、今、機構との契約が、期間が継続されているわけですが、その個々の対応について、どのような形で契約の更新をされるのか。そのへんについて、お聞きします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

入居者に対しての事前説明ということでございますけど、9月末までに購入を決定しますと、入居者に対しまして、雇用能力開発機構のほうで、説明会を開催することになっています。ま

た、市としても入居者に安心してもらうように、事前に市として文書で通知をする予定であります。また、入居者と市の契約につきましては、雇用能力開発機構と契約を、現在の契約を基本に、個々に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

説明はきちとなされるようであるから安心しておりますが、契約で一番心配されているのは、どうなっていくんだろうということが、おそらく入居者は心配されております。今の答弁ですと、機構との契約を基本にということですから、そのへんしっかり対応していただきたいと思えます。

最後になりましたけど、条例を定めて運用されると思うんですが、緩和策として、さまざま、これから、まず推進していただくわけですが、特に所得制限、これは20万円が、今度は15万円に減額されてきます。なおさら、入居が厳しくなるということで、雇用促進住宅の所得制限に対しては、廃して誰でも入居できるような方向にしていきたいと思えますが、そのへんの答弁をお願いいたします。

それで、以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

入居の制限でございますけど、当然、市では雇用促進住宅の管理運営につきましては条例・規則を新たに定めまして、管理していく予定でございます。雇用促進住宅は勤労者に限定されて造られた建物であります。公営住宅として扱うには、今まで入居できなかった所得の多い方についても、入居できるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

肝心なところですから、あと1点、ちょっと再確認をさせていただきますが、この5戸の雇用促進住宅に対しては、所得制限は撤廃していくような方向で検討していただくということによってよろしいですね。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

そのとおりです。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

質問残時間、1分38秒。

(な し)

ないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで37番議員、細田哲郎君の一般質問を終わります。

次に10番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

○10番議員(植松一雄君)

市民本位の効率的な行政経営をと題しまして、白倉市長に質問させていただきます。

地方行政は、地域住民の便宜に最も貢献するように運営されなければなりません。すなわち行政と市民との親近感を確保し、地域の需要に適したきめ細かい行政経営を自己責任に基づき、自主的・効率的かつ迅速に展開することが求められております。

本市も合併以来、白倉市長を先頭にさまざまな課題に取り組んできたところでありますが、昨今は社会情勢の変化のスピードが早く、変化に対応できる行政経営が問われており、旧態依然とした後手着手、前例重視、先送り主義がその一部にでもあるとするならば、多様化し複雑化する行政経営と住民のニーズにも対応できません。

地方行政の成否は、地方公務員の資質と働きに大きく左右されるといわれておりますが、今、行政に求められる役割を適切に遂行するためには、人材育成に主眼を置いた人事考課制度の導入が喫緊の課題であります。生き残りをかける民間企業ですでに定着し、先進の岸和田市などでも職員の意欲を引き出す人事評価制度を構築しております。

第1次北杜市総合計画では、平成21年度までに導入とありますが、本年度の予算の計上はありません。まじめに一生懸命に頑張っている職員に報いるためにも、後手着手、先送りなどなく、計画どおりに導入できるのか、その進捗状況を伺います。

次に市民本位を基本として、最適な行政成果を生み出すことができる行政経営の仕組みであります。市民のニーズに適合する効率的な行政サービスを体系的に一貫して創造し、提供できる取り組みが求められております。すなわち、行政が提供している各種サービスは相互に関連したものが多く、その組織は縦割り特質があることから、バラバラで動きの鈍い組織活動になりがちであります。

一例であります。先月19日、須玉ふれあい館大ホールで、食育講演会が開催されました。食育はすべての基本であり、先進地の小浜市政策専門員の素晴らしい講演に、多数の市民の参加を期待いたしました。当日の聴講者は市の職員100名を含む130名ほどでありました。食育とは栽培し、調理し、共食することといわれておりますが、当日の講演会の事務局は栽培部門を担当する農政課となっており、政策調整と広報記録部門の参加はあるも、地域創造課、市民福祉課、健康増進課、学校教育課、生涯学習課などに関係する各種団体からの構成員や食育に関わる各職域からの聴講者は極めて少なく、関係各課の間に組織の縦割り特質による連携不足がうかがわれ、せっかくの素晴らしい講演を多数の市民に聴講していただくことができなかったのは、誠に残念であります。行政組織と市民本位との乖離が感じられました。

北杜市行政改革大綱でも、改革の基本理念と目標など、行政システムの構造改革の必要性を明確に指摘しておりますが、もはやスローガンの時代は終わり、如何に実行するのかが厳しく問われております。再度、理念を明らかにして、庁内各部課や各種委員会などの縦割り組織に行政経営や活動の方向を具体的に明示・徹底し、多くの職員の意識改革と行動の決定に一貫性と整合性をもたらすことは、個性と魅力のあふれる北杜市の発展に不可欠と思考し、市長の考

えを伺います。

次に担当所管部局ごとに導入した指定管理施設は、指定管理移行後も施設ごとの収支状況の徹底分析と運営改善指導が不可欠であります。組織の縦割り特質で、各担当各所管部局ごとに分析・指導に大きく統一性を欠いているのが現状であります。

6月定例議会の一般質問で、指定管理料の支出額2億2,300万円の節減などを目指して、専門に担当する職員を配置し、養成して、管理運営と収支状況を確実に分析し、必要に応じては外部監査も活用し、的確な改善指導をすべき。併せてモニタリング制度を導入して、サービスの質的評価と効果的運用を一元管理で検証すべきと提言したところでありますが、誠に月並みのご答弁をいただき、その結果が今般の不適切な事案であります。

140の指定管理施設が制度本来の目的を達成するためには、専任職員の配置養成とモニタリング制度の導入は、避けては通れないと思っております。今般、ようやく平成19年度監査報告の中で、指定管理導入の成果を上げるために、施設の管理状況や収支状況の確認、指定管理料および市納入金の金額が適正かどうかの判断などを、一括した管理体制と統一した見解の中でチェック強化するため、担当課などの設置を検討されたいと結んでおりますが、極めて当然のことです。スピード感溢れる即時着手を再度提言いたしまして、市長の考えを伺います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

植松一雄議員のご質問にお答えいたします。

市民本位の効率的な行政運営について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、人事評価制度の進捗状況であります。

人事評価制度は、北杜市行財政改革アクションプランに位置づけられております。現在、総務課において、事例研究、先進地の検証や県内他市の状況把握などを行いながら、北杜市に適した独自の評価制度の運用マニュアルの作成の準備を進めております。

去る7月にも総務省の人材育成等、アドバイザー派遣制度を活用して、幹部職員以上を対象とした人事評価の導入に向けた職員研修会を実施し、幹部職員への意識づけを行ったところでもあります。

今後も職員研修を重ねながら、評価する側と評価される側の意識改革を行いながら、11月には本年度上半期の組織目標および業務目標の達成度などの実績評価および、下半期の目標設定を行ってまいります。

次に職員の意識改革と行動決定の一貫性、整合性についてであります。

人材育成基本方針に基づき、職場研修や山梨県市町村職員研修所等の階級研修・専門研修を活用しておりますが、特に専門研修につきましては、政策形成はもとよりコミュニケーション、マネジメント等、より専門性を深めた住民参加や協働する仕組み、行政経営・相互連携などカリキュラムも充実しており、それらを積極的に受講させております。今後も引き続き、職員研修に重点を置き、組織力を高めながら、合わせて毎週月曜日に開催する部長・支所長会議等で、より一層、連絡調整を密に行い、部局で連携をとりながら、複雑多岐にわたる行政サービスに、柔軟に対応できるよう努力してまいります。

次に、指定管理者制度の専任職員の配置養成についてであります。

指定管理者制度導入施設の運営、経理等の状況については、各施設より提出される報告書に基づき、各担当課および企画課において、その内容について精査し、その結果、必要があれば指定管理者への指導、助言を行っております。しかし、指定管理施設の運営状況について、すべてを把握するには、かなりの専門的知識が必要であります。また、今回の指定管理者の不祥事の問題もありますので、今まで以上に専門的知識を習得できる体制づくりが必要であることから、市の指定管理施設全般について、統一した、総合的に統括する指定管理者制度専任の担当を配置してまいります。

次に、モニタリング制度導入についてであります。

指定管理者が計画どおり、適正に管理を代行しているか、客観的な評価を検証するために、モニタリングの果たす役割は大きいものがあると認識しております。施設利用者および住民の声を施設運営やサービスの向上に反映させる、さまざまな調査があります。市でも一部取り入れ実施しておりますが、制度化までには至っておりません。モニタリング制度は、施設の効率的・効果的な運営を推進するために必要でありますので、積極的に取り組みます。

なお、モニタリングの方法については今後、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

植松一雄君、再質問を許します。

○10番議員（植松一雄君）

再質問させていただきます。

まず人事評価制度の導入でございますが、計画どおりに、21年度までに導入できるのかどうか、ちょっと私、お答えを聞き漏らしました。導入できるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

ただいまの、植松議員さんの導入の時期でございます。

やはり評価する側、評価される側の意識改革ということで、本年11月には、先ほどの市長の答弁のとおり、上半期分の評価等をしていきたいということで、やはり徐々に進めながら、職員の意識改革を図っていきたいということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

植松一雄君。

○10番議員（植松一雄君）

導入はできるのかどうか、ちょっと私もうまく判断できませんけれども、推進体制をもうちょっと確立したほうがよろしいのかなという気がいたします。現在、総務部の人事課、人事担当が兼務であるというふうに承知しておりますけれども、やはり、これだけの改革をしていくためには、また特に市の職員数は市立病院を除いても659人、昨年度の人件費ですが、歳出予算の15%にあたる48億円、1人当たり平均728万5千円という金額も関わってくる

わけでございます。やはり推進体制を当局の、少なくともナンバー2のお立場にある方が、もう先頭に立ってやるというふうなことも必要ではないかと思えます。ご検討いただきたいと思えます。

それから行政システムの構造改革、すなわち縦割り組織の連携ということで、先ほど市長からは連携を進めるというふうな、ご答弁でございました。ですけれども具体的に、職員の研修だけでこれが進められるのかどうか、甚だ疑問にも思うところでございます。現在の事務作業は政策秘書課の政策調整担当が専門に当たっているようでございますが、これにつきましても庁内のナンバー2、ナンバー3クラスの方が率先・垂範して、その任に当たるべき、それが職責ではないかというふうな考えられます。このへんもどなたが率先・垂範するのか、お伺いいたします。

それから、もう1つ。指定管理施設の運営調査、収支分析、改善指導、この一元化でございますが、これはやるというお返事をいただきました。速やかに配置すべき、来年度からではなくて、できる限りモニタリング制度と併せまして、速やかに準備に入っていただきたいと思えます。これは要望でございます。

終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

先ほどの事業推進にかかる体系、縦割り体系うんぬんということでございますが、やはり今、国の事業におきましても提案型というような、メニュー化から提案型というような方向になってございます。やはり1つの事業を起こす場合、政策を立案するにも、やはり1つの部局ではできないという状況でございます。先ほどの部長会議をはじめ、いろんな場面で命令系統を伝えながら、各般にわたる施策につきましては、部局を超えての対応ということで、市長以下、そのように取り組んでいる状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で10番議員、植松一雄君の一般質問を終わります。

次に34番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

はじめに日本共産党北杜市委員会は、4月に北杜市になって3年が過ぎ、毎日の生活がどう変わったか、また暮らしの問題で困っていること、市政への要望など率直な声をお伺いしようと、市民アンケートを実施しました。700人を超える市民から切実な願い、怒りの声が寄せられました。寄せられた切実な願い、怒りの声を代表して質問いたします。

質問の第1は、政府与党の緊急総合対策および後期高齢者医療制度についてです。

暮らしをめぐっては、多くの方が貧困と格差を実感する世の中になりました。原油高、物価高にも悩まされています。ここまで生活が苦しくなったのは、政治の責任です。小泉、安倍、福田政権が進めてきた構造改革では、大企業を強くすれば日本経済もよくなるとして、財界、大企業をとことん応援し、国民には増税や社会保障の負担増、給付減を押し付けました。収入

減、負担増、物価高の三重苦の中で、市民の暮らしが非常事態となっています。暮らしが苦しくなると、67%の人が市民アンケートに答えています。

政府が8月29日に緊急総合対策なるものをつくりましたが、定額減税といいながら、1年限りの減税に留めるなど、国民の暮らしの大変さからすれば不十分な内容で、焼け石に水、選挙目当てとマスコミにも見透かされていました。今、地方自治体に求められているのは、この住民の暮らしをしっかりと守る、その役割を果たすことではないかと私は考えます。市長の見解を求めます。

また、後期高齢者医療制度は75歳という年齢を重ねただけで、国民健康保険や健康保険から脱退させられ、後期高齢者医療制度に強制的に加入させられ、保険料は年金から天引きされ、2年ごとに値上げされる仕組みになっています。受けられる医療は、別建ての診療報酬で差別され、検診も制限されるということが明らかになり、年寄り早く死ぬということかという怒りが全国で燃え上がっています。ここ北杜市でも後期高齢者医療制度を中止せよと、73%の人が怒りの声を寄せています。高齢者の命と健康、人間としての尊厳を守るため、後期高齢者医療制度は、運用改善や見直しで済ませるものではなく廃止するしかありません。市長は、国に意見をあげるべきだと思います。市長の見解を求めます。

質問の第2は、市民の暮らしを守る緊急対策についてです。

イとして、公共料金値上げ問題についてです。

1. 2006年度に合併後、国保税を統一料金に改定しました。このとき18%の値上げ、市民1人当たり1万2千円もの値上げがあり、市民の暮らしを圧迫しています。高くても払いたくても払えない国保税、市民の74%が国保税の負担が重いと答えています。国保税、引き下げを求めます。市長の見解を求めます。

2. 2010年度には、水道料金の統一が検討されています。大幅な料金値上げが予想されますが、値上げはすべきではありません。市長の見解を求めます。

ロ、雇用促進住宅の廃止問題についてです。

政府が雇用促進住宅を全廃し、居住者を追い出そうとしている問題で、私は7月25日に日本共産党国会議員とともに、住んでいる人の権利を守れと政府交渉に参加してきました。突然、出て行けといわれても困る。説明もなく、あまりに一方的だ。長年ここに住んできた。今さらどこに行けばいいのか、困惑している。引っ越しには敷金もいる、そんな余裕はないなど入居者から寄せられた驚きや怒りの声を紹介し、1つ、入居者の理解を得ないまま、一方的に行われた住宅廃止決定を白紙に戻すこと。2つ、入居者の声を十分に聞き、事情もよく理解した上で、一方通行でなく時間をかけた話し合いを行い、仮にも住宅の廃止、入居者退去を強行することのないようにすることの2点を要望してきました。

その後、政府との交渉は7月、8月に8回行い、政府は強制退去をさせないと回答しました。機構は説明会開催後に契約終了の通告をしていましたが、これも8月から中断させました。退去期限も1年延期となり、今後、全国784すべての住宅で、説明会を開くまでは契約終了の通告をしないことになりました。政府のこの方針変更は、何より退去要求に大義名分がないことが根本にあります。政府の計画は2007年6月の閣議決定、規制改革推進のための3カ年計画に基づいて、21年までに雇用促進住宅を民間や地方自治体に譲渡、または更地にして売却・廃止しようとするもので、北杜市では須玉68戸、長坂62戸、武川36戸、小淵沢50戸、5月現在の入居戸数となっています。

北杜市民である入居者の生活と居住権を守る立場から、市としての積極的な対応を求めて、次の諸点について、市長に見解を求めます。

入居者の理解を得ない、一方的な住宅廃止決定を白紙に戻すことを国に申し入れることを求めます。

ワーキングプアと呼ばれる人たちをはじめ、低賃金等によりアパートなど住居を確保できないという人たちの住宅対策の一環として、耐震補強など大規模修繕を前提にした雇用促進住宅の新たな活用方法を早急に検討することを求めます。

八、北杜市小規模工事等登録制度の創設を求めることについてです。

この制度は、北杜市が発注する公共施設および出先機関等の小規模な工事や修繕のうち、小額で内容が簡易なものについて、受注を希望する方を登録し、市内の小規模業者が直接工事を受注できるようにするものです。景気が低迷している今日、市内の小規模業者から地域経済の循環をと、この制度創設要望の声が寄せられています。

北杜市の小規模業者の経営を守る立場から、市として小規模工事等登録制度の創設を求めます。市長の見解を求めます。

二、市民の足確保のためにデマンド交通、シャトルバスの運行を求めます。

○議長（小澤寛君）

残時間46秒。

○34番議員（中村隆一君）

1.市民の足を確保するには大型のバスではなく、必要なときにすぐ対応できる小型の車で、デマンドシステムを導入ことが肝要である。導入の見通しについて、市長の見解を求めます。

2.市が行う催しものや他の町の催しものを開催するとき、高齢者や足のない市民が市民バスを乗り継いで、参加することは大変です。そこで足のない人でも参加できるように、シャトルバスの運行を主催者は考えてほしいとの声があります。市長の見解を求めて、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

政府・与党の緊急総合対策および後期高齢者医療制度について、いくつかご質問をいただいております。

まず、国の緊急総合対策についてであります。

世界的な穀物価格や原油価格の高騰による、国内の燃料や生産資材価格の高騰などに対応するため、政府は安心実現のための緊急総合対策を打ち出したところであります。中小企業の資金繰り支援、高速道路料金の引き下げ、燃料負担の大きい運送業への支援などが、その内容であります。その多くは次の臨時国会での補正予算で手当されておりますので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。

今年4月からスタートした後期高齢者医療制度は保険証の未着、年金からの天引きなどに対する問い合わせや批判が相次ぎ、全国的に混乱が生じたことから、国では5月14日、全国各

広域連合および都道府県を対象に全国会議を開催し、情報交換を行いました。山梨県後期高齢者医療広域連合でも、寄せられた批判や意見などを全国会議において報告しております。また全国市長会議において、後期高齢者医療制度等の円滑な運営について要請する決議が行われました。このことを受け、政府与党ではプロジェクトチームを立ち上げ、制度運用面の改善を検討し、高齢者医療の円滑な運営のための負担軽減等についての処置を講ずるため、制度の一部見直しが行われたところであります。

具体的な内容については、ご存じのとおり、平成20年度における当面の対策として、低所得者の保険料軽減割合の拡大と保険料の年金からの徴収を、被保険者からの申し出により普通徴収に納付方法を変更することが可能となりました。これらの改善策についての周知は、7月末に被保険者の方に広域連合からダイレクトメールが送付されており、本市においては広報ほくと8号でお知らせいたしました。また、制度スタート当初から後期高齢者の方も74歳以下の方々と同様に医療の制限はなく、健診についても今までと同様に受けられます。

なお、平成21年度以降につきましては、具体的な基準等はまだ示されていませんが、低所得者の保険料軽減などの措置を、引き続き実施される予定であります。

このように制度施行状況等をふまえ、高齢者のおかれている状況に配慮した措置が講じられておりますが、今後さらに検討すべき課題等もありますので、引き続き国において検討される状況であります。

後期高齢者医療制度は、今後ますます高齢化が進み、増大する高齢者の医療費を税金で5割、若い世代の保険料で4割、75歳以上の高齢者が1割を負担していただくという、国民みんなで支える仕組みとなっています。将来にわたり国民皆保険を維持するため、また高齢者の方々の医療を守っていくためにも必要な制度であると考えておりますので、その動向を見守るとともに、運用面の改善などについて、山梨県後期高齢者医療広域連合を通じ、国に対し強く要望してまいります。

次に市民の暮らしを守る緊急対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に国民健康保険税についてであります。すでにご承知のとおり、北杜市は旧町村ごとに不均一であった国民健康保険税の税率を平成18年度に改定・統一し、国保財政の健全化を図ってまいりました。その結果、国保会計の財政状況は改善し、国保税の税率も平成19年度は据え置き、本年度も後期高齢者支援金分が新たに設置されたにもかかわらず、実質的には据え置くことができたところであります。

本市の平成18年度の国保税の調定額は1人当たり7万5,373円、1世帯当たりでは14万6,995円であり、県内13市の中ではいずれも低いほうから3番目になっており、決して高いレベルではありません。平成19年度については、現時点では県の集計が終了してありませんが、1人当たりおよび1世帯当たりの調定額は、平成18年度と同程度となっていることから、引き続き県内では低い国保税になっていると考えております。また、税率の改定については制度改正の影響、国保会計の状況等を勘案しながら、慎重に取り組むべきものであると考えております。

次に、水道料金統一に向けた審議経過の情報開示についてであります。

6月の市議会定例会において、平成22年4月から新料金とすることが望ましいとの考えをお示したところであります。現在、北杜市簡易水道運営委員会において、水道料金統一に向けた料金改定について審議されております。この委員会は北杜市審議会等会議の公開に関する

要綱に基づき会議を公開し、かつ開催された同委員会の議事録の要約について、北杜市ホームページに掲載し、市民にお知らせしているところであります。

審議内容の透明性を図ることは重要であると考えておりますので、今後も委員会の議事内容、簡易水道事業特別会計の状況など、改定の必要性を市民に分かりやすく情報開示してまいります。

次に雇用促進住宅について、いくつかご質問いただいております。

最初に、雇用促進住宅廃止の白紙撤回についての申し入れについてであります。

雇用促進住宅は、その管理全般を独立行政法人 雇用・能力開発機構が運営しており、管理は財団法人 雇用振興協会に委託しております。この住宅は全国に1,532団地、3,838棟、14万1,722戸、約35万人が居住しています。市内には雇用促進住宅が5団地あり、そのうち4団地、7棟、216戸、526人が居住する須玉町、長坂町、小淵沢町、武川町の雇用促進住宅を平成24年3月末日までに廃止することが決定されております。

そこで過日、地元代表区長、地域委員会会長および市企業交流会正副会長のそれぞれの皆さんにお集まりいただき、意見交換会を開催したところ、全員が購入することに賛成であり、早期に購入すべきであるとのご意見をいただきました。また、庁内検討委員会を開催して検討した結果、退去を迫られている入居者の生活を確保し、少子高齢化を食い止めるべきということから、雇用促進住宅5団地すべてを一括購入する方向で、雇用・能力開発機構と協議してまいりたいと考えております。市民生活を守るということは、市政推進の基本でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に耐震補強など、大規模修繕を前提にした雇用促進住宅の新たな活用についてであります。

公営住宅は公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で住宅を供給することを目的としております。このうち公営住宅は北杜市内で44団地、994戸のうち832戸が公営住宅法による低所得者対象の住宅として使用されておりますので、購入後の雇用促進住宅が現在の入居者と同様に、雇用を促進するための市営住宅としての活用をしたいと考えております。また、雇用促進住宅の耐震補強、大規模修繕については昭和56年の新耐震設計法に基づき建設された住宅であり、統一された設計および構造でありますので、耐震補強や大規模修繕は必要ないと考えております。

次に、小規模工事等登録制度についてであります。

本市では随意契約が可能な小規模工事や修繕、物品購入などについては、入札参加資格者名簿の登録を条件としていませんので、登録のない業者との契約が可能です。さらに、これらの契約については、市内の業者からも見積もりを徴収することを原則とするよう指導しておりますので、市内の小規模業者の契約の機会は十分に確保されていると考えております。

次に、デマンド交通の導入についてであります。

デマンド交通などを含め、地域の公共交通について、地域の創意工夫ある自主的な取り組みを支援する国土交通省の地域公共交通活性化・再生総合事業を取り入れるため、北杜市地域公共交通活性化協議会を8月25日、設立いたしました。この協議会は地域住民、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等の代表者からなる法定協議会で、地域住民がみずから考え、調査・研究する中で、支え合いの地域公共交通体系を目指すものであります。

今後、市民バスの現況と課題の把握調査等を行い、効率性・経済性等の面からも検証等を行い、デマンド交通システムの研究を含め、北杜市の地域公共交通体系の確立に向けた検討と、

その実証運行可能な成果が得られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に市が行うイベント開催時の高齢者や交通手段のない市民のための、シャトルバスの運行についてであります。

市と市社会福祉協議会の共催により、毎年開催しております北杜市健康福祉大会におきましては、参加対象者が高齢者であることから、各町ごとに各地区を巡回するバスを運行しているところですが、市が行うイベント等については開催目的、対象者、開催場所等は同一のイベント等であります。開催場所は毎年固定しているものではありません。

このようなことから、シャトルバス等の運行については、イベント等の内容により参加者の利便性の向上等について、総合的に検討して対応してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、議員ご指摘のとおり、市民の足を確保するという問題は、北杜市にとって大きな課題であり重要なことであるので、意を注いでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で34番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、15番議員、利根川昇君。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

今回は、東清里地区の道路整備について伺います。

1、市道浅川線についてです。

大門川にかかる橋の工事が現在、橋梁ができました。今後の工事の進捗の予定と完成の予定を伺いたいと思います。

申し上げたいことは、この橋から浅川地内に入る、市道浅川線のヘアピンカーブ解消についてです。

基本図面により地元説明会が開催され、地権者の了解がほぼ、いただいているような状況になってまいりました。このような状況の中で、国とか県の採択の状況と進捗の状況を市民にお知らせください。

2つ目、県道日影田橋からの市道上の原線についてですが、ここも日影田橋が仮橋を使い本工事に入っております。これも、県の工事の予定を市民にお伝えいただきたいと思っております。

この橋から東原地区へ至る、日影田橋上の原線の改修について。

この間、約300メートルの、急で狭いこの道路は大型バスも入れず、法面もすでに崩れそうな状況です。この改修は、地元にとって永年にわたる強い念願であります。こちらもこのほど地権者の了解が、ほぼいただけるような状況になってきました。つい先月、地区の要望書も出ているはずですが、地元の強い要望に対して、改修は可能でしょうか。これにつきましては、今、永原地区の圃場整備の関係も話が進んでおります。しかし、大型バスも崩れることを心配して入っているような状況で、工事の車とかそういったものも入れるのかということも、地元でも心配しております。まして、この地区は、最近は農業体験ということで、中高学生がたくさん入ってくるようになっております。防災の面から大変、心配な部分もございます。

3番、この道路の続き、上の原平沢線について。

過去から永年にわたり、檜山地区と長野県平沢地区とは密接な交流があり、この道路の整備

は地元の強い要望があります。もちろん長野県分は、そちらで要望していただきたいわけですが、この道路の改修に向けて、市の対応を伺います。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

利根川昇議員のご質問にお答えいたします。

高根町東清里地区の道路整備について、いくつかご質問をいただいております。

最初に市道浅川線の今後の予定についてであります。大門川にかかる橋梁整備は平成18年度に着手し、今年度は橋梁の上部工と取り付け工事を発注して、平成21年3月までに完成する予定であります。

次に市道浅川線のヘアピンカーブ解消の採択状況についてであります。橋梁から浅川地区までの道路整備計画は、概略設計をもとに地区役員および地権者への説明会を開催し、おおむね用地の了解をいただきましたので、平成21年度の国庫補助事業として、国に要望しているところであります。

次に県道清里須玉線の日影田橋の完成予定についてであります。日影田橋は現在、橋梁の架設中であり、今後、橋梁取り付け工事を行って、平成21年3月に完成予定と聞いております。

次に市道日影田橋上の原線の改修についてであります。県道清里須玉線の日影田橋から檜山東原地区までの約300メートルは狭隘で勾配もあり、冬期には路面が凍結し、通行に大変苦慮している状況は伺っております。また、今年の集中豪雨で路肩が危険な状態になり、応急的な対応をしましてまいりましたが、本路線は東原地区にとって重要な生活路線でありますので、地区の要望および、今のご質問ですと地権者理解も得られそうであるので、実施してまいりたいと考えております。

次に市道上の原平沢線の整備についてであります。本路線は檜山東原地区から長野県南佐久郡南牧村平沢地区に至る道路で、地区住民の交流は古くから盛んな道路であります。整備を行うには、地区の要望や地権者の同意の状況を見ながら、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

利根川昇君、再質問を許します。

○15番議員（利根川昇君）

再質問させていただきます。もう少し地区の状況をお知らせして、再質問いたします。

まず2番目の東原へ上がる線ですけれども、何年前に崩れまして、現実、あの部落が孤立になったことでもあります。その点で防災面から、非常に地区住民が心配しております。そのへんを十分にご考慮ください。

3つ目の上の原平沢線ですが、昔からお嫁にいたり、お嫁にきたりという、婚姻関係の本当に深く付き合っている場所でございます。平沢地区とは、そして今現在でも、15年ほど前から、町の時代から高根町消防団、要するに9部、10部の関係と、平沢部落とは消防の関係でも毎年協定を取り交わして、交流をして、現実、私がやっている20数年の間にも、

私も二度ほど、出勤したことがございます。そんな協定の中で、古くから特別なお付き合いをしている部落でございます。そんなことを、ぜひ頭にお含みいただきたくて、要望いたします。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

要望事項ですので、答弁はいりませんね。

（はい。の声）

利根川昇君の質問が終わりました。

関連質問を許します。

（なし）

関連質問がないようですので、以上で利根川昇君の一般質問を終わります。

次に、宮坂清君の一般質問を許します。

宮坂清君。

○17番議員（宮坂清君）

最近、各地で諸問題が発生しているように思われますので、身近な地域自治の現状と市の対応について、いくつか伺いたいと思います。

1つ目として、行政区の加入状況であります。

行政区の加入は地域一体感で和をもって、まちづくりを推進していくために必要なことではありますが、現状は北杜市全体では加入者は75.75%、約4分の1が未加入であります。また、各町の格差は高いところでは90%強。低いところは55.27%と35%もの差もあります。この加入率では地域一体感の推進ができず、地域自治に支障を来すように思われます。加入の選択は個々の自由ではありますが、地域のつながりを持っていない人たちは、ときにして災害弱者になるおそれがあるとも言われております。また地域の環境行政には、不公平感も感じられます。

以下、4点について伺います。

1つとして、各町の格差はなぜ、こんなにあるのか。

2つ目として、未加入者には行政はどのように対応し対処しているのか。対応の仕方では、今後、未加入世帯が増える可能性もあると思われませんが、加入促進にどのような施策を行っているのか。

3つ目といたしまして、先の防災訓練時の未加入者への対応は、どのようにしたのか。また、未加入者の生活状況把握と災害時の対応は、どのように考えているのか。

4つ目といたしまして、地区未加入者の場合、ゴミの搬出対応は各町の支所で行っていると聞いております。地区加入者はゴミステーション建設時に地元負担をしているが、未加入者にはその負担はないのに不公平感もある。その解消のためにも未加入者に理解を促し、加入促進に行政の指導力を発揮してほしいと思います。

大きな2つ目といたしまして、学校敷地内の環境整備の実態について。

地域のことは地域の責任において実施する、地域は地域で守る、自分たちでできることは地域の協力をもって行うことが重要であると考えますが、現状について伺います。

1つとして、北杜市の小中学校の環境整備作業は誰が計画し、その作業は誰が実施すべきか。また、費用はどこが負担しているのか。

2つ目といたしまして、市内の小中学校の実態と現状はどのようなものであるか、伺います。

大きな3つ目といたしまして、地域委員会についてであります。

8月17日の朝日新聞の記事の大見出しに、「根付く住民自治組織 市議会よりも存在感」という見出しで、行政の手の届きにくい地域では住民自治を活性化させる必要があるというようなこと。また一方では、機能せず廃止の例もということで、県内の甲州市が合併後5年で、今年の3月に廃止、このことは山日の4月18日の新聞にも掲載されているところであります。

北杜市の地域委員会は合併特例法の規定に基づき設置され、合併した地域に議員数が減少し、住民の声が行政に届きにくい、地域の個性や特色をなくさないためと、地方分権で地域のことは地域で決める、地域住民による地域自治組織の仕組みであり、地域委員会は地域審議会の機能を備え、市長の諮問を答申する機能と、主体的にみずから市長に建議する機能に新市建設計画の変更を監視する機能の3つを備えた委員会であり、議会や議員の権限を侵さない範囲で地域住民の声を行政に反映する仕組みを有するものとされている、重要な委員会であります。

以下2点について、お考えをお伺いいたします。

1つとして、委員会の現状の仕事は、行政で実施しにくい地域の特色あるイベント活動や伝統的事業への予算配分など、小さな行政の幅広い事業への協力のようにありますが、4年が過ぎ議員定数も22人と半減することから、今後の地区繁栄のために内容の見直しが必要な時期がきていると思いますが、お考えを伺います。

2つ目として、イベントの見直しについてであります。イベントの見直しについては検討していると聞いておりますが、住民にとって癒しのイベントとされているものを整理することは大変、難しい選択と思われるが、現在の進捗状況を伺います。

質問は以上であります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

宮坂清議員のご質問にお答えします。

身近な地域自治の現状と市の対応について、いくつかご質問をいただいております。

最初に各町の格差についてであります。新たに転入された方、居住地が別荘地内の方などは行政区の慣習に溶け込めない、また地域住民との煩わしさから逃れたい、住民票はあるが生活スタイルの違いから行政区に加入しないなど、さまざまな理由により行政区への加入が進まないのが現状です。これらの傾向は多くの別荘地を有している八ヶ岳南麓、甲斐駒ヶ岳地域で著しく加入率が低い傾向にあります。

次に未加入者への対応につきましては、転入時に行政区に加入した場合のメリットや市からの行政情報の提供など、各種サービスの提供を説明して加入を進めているところであります。また1世帯当たり、年間1,700円を交付する事務取扱交付金制度を設けており、地域の方々からも行政区への加入を働きかけていただいております。地方分権が進み、行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、行政と地域との連携によるまちづくりを推進することが重要でありますので、今後一層、行政区への加入につきまして、働きかけてまいります。

次に防災訓練時の未加入者への対応についてですが、訓練の実施につきましては、広報紙や市のホームページ、防災行政無線、メール発信システムなどを通して、市民に周知させていた

だき、北杜市総合防災訓練を須玉中学校校庭において実施したところですが、各地域でも各総合支所を中心に行政区や消防団の協力により、訓練が実施されました。

災害時の対応は行政だけの働きかけだけではなく、住民が一人ひとり、自分の生命・財産は自分で守る、また隣近所と助け合うという精神を基本に個人、地域、行政の連携、いわゆる自助・共助・公助によって、災害に強いまちづくりが実現できるものと考えております。未加入者には、防災面からも行政区への加入のメリットがあることをご理解いただけるよう啓発し、加入を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に生活状況の把握につきましては、個人のプライバシーの問題もありますので、市ですべての状況を把握することはできません。しかし、高齢者や身体に障害を持たれている方など、災害弱者対策としましては、災害の発生時に要援護者のリストをもとに、迅速に応急に当たらなければなりません。市では本年度、災害時要援護者支援対策マニュアルの作成に取り組んでいるところであり、併せて要援護者台帳の整備も進めてまいります。

次に、地区未加入者のゴミの搬出についてであります。

本市では北杜市一般廃棄物処理基本計画に基づき、市が拠点回収を行うゴミステーションについては、各地区で設置・管理することを基本とし、ゴミステーションを建設する際には、各行政区ごとに、ゴミおよび資源物収集所施設設置補助金を交付しております。新しく北杜市に転入された場合、その都度、各総合支所でスムーズなゴミ収集のために行政区への加入のお願いをしているところでありますが、理解が得られない方や行政区から離れた場所に住居を建設する方のために、やむを得ず、各総合支所を地区未加入者のゴミ搬出場所としております。

この場合、地区未加入者にはゴミステーション建設負担金はありませんが、今回、不公平感があるところのご指摘もあり、今後より効率的で適切な収集体制を構築していくためにも、できるだけ行政区へ加入していただけますよう、お願いをしてみたいと考えております。

今後も行政区と協力しながら、未加入世帯解消に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位にもご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に地域委員会の内容の見直しについてであります。

地域委員会は合併により議員数が減少することにより、住民の声が行政に届きにくくなるとの懸念を払拭するため、地域住民の声を行政に反映しやすくするとともに、市としての一体性を保ちつつ、8町が培ってきた特色や個性を生かして地域の活性化を図るために、合併時に設置されたものであります。議員定数が削減される今後においては、地域の皆さんの知恵の創造の場として、地域住民の声を行政に届ける地域自治組織として、より重要な役割を地域委員会には担っていただきたいと考えております。

次にイベントの見直しについてであります。

平成18年度に各地域委員会正副会長会議において検討がなされ、平成19年度、20年度の2年間は、現状のまま実施すること。その後、新たな環境で再検討を行うことが決定され、市に報告をいただいております。このことから、本年2月、各地域委員会正副会長会議に出席をいただく中で、「これからの地域イベントについて考える」と題して、山梨大学の向山客員教授を迎え、課題等の把握および評価方法などについての研修会を行ったところであります。

今後は地域委員会連絡協議会において、市民アンケート調査などを通して、イベント等の総合的な評価を行い、効果的で魅力ある地域イベントづくりに取り組んでいただくよう、お願いをしてみたいと考えております。

その他については、教育長から答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

櫻井教育長。

○教育長（櫻井義長君）

17番、宮坂清議員の学校敷地内の環境整備の実態についてのご質問にお答えいたします。最初に、小中学校の環境整備作業についてであります。

環境整備作業は、大きく分けて3つの形態があります。1つは児童生徒、教職員で行うもの。2つ目は業者に依頼して行うもの。3つ目はPTAの行事として行うものです。小中学校では次年度の教育課程を編成する中に、年間行事計画も同時に立てております。その際、環境整備作業に関しても、前年度の実態も考慮し、計画の中に組み込んでおります。

具体的には、1つ目は児童生徒、教職員で行うことができるものであり、敷地内のゴミ拾い、石拾い等の日常的な取り組みから、学期末に行われる愛校作業などがこれに当たります。2つ目は、時期を決めて業者に依頼する樹木の選定や樹木の消毒、浄化槽の清掃等を行っています。ほかにも日常的に用務員等学校職員による整備も行っております。費用につきましては、学校予算で対応をしております。3つ目にPTAの行事として行うものです。親子で奉仕活動を行う機会として、どうしても大人の手を借りないとできない、土手の草刈り等を行っております。費用はPTAの活動費の中で対応しております。

次に市内小中学校PTAの実態と現状についてであります。

市内小中学校のPTA、環境整備活動の実態については、年間2回の学校が13校と最も多く、3回、1回、これが各5校。そして、実施していないのが1校となっております。2回、3回と行っている学校でも学年割・地区割等で行い、保護者は年1回、出労していただくところがほとんどです。時期的には、夏休み前の1学期中と夏休みが終わった8月下旬から9月上旬に行われ、3回行う学校では3学期にも行っております。

実施形態は親のみで行う学校が15校、親子で行う学校が8校であります。内容は草刈り、草取り、側溝の泥上げ、校庭砂入れと整地、植木の剪定、遊具のペンキ塗り、照明器具清掃等、校内の整備を行っております。その他、親子で学校林の下草刈り、伐採を行い、総合的な学習の授業の一環としている学校が2校あります。

学校の環境整備活動等を通して、PTA、児童生徒、教職員に愛校精神や奉仕の心を育てる場としていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

再質問ありますか。

宮坂清君、再質問を許します。

○17番議員（宮坂清君）

再質問をさせていただきます。

まず、1点でございますけれども、地域に加入しない人たちのことなんでありますが、各地区の区長さん等々につきましては、未加入者に対して加入促進も図っているところでございますけれども、加入していただけないというようなことで、大変、そのことで苦慮しております。

未加入者につきましては、先ほど市長がご答弁いただいた中でございますけれども、それ以

外に交通安全のこと、それに観光のイベント等、それぞれ地域はボランティアで成り立っているように思います。このことが、未加入者にはあまり分かっていない、ただ地域の人たちと交わるのが嫌だとか、いろいろなこと、諸問題があると思います。今から、一番最初、市役所にまいりますので、市役所にはマニュアルがあって、私も見せてもらいました。そういうことでありますけれども、地域は地域のボランティアで地域を守っているというようなことの中で、それぞれ細かい説明もいただいて、加入促進を図っていただきたい、そのように思います。ことわざに「郷に入ったら郷に従え」というようなことがありますので、早く地域に馴染んでいただいて、防災等のこともよく説明して、加入促進を図っていただきたいと、そのように思います。

それと教育長の答弁の中に、素晴らしい未来を見る答弁でございましたけれども、今現状の中で、PTAが新しい人たちの中で、先ほど草刈りもやっていただけたというようなことでもございましたけれども、見るに校長先生が夏休みに汗を流して草刈りを3日もしている。また教頭先生が休み時間を見て、草刈りをしている。用務員さんもほかの仕事があるにもかかわらず、草刈りでいっぱいというような地域もございます。このようなことは、子どもにとっても、将来、親の背中を見て育つというようなことがありますように、親たちが環境の美化をしてくれたということは、その子どもがまた親になったときには、そのものを実施することが当たり前だということになってくると、私は思っております。そういうことが、数が少ないかもしれませんが、校長先生がやったり、教頭先生がやったり、それこそ数が少ないかもしれませんが、そのようなことを見受けたときには、教育委員会のほうでもPTAとお話をしながら、ぜひ指導していただきたいと思います。

それと最後に地域委員会のことでありますが、今回から議員の選挙は大選挙区であり、議員定数も激減いたします。地域による議員の格差も予想されますので、今後、地域委員会がそのような中で、最も重要な地域委員会であると、私は思っております。このようなことは朝日新聞の記事の中にも、それぞれ細かいことで、議員さんがなくなったらどうしよう、そのようなこと。また議員さんとかち合った中で、そんなものはいらぬというようなこともありますけれども、今後の北杜市発展のためには、ぜひ、この地域委員会をもっと活力があるところもありますけれども、より一層の活力になるようお願いいたしまして、今の中の質問に対しまして、若干、答弁をしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来、ご指摘のとおり、北杜市にとりまして、未加入者の問題は大きな課題になっております。言うまでもなく、地域は、北杜市は和が大切であることはたしかでありますし、市民みんなで北杜市の地域づくりをしていこうという姿勢が、また大切だと思います。今日まで大方の組織は、ボランティアで行われておりますけれども、北杜市が好きで転入してきた方もたくさんいらっしゃるわけでありまして、だから、ある面で言うならば、行政もそういうところへ入ってくる。そして対話を重ねる中で、その転入者のノウハウといひましょうか、エネルギー等々もまた行政に活かしていく必要があると、そんな思いで、そんな一体感の中で未加入者が少しでも減っていければと思っております。くどいようでありますけど

も、行政も、そういう意味の未加入者のほうへ心寄せていくと、相互にということも、今の議論から感じたところであります。

あと、地域委員会の問題については、議員ご指摘のとおりであります。先ほども答弁したわけではありますが、地域委員会の趣旨に則って、さらに議員が削減されますので、当面、役割比重は増すと、そんな思いで行政も対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

宮坂議員さんの再質問でございます。

草刈りの件で、親の背中を見て子は育つというようなことで、親もどうだということであり、たしかにPTAは2回やっているところ、1回やっているところ、また1回もやっていないところとありますが、ただ1回やっていないところというのは、武川の中学校でございます。武川の中学校については、グラウンドについては総合グラウンドを使っております。教育センターで管理しているということでもあります。

ただ、普段の愛校作業、石を拾ったり、そういった部分については、子どもたちは一生懸命頑張っているということでございます。

また夏休みの期間、校長先生、教頭先生、用務の職員等が草刈り、草を取っているということですが、当然、大きな部分についてはPTAが頑張ってもらっている。その中で、その間に生えてくる草等については、当然、学校の管理をお願いしている職員も協力をしていただくということが妥当だと思います。この北杜市の敷地内でも、庁舎の職員が草取り等を行っているということでもありますので、当然そういった部分については、勤務している人も一緒に頑張ってもらいたいなというように思っております。

また、草刈りをしていない学校、委託してやっている学校もございます。ただ、大きな土手で、危険な状況でございます。その部分については、PTAの活動費の中から委託をし、草を刈っていただいているというような中で、あとの片付けについては、やはりPTAの方々が、ご父兄が出てきて片付けをしていただいているというような状況の中でございます。ぜひ、ご理解をお願いしたいなというように思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

宮坂清君。

○17番議員（宮坂清君）

今後の、いろいろなよき指導をお願いいたしまして、私の質問はこれで終了させていただきます。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

関連質問はありますか。

（なし）

ないようですので、これで17番議員、宮坂清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたしまして、昼食の時間をとりたいと思っております。

再開は1時40分といたします。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 1時39分

○議長（小澤寛君）

再開します。

次に、古屋富藏君の一般質問を許します。

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

一般質問をいたします。3問、7項目について質問をいたします。

最初に主要地方道、県道北杜八ヶ岳公園線の拡幅改良工事の見通しについて。

県道北杜八ヶ岳公園線の一部、西川西詰交差点から五町田交差点までの約7キロ区間の拡幅改良について、伺います。

この道路は幅員が狭く曲がりくねっていて見通しが悪く、大型車がすれ違うことについても困難な道であります。また、歩道のない道路に児童生徒の通学路があります。住民も区の会議や無尽会に出席するためにセンターラインのない狭い夜道を、危険を感じながらも道の端を歩かなければなりません。対向車が来れば、道の端に立ち止まって車が通り過ぎるのを待って、歩き始めなければならない。幅員が狭く、危険な道路であります。

この道路で、私的に車の交通量調査をしてみました。通勤時間帯の朝7時10分から8時9分までの1時間の交通量は、上り下り合わせて平均334台でした。支援農道の供用開始もあって、高根町時代に比べ、大幅に増加しています。交通量も多く、幅員も狭い県道28号の、県道の早急の調査をしていただくことを含め、次の3点について質問いたします。

1つ、下黒沢乙坂から西川西詰交差点までの区間の工事が始まりましたが、供用開始時期と進捗状況について、伺います。

次に五町田交差点付近の工事の一部開始されていますが、供用開始時期と進捗状況について。

3つ目、センターラインが引けない幅員の狭い部分の、道路の拡幅改良工事の見通しについて。

以上の3点について、地域住民が安全で安心して歩ける道路になりますよう、関係当局に強く要望していただきたいが、市長の所見を伺います。

次に、甲川の水辺に親水公園の設置を。

かつて遊びの天使といわれた児童生徒は、家の中にこもりゲームやメールに興じていて、屋外での遊びが少なくなりました。そして大人も時間的余裕がなくなり、釣り糸を垂れて余暇をゆっくり過ごす、心の余裕が見られません。こんなときこそ、身のまわりの自然に目を転じ、自然と触れ合うことが大切になってきます。

そこで、私たちの身近な自然の中に川があります。川には水が流れ、水は多くのことを教えてくれます。川の流れのせせらぎの音は、心を癒してくれます。また、芸術家は川を見て想像力をかきたて、絵を描き、曲を作ってきました。

川や水の機能には、流水機能と親水機能があります。親水機能には情緒的な機能、存在機能、利用機能があります。特に情緒的機能には心理的、精神的、教育的効果があります。教育的効果の面では水生動物のすみかや名前、魚やホタルの生息状況等を自分の手や目でしっかり確か

めることができ、水の力、水の役割なども学習できることが挙げられます。心理的・精神的な面では、木陰の水辺を散歩することによって気持ちが癒され、元気が回復することが望めます。

住んでみたいまちとは、どんなまちですかと政府がアンケートをした結果、水や緑が美しい自然の多いまちと答えた人が圧倒的に多かったそうです。

北杜市は緑も多く自然にも恵まれ、特に最近では下水道が完備したため、川の水が大変きれいになりました。しかし、川の両岸の木は倒れ、草は伸び、護岸は荒れ放題になっているのが現状です。そこで甲川の水辺に親水公園の設置をし、川に親しむ環境づくりを提案するものがあります。

小学校の生活科の学習の狙いには、自然の中で遊び、自然の中から新しい発見が生まれるとあります。しかし、近くに適当な水辺がない学校もあります。そこで、小学校の生活科の教材として、また、わんぱくで元気な児童生徒の育成の場として、そして幼少の時代のよき思い出をつくる場所として、この事業はとても大切な事業であります。

こんなに効果がある事業であります。河川管理は県でありますので、県と協議して、水辺の親水公園の設置を強く希望しますが、市長の所見を伺います。

3つ目、小学校の外国語活動に対するネイティブスピーカーの採用と学習会について。

高根西小学校の公開研究発表の記念講演で、文部科学省の教育課程調査官の菅正隆先生は、これからの日本の英語教育の流れ、とりわけ小学校の英語教育について、外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませるなど、コミュニケーション能力の素地を養うことが求められていると述べています。

小学校の外国語活動は5年生、6年生に年35時間が新設され、試行期間に入り、23年度から完全実施となりますが、研究指定校である高根西小学校では、時間数は少ないものの1年生から、すでに試行しています。北杜市では、原っぱ教育の理念に沿って、特色ある教育課程の編成がされています。外国語学習においても、1年生から時間数は少ないが、試行しています。

そこで、次の3点について伺います。

1つ、小学校担当のALTの1名の採用を。外国語活動の目標に外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うとあります。この目標を達成するためにはネイティブスピーカーであり、また実際的なコミュニケーションを体験させることができるALTが授業に加わることが、指導の充実を図る上で欠かすことができません。現在も小学校へALTは派遣されていますが、そのALTは中学校所属であり、小学校に来校できる日数、曜日、時数などが限定され、教育課程をスムーズに運営することに支障があります。

そこで小学校担当のALT1名の採用を要望し、現状の中学校のALTと援助をいただきながら、英語教育の実践・充実を図ってはと思うが、市長の所見を伺います。

2つ目、市内の小中学校の先生方に外国語活動の学習会をしては。各小学校でも外国語活動の学習会はするが、文部科学省、山梨県教育委員会研修指定校として研究発表した学校を拠点として、教師の外国語の素地を高めるために、夏季、冬季の長期休業中に学年ごとに分かれて1回程度、ALTを講師にしながら、外国語を話すこと、聞くことの学習会を持ち、語学力向

上を図ってはどうかと思いますが、市長の所見を伺います。

3つ目はホームステイ・海外派遣事業についてであります。中学校の外国語活動のあり方として、外国語を通して言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図るとあります。本市では、国際交流で中学生を対象にしたホームステイ事業や海外派遣事業が行われています。そこでホームステイの増員について、伺います。増員には、外国の家庭の受け入れ態勢の問題もあります。しかし、以前はホームステイを希望する生徒が多く、抽選で決めたこともあります。ホームステイの採用人数が多くなると、希望者が多くなると思います。外国の文化に触れることは、人間を大きくします。そして交流を経験した先輩たちは、国内外で活躍をしています。この事業をより発展させるため、ホームステイ事業を多くしてはと思いますが、市長の所見を伺い、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

古屋富藏議員のご質問にお答えいたします。

主要地方道、北杜八ヶ岳公園線の拡幅改良工事について、いくつかご質問をいただいております。

最初に下黒沢乙坂から西川西詰交差点の状況についてであります。現在は北の杜聖苑入り口付近の工事は完成し、本年度の施工箇所は高根町側を拡幅改良する予定であります。進捗状況は用地買収が約96%、改良工事が約12%完成しており、供用開始時期は現在のところ平成23年度の計画で、県は進めていると聞いております。また市も早期供用開始に向け、西川西詰交差点側からの施工を県に要望しているところであります。

次に高根町五町田交差点付近の状況についてであります。この交差点改良事業には、雇用促進住宅から交差点を過ぎ、祥雲寺までの区間と主要地方道、長坂高根線の甲大橋までが計画に含まれており、本年度には甲大橋の架け替えを実施する予定であります。進捗状況は用地買収が約97%、改良工事が約30%完成しており、供用開始時期は平成23年度の予定と聞いております。しかし、公共事業は財政状況が厳しいため、計画どおり進捗していないのが実情であり、そのため完成年度には影響が出ると思われま。

次にセンターラインのない、幅員の狭い部分の拡幅改良工事についてであります。現在のところ、乙坂と五町田交差点を除いた箇所の拡幅計画はありませんが、現在の施工箇所の整備が完了することにより、今後は交通量の増加が予想されます。幅員の狭い箇所をセンターラインの入った道路に拡幅する場合は、車道幅員で7メートル必要としますので、地域の要望をいただきながら、安全で安心な生活環境を確保するために、県に拡幅要望してまいりたいと考えております。

次に、甲川の水辺の親水公園設置についてであります。

市内の河川状況を見ますと、古屋議員のご指摘のとおり、河川敷に雑草が繁茂し、荒れ放題になっているのが多く見受けられます。現在、市内にある親水公園は武川町のフレンドパーク武川、須玉町塩川ののろしの里ほか4カ所設置されており、夏場には子どもたちが自然の中で水と親しめる場所となっております。古屋議員の住む東側の甲川にも、小さいながら親水公園らしきものがありまして、大変、親しまれていることは承知もいたしています。

最近の河川改修に伴う国の採択基準は、現状の河川を生かした潤いのある水辺と自然を守り、災害に強い河川整備を推進する方向へと変わってきています。7月に開催した日本一の名水の里シンポジウムの基調講演で、江戸川大学総合福祉専門学校の恵校長が水を使い、遊ぶことを通じて水の大切さ、水の保全の担い手となる水辺で元気に遊ぶ子ども、「ミズガキ」が少なくなったと話されていました。

名水の里の守り方を次世代に継続して伝えるためにも、また原っぱ教育を推進する北杜市にとっても小学校の生徒が水と親しみ、観察、学習をする場や癒しの場を、今後とも積極的に保全し整備していただけるよう、市も地域からの要望や地権者の同意をいただく中で、北杜市としても考えていきますが、河川管理者である県にも強く要望してまいりたいと思っております。

その他につきましては、教育長からご答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

櫻井教育長。

○教育長（櫻井義長君）

29番議員、古屋富藏議員の小学校、外国語活動に対するネイティブスピーカーの採用と学習会についてのご質問にお答えいたします。

最初に小学校担当のALT、いわゆる英語指導助手の1名の採用についてであります。

学習指導要領の改定で、新しく導入される外国語活動の授業は5年生、6年生を対象に実施され、学級担任を中心に教職員が行うこととなります。そこで、国では指導に支障を来さないよう、英語ノート、音声教材、CDおよびデジタル教材等を作成し、各校に配布することになっています。また指導体制充実のために、ネイティブスピーカーの活用にも努めることも謳われております。

古屋議員のご指摘のとおり、TT、いわゆる補助教諭としてALTが授業に関わることは、指導体制の充実のために大きな要因となることは、間違いありません。これまでも、各校は国際理解教育の一環として、年間15時間前後、ALTを入れたTT形式で英語に親しんできました。市では、これを英語活動に振り替え、さらに充実させていきたいと考えております。

そこで、外国語活動の教育課程への配当時間について、23年度本格実施に向け、校長会において検討を行い、原則として21年度、20時間程度。22年度は30時間程度。そして、本格実施の23年度には35時間と、段階的に実施を行っていくことにしました。現在の体制で、ALTが15時間前後、授業に関わることがありますので、その他の時間については外国語に堪能な地域の方々の協力を得て、行いたいと考えております。

次に、市内の小学校教員に外国語活動の学習会についてであります。

県教育委員会では、小学校における英語活動を適切に指導できる教員を養成するため、すべての小学校教諭を対象に、各小学校で校内研修を実施する体制を整えることにしました。平成20年度において、すでに研修の中核となる指導教員を各校1名選出し、県教育委員会が主催する研修に参加しております。そして、この教員が各校の指導者となり、すべての教員を対象に校内研修を実施することになっております。

次にホームステイ・海外派遣事業についてであります。

北杜市では、中学生の海外派遣交流事業として、姉妹都市、米国ケンタッキー州マディソン郡、韓国の抱川市、ならびに友好関係にあるカナダのアルバータ州の3カ国と交流事業を実施しております。合併以前からホームステイ事業は実施されており、現在、市内9つの中学校の

生徒を対象に、それぞれの事業において、20人以内で受け入れ側の人数に応じ募集しており、総人数が60名規模となっております。ホームステイの人数の増員であります。相手国の受け入れ態勢の課題や人的・金銭的、派遣生徒の心のケア等から、現在、現状維持の20名ぐらいが望ましいと考えております。

北杜市が実施している3カ国とのホームステイ事業は、多くの生徒を派遣、受け入れをしており、県内では最大規模であります。全国においても海外派遣交流事業としては、誇れる内容の国際交流を実施していると考えております。また昨年、カナダの交流事業に参加した生徒2名、これは北杜高校の1年生ですが、8月からカナダ、アルバータ州に留学しており、将来、郷土、ふるさと北杜市を代表する国際社会への理解を推進する一員として、活躍が期待されるところであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

古屋富藏君の再質問を許します。

○29番議員（古屋富藏君）

八ヶ岳公園線の件でございますけれども、大変いいお返事をいただいたわけですが、建設部長にお伺いいたしますが、火葬場の南に曲がり角があるんですが、あの曲がり角に溝蓋をかけてくれると、大変に広がって使いやすいわけですが、あそこの溝に脱輪をするという車が、かなり多くあります。特に冬場になりますと、すべて脱輪をするということがありますので、ぜひ、そのへんについて、県道ですから、県に言わなければいけないことだと思いますけれども、何か対策があったらありがたいなということが1点であります。その点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

古屋議員の再質問にお答えします。

北杜八ヶ岳公園線ですけど、北の杜聖苑の南側の急カーブのところの側溝の溝蓋ということですが、これについては当然、冬とか、また危険であるということで、県のほうに早急をお願いしたいと。できるだけ、溝蓋をかけてもらうように要望していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

次に親水公園のことでございますけども、当然、工事をするためには地権者の承諾だとか、それから地元の要望だとかということが必要になってくるだろうと思います。早速にも、地権者の承諾をとって、そして地域の要望書をつくりまして出していきたいと思いますが、その節はよろしくお願ひしたいと思いますが、それについて何か、いいセッションがありましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

親水公園で地元の要望を、また承諾書を付けて要望するということになれば、市のほうへ1回出してもらいまして、市がそれを見ながら今度は県のほうに、その要望書と一緒に、また再要望ということで、要望書のほうを出していくという格好になりますけど、当然、要望書、承諾書があれば、市のほうでもできるだけ強くお願いしたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

A L Tの件ですが、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーですか、現在は教育機器が大変、発達をしまして、DVDだとか、あるいはカセットテープだとか、いろんな学習教材があるわけなんですけど、実際に生きて活動する、あくまでも英語という教科ではありません。外国語活動という範囲でございますので、これについては当然、生きて聞く、話す、感じる、そういうふうなことが、活動を通して実際の生活に定着するためには、やはりネイティブスピーカーというんでしょうか、この英語の母国語が話せる、そういう人が同じ、握手をするにしても、顔色を見ながら返事をするにしても必要ではないかなと。できるだけ早い機会に、小学校担当のA L Tをお願いしたいわけでありまして、そこでA L Tの採用条件というようなことでしょうか。その中には採用期間だとか、あるいは1人当たりの年間の経費だとかというふうなこと、あるいは現在の北杜市にいるA L Tは何名ぐらいいるのか。その点について、教えていただきたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

古屋議員のA L Tの関係について、ご質問でございます。

現在、北杜市においては、A L Tは各中学校区当たり1名ずつ、合計8名でございます。1名を小学校のための増員というご意見でございますが、実際、今現在、国際理解教育というような中で、先ほど教育長の答弁の中でも、1校当たり平均15時間程度を、そのA L Tが各小学校へ行っておこなっております。そのA L Tが5、6年生を対象に、今回、振り替えてやっていきたいというように考えております。

また21年度20時間、22年度30時間で、本格的に行う23年には35時間ということでございますが、この部分についても、先ほどやはり教育長の答弁の中でも、中核的な指導の教員を現在、指導しております。この中核的指導の先生が、今度は自分の学校に帰って、その教職員に指導しながら、3年間で本格稼働を行っていくというような考え方でございます。

文科省においても、やはり、教材とか、そういった部分について、かなりたくさんの教材備品が用意されております。この部分についても、やはり言語でございます、そういったもので

できており、また、その備品等についても、文科省では10分の10で対応していきたいということを知り及んでおります。そういったことから、今いる職員の体制の中で、小学生の英語教育については、行っていきたいというように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

市によって、その小学校へのALTという配置があるところもあるようでございます。本北杜市は原っぱ教育という、特色のある教育課程が組まれているわけでありまして、よその市になくても、原っぱ教育の充実のために、できるだけ早く配置をお願いできればというふうにいるところだと思います。ご答弁をお願いします。

○議長（小澤寛君）

櫻井教育長。

○教育長（櫻井義長君）

ちょっと補足いたしますけれども、この外国語活動について一番心配しているのは、現場の先生方で、いや、私には指導ができないよという、そういう先生も実際にいらっしゃるわけです。ですけれども、文部省さんのほうの言うには、あくまでも学級担任が中心になって、そして今言うALT、あるいは地域で英語の堪能な方を呼んで、そして事業を行いなさいよというのが原則で、幸いといえますが、先ほどの回答にもありましたように、大体、小学校では15時間ぐらい、今現在いるALTでもって、いくことができることになるわけです。それは、その時点になって、その配分等々についてはいろいろと考えていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

ありがとうございました。

もう1点でございますが、ホームステイに関連して再質問するわけでありませんが、これは市長にお願いしたいと思うんですが、韓国抱川市とのホームステイ関連として、浅川巧を主人公とした「白磁の人」の映画化についてでございます。中学時代に国際交流を体験することは、国際社会を考えた場合、大変有意義であると思うわけであります。特に隣の韓国抱川市とは、姉妹都市も提携しています。北杜市が生んだ浅川巧は、韓国では多くの方々から慕われていると伺っています。今日の国際社会にふさわしい人物で、伝承しなければならない、北杜市が生んだ偉人であります。浅川巧を主人公とした「白磁の人」の映画化が、数年前から進められていると伺っています。市民挙げて期待しています。また、実現の暁には北杜市民のみならず、山梨県民を挙げて盛り上げていく必要があると思います。また山梨県から全国に、日韓の真の友好はかくあるべきと発言していくためにも、現在の映画化の進捗状況を含め、市長の知る範囲の見解をお聞かせいただければ、幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来、ご熱心に国際交流等々についてご審議していただき、ありがたく思います。

「白磁の人」の映画化についてでありますけども、映画製作についてですが、「白磁の人」映画製作委員会では韓国にも製作委員会を立ち上げ、電通、映画プロデューサー、映画製作会社 シネカノンと現在、協議を重ねていると伺っています。俳優決定などの問題から、公表にはもう少しばかり時間がかかるようではありますが、撮影を来年春から行いたいと考えられているようでもあります。公表されましたら、知事も浅川巧の墓参をなさっていることでもありますので、県のご協力もいただきながら、県市一体で全国に発信していかなければならないと考えています。

韓国でも「白磁の人」の映画化に合わせて、韓国林業関係者はもとより陶磁器関係者、博物館関係者、著名な文化人・学者が一堂に集まる浅川伯教・巧兄弟記念事業会が発足すると伺っています。この映画を通じて、北杜市の次代を担う子どもたちの国際交流の輪がますます広がっていくことを期待しているわけでもあります。この「白磁の人」の映画化については、長い歴史もありますが、その積み重ねがようやく見えてきているような気もするわけでありまして、大変うれしく思っているところであります。よろしく願います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

以上です。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

関連質問はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで29番議員、古屋富藏君の一般質問を終わります。

次に北清クラブ、16番議員、中村勝一君。

中村勝一君。

○16番議員（中村勝一君）

農業を基盤とする、ふるさと北杜市における集落の活性化について、質問いたします。

最近のマスコミ等によると、65歳以上の高齢者が人口の半数以上を占め、春・秋の祭りや道路・水路の維持管理および地区所有の森林の手入れなど、集落が担う機能が低下していて、将来的に存続が危ぶまれる地域が増加しているとの記事を目にすることが多くなりました。

北杜市も高齢化率28.5%になり、合併以来4年、若者の定住をと企業誘致や市営住宅の建設等、定住人口の増加や過疎化に歯止めをかける施策を行っているわけですが、新聞報道によると、17集落が限界集落に陥っているとの報道であります。その集落内に生活している住民にとると、限界集落という響きはまったくありがたい言葉であります。しかし最近、高齢化・混住化等の進行に伴い、住民相互の協力で成り立ってきた集落機能の低下が見られることは事実です。

そこで集落活性化を図るため、以下3点について、市長の考えをお伺いいたします。

はじめに、市内での限界集落17という報道であります。集落エリアについては町、字、

行政区、班などの単位が考えられるわけですが、どのエリアなのか。このエリアで市内を分けたときに、いくつの集落になるのか。そのうちの17集落と判断していいのか、お伺いいたします。

次に集落の活性化に向けては、市として定住人口の増加や地域力の強化等、多くの事業に取り組んでいるわけですが、国においては人口減少や高齢化が深刻な集落を巡回し、地域活性化策などを助言する集落支援員制度を自治体に導入することを決定し、また支援員を雇用する市町村に特別交付税を配分することを決めたとの報道が、今年8月なされました。このことは、存続が危ぶまれる限界集落や役場が廃止された旧町村地区などを定期的に巡回し、住民と協力して、人口や生活状況などをきめ細かく正確に、かつ迅速に把握するために、集落点検を実施することが必要であると考えます。行政と地域が一体となって、高齢化社会における地域住民の再構築を図るため、この制度を活用すべきと考えますが、見解を伺います。

なお、実践するにあたっては、集落支援員にはどのような人材を活用するのも併せて伺いたいと思います。

3点目になりますが、中山間地域の集落機能の低下は森林や農地の荒廃を招くことになり、このことは地球温暖化の一因であるとか、水源涵養が破壊されるとの考えを持つ学者もおります。また、その地域においては有害鳥獣のより一層の被害を招くことにもなります。

伝統文化や環境を守り、食料の自給率向上のためには、森林や田畑を管理する仕事に付加価値をつけて担い手と呼び戻すなど、耕作放棄地をなくして、優良農地としての有効活用が大切であることは言うまでもありません。また、魅力ある地域づくりを進めていくためには、地域住民が主役となり、豊かな自然と人情を生かして、みずから誇りに思う集落、コミュニティをつくり上げていくことが必要でもあります。

その1つの手がかりは、特産品でもイベントでも耕作地の圃場整備でも、そこに住む住民が取り組んでいて、誇れるものであればよいはずであります。もちろん、地域のことは地域で計画し実践することは大切ですが、そこを一押しすることが行政として取り組むことではないかと考えます。

市として将来の集落を見通す中で、里山整備事業や耕作地の集積および道路の整備等、畑地帯圃場整備事業など農業生産基盤の整備に取り組んでおりますが、なかなか集落の活性化とか農地・水環境保全向上対策に結びつかない現状にあると考えます。そこで、このことにどのように取り組んでいるのか、対応をお伺いし、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村勝一議員のご質問にお答えいたします。

集落の活性化について、いくつかご質問をいただいております。

最初に限界集落についてであります。限界集落とは65歳以上の高齢者が集落人口の50%以上を占め、かつ住民同士の相互協力によって維持されるべき共同体としての機能が著しく低下し、限界に達している集落といわれております。報道による17集落は、行政区再編前の集落数でカウントしており、この集落数で市内を数えると、285になります。

次に、集落支援員制度の活用についてであります。

本制度は地域の実情に詳しい外部人材を活用して、人口減少や高齢化が深刻な限界集落等の生活状況などを把握する集落点検により、集落活性化に向けての問題点を精査し、住民と市町村の協働による地域の実情に応じた集落の維持、活性化対策を推進する制度であります。

北杜市内におきましては、須玉町増富地域において地域住民みずからにより、増富地域再生協議会を組織して、地域の活性化に取り組まれている実例もあります。本制度につきましては、今後、庁内関係部局において、導入の必要性について検討する中で、必要に応じて農業、観光等の専門的知識を有し、地域実情に明るい人材の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、中山間地域に関わる集落機能低下の対応についてであります。

過疎化、高齢化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水路等の資源の適切な保全管理が危惧されるところであります。このような状況の中、耕作放棄地の解消に併せ、地域内農業生産の向上を目指した基盤整備事業等を進めてまいりました。

これまでの整備状況は、水田整備面積は2,848ヘクタール、整備率81%、畑地整備面積258ヘクタール、整備率13%であり、水田に比べて畑地整備が遅れている状況であります。また農地管理対策においても、水田機能を維持するための中山間地域等直接支払い制度が、平成12年度と早く導入されたのに比べ、農地全般が対象となり、農地管理と集落活動を支援する農地・水・環境保全向上対策が平成19年度導入と遅れている状況もあり、畑地の放棄地が多いことにも結びつきます。

このため、本市では整備が遅れている畑地の基盤整備事業を積極的に進めており、高根町小池地区では畑地の基盤整備事業を本年度着手し、平成22年度までに5.8ヘクタールの圃場整備を実施いたします。また地元と、農地・水環境向上対策の向上に向けた前向きな協議も進めているところであります。この中で、担い手対策として新規就農者が整備地を全面借り受け、持続的な耕作ができるよう、調整も図っているところであります。今後、小池地区の事例をモデルとして、他地域へ浸透できるよう周知するとともに、要望地域に出向き、協議してまいります。

なお、周知につきましては、広報ほくと9月号において、畑地等区画整理事業のお知らせを掲載したところであります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで16番議員、中村勝一君の一般質問を終わります。

次に坂本治年議員の雇用促進住宅対策はについての一般質問につきましては、すべて取り下げることの申し出がありましたので、これを許可いたしました。

したがいまして、坂本治年議員の一般質問はございません。

次に北清クラブ、23番議員、林泰彦君。

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

農業経営安定対策について、いくつかご質問申し上げます。

ご承知のとおり、農業は自然環境の中で生産活動を進め、そこで成果を得るために極めて厳しい努力が課せられております。また、農業構造におきましても農業就労者の高齢化、農業担い手の減少、あるいは耕作放棄地の発生などなど、多くの課題を抱えている実態であります。さらに近年の世界的情勢は、原油価格や穀物・大豆価格の高騰からくる農業への大きな影響を受ける環境の中で、なんとか安定的な農業経営が得られることを強く求められております。このような情勢に対し、市の農業行政がどう関わり、農業経営の安定対策をどのように方向づけるか、そんな関係をいくつか伺います。

まず、農業者育成に対する市の行政指導のあり方について、伺います。

第1次北杜市総合計画の基本計画においては、活力ある農業の推進を挙げ、施策の方向と体系、主要施策の内容を項目で位置づけております。これを実現する諸事業も数多く実施しておりますが、市民や農業者にとって理解しやすく、将来に希望の持てる農業の確立と活性化や再生する実践目標を樹立し、先導することが重要な行政課題であると考えます。

例えば、県が現在、進めているやまなし農業ルネサンス大綱のようなものを策定し、目標を持って取り組むことが求められるのでありますが、市農政の力強い行政指導のあり方について、どのように考えておられるのか、伺います。

次に、農地情報データベースの活用についてであります。

市内の農地の実態を常に把握し、農業諸施策へ活用することは極めて重要なことであります。本市では、合併前の平成11年度から水田の農地情報化の実例として、水田生産調整計画と水稻共済細目書の事務一体化を実現してきました。さらに平成19年度には市と市農業委員会、北巨摩農業共済組合が共同して、北杜市内の農用地作付け調査を実施し、諸事業のデータに活用を始めております。

このような折、農林水産省では平成19年11月6日付けで、農地政策の展開方向についての考え方を示し、農地に関する各種情報を地図の上に一元化した農地情報図を関係機関共通のデータベースとして整備し、相互利用できる事業を推進しております。

これを受けて、本県では県、市町村、農業関係諸団体が参加した水土里、いわゆるみどり情報利活用推進協議会を設立し、山梨県土地改良事業団体連合会が事業主体となり、水土里情報利活用促進事業を推進していると聞いておりますが、北杜市もこの協議会に参加しておられるかどうか。

この事業に参加することは、現在、進めている独自の農地情報のデータベース化をさらに充実発展できるものと期待しております。それは農地の有効利用を促進し、農業の持続的な発展や農村の振興等を目的とする取り組みで、多様な分野で活用可能な付加価値の高い情報であると思っておりますが、市としてはどのようにこの事業を評価し、どう活用するのか、対応の経緯と今後の方向について、伺います。

3つ目に、農業災害への補償施策の活用についてであります。

北杜市の農政推進にあたっては、国・県の農業施策を受けて、農業者の育成の重点を担い手として認定農業者や集落営農組織を育成しております。これら施策の中では、農業経営の規模拡大や基盤整備、機械化、新技術導入などについて指導は強調されておりますが、しかし忘れてはならないのは、国の農政のもう1つの大きな施策であります、重要な役割を果たしている農

業災害対策であります。それは法律によって、国の基幹的な農業災害対策として、農家の助け合いを基礎に農家と国が掛金を出し合い、共同準備財産をつくり、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補って、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展の役割を果たしている公的保険制度であります。

国は新施策として推進している水田・畑地経営所得安定対策、いわゆる品目横断経営安定対策において、収入減少影響の緩和対策として交付金を交付するにあたりまして、農業災害発生時の安定対策のため、農業災害補償制度への加入を前提として指導しております。

近年、日本の各地では地球温暖化やエルニーニョ現象の影響と思われる集中豪雨、あるいは台風、大雪など異常気象への対応や生息地の変化に伴う鳥獣害、病虫害などが大発生している現状であります。そこで、こうした現状に対応するため、安心のネット、セーフティネットとして、国施策の災害補償制度を積極的に活用されるよう、今後、各種事業の最終成果を挙げるためにも、担い手、認定農業者、集落営農組織等を育成・指導するにあたって、行政の上から、これらを督励することが大切なことだと思われませんが、見解を伺います。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

林泰彦議員のご質問にお答えいたします。

農業経営安定対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、農業者育成に対する行政指導のあり方についてであります。

本市の農業の振興は、第1次北杜市総合計画の8つの杜づくりの中で、産業を興し富める杜づくりに位置づけられています。各事業につきましては計画や構想を策定し、詳細目標を設定して事業展開をしているところであります。一例を挙げますと、土地利用の用途区分等を計画する北杜農業振興地域の整備に関する計画、農業経営者や担い手に関し計画する農業経営基盤の強化に関する基本的な構想があり、これに従って事業を進めているところであります。

次に農地情報データベースの活用についてであります。

まず、水土里情報利活用促進事業導入により期待される効果は、農地情報のデータベース化により、構図情報と農振管理の共有や航空写真による耕作放棄地情報等の一元管理が可能となります。これにより農業施策に必要な基礎データが確立されることとなり、農業振興に大きな効果をもたらすとともに、情報化による効率的な施策展開が考えられます。

また、本市は山梨県水土里情報利活用推進協議会に加入しており、同協議会への協力も積極的に行うとともに、この事業を取り入れながら各施策の費用対効果も高められる農地の効率的利活用とも合わせ、検討してまいります。

なお、協議会事業にかかる経費につきましては、事業実施主体である山梨県土地改良事業団体連合会が国費100%の補助金を受けて運営されており、市の負担はありません。

次に、農業災害の補償施策の活用についてであります。

北杜市内の農業災害補償制度につきましては、北巨摩農業共済組合が事業主体であります。農業共済組合には、市内農業者のために災害補償対策を積極的に進め、農作物生産における危機管理の根幹を形成していただいております。大変感謝しているところであります。本市におきま

しても、各地域で展開している組織構築や法人化等の担い手対策支援の際には、この災害補助事業の必要性を説明し、危機管理体制づくりを促しておるところであります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

林泰彦君、再質問を許します。

○23番議員（林泰彦君）

ただいま答弁をいただいたわけですが、最初の項目の中の農業行政指導のあり方の中で、若干、具体的なことで、もう少し突っ込んだ資料や、あるいは農業者、あるいは新たに就業する方々、あるいは市内の農業者以外の方にも北杜市はどういう狙いで、どういうビジョンを持って農業を中心とする振興策、あるいはその行政の方向をしているかというようなことを、もう少し、一目で分かるような資料があってこそ理解されやすいと、こんなふうに思うわけでございます。いろいろな計画のはしはしには、いろんな事業の仕方が書いてはありますが、さて北杜市の農業の将来方向をどういう形で、総合的に説明するかというような資料につきましては、ややそういった面が不足しているように思われますので、北杜市の農業をどういうようにもっていくかという、そういう観点での、そして他の部門とも併せた北杜市の農業経営を安定させる、あるいは農業施策を進める、そういったものの集大成となるようなもの、あるいはもっとアピールするようなスローガンを持ってやるような、そういったものをつくるべきではなからうかということを感じておりますが、まず、その点について、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

ご質問の、北杜市の農業の未来が分かるスローガ的なものを出せないかというご質問だと思います。

具体的に今、先ほど市長から答弁がございましたけども、そういった具体的な方策の中でやっております。ただ、非常に農業の関係は難しい言葉もございますし、非常に専門的な言葉もございまして、北杜市としましては、市のホームページに、農政のページを開いていただければ分かりますけれども、その中にある程度、一般の人にも分かりやすく記入はしているつもりでございます。

具体的に議員からも指摘されましたけれども、新規就農者が来る場合に、ではどういったところで来ればいいのかという、例えば具体的な例でございますが、結構、ホームページを見て来る方もいらっしゃいます。

ただ、そうはいつでも、議員さんが先ほど質問の中でおっしゃっていましたが、いわゆるやまなし農業ルネサンス大綱のことも、ちょっと言っておりましたけども、これは昨年の12月21日に山梨県がやまなし農業ルネサンス大綱ということで、山梨の10年後の将来像や、それから具体的な数値目標をはじめとして、今後4年間に重点的に取り組む施策を、内容ということで示したということでございます。

県は昨年、つくったわけでございますけれども、これの市町村版というのは、また、これが

ら各県内の市町村と話し合いをしながらやるやに聞いておりますので、その中でも北杜市とすれば、先ほども言いましたように、なるたけ早い時期にそういったものも具現化はしていきたいなとは思っております。とりあえずは、今の形の中でいきたいと思っております。特に担い手の関係につきましても、北杜市の担い手育成総合支援協議会等、これはアクションチーム等、立ち上げておりますので、そういった形でご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

一般的に、どうしても北杜市は農業地帯だというようなことを、それぞれ皆さん、承知をしたり、あるいは認識しておりますけども、さて一体、では北杜市の農業の進む方向はどうかというようなことで、ただいま積極的な担い手になりたいという、ホームページを見られる階層の人はいいわけですが、もう少し、やはり農業の重点的な、北杜市での位置づけをPRしたり、あるいはそれによって、北杜市の農業を理解して、北杜市で農業をしたいという人を招致するためにも、もう少しPR用のパンフレット等でまとめて分かりやすいものをつくる、そういったことが大事ではなかろうかと、こんなふうに思うわけです。

そういう意味の中でいきますと、農地情報データベースの観点からいって、1つは北杜市の農地が一体どうなっているかということの調査をした結果があるわけですが、それらの中身を1つの核として皆さんにお示しして、その中の活用ができるというようなことも必要ではなかろうかと思えます。

そこで、せっかく19年に調査をした、いわゆる市内の農用地の利用状況を共同調査したわけですが、農業委員会なりで、今、利用をどんなふうにしておられるのか。その実態をちょっと、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（新海敏生君）

ただいまの林議員さんのご質問でございますけども、いわゆる昨年の3月に全農家を対象といたしまして、いわゆる共済組合が最後、集計したわけでございますけども、農用地の利用実態調査を実施いたしました。その中で農業委員会といたしましては、いわゆる荒廃農地の解消というようなことで、昨年も11月から今年の1月にかけて、実態調査を実施しております。その中で、いわゆる農家への農業委員さんの方、それぞれ地域におきまして、具体的な、いわゆる解消、それから等々に、あるいは担い手への利用集積というようなことで、今現在、活動しております。

その中で、今年もまた、12月から1月にかけて、現地調査を実施する計画でございます。そんな中で、利用集積等に力を入れていきたいと、こんなふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（小澤寛君）

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

特に農地情報につきましては、今、ようやく国際的にも、あるいは国内でも農業関係へ目を向け始めているときでございますし、また不耕作地をなくして、なんとか食料の自給率を高めたいというような動きの中で、やはり農地を、しっかり実態をつかんで、どう活用するかということは極めて大切なことだと思うわけですが、そういった面での活用と同時に、これを生かしていくという点での、農業施策へ生かしていく、そういった考え方につきましては、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

当然、山梨県の土地改良団体連合会の中に入っておりますし、また、うちの市長が副会長になってございます。そういう関係もございまして、当然、水土里ネット、国からの100%の補助でできるという利点もございまして、今、それに向かって進んでいるわけでございますけれども、当然、農地の遊休農地のデータですとか、それからあとは、当然、オルソ関係を使えば農地の高低差も分かるということで、非常に三次元的な農地の見方もできるということでございますので、当然、畑総を含めた、これからの先進的農業の関係のことも、それを利用すれば可能ではないかというふうに思っておりますので、今現在、進めておりますので、仕上がるのを待ちながら、なんとかそういった、県内でも北杜市がリーダーシップを取れるような、いわゆるオルソ地図といいますか、その水土里ネットを使っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで23番議員、林泰彦君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は3時といたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時02分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に北清クラブ、8番議員、風間利子君。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

高齢者対策について。

国では急速に進む少子高齢化社会の中で、従来の行政指導の福祉対応では高齢化社会を乗り切れないと、医療・福祉・保健がバラバラであったものを一本化し、介護保険制度を創設しました。介護保険を導入することにより、介護者の介護負担軽減をし、女性の社会進出にも貢献

してきました。しかし、一昨年から予防を主とした自立支援介護と介護保険制度が改正となり、今までの支援が受けられなくなった高齢者が多くなったと思われます。

私たちが立ち上げた子育ての、ほっとサポートめばえでは昨年、年寄りの介護をはじめ、幼児はもとより、今までのように支援を受けられなくなった方、また介護の認定がされず、介護を必要とする方、22名のお年寄りから要請があり、昨年度は357回のサポートを行い、ほとんどが食事作りでした。特にサポートを必要な高齢者は普段は一人暮らしのため、会話のないことを知らされました。また水もなく、湧き水を利用しており、衛生上のことを考えると、なんとかしてあげなければと悩まされております。私たちがお手伝いに行っている高齢者は、本当に介護サポートを必要な方たちだと痛感いたしております。

国でも全国から実践している方たちからのクレームに対し、県および市町村に対して、サービスの一律カットはすべきではないと省令が出されているようですが、私たちの視点から見ると、必要なサービスがカットされているのではないかと思います。

過日、北杜市図書館主催の文化講演会で、高齢化社会において老後は不安がいっぱいで、その不安を取り消すことはできないが、安定して暮らす仕組みをつくり出すことはできるとの言葉が、私の脳裏に今も残っております。国と北杜市の方針を一緒にするのではなく、北杜市独自のサービスを考えるべきだと思いますが、行政ではまず第一に取り組むことは、住民と協力する中で、直接、市民が必要としている福祉ではないかと思えます。

そこで以下、3点について質問いたします。

まず1点目に、介護保険が改正され、介護も予防が主となり、地域包括センターが設置されました。自立支援を国では求めているのですが、このことにより介護認定が変わられた方は、どのくらいの人数か。要するに、介護1が要支援とか要支援2になったという人たちです。

2つ目に、北杜市でも一人暮らしのお年寄りがたいぶ多く、介護保険にかかわらず、支援が必要とされている方も多いのではないかと思います。介護保険では自立支援ということで、今までヘルパーさんを必要とした方、週3回が2回となったという方もありますが、介護保険では支援できないことも多々あると思いますが、市ではどのように考えているのでしょうか。

3つ目に介護を認定する場合の調査、種々意見書、事務手数料など、十分の予算で対応していると思うが、1人認定するのに、どのくらいの費用、またどのくらいの日数がかかるか。また、介護認定審査会の活動の実態なども教えていただきたいと思えます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

風間利子議員のご質問にお答えします。

高齢者対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、介護認定が変更になった方についてであります。

平成18年度の介護保険法改正に伴い、要支援・要介護1が要支援1・2と要介護1に分類されました。これに伴い、要介護1の方で要支援1・2に軽度変更された方が175人、自立となられた方が6人ありました。

次に、訪問介護の利用回数が減となった方についてであります。

サービス提供にあたっては利用者の心身の状況、環境、本人・家庭の希望等をふまえた中で、利用者の自立支援を目指した適切なサービス提供をしております。しかし、一人暮らしの高齢者の中には介護保険のサービスだけでは、不十分な方も考えられます。不足分については、給付対象外サービスとして、事業展開している事業所の紹介等を行っております。

今後、このような方が増加することも考えられますが、本人ができることはできる限り、本人が行うことを基本に、サービスの需要を見定めながら、地域での支え合いの仕組みづくりについて市社会福祉協議会などと協議しながら、サービスの検討をしてみたいと考えております。

次に、介護認定の費用と認定審査会の活動内容についてであります。

平成19年度の決算の状況で見ますと、介護認定審査会費と認定調査費を合わせて2,145万3千円を支出しております。介護認定審査会の件数は2,255人ですので、1人当たりの介護認定費用は9,514円となります。また認定審査会の活動状況であります。平成18年度から市独自で審査会を開催しております。5つの合議体を編成しており、1合議体に医療、保健、福祉の分野から各2名程度の委員で構成し、昨年度は年71回、開催したところであります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

風間利子君、再質問を許します。

○8番議員（風間利子君）

構造改革により痛みを伴うのは当然だと思いますが、その痛みはどう手当を差し伸べていくかだと思います。私たちの会も子育てで立ち上げた会ですので、9名ほどの会員がおりますが、お年寄りの介護となると、お手伝いして下さる人が少なく、現在、社協で活動しているヘルパーさんをお願いしようと、社協のほうへお電話を入れました。そうしましたら、個人情報でということで教えていただけませんでした。私も武川以外、地域からの問い合わせに対しては、そこで管轄するヘルパーさんをお願いしようと、2、3お願いしておりますが、市でもそのようなことを考えていただいて、登録ヘルパーさんに介護保険とは別の形で、昨日、公明クラブの内田議員のお話にもありましたけど、私たち、一般ですと、大体、費用も1時間1,200円から3千円くらいかかるらしいんです。私のところは本当に安い料金でやっておりますので、できましたら、やっぱり住民の中から有料のボランティアなどを募集して、ぜひ市のほうで、そのような形を取っていただきたいと思いますが、とりあえず、できましたら、私のほうへ登録していただいて、できるだけ私のほうでサポートしていきたいとも思っておりますので、老人福祉計画を進めるということでしたので、その中にそんなふうな、有料ボランティアの会のサポートを設置していただきたいと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

大変に難しい問題をいただきました。有料ボランティアのことから、まず1つ、お答えしてまいりましょうか。

国のほうでもやはり、高齢化が大変に進んでいるというふうなことで、高齢者の健康増進お

よび介護予防の推進が急務であるというふうな考え方で、国のほうでもいろいろな事業展開をしています。その中の第1として、平成17年度からですけれども、認知症のサポート、4万人を養成しようと、こんなふうなことで、まず認知症予防のサポーターを養成することを始めました。これは本市においても、認知症予防サポーターリーダーの研修会等を行いまして、約60名ほどが現在、登録をされています。こういった方が地域の中にいるということでございます。

それから高齢者のボランティア、1千万人の運動の推進ということで、これは18年度から国のほうで展開をしている事業でございます。地域の住民に対する働きかけや地域での活動育成の旗振り役を務めていただくようなボランティアを、ここでは養成していこうというふうな事業展開がありました。

あとは21年から、新しく始まるものに介護サポーター3万人要請というふうなことがありまして、団塊の世代で退職した人や元気な高齢者を対象に研修を行って、介護保険でできない、きめ細かいサービスを提供してもらおうというふうなことで、これは全国の200の市町村へ、100万円ほどを補助するという事業が、21年度から展開をされるというふうなことがあります。

現在、市のボランティアの状況ですけれども、登録された方が351名ほどございますので、こういった方をご利用していただきながら、地域の中で支え合っていていただく、支え合う仕組みをつくっていく、こんなところに、一義的にはお願いをしたいと思っております。

それから今度はそういった方とは別に、そういう介護事業所の中でヘルパーをというふうなことだと思えますけれども、これにつきましては、やはり1つ、各介護事業所で、すでにいくつかの事業所が市内にあります。そういった事業所でも議員さんのところと同じように、介護の認定をされない人も対象とした、そういった事業を展開しているところが、いくつかございます。ですから、そういったところの状況をお伺いしながら、どれほどのニーズがあるのかというふうなことを、まず調べる必要があるかと思えます。そういったニーズを調べた上で、社協とも連携をとりながら進めていけたらと思えます。

社協は地域の福祉事業への貢献が基本的な理念でございますから、他の介護事業所とは若干、異なるような、そういうサービスもできるかと思えますので、そのへんはまた社協とも協議をしながら進めてまいりたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで8番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に政経会、25番議員、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○25番議員（篠原珍彦君）

私は、道路改修工事についてをお伺いいたします。

須玉町藤田新田から清水橋線は、生活道路として地元はもちろんのこと、周辺地域に利用されている重要な道路で、また通学道路にも指定されて、子どもたちが利用しております。道路の幅員も不規則で路面状態も悪いため、緊急自動車等の通行ができず、軽自動車がやっと通れるくらいで、非常に危険な状態であります。

藤田地区は、百観音から大蔵方面に道路が南北に向かって1本しかなく、道路に沿って人家が建ち並び、東西方面に抜ける道が少なく、日常生活に不便を来たしております。東側は急傾斜地になっているため、立地条件が非常に悪く、昨今、防災対策の整備が見直し強化されるところでもあり、災害等緊急事態が発生した場合に支障を来すおそれがあるため、早急に道路改修が必要と思われまますので、対応をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原珍彦議員の道路改良工事についての、ご質問にお答えします。

須玉町の藤田新田清水橋線は、大蔵地内の県道須玉中田線を起点に、藤田地内の県道、小倉百観音線を一部供用し、明野との境界の清水橋が終点となる東西に延びる路線であります。延長は992メートル、幅員は大蔵地内で約4メートル、藤田地内では2メートルと狭小であります。本路線は延長が長く、一部の区間では建物が支障となるため、旧須玉町当時から改修できなかった懸案の路線であります。藤田地区の狭小箇所につきましては、生活および通学道路として、地域住民が安心して利用できるよう、地区の要望と沿線地権者の同意が整えば、できるだけ早く実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原珍彦君、再質問を許します。

○25番議員（篠原珍彦君）

再質問を行いたいと思います。

今、市長の答弁で実施していただけるといふふうな、明快なご答弁をいただいたわけで、本当に前向きなご答弁ありがとうございました。

かねてより、地域はその不便さを感じておったわけでございますけども、なかなか地権者等の関係がございまして、進まなかったのが現状でございますけども、私が2、3、地権者と話す機会がございまして、そこでなんとか、この機会に協力できるというふうなことを2、3人から聞いて、それもほとんど、そこに大きな土地を占める地権者の方の言葉でございますので、非常に前向きに考えていただいているなということの感触を私は受けましたので、今回、一般質問をさせていただいたわけでございますけども、先ほど一般質問の中で言いましたけども、非常に藤田地区は立地状況も悪く、2、3年前にあそこのところは、下水道工事で掘削をした経緯がございまして、非常にその中で、下水道工事の掘削でさえも、各個人の家への出入り

が困難だったようなことも経験してございます。その中で、前向きにそれを進めるという答弁でございますけども、その今の現状の道路は、蛇行といいますか、屈折といいますか、道路が非常に昔の農道を兼用しております関係で、非常に道路が直角へ曲がったり、カーブが多いということで、併せてお聞きしたい件がございますけども、その、今の道路を、現状を単に拡幅工事をするというだけでなく、1つの、いくつかの対案をつくっていただいて、コースと
いうか、道路の路線を改修工事する際に、いくつかのパターンをお示し願えれば、非常にありがたいなと。現状で拡幅工事、改修工事をして非常に利便性が悪いという、使い勝手の悪いというふうな結果がございますので、併せて、こういう機会に路線の、ある程度、見直し等もしていただければ、非常にありがたいと思いますので、そのへんにつきまして、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ただいまのご質問の道路改良につきましては、私がカウントするまでもなく、広域消防があり、駐在所があり、雇用促進住宅があり、塩川病院があり等々、大変、公共関連の施設があ
の付近は集中しています。そして、また明野町への清水橋をわたってのアクセス間もあります。
ですから、県道の小倉百観音線の水路、歩道、保育園もありますから等々のお話も聞いてお
るわけでありまして、篠原議員のご指摘の道路については、もちろん道路の流れの関係もあ
りますから、ルート変更を含めて、できるだけ早く、地権者の理解を得ながら着工したいと思
います。藤田から清水橋を下りるところもちょっと急ですから、どうしたらいいかという問題
もあるかと思えます。併せてご期待に応えられるよう、住民のルート要望も聞きながら、地
権者の同意を得ながら、できるだけ早く進めたいと思いますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原珍彦君。

○25番議員（篠原珍彦君）

市長の力強いお約束のように聞こえますので、ぜひともよろしくお願いいたしまして、これ
で質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで25番議員、篠原珍彦君の一般質問を終わります。

次に政経会、33番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○33番議員（秋山九一君）

中小企業振興策についてを、市長にお伺いいたします。

北杜市の商工業者は地域の経済社会において、地域経済の発展の基盤づくり、多種多様な雇
用の場の提供等、地域住民を支え、活力あるまちづくりの推進などに重要な使命を果たしてき

ております。

現況、アメリカ経済等の影響や原油、食料、飼料等の価格高騰により日本経済の景気は停滞し、中小企業の経営環境は厳しさが増し、それぞれの企業における経営努力は並々ならぬものがあります。しかし、事業継続のためには事業縮小も余儀なく、また最悪の場合は廃業へと進む企業も出てきております。社会情勢の変化に応じた対策を望んでおります。

市においては、今まで他市町村に先駆け、数々の振興策等を講じてきていただいておりますが、産業の基盤であり市の発展を支えてきた中小企業の重要性に鑑み、その振興について基本とする事項を定め、中小企業の競争力の向上、経営基盤の強化、健全な発展を促進することにより中小企業の振興を図り、活力ある地域社会の実現を目指すことを目的とした市中小企業振興基本条例の策定を行い、市としての一層の支援対策を早急に考える必要があると思っております。

中小企業の基本条例の役割といたしまして、地方自治体が、ちょっと抜粋をしてみました。地方自治体が地域の中小企業を重視し、その振興を行政の柱としていくことを明確にするために策定されるが、政策の方向性や自治体の政策に対する姿勢をお示しするものであると。地方自治体自身が中小企業ないし、地域の産業を振興するという立場を、何より自治体の内部に対して明確にすることである。

条例に明記されていれば、産業や企業の支援は進めていく上での支えになります。地域の中小企業に対して、自治体のスタンスを明示することを通して、自治体の考えと方向性を理解してもらえる点であります。自治体の姿勢を中小企業者に対して理解してもらい、自治体と中小企業が協力して、地域の中小企業振興、地域経済振興に取り組んでいく上で効果的であると。行政の施政の連続性を担保するものとしての位置づけであるという、基本条例の役割ということでございます。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

秋山九一議員の、中小企業の振興策についてのご質問にお答えいたします。

最近、国内のみならず世界的に燃料や各種資材等の高騰が見られ、日本経済が急速に減速する中で、特に中小企業の経営の悪化が懸念され、国においては緊急総合対策として、中小企業者向けの融資制度の拡充等を行うこととしたところであります。

市におきましては、従来から市商工会の経営指導員等の設置費の助成、小規模企業者の借入金の利子補給、小口資金融資制度などの支援策を講じてまいりましたが、今後も国や県の融資制度などの周知徹底を図りながら、積極的に中小企業の振興支援に取り組んでまいります。地方自治体が行う中小企業の振興につきましては、現在は中小企業振興基本法の規定に基づき実施することとなっております。

ご質問の市中小企業振興基本条例の制定であります。最近、全国のいくつかの自治体において独自に制定する動きは見られますが、山梨県や県内市町村においては制定の例はありません。しかしながら、市内の中小企業の振興は地場産業の発展や雇用の創出など、地域の活性化のためには非常に重要であり、また北杜市商工会からも、この条例の制定についての要望をいただいたところでありますので、今後、制定に向けた取り組みを進める中で、なお一層の中小

企業振興対策を検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

秋山九一君、再質問を許します。

○33番議員（秋山九一君）

山梨県では、この条例はということであるわけだけでも、最近では東京都の区を挟む中、また県、市においても長野県の諏訪市ですか、この近くですね、そのようなところでも立ち上げてきておるといようなことであります。それから基本条例をつくる中で、また職員等がこの中で異動等があっても、それがしっかりしていれば、これ継続でもいけるのではないかなと、こんなことですので、ぜひひとつ、市長さんのほうでも取り組んでいただきたいと、こんなふうと思います。終わります。

○議長（小澤寛君）

関連質問はございませんか。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

この中小企業の振興基本条例を含めて、1点、関連質問をさせていただきます。

やはり中小企業、とりわけ地域社会が元気であるか、ないかということの1つの、一番分かりやすい事例として、操業、起業ということが、特に商工については減ってきたと。明らかに、その少子高齢化も含めた中ではありますが、なんか商売をおこしてやろうとか、今度は職人になって、そういう工務店をやってやろうとか、勉強して操業しようということが、私たちのまわりに大変少なくなってしまった。農業と同じようなことだと思います。

そういうわけで、北杜市の商工会においては、ぜひ市の指導も仰ぎながら、県下に先駆けて、この基本条例を策定し、やっぱり一番大きなものとしては、この操業、企業をおこしていきたいという意気込みの中で、こういう話が出てきていると思います。また、そういう意味で、これはもちろん商工会の中で、話を煮詰めてつくっていく基本条例であるとは思いますが、市の中に1つ、起業、操業の動機付けになる、きっかけになるような取り組み、現在あるものは、現在、既存である人たちに対する小口金融とか融資制度というのがありますが、なんか始めたい人のきっかけになるものを提案できるかどうか、そのへんのお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私も行政として、山梨県がやっていないからとか、他の市町村に例がないからということだけでなく、先ほど、私、答弁しましたとおり、まさにそういうことは必要であると、商工会からも要請をいただいているという思いで、前向きに検討しているわけであります。併せて産業を興し、富める杜づくりは北杜市の政策の大きな柱としてしているところであり、今、小澤議員ご指摘のとおり、なかなか新たな操業とか、新たにというのが地域に薄れていることはたしかで、残念であります。誘致企業も大切でありますけども、地場資本、地場企業、とりわけ中

小企業の問題についてはなんとか振興を図っていき、それがまた結果として、北杜市の全体の産業を興すことになると思いますので、できるだけ早く、北杜市中小企業振興基本条例を前向きに検討していきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで33番議員、秋山九一君の一般質問を終わります。

次に政経会、18番議員、坂本保君。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

認定外道路を市道に格上げするための認定要件等について、質問をいたします。

ここ20数年来、北杜市内には転入世帯が急増し、40から50年前は山林・原野であった土地に多くの転入した人たちの家屋が建ち並び、景観・環境が大きく変化しております。小淵沢町内においても、転入した世帯が既存集落の世帯の2倍以上に達している地域もございます。これらのエリアに隣接する道路はいわゆる赤道や里道であり、市道認定外道路であります。

そこで第1番目といたしまして、この認定外道路を市道に格上げするための認定要件はどのように規定されているか、伺います。財政面から見ましても、市道に認定された道路は地方交付税に算入され、交付税の増加が図られます。

第2点目といたしまして、市道に認定されていない道路整備については原則、砂利等の資材提供しか認めていないと理解しております。北杜市の他の地域もそうだと思いますが、小淵沢町のこれらの地域は急傾斜地であり、砂利道であるため、大雨のときなど土砂の流出、車両の通行に支障を来すほど、悪路に変身してしまいます。これら沿線地域にはおおぜいの住民が、これらの道を毎日利用しております。現在、私は区長をしておりますが、区会等で当該地域の区長より、道路整備につきまして強い要望が出されております。そこで現地を調査し、舗装工事まで整備することはできないか。また、急傾斜地の砂利道の損失個所の対応はどのようにされるか、併せて伺います。

以上で終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本保議員のご質問にお答えいたします。

認定外道路を市道に格上げするための認定要件について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、認定外道路を市道に格上げするための認定要件の規定についてであります。市道の認定要件は道路法第8条に基づき、原則として起点・終点とも一般国道、県道および認定市道に接続している路線であって、有効幅員が4メートル以上で、やむを得ない理由により有効幅員が確保できない場合には、車道と道路側溝を合わせて4メートル以上であり、かつ通行車両に耐え得る排水設備を備えているものであります。今後、市道の見直しも含め、検討してまいりたいと考えております。

次に認定されていない道路の舗装工事についてであります。認定外道路は地方分権一括法により、国から譲与された道路法の適用を受けない道路で、いわゆる赤道・里道と呼ばれております。本来は譲与を受けた市が財産管理と機能管理を行うべきであります。市全体では1,762路線、1,062キロメートルの膨大な市道管理をしており、これ以上の認定外道路を舗装することは、財政的にも困難であることをご理解いただきたいと思います。また、北杜市道路整備事業補助金交付制度による、補助事業を利用して舗装することは可能であります。

補助基準は幅員が2メートル以上で、地域住民の日常生活に利用されている等の要件が必要となりますが、舗装工事を実施する方法の1つでもありますので、ご活用していただけたらと思います。

次に急傾斜地の砂利道の対応についてであります。急勾配な砂利道の損傷箇所については、利用者や関係者にご協力をいただく中で、砂利等の材料を支給し、機能が維持できるよう整備していただいております。今後も認定外道路の維持管理は、今まで同様、地域の利用者と市が協働して管理してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本保君、再質問を許します。

○18番議員（坂本保君）

再質問をいたします。

小淵沢町においては、市道の認定要件をクリアしている、俗に言う赤道、あるいは里道が5ないし6路線あると思います。先に質問したとおり、この路線エリアには多くの住民が居住していますが、道路は平坦ではありません。急傾斜のため、雷雨等で大雨が降ると土砂が流出、車両等の通行に支障を来しております。財政的に、非常に厳しいことは理解をいたしておりますが、これらの道路を調査していただきまして、優先順位の高い路線、1路線くらい、各町であるんですが、1路線くらいは市道に認定をしていただきまして、年次計画の中で、舗装工事まで実施していただけないかどうか、その見解を伺いたいと思います。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小淵沢町も山の上のほうまで、いわゆる新規住民も多くなっています。そういうことでありますから、私が再び市長ができるようでありましたならば、それらこれらの路線を見て、応えていきたいと思っています。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

関連質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで18番議員、坂本保君の一般質問を終わります。

次に政経会、41番議員、浅川哲男君。

浅川哲男君。

○4 1 番議員（浅川哲男君）

光陰は矢のごとくと、月日の経つものは早いもので、任期4年の最後の定例会となりました。一般質問を行います。

今9月定例議会は、決算議会ともいわれます。重要な議会であり、議会が決定した条例予算が適正に執行されたかどうか、その行政効果や経済効果を審査・評価することです。決算特別委員会でのいくつかの指摘事項がありますが、後年度の行財政執行に生かされるよう、強く執行部にお願いし、質問に入ります。

まず、甲斐大泉駅の周辺整備についてでございます。その1つで、まちづくり交付金事業で整備はできないかでございます。

わが北杜市内にはJR中央線、小海線の2線があり、なんと駅が6カ所あります。また中央自動車道のインターも3カ所あり、広域農道等、交通の便もよく、限りない発展をするわがふるさと北杜市を誇りにする一人でございます。1つの市内に6カ所の駅があるのは、都市を除いては、日本では北杜市だけではないかと聞いております。

甲斐大泉駅周辺の整備については、合併前より駅舎建て替え、トイレの整備、駐車場、イベント等の広場の周辺整備が計画されておりましたが、合併が間近ということで整備はいたさず、合併してから整備をすることで、北杜市建設計画に入れ、今日に至っております。

甲斐大泉駅の駅舎については、昭和7年、ちょうど自分が生まれた年でございます。昭和7年から建設にかかり、昭和8年7月27日に小海線が開通されました。本年で75年が経過しております。この駅舎は一部分については改修されましたが、駅舎内部には75年そのものの部屋等もございます。大泉町は自然環境・景観等もよく、交通事情もよいことから、別荘も県下では一番多く、また若者の永住者も多く、人口も増加しております。ホテル、ペンション、民宿、温泉施設もあることから、JRの電車の利用客、観光バス、自家用車による客も増え、ホテルからの送迎、タクシーの送迎等も多く、駅前も狭く支障を来しているのが現状でございます。

また大泉は高原野菜の特産地であることから、昭和60年から平成14年までの18回にわたり、甲斐大泉駅前のいずみ荘敷地内の広場において、サラダ王国祭りを観光協会、ペンション、民宿などの組合と、また旧ですが、町内の各種団体等の協力を得て、観光振興と地域産業振興で盛大に実施してきましたが、平成15年よりいずみ荘の敷地内広場に甲斐大泉パノラマの湯の施設が建設され、平成16年4月27日にオープンされて以来、指定管理に出していますが、温泉の大露天風呂からは富士山、甲斐駒、茅ヶ岳など一望に見えるということで、市内外から入浴者が年々増えております。北杜市内には数多く温泉がある中で、唯一の黒字経営がされており、市の財政に貢献されているところでございます。この温泉のオープンにより、サラダ祭り、ほかイベントの広場がなくなり、駅周辺での大泉観光、大泉高原ならではのイベントができなくなりました。駅周辺には県有地が多くあり、旧大泉時代、15年ぐらい前ですが、城山管理地内である県有地2.75ヘクタール、坪数で8,250坪を駅周辺整備用地として、年間9万6千円の借地料で県から借りており、現在に至っております。

イベント等の広場に整備し、有効活用をしてはどうかという声もあり、近くには県の緑化園もあり、そのほか県有地が多くございます。自然環境を生かした周辺整備をし、癒しの森、癒しの広場づくりなど、まちづくりの交付金事業で整備ができないかどうかをお伺いします。

ちなみに、北杜市内の6つの駅周辺の整備をみたいと思います。まちづくり交付金整備状況

ですが、長坂駅周辺は平成16年から20年にかけて8億1,500万円。清里駅周辺整備は平成17年から21年にかけて、13億2千万円。小淵沢駅周辺整備は、平成17年から21年にかけて、これは中学校体育館も含めますが、21億4,600円で、整備が現在、進められております。その主な財源は、国庫補助と合併特例債が充てられてございます。そのほかの駅の状態を見ますと、小泉駅周辺の整備では駅舎の建て替え、トイレ・駐車場の整備もされ、また近くの三分一の湧水周辺が整備されております。日野春駅周辺の整備ですが、駐車場・トイレ等の整備もされ、県道沿いであるということから、県道の整備が現在、されておるようです。そこで大泉周辺の整備は、6つある中で、これからでございます。ということで、合併特例債等を活用した中で整備をされるよう、対応するよう求めます。

次に2点目として、早急に対応してもらいたい、2事項がございます。

まず、大泉駅前児童館敷地内にあるトイレの整備でございますが、駅前の市営駐車場にはトイレがないため、来客は周辺のトイレを借りることもあります。そこで児童館敷地内のあるトイレは現在、使われておりませんので、あそこは障害者、子ども、若者もおおぜい来ますので、障害者等の利用できるトイレに改修して、有効利用すべきであると思いますが、この点についてもお願いします。

そして2点目ですが、甲斐大泉駅、すぐ前に市有の建物があります。それを取り壊していただきたいということですが、この駅前には以前、入植昭和20年過ぎから開拓農協と、開拓が入ったわけですが、高根町の玉山地区を含んだ井出原開拓農協の建物がございます。現在は市の所有地になっておりますが、非常に駅前で老朽化が進んで、ふさわしくないというお客さんの声、地元の声もございますので、すぐに取り壊しをしていただき、その跡地の有効利用をすべきであると思いますが、市長にその見解をお願いします。よろしくお願いします。質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

浅川哲男議員のご質問にお答えいたします。

甲斐大泉駅周辺整備について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、まちづくり交付金事業での整備についてであります。

北杜市では現在、まちづくり交付金事業を長坂地区、清里駅周辺地区、小淵沢駅周辺地区の3地区で実施しております。まちづくり交付金事業の採択を受けるにあたっては、都市再生整備計画を作成し、国土交通大臣に提出することが必要となります。この計画の作成には、地域が主体となる協議会を設置し、地域の創意工夫が活かされた計画を策定する必要があります。すでに実施している3地区の例からも、これら計画の策定および採択までには、相当な時間を要するところであります。

駅舎建て替え、トイレ、駐車場等の整備についてであります。駅舎は近年、JR東日本長野支社により、外装が改修されております。またトイレ・駐車場の整備については現在、甲斐大泉駅南側に大型バス用と普通車用の無料市営駐車場が2カ所整備されています。また、駅にもトイレ、駐車場が整備されておりますので、まちづくり交付金事業として、国の採択を受けることについては、事業内容等を慎重に検討する必要があると考えられます。

次に、甲斐大泉駅前児童館敷地内にあるトイレの整備についてであります。

甲斐大泉駅前児童館敷地内にある屋外トイレにつきましては、平成4年9月に設置され、児童館や当時あったゲートボール場利用者、各種イベントなどで使用しておりました。平成11年度に児童館の大規模改修が行われ、児童の屋外トイレ利用も少なくなりました。平成16年4月には甲斐大泉温泉が設置され、ゲートボール場跡地に温泉駐車場を建設、児童館との境も高くなり、安全のためフェンスが当時、設けられ、利用者はなくなりました。このため、管理運営上、現在は屋外トイレを閉鎖しております。

ご質問の障害者も利用できるトイレに改修して、有効利用すべきとのことでありますが、現在、駅前南側の市営駐車場にはトイレもなく、パノラマの湯やパノラマ市場も盛況で、市民や来客者などに不便を感じさせているとのことであり、閉鎖されている屋外トイレの状況を確認しながら、管理面も含め有効利用できるよう、対応してまいりたいと考えております。

次に、甲斐大泉駅前の市有建物の取り壊しについてであります。

甲斐大泉駅前の旧井出原開拓農業協同組合の建物については、当組合の解散に伴い、旧大泉村で建物を引き取り、管理してきました。建物は鉄骨造り2階建て、スレート葺きの市有財産であります。敷地は150平方メートルの県有地であり、平成11年4月1日から平成28年3月31日までとする土地賃貸借契約を山梨県と締結しております。建物は大泉町北部地域の道路凍結対応のための融雪剤を保管するための施設として、現在、利用しています。建築後30年以上経過し、老朽化も進んでいるため、取り壊す方向ではありますが、県有地であることから県との協議を行い、跡地を駐車場として利用することも検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

浅川哲男君、再質問を許します。

○41番議員（浅川哲男君）

駅周辺のまちづくり交付金の事業でございますが、今の答弁ですと、採択を受けるには長い期間がかかるということで、現在、3地区をやっておりますが、そこで3地区がやっている中で、長坂、清里、小淵沢でそれぞれの協議会を設置して協議したということですが、どんな協議会の内容をしたのか、お聞きします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

3地区の協議会の内容ということですけど、これにつきましては3地区、大体それぞれ同じような構成でやっております。その構成員としまして、その地域の関係区長、商工会支部代表、それと観光協会支部代表、それと関係区民代表、学識経験者、それと地域の市会議員、約20名程度で構成して、それぞれの整備計画の内容について、検討しているという状況であります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

この事業を進めるには、地元の協議会を設置して、いろいろな意見の中で進めるということですが、そこで大泉駅の整備をする場合に、採択を受けるまでには数年以上かかるではないかと思えます。そこで、合併特例債というの期限があるわけですが、それらを有効に活用する中においては期限がございまして、できれば本年度中に協議会を設置して、そういう有利な資金を使うということでない、それがないと、またいろいろの資金の内容の獲得が大変だと思えますから、今年中にできれば、県やいろいろの機関と対応して、ぜひやっていただきたいと思えます。協議会の設置。

そして市内に6つの駅があるわけですが、一番大泉駅が、取り残されたとは言いませんが、自然の環境の中で、自然に合った駅で、あれは潰さないで、そのままのがいいという意見がありますから、それは潰さなくても、一部改修して、自然に合った駅がいいなと、こんなように思っております。

そして、もう一つは9万6千円で、県有地を8千坪以上借りて、放置されております。それを、金をかけて造成するのではなくて芝生か何か、牧草地かなんかにして、それはいろいろな協議の中で決めるわけですが、いろいろイベントが出たり、そこで町の人癒しとか、広場ができるようなことを、金をかけなくてやる方法もあると思えますから、ぜひ、それは実現していただきたいと、こんなように思いますが、市長の考えをお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

今年度中に協議会の設置をということでありまして、設置につきましては、都市再生整備事業の、まず対象になるかどうかというものを県と協議し、その中で、なるよということになれば、協議会の設置ということになります。ですから、まず最初に県と、そのへんの協議をいたしまして、設置するかどうかを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

関連質問はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで41番議員、浅川哲男君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は4時15分といたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時14分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に市民フォーラム、4番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

一般質問を行います。

私は北杜市に生きる人々が、いつでも安心して和やかに暮らせる環境をつくり、また維持することが、私どもに課せられた責任であるというふうに常日頃から考えております。その意味で、今、明野町民が心配しております処分場問題について、いくつか市長の見解を求めます。

処分場は来春4月の操業に向け、建設工事が急ピッチで進んでおります。すでに進捗率も60%を超えたと聞いております。そこで処分場設置を受け入れた市として、市の責任である地域住民の生活環境の保全の観点で、今、進められている建設工事、中でも特に重要な地下水汚染防止の遮水工の施工状況のチェック、また操業後の運用上の問題点のチェックなど、すでに対応を行っていると考えますが、これらについて以下、伺います。

まずはじめに、建設工事を監視している市民から遮水工設置工事で、地下水集排水管にいくつもの穴が空いている状況やベントナイトの下に埋設すべき、地下水集排水管がベントナイトの上に露出した箇所がある等の情報がありました。市の工事状況、工事の把握状況はいかがでしょうか。これらも含めての状況のご説明をお願いいたします。

2番、この処分場に発ガン性が危惧される飛散性アスベスト廃棄物の持ち込みが明らかになりました。さて、このアスベストは天然の鉱物繊維です。熱、摩擦、酸、アルカリ等に強く、変化しにくいという特性があり、建築材料など、さまざまな工業製品に利用されてきました。ところがアスベストの繊維を吸い込むことによって、中皮腫、石綿肺、肺ガンなどの健康被害が起きることから、アスベストの規制が始まりました。EU、ヨーロッパでは平成7年より規制が始まり、日本でも平成8年から吹き付け石綿除去作業の排出規制が始まりました。また平成16年からは、使用が原則禁止となりました。さらに18年からは0.1%以上のアスベストを含む製品の製造、輸入、使用が原則禁止となりました。

平成17年には、大手機械メーカーのクボタの尼崎の工場従業員等78名や工場近隣の住民2名がアスベスト起因とされるガンで死亡したという報道がされ、大きな社会問題となった事実がございます。

さて、このアスベスト廃棄物の明野処分場への持ち込みや、この処分場問題が起きた平成6年から今日まで、町民に対して一度も説明されておられません。安全管理委員会には昨年12月に示されたようですが、町民に対する説明はありません。町民は大変驚き、心配をしております。そこでアスベスト持ち込みの経緯について、市の説明を求めます。

次に今後、搬入が予定される廃棄物の詳細報告も併せて求めます。

続きまして、管理型の最終処分場設置は山梨県内では初めてであります。地元では、県の監視ノウハウへの懸念が大きくなっております。また県のチェック機能を見てもみると、安定型の最終処分場でさえ監視できず、須玉町の日向処分場、岩下処分場、明野町の多麻金属処分場等で、さまざまな問題を起こしております。したがって、地元は有害物質が大量に入る管理型処分場のチェックのあり方を大変、心配しております。

そこで以下、伺います。

安全管理委員会の監視体制を明らかにしてください。

次に2つ目といたしまして、持ち込まれる廃棄物のチェックについて、事業団のマンパワーの詳細を明らかにしてください。

以上、よろしくお答えをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

明野廃棄物最終処分場問題について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、明野廃棄物最終処分場建設工事の掌握状況についてであります。

明野廃棄物最終処分場については、山梨県環境整備事業団が平成18年10月に建設工事に着手し、平成21年3月の完成を目指して、現在、本体工事や水処理施設の建設工事を進めており、9月8日現在の進捗率は68%に達していると報告を受けております。

建設工事の施工状況につきましては地元区長、学識経験者、北杜市、県および環境整備事業団で構成される安全管理委員会で現地視察を行い、確認をしております。また、処分場の設置許可者である県において、遮水シートの敷設工事などが適正に施工されているか、施工中の検査も実施されているところですが、9月12日に環境整備事業団から地下水集排水管の損傷が確認されたとの報告がありました。これは、施工業者が地下水排水管の上に施工したベントナイト混合土の厚さを確認するために、重機による掘削を行ったところ、重機のバケットの爪で管渠の表面を損傷したものであります。この地下水集排水管は、埋め立てられた廃棄物内の浸出水を収集するものではなく、地下に湧き出る水を処理するための暗渠配水管であり、損傷も小さく、管にはもともと集水のための穴が空いており、かつ、その部分は二重構造になっていることから、機能に支障がないと施工業者が判断し、そのまま埋め戻したものであります。しかしながら、環境整備事業団が損傷箇所を確認し、9月15日に新しい製品と交換させたとの報告を受けております。

なお、処分場の整備については、これまでも安全で安心な施設となるよう、県や環境整備事業団に対して要請してきたところであり、市としても今度も建設工事が適切に行われるよう、対応してまいりたいと考えております。

次に、飛散性アスベストの持ち込みの経緯についてであります。

アスベスト廃棄物のうち飛散性の廃石綿等については、平成17年6月末のクボタ神崎工場での石綿被害報道を発端として、アスベストの危険性が改めて指摘された結果、最近になって除去工事が増加し、排出量が増えてきております。現在、県内で発生する廃石綿等は全量が他県で委託処分されている状況であります。

こうしたことから、環境整備事業団では明野廃棄物最終処分場での受け入れについて検討した結果、法令の処分基準および環境省の処理マニュアルに基づき、適切な飛散防止措置を講ずることにより、安全面での問題は生じないと判断し、受け入れを決定したものであります。

なお、平成20年3月25日に開催された安全管理委員会において、環境整備事業団からアスベスト廃棄物の受け入れ基準が提案され、その後も搬入管理や埋め立て管理等について、検討していただいております。

また今後、環境整備事業団では地元住民にも理解を深めてもらうため、アスベスト廃棄物の処理および管理方法等についての説明会を開催することとしております。

次に、搬入予定の廃棄物についてであります。

明野廃棄物最終処分場においては、平成18年6月8日に北杜市、県および環境整備事業団で締結した公害防止協定に基づき、産業廃棄物12種類と一般廃棄物1種類の計13種類が埋め立てられることとされております。また地元の要望もあり、焼却灰は溶融固化したものに限定しており、煤塵等は受け入れないこととなっております。

アスベスト廃棄物は、明野処分場に受け入れられる産業廃棄物12種類のうち廃プラスチック類、金属クズ、ガラス・コンクリート・陶磁器クズ、瓦礫類の4種類に含まれているといわれております。廃石綿等の埋め立て処分は廃棄物処理法により、管理型最終処分場で行うこととされており、法令の処理基準および環境省の処理マニュアルに基づく、適切な飛散防止措置を講ずることにより、安全性については問題がないと考えております。

次に、安全管理委員会の監視体制についてであります。

安全管理委員会は公害防止協定に基づき、最終処分場の建設および運営について、安全面に万全を期すため、地元区長、学識経験者、北杜市、県および環境整備事業団を構成メンバーとして設置されたものであります。

安全管理委員会では、処分場建設時の施工状況について安全性の確認を行うほか、廃棄物の搬入管理、環境モニタリング、災害時における安全対策、情報公開の方法等、処分場の安全対策にかかる具体的な管理運営方法についての細目的事項の検討を行うなど、安全管理に必要と認められることを調査・検討しております。

また処分場の操業開始後は、こうした細目的事項に基づき、環境モニタリングの結果に異常が認められた場合には、速やかにかつ適切な対応がなされるなど、適正な管理運営が行われるよう、対応してまいりたいと考えております。

なお、安全管理委員会は処分場の安全面に万全を期すため、廃棄物の安定化が確認されるまでは、継続して設置されることとなっております。

次に、廃棄物のチェックに対する事業団のマンパワーについてであります。

明野廃棄物最終処分場の管理運営については、現在、環境整備事業団が検討中であることから、人員体制は現時点において承知しておりませんが、今後、詳細については確認してまいりたいと思います。

市といたしましても、処分場が地元にとって安全で安心な施設となるよう、県と環境整備事業団に引き続き、施設管理等に万全を期すよう要請するとともに、対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君、再質問を許します。

○4番議員（篠原眞清君）

再質問を行います。

まず1点目ですが、一番、地元がまずは心配しているのは、しっかり遮水工事ができるのか、全国でいろんな問題が起きています。その工事施工にあたって、非常に技術的に難しいという話は聞いております。現に心配をした事実が、先ほどお話にありましたように、地下の集排水管の破損という事実が出てきました。今、市長のご発言ですと、9月12日に事業団のほうで、それを認めて報告があったというお話ですが、これは9月16日に行われた裁判に対す

る、事前に裁判所へ提出した原告が、住民がその事実を伝えたことによって、はじめて県、事業団が動いたんです。それまでは一切、動いていません。一切、なんの事故もないという経緯できておりましたが、指摘をされてはじめて動いたんです。そういう事実をしっかりと、市のほうでもつかんでいるのかどうか。

それから先ほど言いました、地下集排水管がベントナイトの下にあるべきものが上に出てしまっているという事実については、おつかみになっているのかどうか答弁をお願いしたいのと、もう1点、この事故があったことを、安全管理委員会にはしっかり報告されているんですか。報告されているとしたならば、安全管理委員会はどのような対応をしたんでしょうか。まず、そこをお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

再質問についてのお答えでありますけども、議長にお願いがありますが、その答弁をさせていただくのに資料を使って、答弁をさせていただきたいと思いますが、ご許可をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

資料配布のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時32分

○議長（小澤寛君）

資料が配布されましたので、再開いたします。

答弁を求めます。

○生活環境部長（細川清美君）

地下水集排水管の損傷について、ご説明をさせていただきます。

ただいま、お配りをさせていただきました資料であります、左側の図が処分場の縦断、縦に切った形のものが示されております。左下にあります地下水、集排水管がただいまご質問のあった構造物であります。その上にはベントナイト混合土といひまして、水を通しにくい層を50センチ積み上げ、その上に遮水シートが敷かれ、混合土が敷かれ、その上に浸出水集排水管が敷設されてぐり石等で覆われ、廃棄物が埋め立てられていくと、こういうものであります。地下水集排水管につきましては、遮水工下部の地下水や湧水を注水して、下流に導いていくための集排水管であります。その集排水管を大きくお示ししたのが、右側の図でございます。

損傷がありました箇所でもありますけども、右側の図面の上部側にあります、図面の赤で示した損傷箇所と記載されているところでもあります。これが市長の答弁にもありましたように、ベントナイト混合土の厚さを確認するため、施工業者がバックホーで掘削した際、4カ所に爪で損傷を起こしたというものであります。この集水管の構造は緑色で示してありますように、外面は波状の形状となっております。内面に平らな形状がありまして、二重構造になっているというものでございます。また、その図の下のほうに、黒の丸の中に水色に塗ってある部分があると思いますが、地下水を集水するための穴が当初から、こういう形で開けられているもので

あります。集水口でありますけども、こういったものでありましたので、施工業者はバックホーの爪で損傷を起こした程度等を施工業者が判断をし、支障がないということで埋め戻しをしたものであります。

ご指摘のように、裁判の資料として出てまいりました、このことにつきまして、事業団では9月12日に再掘削を行い、管の損傷を確認したところでございます。また、市長の答弁にもありましたが、9月15日に地下水集排水管の損傷部分を新しい集水管と交換をさせたところであります。

なお、このことが安全管理委員会へ報告されているかというご質問であります。現在の時点で安全管理委員会は、まだ報告がされておられません。次の安全管理委員会のときには、報告がされるものと思っています。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

今の説明を聞いていただいて、お気付きになった方もいらっしゃるかと思うんですが、このものを住民が指摘をして、はじめて県、事業団が動いて業者が直接、直したと。しかも修理に関しては業者だけが修理をして、業者の判断で埋め戻したと。こんなことで、安全管理が行き届いているんでしょうか。そこへこそ安全管理委員会がタッチして、チェックをしなければ、実際にこれが二重の内部へ届いていないのかどうだって、安全管理委員会がチェックしなければ、なんのための安全管理委員会でしょうか。ただ業者が埋め戻したから、それで問題ないよ、ほかの箇所だって、そういうものがあるかどうか分からないではないですか。安全管理委員会は、そのことをしっかり指摘をし、調査をしっかりとさせるというのが、本来の意味の安全管理委員会の対応だと、私は思います。ぜひ、その点をどういうふうにお考えになるかを1点、お聞きしたいのと、私の考え方がどうなのかも含めてお答えいただきたいのと、あとアスベストに関して、私がお聞きしているのは、この14年間、一切説明がないんです。危険だといわれたダイオキシンが入っている焼却灰の問題とか、あるいは持ち込まれる汚泥の中に重金属がたくさん入っている。散々、住民説明会でも県と事業団と、私どもやりとりをしてきました。そういうふうに説明をしているんですけど、アスベストなんてことは、その間、一言もなかったです。私が参加をしました峡北の検討委員会、つい、この間までやっていた検討委員会、その中で、私も再々、持ち込みの廃棄物がどんな危険なものが入るかを確認したいから教えろと言いましたが、一切、県は答えません。とにかく建設地を決めることが専決だと、そういう経過できて、今この段階になって、こんな危険なものを入れる、これで住民に理解しろというのは無理ではないですか。その点のご見解を求めます。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

まず1点目の、他のところにもそういったことがあるんじゃないかという、ご質問でありました。

今回の損傷につきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたが、地下水集排水管の上にベントナイト混合土というものを50センチ置くことになっております。この50センチ

というものがしっかりできているのかということで、確認のために施工業者はベントナイトをバックホーで掘削をし、ベントナイト混合土の厚みを確認したということでありまして、例外的に掘削をしたものでありますので、ほかにはないだろうと考えているところです。

また他のところの検証につきましては、地下水集排水管の敷設作業に関わる出来型管理写真でありますとか、施工状況写真を環境整備事業団のほうで再点検をしたところ、特に異常は認められなかったというような報告を受けているところであります。

もう1点、アスベストについて、当初、処分場に埋め立てられるということは、説明がなかったというご質問でありますけども、これにつきましては、明野の最終処分場に埋め立てられる廃棄物は産業廃棄物が12種類、一般廃棄物が1種類の、合わせて13種類が搬入されることになっております。

このアスベストにつきましては、市長答弁の中でもさせていただきましたが、これらについては廃プラスチックとか、それから金属クズ、ガラス・コンクリート・陶磁器などのクズ、瓦礫類の4種類に含まれているということでありまして、これらの産業廃棄物につきましては、12種類の中に含まれているという中でのことであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

本日の会議時間は議事の都合上、あらかじめ延長いたします。

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

私の持ち時間もあとわずかですので、もう1点だけ聞きたいんですが、今までの答弁で、例えば経緯に関しては全然、説明になりません、それでは。なぜ今になって、そういうものを急に持ち込むのかという説明に、まったくなりません。これはまた、のちほどあれですが、それから、この安全管理委員会の目的、安全管理委員会の要綱がありますけども、その任務の一番最初に処分場の建設時における施工条件に関することということで、安全管理委員会の大きな業務のトップなんですよ。しかも、この安全管理委員会の委員長は副市長がされ、副委員長は今、答弁した部長がされているんですよ。地元の安全を一番に考える安全管理委員会であるべきだと私は思うんですが、委員長さんの答弁を、今までの経緯もふまえて答弁をいただきたい。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

副市長。

○副市長（曾雌源興君）

その前に、この排水管につきまして誤解があるようですから、よくお聞きいただきたいと思えます。これは地下水の排水です。処分場の、廃棄物の中を通ってくる水ではないんです。地下水なんです。なおかつ、これは地下水を集水するために、この排水管にはもともと穴が空いているわけなんです。そこへ間違っ、それ以外のところにも穴が空いたということであって、それは業者が独自に判断をして、この程度の傷なら支障はないだろうと。もともと水を集めて、穴の空いているものですから、そういう意味で・・・お静かにお願いします。

○議長（小澤寛君）

傍聴者は、ご静粛にお願いします。

○副市長（曾雌源興君）

そういうことで、事業団のほうへ報告がなかったと。これが、いずれかの方が無断立ち入りして写真を撮って、それが裁判所へ提出されたと。そこで明らかになってきたと。それで事業団でも、そこはちゃんと確認するために掘り返して、排水管を取り替えたということでありますので、誤解のないようにお願いいたします。

では安全管理委員会ではありますが、これにつきましては私が委員長をしておりますけども、地元8地区の区長さんに入っていて、安全性についていろいろご意見をいただいて、議論をしております。厳しいご意見もいただいております、安全委員会の中に専門家も入っております。そういう人の意見も聞きながら進めているわけでありまして、適正に安全管理委員会を運営しているものと思っております。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

私が誤解をしているなんて、とんでもないです。委員長さんがおかしいんですよ。集排水管は当然、穴が空いています。水を集めるんですから。しかし穴が大きいと、そのまわりを、集水管を保護するための砂利が置いてあるんですよ。それが全部入って、詰まってしまう。だから、適正な穴が空いています。ところが、今回は大きな穴が空いたんですよ。砂利が入って、詰まってしまうではないですか。そういうことで問題だということを行っているんです。副市長さん、委員長でありながら、見解が違うと思いますよ。それから集排水管は、地下水を集めるからそれほどというふうなニュアンスのお話ですが、この処分場はもともと湧水が多いということで、非常に問題になった場所なんですよ。地下の湧水が、遮水を下から圧力で破損する可能性があるから、必死で県も事業団も地下水集排水へ力を入れてやっているんです。この計画は、その大事な地下集水管なんですよ。ぜひ、その認識をしっかりと持っていた上で臨んでください。ますます、これでは心配になってしまいます。安全管理委員会が。

以上です。

○議長（小澤寛君）

副市長。

○副市長（曾雌源興君）

そこへ今、砂利とかなんとか入るといようなお話ですけども、わざわざ、ここが二重になっていて、ここから外へは出るわけがないんです。よく見てください。

以上です。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で、明野地区の皆さんには、この県の最終処分場に対して、大変な思いをいただいていることはたしかでありますけども、総括的にお話をさせてもらうとするならば、私も市長になってから4年間、この最終処分場については、なんといっても、今、篠原議員のご指摘のとおり、いの一番に、二も三もそうだと、安全性を第一に環境整備事業団（県当局）にもお願いしてきたわけです。だから、今、この表で言うようなベントナイト混合土、あるいはまた三重、四重のシートで、本当に全国トップレベルの安全性を備えた施設になってきました。

そしてまた、なんだかんだいっても、規模も小さいほうがより安全であることはたしかだという思いで、当初は50万とも言われていましたが、私が引き継いだときには30万立方メートルの規模でした。今は、さらに3掛けの21万立方メートルの規模に縮小されてきたということも、いろいろな意味で地域住民の安全・安心を勝ち取って、そしてまた、いろいろな意味で、将来、担保できるような施設になってきたということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

1点だけ、申し上げておきます。

住民が見つけたのはじめて掘削をし直して、現実に穴が空いているところを直しているとかという、その対応、安全管理委員会が、今までの対応を見てもそうですけど、アスベストの対応を見てもそうですけど、しっかりと、その地元の安全を確保する委員会という信頼を、住民から得られるような対応をしていただきたいことを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で4番議員、篠原眞清君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、2番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

今回の一般質問では、家庭ゴミの収集に関することと中部横断自動車道、長野ルートのことについて、この2点について、市長のお考えを伺います。

まず家庭ゴミの件ですが、現在のルールでは一般家庭から排出されるゴミを捨てる際、北杜市民であって、かつ行政区に所属していないと、原則として地域に設置されているゴミステーションの利用ができません。北杜市の人口増加という意味では、市外から移住してくる人が増えること自体は歓迎すべきことです。しかし、そういった人たちの多くが行政区に加わらない場合が多いであろうということは、午前中の宮坂清さんの一般質問を聞いても、容易に想像できます。こうした住民に対し、市はゴミの排出方法について、具体的にどのような指導を行っているのかを、まず伺います。

次に北杜市は観光振興策の一環として、リトリートの杜構想を打ち出すなど、長期滞在型の観光地を目指していますが、北杜市に住所を持たない観光客や別荘住民が長期滞在すれば、それだけゴミの量が増えるということは、自明の理です。ここで問題なのは、観光客は言うに及ばず、市内に住所を持たない別荘住民が排出するゴミについては、収集処理の方法がないことから、不法投棄の誘発につながっているということです。市が考えるように、定住する人口や長期滞在する観光客が増加し、さらに別荘も増加するならば、ゴミの排出量増加は避けられず、必然的にゴミ行政の基本的な考え方も、連動して見直す必要があるのではないのでしょうか。

北杜市が政策として呼び込む、新しい住民への行政サービスが不公平にならないためにも、また長期滞在するであろう観光客や別荘の住民が排出するゴミの引き受け先として、最も分か

りやすいのはゴミステーションの利用という方法があると思います。市民、観光客、別荘の住民の区別なく、分別を徹底し、応分の受益者負担を前提にゴミステーションを利用できるようにすることは、検討に値しないでしょうか。

ゴミステーションが利用できないことで、不法投棄を誘発し、その処理に費用をかけるよりは、ゴミステーションにゴミを集め、その処理に費用をかけるという発想の転換が求められると思いますが、市長のお考えを伺います。

次に中部横断自動車道、長野ルート必要性について伺います。

過去の質問の中で中部横断自動車道、長野ルートが北杜市にどのような影響があるかを聞いてきましたが、答弁に具体性を欠くので、改めて市長の見解を伺います。

市の観光産業に対するメリットとデメリットについて、市内の観光地が空洞化するのではないかと危惧に対し、市長はインターチェンジの設置で回避できるという趣旨の答弁をなさっていますが、県内では中部横断自動車道、静岡ルート沿線で沿線市町の産業や経済の活性化策を検討する協議会、これは正確に言うと中部横断道沿線地域活性化構想策定協議会という長い名前なので、以下、協議会といいますが、この協議会が立ち上がりまして、いわゆる沿線が衰退していくストロー現象の対策を検討することになっております。

この協議会では県が提示した資料を分析し、中部横断自動車道の開通によって、地域の淘汰が早まる可能性があるとは指摘していますが、長野ルートにはこうした懸念はないといえるのかどうか、市長のお考えを伺います。さらに、この協議会では分科会を設けて、ストロー現象の発生を念頭に置いて、地域の現状分析や地域資源の把握を行うことになっております。建設計画が決まってからでは、いろいろな調査や意見集約をしても後手にまわる可能性が大きいことから、いろいろな質問をしておりますが、はじめに建設ありきではなく、今できることから、さまざまな角度からの検討を早急に始めるべきではないでしょうか。

工法もルートもまだ未定だとしても、環境アセスや市民の意見を細かに聞くという作業はできるはずですが、特にインターチェンジを造るとなれば、相当の規模の環境と景観の破壊が行われる可能性が高いと思います。整備計画路線になっていない今だからこそ、この道路が北杜市にとって本当に必要なものなのかどうか、市独自の検討を始めるべきではないかと考えますが、市町の見解を伺います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

最初に家庭ゴミの収集に関する基本的な考え方について、いくつかご質問をいただいております。

本市から発生する家庭ゴミにつきましては、北杜市一般廃棄物処理基本計画に基づき、各行政区等で管理するゴミステーションでの回収を行っております。また収集対象となる廃棄物は市民が排出する家庭系ゴミとし、事業系一般廃棄物や別荘等から排出される一般廃棄物は、収集対象としておりません。これは北杜市には9千戸を超える別荘が点在している、全国的にも特異なケースとなっていることから、財政負担の増加につながってしまうこと、および開発申

請時には持ち帰り等、自己処理の指導に対して承諾を得た中で建設工事を行っていただいているからであります。

特に大規模開発事業者などは、事業者の責任として廃棄物をみずから適正に処理しなければならないこととなっていることから、自己で処理をしていただいておりますので、個人別荘についても同様の扱いとしております。

全国的には別荘ゴミを行政が収集しているところもありますが、バンガロー、山小屋、キャンプ場のテントなどのレジャー施設的な位置づけとして、一時的な廃棄物であるとの解釈から行政が収集の対象としていないところも見受けられ、それぞれが地域の実情に沿った行政判断として、対処している状況であります。

したがって、北杜市においてはゴミの持ち帰りは有料ではありますが、市内許可業者および峡北広域環境衛生センターへの搬入をお願いしているところであります。別荘は滞在も不定期であり、ゴミ分別の徹底やゴミステーションの適正な管理等が、なかなか難しい状況であると判断しています。

次に行政区で設置するゴミステーションの利用についてであります。ゴミステーションは各行政区で設備投資を行い、それぞれ異なった管理体制をとりながら管理運営を行っております。またスペース等も限られていることから、別荘所有者が行政区に設置したゴミステーションを利用するには、各行政区の理解が必要であり、また反対に別荘所有者の行政区に対する理解も必要となることから、実現するためには多くの課題があることもたしかであります。しかしながら、この状況が不法投棄を誘発している可能性は否定できない状況であると思っておりますので、今後、長期滞在型リゾートの杜を推進していくためにも、滞在しやすい環境づくりを目指し、別荘から出される廃棄物の収集に向けて、現在、別荘ゴミの収集量などの調査を行っているところであります。

また別荘の方々にも、北杜市のゴミ袋の使用や分別の徹底および市民と同時にゴミステーション建設負担などのご協力をいただかなければ、ゴミの回収の実現ができませんので、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に中部横断自動車道、長野ルートの必要性について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、長野ルートの開通による地域の淘汰についてであります。

たしかに中部横断自動車道が開通することにより、都市部に人や物が吸い上げられ、過疎地域の衰退が加速するストロー現象および通過も懸念されますが、交通網の整備により企業進出、新規転入者、二地域居住者および交流人口が増加するものと期待しており、市や地域が一体となって集客効果を高める方法等を模索し、少子高齢化・過疎化も進行する中で、活力あるまちづくりに努力してまいりたいと考えております。

また物流の拠点、ストロー現象の対応策として、市内へのインターチェンジは必要不可欠であり、県の道路行政の最重要ルートである、このルート、今後も国土交通省に長野県・山梨県中部横断自動車道建設促進連合会を通して、設置要望してまいりたいと考えております。

次に、整備計画路線決定前の検討についてであります。

広域的物流体系が円滑になることで、企業立地による産業基盤の確立や交流人口の増加による文化交流と観光面における地域活性化への波及効果が予想されることや、緊急体制の強化など、さまざまな面で中部横断自動車道には期待をしているところであります。そうした中で、

市としては整備計画路線に格上げになる前に、課題等を慎重に検討しながら、後手にまわらないよう、山梨・長野両県と連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に環境アセスや市民の意見を聞くなど、市独自の検討についてであります。

八ヶ岳国立公園の南麓を通過するため、本市の地域特性を生かし、環境保護に十分配慮しつつ、できる限り自然景観や特色ある農山村景観と調和の図られた道路整備ができるよう、国土交通省では整備計画路線に指定する前に、環境影響評価法の実施を計画しております。内容は環境影響に関する調査方法、予測の方法、評価の方法を示し、市や市民の意見を聞きながら進めていく予定と聞いております。

また市独自の検討につきましては、今後、観光をはじめ、産業振興等に対する考えを、地域住民からお聞きしながら整備計画に反映していただけるよう、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君、再質問を許します。

○2番議員（岡野淳君）

ありがとうございました。

いくつか再質問させていただきませんが、まずゴミの点ですけれども、別荘ゴミの収集の調査を始められたという、ご答弁でした。これは将来に向けて、別荘等のゴミの収集をすることも検討するというような含みがあるというふうに受け止めます。つまり、なぜ、こういうことを言うかということ、リトリートの杜を提唱する北杜市として、やはり、そういうところのゴミをきちっと整理して処理するということができるということが、この市の一種のステータスになっていくと、私は思っているんです。ですから、もちろん分別の徹底だとか難しいことは分かりますが、そこはあえてやっていくことで、観光地としてのステータスが上がるということなので、ぜひこの件を進めていただきたいということです。

それから、もう一つ。高速道路が通った場合のストロー現象については、これは先ほど申し上げた協議会が、地域の淘汰が早まる可能性があるという表現をしています。つまり起きるか起きないかではなくて、起きるんですね。起きる上で、それが早まるという予測をしています。ですから、これが長野ルートで起こらないということは、むしろ考えにくいというぐらいのもりで、ぜひ、いろいろな調査を早急に始めるべきだろうというふうに思いますので、そこらへんを改めて、もう一度、市長、ご答弁をいただければと思います。

それから、ちょっと時間がないので早口になりますが、もう一つ、例えばインターを造るということで、観光人口が増加するというような期待ということを答弁なさいましたが、これは期待であって、根拠は、私はないというふうに思っています。例えば、こういう場合に国交省がいろんな調査の数字を出します。しかし、今までの、例えばアクアラインだとか、本四架橋だとか、あるいは各地のローカル空港だとかの惨状を見れば、国交省の見通しがいかに甘かったかなんていうのはみんな分かっていることで、これはやはり地元の市が責任を持って、長坂サービスエリアから北側に高速が通ったときに、北杜市はどうなるんだということを、きちっとやはり、独自の調査をすべきだというふうに思いますので、その点だけ、もう一度、市長お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

一般的には長野ルートではなくて、佐久ルートというほうが分かりやすいのかもしれませんが、いずれにしても、一般論的には高速道路が出ることによって、過疎地帯のストロー現象で、さらに過疎化に拍車がかかるのではないかというような見解も分かります。私ども、この北杜市のいろいろの豊かな自然、いろいろの売りを考えたときには、そのような現象にならないように一生懸命位置づけていく、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思えます。

もう1つは、この社会情勢の変化の中であって、この佐久ルートがどのような高速道路になるのかは、今は基本計画路線でありますので、整備計画路線でどのような構造になるのかも、まったく分からない状態であります。仮定の話でありますけども、一部は既存の道を使った、高規格の道でもしょうがないではないかというような考え方もあるわけです。いずれにしても、この中部横断道路は長い歴史を経て、山梨県も長野県も、この中部横断道の佐久ルートも、峡南のほうのルートも含めて、ぜひ必要なルートであると、私みずからも思うにつけ、県政と一緒に、このルート実現に向かって頑張っていきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

くどいようですが、私どものこの地域の特色を考えたときには、佐久ルートができた暁にはストロー現象よりも、メリットのほうが大きいと解釈しているところであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

別荘から発生する、ゴミの収集処理についての再質問であります。

市長答弁もさせていただきましたが、岡野議員さんがおっしゃられるように、北杜市もリゾートの杜宣言をし、二地域居住等を推進しているところでもあります。こういった中で、これまで別荘から生ずるゴミの処理につきましては、それぞれ自己処理をお願いしてきたところでもありますけども、将来に向けては、これらについても収集を、あるいは処分をしていかなければならないのかなと考えているところであります。

そういった中で、現在、各支所を通して、大規模に開発された別荘地が一体どのくらい、年間を通して一般廃棄物が排出されているのか。こういった大規模開発をされた別荘地については、事業者と契約をして広域のゴミ処理場へ運搬をしておりますので、そういったものを通して、調査をしているところであります。これらも含めて、将来に向かって収集できるよう進めているところでありますが、しかし、これを実現するためには、行政区においてはゴミステーションを設置していただいて、そこにまとめていただいて収集しているというのが現実であります。したがって、別荘を利用されている方も、市の住民と同じように負担と労力のご協力をいただかなければ、別荘地のゴミの収集というのは不可能かなというふうに考えておりますので、また周知の方法等も含めて、別荘の皆さんにもそういった意味での協力が得られるような呼びかけも、これからしていかなければいけないのかなと思えます。現時点では、とりあえず、年間どのくらいゴミ量が発生するのか、そういった調査を進めているところが現在の状

況であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

関連質問はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、これで2番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、22番議員、小林元久君。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

農地・水・環境保全向上対策について、質問をいたします。

北杜市は豊かな自然に恵まれた環境にあり、集落は中山間地域の中に位置し、地域の立地条件等を生かした農業経営が営まれています。しかしながら生産者の高齢化、担い手の減少などによる農業環境は厳しく、特に北杜市は中山間地のため、急傾斜の農地が多く、平坦地に比べ不利な地域事情である。畑は特に耕作放棄地が著しく、増加している状況です。そのため農地は荒れ、景観を損ね、鳥獣のすみかとなっている状況です。

農地・水環境保全向上対策事業が平成19年から23年までの5年間の事業として、北杜市で8地区と協定を結び、この事業を取り入れ、活動しています。農家と非農家など、いろんな活動組織で構成した地域ぐるみの共同活動で、素晴らしい事業だと思います。

そこで以下、質問します。

1つ。北杜市の中で、この事業を取り入れている8地区の面積はわずかな面積だと思います。今後、この取り組みを拡大していく考えはあるのか、お聞きします。

2つ目。遊休農地、特に畑が多い状況であるが、ここにこの取り組みを取り入れて、地域ぐるみでの遊休農地解消を図っていることも1つの対策であると考えますが、市としてこの農地・水環境保全対策をどのように活用した中で耕作放棄地面積を解消していくか、2点について市長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小林元久議員のご質問にお答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策について、いくつかご質問をいただいております。

農地・水・環境保全向上対策は農家、非農家を問わず地域ぐるみで農地、農業用水等の資源の保管理を行うことを支援する制度であります。これまでの推進活動として、平成18年度以降、地元説明会を開き、各地域において、この活動の取り組みについて検討してまいりました。その結果、平成19年度に8地区、平成20年度に2地区が加わり、現在10地区が取り組んでおり、その協定面積は414ヘクタールあります。さらに平成21年度から取り組みをはじめるとの地域もあり、本事業に取り組む地域が徐々に増えてきている状況であります。

しかし、平成12年度から導入している中山間地域等直接支払い制度が地域内に広く浸透し、各地域で協定が締結されていることから、これと同様の取り組み内容と性格を持つ農地・水・

環境保全向上対策への加入は、市内農地面積比で10%弱に留まっております。市では平成19年度の事業導入時から、農地・水・環境保全向上対策は畑地帯への導入を基本とし、水田には中山間地域等直接支払い制度による継続的活動を促してまいりました。今後は耕作放棄が進む畑地帯において、さらなる推進を図るとともに、畑の耕作放棄地解消策と並行して事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、遊休農地化している畑の対応についてであります。

畑地の遊休農地解消にはハード面、ソフト面の両面で事業展開をしなければならないと考えております。まずハード面では、畑地帯総合整備事業による生産基盤の整備を積極的に進め、遊休化を解消してまいりたいと考えております。ソフト面では、人的な基盤の整備としての担い手対策と、持続的な農地管理ができる体制づくりに対する支援を進めてまいりたいと考えております。具体的には担い手対策として、地域の担い手組織の構築と育成、新規就農者の受け入れや企業の農業参入を積極的に推進してまいります。また農地管理においては、農地・水環境保全向上対策等の導入に向けた誘導とアフターフォローを密に行い、地域に出向いての協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林元久君、再質問を許します。

○22番議員（小林元久君）

この事業は、中山間地域直接支払い制度とは違って畑地などを中心に進めている事業で、北杜市は何を目標にしているのか、この事業の目的が分からないような状況に、今、あるわけです。県では8つの目標、ここにこのような取り組みを応援しますということで、地域の魅力を再発見する、住民の輪をつなぐ、3つ目にここに遊休農地を解消するとあります。そして、いろいろありまして、8つあるわけですが、私たちの地域をお花畑にするとか、こういうものに対する取り組みを応援しますということです。何かちょっと答弁を聞いていて、中山間事業とちょっと勘違いしているのではないかなと、こんなふうに思えるわけですが、この事業を取り組むについては、団体、組合ですね、組合が取り組むわけですが、農地の取り組みについて、地区ごとに活動計画を挙げて取り組むわけですが、質的の向上を図る活動計画をつくって、活動に移していくというようなことに取り組むことが目標だと思います。そんなことで、農地への取り組みをどこに置くかということで、北杜市は北杜市として目標を持って、項目を決めて、できれば遊休農地の解消は外さないように取り組みを行政指導していくとか、こういうような指導をしていただければ、遊休農地の解消、それから環境、景観ですね、それからお花畑とか、いろいろここにあるような事業が取り入れられると思いますので、よろしくお願ひします。これについて、市長のお考えをよろしくお願ひします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

小林議員から再質問がございました。せっかくの機会ですので、いわゆる農地・水・環境保全向上対策制度と中山間地域等直接支払い制度の違いを、ちょっとここで話したいと思いま

す。

まず、この2つの事業はどういう形でできているかといいますと、この根拠法令は食料・農業・農村基本法というものでございまして、平成11年に制定されたということでございます。それまでは皆さん、ご存じのように農業基本法、これは昭和36年に制定されました。それが、その当時の社会経済の動向や見通しをふまえて、わが国のいく農業の道筋を明らかにしたということでございます。しかしながら、今、こういった経済成長、国際化の著しい進展等に伴いまして、わが国の農業、農村を巡る状況は大きく変化したと。成果を挙げた面も当然あるんですが、要するに国民が不安を覚える事態が生じてきたということで、今回、この基本法が制定されたわけでございます。

その中の内容はどういうことかといいますと、いわゆる食料自給率の低下があるから、これをなんとかしようではないかということ。それから2つ目が農業者の高齢化等、農地面積の減少をなんとかしようではないかと。3つ目は農村の活力の低下が困っているから、なんとかしようと、こういう3つのターゲットに絞って、できたわけでございます。その中に今、おっしゃいました農地・水・環境保全向上対策、中山間等直接支払い制度ができたわけでございまして、本来ですと、直接支払い制度につきましては平成12年、基本法ができたときから、12年、13年、14年、15年、16年、第1期で行っております。第2期は17年、18年、19年、20年、21年。それから農地・水については昨年度から、19年、20年、21年、22年、23年と5年間の予定で今、進んでおるわけでございます。

議員がおっしゃる北杜市の1つの考え方を示せというわけでございますけれども、基本的には、これはもう日本全国一律でございます。当然、遊休農地も解消しなければならないでしょうし、いわゆる農村の活性化もしなければならない。ただ中山間地につきましては、先ほどもおっしゃいましたように傾斜地がひどいと。20分の1から100分の1の傾斜地については、中山間地であると、そういう規定をしておりますので、そういったところでの内容を、要するに農家の方のみに関して、1つのグループをつくって遊休農地の解消、それから遊休農地にならないように抑止をするということが、1つのテーマになってございます。

それから農地・水・環境保全向上対策につきましては、先ほど市長も答弁しましたけれども、いわゆる農家ではあっても、農家だけではなくて、その中にはいわゆる地域住民、いろんな、サラリーマンの方もいます、自営業の方もいます。そういった地域の住民の混在化が激しくなってきたと。だから平成19年度から農地・水をつくって、いわゆる集落機能の低下を防ごうということで、始まったわけでございます。

したがって、いわゆる、分かりやすく言えば向こう三軒両隣、いわゆるゆいの形だとか、みんな地域でもって、いわゆる消防団が芝焼きをすとか、それから側溝の泥上げをすとか、地域みんなで花を植えましょうと、こういったのが農地・水・環境保全向上対策でございまして、これは農家だけでなく、地域みんなが一緒にやろうよと、こういう事業でございまして。

したがって、北杜市につきましては、遊休農地の解消も当然ですけれども、これから起きるであろう遊休農地をなんとかよくしようというのが、1つのターゲットとして考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

41秒ございます。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

この制度は5年間という短い期間ですが、北杜市として、5年間過ぎた場合に、このような事業をどうしていくのか、市長のお考えをお願いします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

基本的には、水田には中山間地域直接支払い制度で、今、部長のお話のとおりであります。ややもすれば、中山間のほうが有利であるから、そちらのほうへ目が向いていますけども、両方並行して進めていきたいと思えます。これは国の制度の問題でありますから、国にはなんとか持続してほしいということ、これからも要望していきたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりましたが、あと残時間24秒です。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

8地区のうちで、遊休農地の発生防止と解消に取り組んだ地域があるのかどうか、その状況が分かれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

今、手元にございませぬけれども、遊休農地の解消という形では若干、厳しいかなと思っております。いわゆる、先ほど申しましたように、遊休農地にならないことを抑止していくということですから、基本的には市のコンセプトも、国のコンセプトも抑止をします。これ以上、増やさぬを1つのテーマにしておりますので、ご理解願いたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

残時間10秒ですが、関連質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで22番議員、小林元久君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問はすべて終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は5時40分といたします。

休憩 午後 5時24分

再開 午後 5時38分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

今朝ほど、篠原眞清議員から動議が提出され、この動議が成立しております。

この動議を議題とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

それでは、篠原眞清議員の内容説明を求めます。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

私の動議の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

昨日の代表質問の中で、私ども市民フォーラムの野中真理子議員の質問の中で、すでに議決された内容につきまして、改めて質問する内容があるではないかというご指摘をいただき、そしてそれにつきましては、野中真理子議員もそのことの否を認めて、陳謝をさせていただいた経過がございます。

そのあとの細田議員の発言の中で、小淵沢のグラウンドの問題が具体的な例として示されまして、すでに議決している内容を改めて、ここで質問するのはいかがなものかと。さらに、私の承知している受け止めでは、議会の信頼関係をというふうな意味合いだと思うんですが、市民からそれを疑われてしまうようなことになるではないかという、心配ということで、具体的な例として、それを示されて諭されたというか、話をされました。

そのことは、それで結構だと思うんですが、実はその小淵沢のグラウンドの件は、議会の議決に付されている事案ではございませんでした。その発言をそのまま見過ごしてはいけいではないかなと。私たちも議決されていない内容が、あたかも議決されたかのごとく受け止められることは、これは決していいことではないのではないかなという思いが、私にございまして、ここの部分はぜひ、細田議員に発言の取り消しをなさっていただきたいと。さらに、私は陳謝という言葉も申し上げました。それはなぜかと申し上げますと、昨日のやりとりの中で、細田議員みずからが野中議員にも、ぜひそういう問題点があるという指摘をされて、これは陳謝すべきだと、取り消すべきだという話をされた、それを受けて野中議員もみずからの否を認めて、本会議場の中で陳謝をした経過がございますので、ぜひひとつ、その部分も含めて、でき得れば、それらの経過の流れの中から、野中議員に対して陳謝をしていただくことができたらということで、提案をさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

ただいまの内容説明に対し、細田議員の発言を求めます。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

まず、先に議長に申し上げたいと思いますが、本来、議案として議場に提出する過程において、今朝の議長の話ですと、事前にその話は承っていたと。そういうことであれば、しっかり書面をもって提出させ、議会運営委員会に付して、本会議に上程するのが当然なわけですが、今

の動議もそうですけど、これは今後のために私は申し上げておきます。今の動議にしても、そうです。動議をすべて、賛成者がいたら全部議題になるとは限りません。例えば諮る前に、議長はその提案理由について、本当に議題として、これが市民の皆さんにも恥ずかしくない議題なのかを、しっかり議会運営委員会に諮るのが当然でしょう。その意味を、しっかり申し伝えておきます。

それから経緯を申し上げられましたので、私も一言、誤解のないように申し上げます。今、篠原眞清議員が野中議員に対して、私が陳謝をしなさいという条件は、今言われたように、本会議に取り上げないということで、私も承知はしました。これは事実です。しかし、野中議員が陳謝した2つの問題。1つは市長に対する質問の事項、しっかり、これは主題を言って陳謝しているわけです。1つは、議決でうんぬんということで陳謝しただけなんです。そうすると、今回は一般と違って、テレビに放映されるわけです。そのことを、本来だったら、その場で私が指摘すればよかったんですが、テレビに放映されて、いろいろ問題があってもいいなということで、ある意味ではあまり問題にしないために、放映されない関連質問が終了後、申し上げたわけです。

そこで今、私の、言われた取り下げの件と、それから謝罪の件について、もう一度、篠原議員にあと一度、単刀直入に説明してください。

○議長（小澤寛君）

篠原議員、あと一度、説明が求められましたが、説明をお願いします。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

説明することはやぶさかではないですけども、同じことを二度繰り返すことになるのではないかなと思うんですが、何かご不明な点があれば、その点を言っていたいただければ、それについて、私、説明させていただきたいと思いますが、よろしければ、そういうふうな取り扱いをお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

私、あくまでも、皆さん、ほとんど昨日の、市民フォーラムの代表質問の質疑応答を聞いて分かると思いますが、あの状態で放映されたときに、議会もしくは行政は何をやっているんですかと、必ず批判を受けるのは目に見えて、私は感じましたので、この危機感で、流れをつくらせていただきました。

そこで、今、たしか篠原眞清議員は、議決をしていないと申しましたね。そうですね。では、私が申し上げます。これは、20年度の当初予算にしっかり載っています。これは委員会で審議して、本会議で皆さん、全員賛成で可決したんですよ。なんで、議決していないんですか。議決していなかった1つの事業は、1円たりともできないんですよ。議会の議決がなければ、さらに申し上げます。20年の7月14日、全員協議会が開かれました。協議事項は、承認第6号 平成20年度北杜市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求める件で1点。2点目に、この今言う小淵沢の工事費用に関して、建設資材の高騰に伴う単価スライド条項の運用について。3点目に入札辞退の件で、小淵沢中学校グラウンド整備工事の件で、ここでもしっかり議論をしているんですよ。ですから、私が昨日、申し上げたのは、すでに議

決している問題であるということを手張したまでであって、私がそこへ行って取り下げる理由もなければ、陳謝する理由もない。逆に、私は信頼性を傷つけられましたよ。その責任について、議長、どう取り計らっていただけますか。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

今、ここの工事請負契約に関して、20年度の予算で決まっているのではないかと、議決したのではないかと。たしかに、それは予算として議決していますが、工事請負契約に関して、本来であれば、議決に付すべき案件ではないということで、これが議決に付されておりません。ですから、工事請負契約について議決していないということで、私は議決をしていないと申し上げました。

それから、昨日の細田議員の発言もそれに類して、7つの業者が一度、要するに辞退したうんぬんとか、その件についても話されています。私は、とにかく、その工事請負契約についての議決をしていないという受け止めの中で話をさせていただいたことだけ、申し上げたいと思います。

○議長（小澤寛君）

ということで、細田議員の発言も皆さんお聞きのとおりでございます。

この議題の取り扱いについて検討してございますから、事務局長から、この議題の取り扱いについて説明をさせます・・・小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

これは、まず今朝、冒頭の動議というのを議長は知っていたわけなんですね。そうすると議会の取り扱いとしては、議長はこの件について、まず書面をもってするとか、動議の内容を聞いた中で、この会に及ばなければいけなかったんですね。動議が出るからといって、ただ、それだけを聞いて、冒頭の動議、そしてそれが昨日の発言内容なんですね。そうすると、議会の取り扱いということについては、その議会での流れ、そして内容、そういったものについてが動議ですから。つまり、先ほど、内容的なものに関しますと、工事の議決というのは、請負の議決が1億5千万円以上なんです。そうすると今回のは8千万円、9千万円以下ぐらいの工事だったんですね。これは請負の議決は、議場ではしません。ところが予算の議決は、先ほど細田議員が言ったようにしています。野中真理子議員の陳謝等は、これは北の杜聖苑の理事さんの、つまり市長と同級生、親戚縁者がどうのこうのという私的生活にわたる言論に対する、これは陳謝なんです。これは懲罰対象にもなりますよ。そこのところを、私が動議を出して陳謝になったんです。細田議員はそのあと、要するにこういったことが議会の中で繰り返されていく、つまり議決をした内容を何度もしつこく聞くことがいかなものかということ、議会へ提案をしたんです。それは別に、発言の取り消しとか、陳謝の対象になるようなことではないと思うんですね。よく議会の内容をわきまえた中で発言をしてください。

○議長（小澤寛君）

動議については、私の取り扱いに不備があったということでございますが、皆さまにこの動議が成立しているということで、議題とするかお諮りしたら異議なしということで、議題としております。しかしながら、この問題について、どういう処理をしていくかということは研究してございますから、事務局長から、その内容を説明させます。

○議会事務局長（赤岡繁生君）

先ほど議長が申しましたように、動議は成立しております。賛成者もございました。それで議題とするかどうかということについては、異議なしということでございまして、今、進んでおります。このことについては、皆さんの意見も、篠原議員、細田議員の意見も伺っておりますので、これについては、結果的には起立採決というようなこととなります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

議会の進め方というふうなことでございます。今、説明の中で採決というふうな、局長の説明がございました。いつ、何をどのように採決をするのかということでございます。まだ細田議員、当事者の手も挙がっております。その発言を許す中で、意見を聞く中で、議論をし尽くしてから結論は出すべきだと。何をどのように採決するのかということも、しっかり説明をした中で、議事を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

採決という、今の局長の説明はちょっと間違っております。リーダーのほうから・・・。
細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

何回も言うようですが、今、動議の主題が、私が議決していないものを議決していると言ったわけですから、その間違いを逆に訂正して、謝罪をしなければいけないでしょう。何を採決するんですか。しっかりしてください。

○議長（小澤寛君）

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

篠原眞清議員から出た、議決をしていないという、これが間違いなんです。ですから、そのところを基本的に正さないと、あとの内容が全然、先に進みません。つまり、陳謝をしたものは市長に対する発言だったんです。そして予算を議決している、していないの、このところをはっきりさせないと、工事の内容、請負の議決をこの議場でしている、議会へ提出するの、予算の議決をするのか、これは両方、工事に対しての議決はしているんです。だから、そこを篠原議員に正してもらわないと、これから先に進まないんですよ。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君、今の発言に対しての発言を願います。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

先ほど申しましたように、私は工事請負契約の議決をしていないという趣旨で話をさせていただきました。

以上です。

○議長（小澤寛君）

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

議事録の提出を求めます。私は工事に対するの発言は、一切しておりません。議決をしてある問題だからという発言しか、おそらくしていないと思いますから、議事録の提出をぜひ、本会議へ提出してください。

○議長（小澤寛君）

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

篠原眞清議員に申し上げたいんですが、1億5千万円以上のものでないと、議会で請け負いの議決の要請はありません。これは分かりますよね。ですから、予算を議決してあるものは議決してあるんです。だから、ここを取り間違えると、これから先には進まないんですよ。ですから、議決していないと言った篠原議員が間違いですから取り消して、それから先に進めないと、これは何度いっても進みませんよ。

○議長（小澤寛君）

そういうことから、契約に関して議決を要するものは、請負工事に関しては1億5千万円以上ということになっておりますので、これはその範囲以下でございますから、契約の議決は必要ないわけでございます。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

私はあくまでも、工事請負契約の議決という観点で、細田議員が指摘されたというふうに受け止めましたので、そういう発言をさせていただきました。ご指摘のように、20年度予算、たしかに私も賛成をして、議決をしております。ですから、その点については、私のほうで不備がありましたので、この点につきましては発言を取り消し、さらに細田議員に対しましては、陳謝を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

動議の取り消しもお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

したがって、動議も取り消しをさせていただきます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

動議が取り消されました。

これですべて白紙となりましたので、以上をもちまして、この審議を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は明日、9月26日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。
大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 5時57分

平成 2 0 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 6 日

1. 議事日程

平成20年第3回北杜市議会定例会(4日目)

平成20年9月26日
午前10時00分開議
於 議 場

(決算特別委員会審査報告)

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成19年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成19年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成19年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成19年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成19年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成19年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成19年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成19年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成19年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成19年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |

- 日程第16 認定第16号 平成19年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第17号 平成19年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第18号 平成19年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第19号 平成19年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第20号 平成19年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第21号 平成19年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第22号 平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第23号 平成19年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
(常任委員会審査報告)
- 日程第24 議案第85号 北杜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第86号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第87号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第88号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第89号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願
- 日程第30 報告第7号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)
- 日程第31 報告第8号 平成19年度北杜市健全化判断比率報告の件
- 日程第32 報告第9号 平成19年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第33 議案第84号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第90号 北杜市職員住宅条例を廃止する条例について
- 日程第35 議案第91号 平成20年度北杜市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第36 議案第92号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第37 議案第93号 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第38 議案第94号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第39 議案第95号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第40 議案第96号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第41 議案第97号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第42 議案第98号 平成20年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第43 議案第99号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第44 発議第4号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第46 同意第6号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第47 同意第7号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第48 同意第8号 棒道下恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第49 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第50 選挙第1号 御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について
- 日程第51 発議第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第52 発議第6号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第53 議案第100号 平成20年度北杜市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第54 議案第101号 工事請負契約の締結について(市営西原団地建設工事(建築主体工事)第2期)
- 日程第55 経済環境常任委員会行政視察研修報告
- 日程第56 継続審査の件

2.出席議員（41人）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 野中真理子 | 2番 | 岡野 淳 |
| 3番 | 小澤宜夫 | 4番 | 篠原眞清 |
| 5番 | 五味良一 | 6番 | 小野喜一郎 |
| 7番 | 鈴木今朝和 | 8番 | 風間利子 |
| 9番 | 坂本重夫 | 10番 | 植松一雄 |
| 11番 | 坂本 静 | 12番 | 小林忠雄 |
| 13番 | 中嶋 新 | 14番 | 保坂多枝子 |
| 15番 | 利根川昇 | 16番 | 中村勝一 |
| 17番 | 宮坂 清 | 18番 | 坂本 保 |
| 19番 | 千野秀一 | 20番 | 小尾直知 |
| 21番 | 渡邊英子 | 22番 | 小林元久 |
| 23番 | 林 泰彦 | 24番 | 内田俊彦 |
| 25番 | 篠原珍彦 | 26番 | 内藤 昭 |
| 27番 | 小林保壽 | 28番 | 坂本治年 |
| 29番 | 古屋富藏 | 30番 | 茅野光一郎 |
| 31番 | 浅川富士夫 | 32番 | 田中勝海 |
| 33番 | 秋山九一 | 34番 | 中村隆一 |
| 35番 | 清水壽昌 | 36番 | 秋山俊和 |
| 37番 | 細田哲郎 | 38番 | 渡邊陽一 |
| 39番 | 小澤 寛 | 40番 | 鈴木孝男 |
| 41番 | 浅川哲男 | | |

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26人)

| | | | |
|-----------|-------|----------|------|
| 市長 | 白倉政司 | 副市長 | 曾雌源興 |
| 総務部長 | 柴井英記 | 企画部長 | 小松正壽 |
| 保健福祉部長 | 藤原良一 | 生活環境部長 | 細川清美 |
| 産業観光部長 | 植松忠 | 建設部長 | 浅川和徳 |
| 教育長 | 櫻井義長 | 教育次長 | 小林喜文 |
| 会計管理者 | 大芝隆夫 | 監査委員事務局長 | 原哲也 |
| 農業委員会事務局長 | 新海敏生 | 明野総合支所長 | 八代忠夫 |
| 須玉総合支所長 | 内藤歳雄 | 高根総合支所長 | 白倉民雄 |
| 長坂総合支所長 | 植松本 | 大泉総合支所長 | 藤原宝 |
| 小淵沢総合支所長 | 小林まち子 | 白州総合支所長 | 渡邊稔 |
| 武川総合支所長 | 福井俊克 | 政策秘書課長 | 名取重幹 |
| 総務課長 | 堀内誠 | 財政課長 | 小島良一 |
| 市民福祉課長 | 清水春昭 | 囲碁美術館長 | 小池昭一 |

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 赤岡繁生 |
| 議会書記 | 岩波信司 |
| ” | 浅川輝夫 |

開議 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

会議に先立ちまして、私から一言お詫びをさせていただきたいと思っております。

昨日の動議の取り扱いおよび、その議事運営に不適切な面がございました。私の不徳のいたすところ、また議事運営に無知なところから貴重な時間を労し、その上、多くの方々の名誉を傷つける結果となってしまいました。誠に申し訳なく深く反省し、心からお詫びを申し上げますとともに、今後かかる事態が発生しないよう、慎重に、しかも中立・公正な立場を旨とし、職務を遂行するよう心がけますので、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

なお、本定例会も余すところ本日1日となりました。議事進行につきまして、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、お詫びの言葉とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は41人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（小澤寛君）

日程第1 認定第1号 平成19年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第23 認定第23号 平成19年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの23件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算特別委員長、鈴木孝男君。

鈴木孝男君。

○決算特別委員長（鈴木孝男君）

平成20年9月26日

北杜市議会議長 小澤寛様

決算特別委員会委員長 鈴木孝男

北杜市議会決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は去る9月10日、平成20年第3回北杜市議会定例会において付託された事件審査を、9月11日、12日、16日、17日および22日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

認定第1号 平成19年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成19年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成19年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 平成19年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 8 号 平成 19 年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 9 号 平成 19 年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 10 号 平成 19 年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 11 号 平成 19 年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 12 号 平成 19 年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 13 号 平成 19 年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 14 号 平成 19 年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 15 号 平成 19 年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 16 号 平成 19 年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 17 号 平成 19 年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 18 号 平成 19 年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 19 号 平成 19 年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 20 号 平成 19 年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 21 号 平成 19 年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 22 号 平成 19 年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 23 号 平成 19 年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上、23 件であります。

3 ページに移らせていただきます。

審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

まず認定第 1 号 平成 19 年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

安い利子の基金を積み立てるのではなく、高い利子の起債を返したほうがよくないか。借りてまで積み立てる必要があるのかとの質疑に対し、市債は大きな物を作るときに一時的な財政の圧迫を避けるとともに、世代間の負担の平準化のために借り入れているもので、交付税に算定される有利なものを借りているとの答弁がありました。

次に一時借入金が出てこないが、どう対応したのかとの質疑に対し、3 月、4 月は資金不足が生じたが、一時借入金は高金利のため借入金を回避した。財政調整基金 17 億 5 千万円を繰り替え運用し、対応したとの答弁がありました。

次に北の杜聖苑の詳細について質疑があり、指定管理取り消しまでの経過説明がありました。質疑応答のあと、この件および指定管理施設に関し、日を改めて審査することになりました。

次に民生費は増額しているが、繰り出しの状況はどうかとの質疑に対し、増加の傾向にあるが、病院は総務省の繰り出し基準内であり、国保など特別会計においては、法定繰り出しの基準内で対応しているとの答弁がありました。

次に指定管理施設のデイサービスセンターの、市への納入金の根拠はとの質疑に対し、須玉は民間であり、1 坪 2 千円、高根、大泉、白州および武川は収益見込みの 15%、小淵沢は収益実績の 15% であるとの答弁がありました。

次に風林火山館の経済効果はとの質疑に対し、57 万人の方に入場いただいたことにより、有形・無形の経済波及効果が十分あったと確信している。具体的には、スパティオ小淵沢の道の駅は、対前年比約 5 千万円の増収があったとの答弁がありました。

次に松くい虫による倒木などの危険木への対応はとの質疑に対し、二次被害の心配のある道

路および公共施設から20メートル程度については、1千万円をかけて市単独事業で対応している。年間4回の調査を行い、緊急性のあるものから対応している。伐採木がある場合、所有者に承諾をいただいているが、理解いただけない場合もあるとの答弁がありました。

次に法定外公共物の管理および処分について、どう対応しているかとの質疑に対し、平成16年度に国から移譲を受け、市が管理している。払い下げについては、通行等影響のないところについて、利害関係者すべての同意と地区の同意を取り、払い下げを行っているとの答弁がありました。

次に除雪の基準と融雪剤の配布はとの質疑に対し、843キロメートルの幹線を76社に委託し、10センチメートル以上の降雪があると、各支所の判断で除雪を行っている。19年度の除雪の実績は、2,405キロメートルである。また融雪剤については、各支所で対応しているとの答弁がありました。

次に給食費の滞納が前年より増えている状況と本当に支払えないのか、分析と対応はとの質疑に対し、滞納額は年々増えており、経済困窮者が増え、今後も続くかもしれない。また、滞納者の家庭で直接、話をし、家庭の事情に配慮をしながら根気強く説得していくとの答弁がありました。

次に物価高がすべてに及んでいるが、給食費への影響はとの質疑に対し、1食当たり小学校が240円、中学校が280円である。これに1食当たり小学校に5円、中学校に10円補助し、なお、地産地消分として食材費400万円を補助しているので、今のところ値上げする必要はないとの答弁がありました。

また、委員から19年度決算において監査委員からの指摘事項および17年度からの推移・比較できる資料を提出してほしいとの要望がありました。

次に認定第2号 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

滞納の中で不納欠損処分を実施する、しないはどこで区分するのか。また、高額滞納者から本当に徴収できるのかとの質疑に対し、18年度に27件、600万円、19年度に122件、2,143万円を不納欠損処分した。地方税法により処分できる財産がないとき、および5年の時効により処分した。また高額滞納者に対し、差し押さえや競売に対する交付要求を実施している。その結果、現在月々3万円の分納、また別の方は月々5万円の分納があり、他の滞納者に対しても折衝しながら、滞納解消に努めているとの答弁がありました。

次に認定第3号 平成19年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はありませんでした。

次に認定第4号 平成19年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

第1号保険者が1日生まれの場合、保険料は先月分を支払うのに、受益はその月からとなる理由はとの質疑に対し、介護保険法によるもので、先月から資格取得ができ、サービスも受けられるとの答弁がありました。

次に認定第5号 平成19年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第10号 平成19年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定および認定第11号 平成19年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はありませんでした。

次に認定第23号 平成19年度北杜市病院事業特別会計決算の認定についてであります。
病院への繰り出しの規制により繰り出しが減ったにもかかわらず、純損失額が減った理由はとの質疑に対し、繰り出しの基準の見直しと病院の収入増、費用の削減等の努力があったためとの答弁がありました。

次に認定第6号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

滞納額、1億3千万円への対応はとの質疑に対し、19年度末で市内が1,023戸、1万2,794件、市外が337戸、3,147件、合計1,360戸、1万5,941件であり、滞納者に対し、本庁・支所、上下水道担当合同による滞納整理期間を設け、各戸訪問し徴収している。運営委員会の中で、給水停止についても要綱の中で検討中であるとの答弁がありました。

次に認定第7号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

公共下水の区域等の事業変更および今後の事業計画はとの質疑に対し、公共下水道事業を進めるには財政的負担が大きいので、計画の中で費用対効果等、経営の健全化について検討している。さらに下水道審議会でも審議いただいている。地域の皆さんに実情を理解していただけるよう努めていくとの答弁がありました。

次に認定第8号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

生活環境部関係の3特別会計とも報告第9号の説明によると、資金不足ではないとのことだが、実際は赤字ではないのかとの質疑に対し、報告第9号は一般会計からの繰り入れを含めたものであり、現実には料金収入だけでは賄っていけない状況にある。3会計とも基準外繰入を行っているため、料金改定も避けて通れないと考えているとの答弁がありました。

次に認定第12号 平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

大泉には物品一覧にケーブル式等載っているが、小淵沢、高根にはないのはなぜかとの質疑に対し、物品については、車両または1件50万円以上の主要備品である。しかし、大泉は特別会計で、細かく記載していたものを合併後引き継いだためとの答弁がありました。

次に認定第13号 平成19年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

78万5千円の内訳はとの質疑に対し、東京新聞の日野、八王子エリアへの広告料およびシルバーへの草刈り料等であるとの答弁がありました。

次に認定第9号 平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

甲陵中・高の生徒の市内、県内、県外の割合はとの質疑に対し、中学は生徒数120人で、市内が74人で62%。残りが県内で46人、38%。高校は生徒数が386人で、市内が148人、38%。県内が120人、31%。県外が118人、31%であるとの答弁がありました。

次に認定第14号 平成19年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第15号 平成19年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第16号 平成

19年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第17号 平成19年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第18号 平成19年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第19号 平成19年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第20号 平成19年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第21号 平成19年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第22号 平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定の9件については、質疑・討論ともなく、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

9月22日に、北の杜聖苑および指定管理施設に関する審査、ならびに財産区関係以外の採決を行いました。

冒頭、市長から北の杜聖苑に関し、広域火葬応援要請に対応するための火葬作業における補助作業委託料37万8千円、電気設備維持管理業務委託料31万5千円、備蓄燃料費19万円の合計88万3千円について、北の杜聖苑運営組合として、市民に不信や疑惑を招いたことから市に納入する申し出があり、市として整理・けじめをつけるため申し出を受け入れ、10月1日から市が直営で管理運営を行うとの報告がありました。

引き続き北の杜聖苑に関する審査に入り、この経理処理は問題ないと、市は理解しているのか。問題ありとするならば、何が問題かとの質疑に対し、問題はあったと認識している。前金払い制度は役務の対価であるので、この場合、当然返還されるものとの答弁がありました。

次に指定管理のチェックのありようが問われている。決算について、市への報告と税務署への申告が違ふし、議事録についても様式が3種類あり、印鑑のないものもある。参考人を呼んでいただきたいとの質疑に対し、本来の目的の火葬場の管理運営は適正にされている。3件の収支報告については、不明朗で納得がいかないため、市に返納してもらう。指定管理者に市がどこまでタッチできるか、議論のあるところとの答弁がありました。

次に指定管理料の変更について、協定書の12条で特別の事情が生じた場合、変更することができるがとの質疑に対し、特別な理由とは災害等であり、この件は特別な事情にはあたらないとの答弁がありました。

次に災害等に備えるための燃料の備蓄場所はどこかとの質疑に対し、場所は不明瞭であるので、備蓄されていないとの解釈であるとの答弁がありました。

次に電気管理の覚え書の締結日は19年4月1日だが、いつからいつまでとの期間が謳われていないが、これに基づき支払われたのか。また19年11月1日に、同様の覚え書を交わしているが、5カ月重なっていないのかとの質疑に対し、期間について明記されていないが、1年間と考えている。また5カ月間は重複しているため、31万5千円は返還してもらうとの答弁がありました。

次に地域の業者のため管理を認めたが、組合理事に電気、葬儀、燃料の業者が入り、自分が経営している会社と組合が契約し、取引していることが問題だ。チェック機能、防止機能について市はどう考えるのかとの質疑に対し、法人に対する認識が甘かったと認めている。今後このようなことが起きないように、チェックしていきたいとの答弁がありました。

この間、議会も議決している。行政ばかりでなく、議会にも責任はある。各部内で担当するのでなく、1つの部門を設置して管理すべきだ。議会として、できるだけ解明に努力することが議員の努め。担当課ごとにやってきたことに問題があった。1つのセクションを設けて、きちりやらなければならない。監査委員の監査に任せたらどうか。執行側が大きな問題があった

との認識に立ち、細部を責任を持って調査し、必要に応じて返還させると明言してくれるか等の意見がありました。

これに対し市長から指定管理の人事、経理には別法人であるので限界があったが、一言で言うとうと、まずかったと言える。今後、管理運営にはさらに目を光らせ、行政組織の見直し、集中管理、専門セクションを設ける必要があると思う。現実を直視し、市民の理解を得られるよう考えていきたいとの答弁がありました。

返還金は、経理上はどう処理するのかとの質疑に対し、19年度の決算はそのままで、20年度に収入するとの答弁がありました。

次に、他の指定管理施設に関する審査を行いました。

市と市長が代表している団体と取引することに問題はないのかとの質疑に対し、監査委員の指摘事項でもあり、今後検討したいとの答弁がありました。

次に本来は市が負担すべきものを、なぜスパティオがポンプ修理代を特別に負担したのかとの質疑に対し、収益が上がり、役員会で決定したとの答弁がありました。

次に修理、修繕に対し契約と違い施設ごとに対応しているが、考え方を統一しなくてよいのかとの質疑に対し、制度を導入して3年経過し、見えてきた部分があるので、一貫性をもって対応したいとの答弁がありました。

次に須玉デイサービスについて、通所介護のみが指定管理業務となっているが、福祉は総合的に進めていくべきで、事業としてよいとこだけを取り、悪いところは捨てるようなことになり兼ねないのではないのかとの質疑に対し、やさしい手については事業を拡大したいとの考えがあるので、すべてを含めた中で業者と検討したいとの答弁がありました。

次に業者に出している委託の内容を掌握しているのか。また、適正な委託がなされているのか、チェックしているのかとの質疑に対し、直営のときも委託しており、担当課でチェックしている。また契約書の中身について、所管でしっかりチェックしていると信じているとの答弁がありました。

次に直営に戻すには、条例を改正すべきではないのかとの質疑に対し、短期間ということで条例を改正せず対応してしまった。今後は、併設型の条例を検討したいとの答弁がありました。

委員から一覧表について、備考欄に内容を載せる等しっかり説明してほしい。指定管理の会計処理に市が統一した様式を業者に出せばよい。指定管理の運営実績表には、統一した見解で記入してほしいとの要望がありました。

認定第1号 平成19年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑終結後、反対討論があり、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第10号、認定第11号、認定第23号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第12号、認定第13号および認定第9号の13件については討論はなく、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これから、認定第1号から認定第23号までの23件に対する討論を行います。
討論はありませんか。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

平成19年決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。反対ないですよ。反対あるんですか。ないから、いいじゃないですか。

去る9月11日から22日にかけて行われた、決算特別委員会で審議された平成19年度決算において、指定管理者制度に関する行政の管理のあり方、特に北の杜聖苑運営組合の内部告発による平成19年度会計の不適切な事務処理が明らかとなりました。そのために、その行為については誠に遺憾であり、あってはならないことであり、厳正に対処すべきであると思います。

今後の会計管理のチェック機能等を指摘のもと、組織改革による運営管理のあり方や定期報告書など、関係帳簿の提出書類の見直しなど、再発防止に努めることで、平成19年度決算は賛成多数で認定をされました。白倉市長も今回の問題については、自治法に基づき、監査委員会に監査を要求し、事実の究明を行うこと、また今後の管理体制のあり方として、専門職や専属職員を配備したセクションを設けるなど、再発防止策を実施していく旨を議会に報告しております。

このたびの問題にあたっての議会の権威および責任の範囲は、条例や協定書に基づく要請があるのか、ないのか、具体的に言えば指定管理料の支払いに不正が生じていたかとか、管理運営上等の業務に支障があったとか、業務上過失により市民に被害を与えたなど、協定上の瑕疵行為があったかであります。一部、委託契約における問題も指摘されましたが、管理上の業務内容や法律的な見地からも難しい判断が生じています。言うまでもなく、決算は歳入予算に対する収入実績、歳出予算の実績を明らかにして、これを確定し、その適否を調査し、締めくくりをつけ、財政上の責任を明らかにするとともに、将来の財政運営に資することです。

今回の北の杜聖苑の問題については、議会として決算特別委員会で指定管理制度の管理のあり方などを指摘し、今後の再発防止の道筋をつけたことが、決算の意義で述べたとおり、議会としての責任と範囲であると思います。

この組合法人の会計の中身まで、議会および監督責任のある行政たりとも監査権限はありません。ルールを尊重して、問題の究明と今後の適正化については、自治法第199条7項の規定に基づく監査委員の監査の結果を見守りたいと思います。

以上の観点から指定管理者の会計処理のあり方、監督管理のあり方については問題があったものの、決算認定に関しては歳入歳出予算に対する執行にはなんら問題なく、認定することに賛成をいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

ほかに討論はございますか。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

私は、今の賛成に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

この平成19年度一般会計決算の一部、指定管理者の会計処理には不透明な部分がありますので、私は認定ができません。

以上です。

○議長（小澤寛君）

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

ただいまの討論につきましては、あまりにも議長の采配が、私はおかしいと思います。討論があるかどうか、皆さんに問うたときに細田議員さんしか、いなかったわけです。それが賛成討論だったわけでありますから、通常、反対討論がまず先にありまして、賛成討論があるということでございますから、小野議員の今の発言はおかしいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

たしかに、そのとおりです。反対討論を先にやるのが通常でございます。

したがいまして、賛成討論のあと反対討論ということでございますので、この反対討論は取り消しをさせていただきます。

以上をもちまして、討論を終結いたします。

これから、認定第1号を採決いたします。

認定第1号に対する決算特別委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

これから、認定第2号から認定第23号までの22件を一括採決いたします。

これら22件に対する決算特別委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

これら22件は、決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第23号までの22件につきましては、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第24 議案第85号 北杜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例についてから日程第28 議案第89号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例までの5件および日程第29 請願第3号を含めた6件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第85号から議案第89号および請願第3号の6件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第 8 5 号から議案第 8 7 号について、報告を求めます。

総務常任委員長、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○総務常任委員長（篠原珍彦君）

委員長報告を行います。

平成 2 0 年 9 月 2 6 日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会総務常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会は 9 月 1 0 日、本会議において付託されました事件の審査を、9 月 1 8 日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果について報告いたします。

付託された事件

議案第 8 5 号 北杜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について

議案第 8 6 号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 7 号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
以上、3 件であります。

審査結果

まず議案第 8 5 号 北杜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例につきましては、質疑・討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 8 6 号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については質疑・討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 8 7 号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

2 0 日間の有給休暇は、翌年へ持ち越しはできるのかとの質疑に対し、年間の有給休暇は 2 0 日であり、休んだ日数の残りは翌年へ持ち越される。1 8 年の平均取得日数は 7 日であるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託事件ではありませんが、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出につきまして意見が交わされ、意見終結後、委員会として発議することに決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第88号、議案第89号および継続審査 請願第3号の審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員長、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○文教厚生常任委員長（秋山俊和君）

平成20年9月26日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 秋山俊和

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、6月の本会議において当委員会に付託されました請願第3号を審査するため、9月3日に委員会を開催いたしました。

また、9月10日の本会議において付託されました事件の審査を、9月18日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

1. 付託された事件

継続審査 請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願

議案第88号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第89号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

以上、3件であります。

審査結果

まず請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願であります。

75歳で区切るのは差別であり、国民の多くが廃止を望んでいる。廃止でなく見直しでどうか。この制度が始まったのと同じに見直し論が出たなどの意見があり、意見終結後、採決の結果、不採択すべきものと決定いたしました。

次に議案第88号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例については、質疑・討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第89号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

塩川、甲陽両病院ともに新しい診療科目は行っているかとの質疑に対し、すべて行っているとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託事件ではありませんが、意見書について意見集約し、後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出について、議員発議することに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長の報告に対する質疑が終了しました。

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

先ほどの決算特別委員会の中での、小野喜一郎議員の反対討論は議長権限での取り消しでしょうか。それとも個人の口頭からの取り消しを求めるものでしょうか。採決をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

議長権限で取り消しました。

○27番議員（小林保壽君）

分かりました。

○議長（小澤寛君）

これから議案第85号、議案第86号および議案第87号の3件に対する討論を行います。討論はありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、

議案第85号 北杜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について

議案第86号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第87号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
以上、3件を一括採決いたします。

議案第85号、議案第86号および議案第87号に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

議案第85号、議案第86号および議案第87号については、総務常任委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって議案第85号、議案第86号および議案第87号については、総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第88号および議案第89号の2件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、

議案第88号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第89号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

以上、2件を一括採決いたします。

議案第88号および議案第89号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第88号および議案第89号については、文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決す

ることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議案第 8 8 号および議案第 8 9 号については、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第 3 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願に対する討論を行います。

まず、請願第 3 号に対する反対者の討論を許します。

中村隆一君。

○34 番議員(中村隆一君)

私は、75 歳という年齢で区切る後期高齢者医療制度を廃止することに、ずっと賛成してきましたので、この請願が不採択になるということに対して、反対をいたします。

○議長(小澤寛君)

ほかに討論はございますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから請願第 3 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願について、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第 3 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数です。

よって、請願第 3 号については不採択とすることに、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

はい。

○37 番議員(細田哲郎君)

たびたび、こういう問題になるんですが、きちっと異議があるわけですから、起立採決をさせないとまずいんじゃないですか。

○議長(小澤寛君)

起立採決を求めますということですので、ひとつ起立採決にご協力をお願いしたいと思います。

清水壽昌君。

○35 番議員(清水壽昌君)

先ほどの起立採決について、議長が何に対して起立採決を求めたのかが、はっきり分かりませんでした。委員長報告は不採択であります。委員長報告に賛成の方の起立を求めますという諮り方をすべきであったと思います。そうでないと、どのように立っているのか、立っていないのかということが分かりません。

○議長(小澤寛君)

分かりました。私の言葉が違っておりました。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。
したがって、原案について採決いたします・・・。
暫時休憩。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

これから請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願について、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

委員長の報告のとおり、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

よって、請願第3号については不採択とすることに決定いたしました。

秋山俊和君。

○36番議員（秋山俊和君）

先ほどの委員長報告の中で訂正がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2枚目の、これは誤字の訂正です。審査結果、上から5行目、ここの欄の採決の結果の
が、「採」という字に変えるべきだと思いますが、お願ひします。

○議長（小澤寛君）

秋山委員長の発言のとおり、ご訂正をお願ひします。

それでは、議事を進行します。

○議長（小澤寛君）

日程第30 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

日程第31 報告第8号 平成19年度北杜市健全化判断比率報告の件

日程第32 報告第9号 平成19年度北杜市資金不足比率報告の件

以上の3件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、報告第7号から報告第9号までの3件を一括議題といたします。

報告第7号から報告第9号までの内容説明を順次、担当部長に求めます。

はじめに浅川建設部長、専決第1号から専決第4号。それから次に藤原保健福祉部長、専決
第5号。次に小松企画部長、報告第8号および報告第9号の順序でお願ひします。

建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

それでは専決第1号、専決処分書の説明をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分
事項について、次のとおり専決処分をいたします。

平成20年6月3日

北杜市長 白倉政司

損害賠償の額の決定について

1. 損害賠償の額 18万5千円
2. 損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住 男性
3. 損害賠償の理由 松くい虫の被害を受けた木が倒れ、軽トラックを直撃し、損害を与えたものであります。
4. 支払い方法 道路損害賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものでございます。

次に専決第2号 損害賠償の額の決定についてであります。

1. 損害賠償の額 9,152円
2. 損害賠償の相手方 山梨県北杜市長坂町在住 女性
3. 損害賠償の理由 対向車とすれ違う際に左に寄ったところ、道路側溝の破損箇所から突出している鉄筋に接触し、左前輪タイヤがパンクし、損傷を与えたものでございます。
4. 支払い方法 道路損害賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものでございます。

専決第3号 損害賠償の額の決定について

1. 損害賠償の額 6万3千円
2. 損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住 男性
3. 損害賠償の理由 横断側溝を通過したところ、グレーチングを跳ね上げ、車両のスポイラーが破損したものでございます。
4. 支払い方法 道路損害賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものです。

専決第4号 損害賠償の額の決定について

1. 損害賠償の額 3万2,025円
2. 損害賠償の相手方 山梨県北杜市長坂町在住 女性
3. 損害賠償の理由 対向車とすれ違う際に、アスファルト舗装が欠けている部分にタイヤを落としてパンクし、車軸のゆがみなど損傷をしたものでございます。
4. 支払い方法 道路損害賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものです。

以上です。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

専決第5号について、ご説明を申し上げます。

専決年月日は、平成20年8月6日でございます。損害賠償の額の決定につきましては、市営温泉施設の管理瑕疵に関わる損害賠償の額を、次のとおり決定するものということでございます。

1. 損害賠償の額 142万8,630円
2. 損害賠償の相手方 山梨県笛吹市春日居町在住 男性
3. 損害賠償の理由 市営温泉施設において、相手方が男性スチームサウナ室のイスに腰掛けようとしたところ、イスが壊れて床に転倒。腰を打撲し、第4腰椎左横突起骨折等を負ったものであります。
4. 支払い方法 市民総合賠償補償保険事故として、保険会社から支払われるものでございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは報告第8号の、平成19年度北杜市健全化判断比率報告の件について、ご説明申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の審査に付し、その意見書を付けて議会に報告するものでございます。

まず実質赤字比率であります。普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、本市においては実質収支が赤字を生じていないため、数字が出ておりません。

なお、本市に適用される早期健全化比率は12.5%であります。

次に連結実質赤字比率であります。全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。本市においては、連結実質収支が赤字を生じていないため、数値は出ておりません。

なお、本市に適用される早期健全化基準は17.5%でございます。

次に実質公債費比率であります。普通会計が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、実質収支比率は19.0%あります。前年と比較しまして0.4%減少しましたが、依然18%以上でありますので、引き続き地方債の発行に知事の許可が必要であります。

なお、本市に適用される早期健全化基準は25.0%でございます。

次に将来負担比率であります。普通会計が公営企業、出資法人も含めた将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。将来負担比率につきましては160.5%となりました。

なお、本市に適用される早期健全化基準は350.0%でございます。

続きまして、報告第9号でご説明をさせていただきます。

公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見書を付けて議会に報告するものでございます。

本市の公営企業は、病院事業特別会計は法適用企業でございます。簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水特別会計、土地開発事業特別会計は法非適用企業でございます。

北杜市病院事業特別会計ほか4特別会計ともに資金不足が生じていないため、数値は出ておりません。

なお、備考欄の数値は事業規模でございます。

以上、19年度決算に基づく健全化比率および資金不足比率の報告といたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

以上で報告第7号から報告第9号まで、3件の報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

日程第33 議案第84号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

議案第84号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。

制定の趣旨であります。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）それから公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）いわゆる公益法人改革三法の施行に伴い、関係条例の改正を行うものであります。

次に制定の内容であります。公益法人改革三法が公布され、平成20年12月1日から施行されることに伴い、関係条例を改正するものでございます。

1番としまして、整備法第199条の地方自治法の一部改正により、認可地縁団体にかかる民法の準用規定が削られたことによる、規定の整備でございます。これは第1条関係でございます。

次に2番目でございます。整備法225条、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正により、公益法人が公益的法人と改められることにより、規定の整備でございます。これにつきましては第2条、第3条、第5条関係に関するものでございます。

3番目としまして、改正前の民法の規定による財団法人の基本規則および設立行為の寄附行為という用語が、一般社団法人財団法人法においては定款の用語が用いられることになったこと、および整備法第40条の規定によりまして、旧民法第34条の規定により設立された財団法人の設立経緯を加え、当該法人を特定するための改正を行うものでございます。これにつきましては、第4条関係でございます。

議案の2ページをお開き願いたいと思います。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。この条例につきましては、第1条から第5条までの5条で構成されております。

第1条につきましては、北杜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正であります。これらにつきましては、これまでの認可地縁団体にかかる規定について、整備法の改正前の地方自治法第260条の2第15項において、民法の規定の多くが準用されておりました。今回の改正で規定が削除されたということで、第2条第2号中を地方自治法第260条の

9に改めるものでございます。

次に第3号中を同じく、地方自治法第260条の10に改めるものでございます。

次に第4号中を地方自治法第260条の24、または第260条の25に改めるものでございます。

また11条第2号中を、地方自治法第260条の20の規定によりと改めるものでございます。

次に2条、3条、4条につきましては、法律の題名が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に改正されたことに伴い、公益法人等の部分を公益的法人等に改めるものでございます。これは2条、3条、5条同様の改正でございます。

次に第4条でございますが、北杜市下水道条例の一部改正であります。旧民法の規定による財団法人の基本規則および設立行為の寄附行為という用語が、一般財団法人法において一般社団法人および一般財団法人の基本規則に共通して、定款の用語が用いられることになったため、改正するものでございます。

また例規中に旧民法第34条に規定する財団法人の規定、基本規則を示して寄附行為と規定している場合は、これを定款に一本化する必要があるということの改めでございます。

次に第6条の4第1項の改正であります。財団法人 山梨県下水道公社が旧民法第34条の規定により設立された財団法人であることから、当該公社の設立の経緯を括弧書きとして加えるものでございます。

附則としまして、この条例は平成20年12月1日から施行するものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議をくださいますよう、お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第84号につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第84号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論を終結します。

これから、議案第84号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第84号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第34 議案第90号 北杜市職員住宅条例を廃止する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

福井武川総合支所長。

○武川総合支所長(福井俊克君)

それでは議案第90号 北杜市職員住宅条例を廃止する条例についてをご説明申し上げます。
北杜市職員住宅条例(平成16年北杜市条例第47号)を廃止する条例を、別紙のとおり定めるものとする。

平成20年9月10日 提出

北杜市長 白倉政司

提案理由でございますが、武川町三吹にある北杜市職員住宅は昭和30年ごろに建設され、老朽化が激しく、防犯・防災面等においても不安があるため、解体を行うことに伴い、北杜市職員住宅条例を廃止するものである。

条例でございますが、北杜市職員住宅条例を廃止する条例。

北杜市職員住宅条例(平成16年北杜市条例第47号)は廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第90号につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第90号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

質疑はございますか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第90号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第35 議案第91号 平成20年度北杜市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

それでは議案第91号の、平成20年度北杜市一般会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,164万9千円を追加しまして、予算の総額を285億859万9千円とするものでございます。

第2条の関係でございますが、繰越明許でございますが、翌年度に繰越使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものでございます。

第3条の地方債の補正でございますが、地方債の変更、追加は第3表 地方債補正によるものでございます。

はじめに、5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございますが、8款土木費、5項都市計画費、まちづくり交付金事業であります。長坂地区の市道2路線の改良工事、9,010万円を年度内工事の完成が見込めないため、明許繰越とする内容でございます。

次に6ページをお願いいたします。

第3表の地方債の補正でございますが、より有利な起債への振り替えや変更を行うものでございまして、合併特例事業債2億6,230万円の増でございます。

過疎対策事業債2,230万円の増、それから臨時財政対策債2,590万円の増、それから一般単独事業債は360万円の減、それから臨時地方道整備事業債は4,240万円の減でございます。災害対策事業債につきましては、370万円の増となっております。

ページを戻っていただきまして、2ページ、3ページでご説明させていただきます。

まず歳入でございますけども、10款地方交付税は2億760万4千円の追加であります。

12款分担金及び負担金は715万円の追加であります。県単土地改良事業費の受益者の負担金であります。

13款の使用料及び手数料は93万9千円の追加でございますが、指定管理者の納付金であります。

14款の国庫支出金は7,293万3千円の追加であります。国費の確定に伴うものでございまして、主なものにつきましては、まちづくり交付金の6,260万円と、それから市町村合併推進体制整備補助金の800万円でございます。

15 款の県支出金は3,952万1千円の追加であります。主なものは県単土地改良事業費の補助金2,650万円と、それから旬のやまなし、地産地消支援事業補助金686万7千円でございます。

18 款の繰入金は1,641万円の追加であります。老人保健特別会計および環境保全基金からの繰入金であります。

20 款の諸支出金889万2千円の追加であります。中央道緊急業務支弁金でございます。

21 款の市債でございますが、2億6,820万円の追加であります。起債の借りに入れについて、より有利な起債、合併特例債、それから過疎債、臨時財政対策債への振り替えの変更を行うものでございます。

次に3ページのほうで、歳出でございますが、2 款の総務費2,870万円の追加でございますが、主なものでございますが、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度は、平成21年10月から施行されることに伴いまして、電算システム構築費用でございます。

3 款の民生費411万1千円の追加であります。主なものでございますが、地域再生支援事業費の精算によるものと、少子化に伴う子育て専用駐車場コーン設置費用でございます。

4 款の衛生費1,427万2千円の追加であります。主なものでございますが、肝炎治療特別事業で、肝炎患者インターフェロン治療助成費で763万2千円でございます。

6 款農林水産業費6,186万4千円の追加であります。主なものでございますが、白州町の前沢地区、それから須玉町江草地区の県単土地改良事業費でございます。

7 款の商工費は、財源の更正でございます。

8 款土木費1億4,116万8千円の追加であります。主なものでございますが、まちづくり交付金事業の国費の確定に伴うもの、7,390万円。それから道路維持補修費5,310万円でございます。

9 款の消防費1,072万円の追加でございます。主なものは常備消防費の負担金889万2千円でございます。

10 款の教育費9,508万3千円の追加でございます。4ページをお願いいたします。

主なものであります。仮称、北杜市学校教育センターの供用開始に伴う諸経費、食器、食缶備品、給食配送車、プラットホーム改修工事等7,700万円。それから耐震強度の極端に低い、明野小学校屋内運動場改築工事実施設計業務委託料が1,389万4千円でございます。

12 款の公債費2億6,510万1千円の追加であります。財政の健全化を推進するため繰上償還を行うもので、解約手数料等の費用がかからないことから、繰上償還を行うものでございます。

13 款の諸支出金60万円の追加でございます。まちづくり振興基金への積み立てでございます。

以上が内容説明でございますが、よろしくご審議の上、ご議決をよろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第91号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑はございますか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

中村隆一君。

○34番議員(中村隆一君)

この総務費の委託料というのですけれども、この支出は来年10月から65歳以上の高齢者の年金から、またまた個人住民税を天引きすると、こういうシステム構築の費用ということで、非常に高齢者は、今まで介護保険料とか、国民健康保険料とか後期高齢者医療保険料など、年金からどんどん天引きされるわけです。今年の、今度迎える10月15日には、新たに620万人が年金から天引きをされて、日本全国で1,500万人の高齢者が、年金からもろもろ天引きされると。10.15ショックが生まれると。それをさらに、来年の10月から住民税を天引きするんだと、こういう年金から天引きをするということに対して、断固反対をいたします。

○議長(小澤寛君)

ほかに討論はございますか。

(なし)

以上で、討論を終結いたします。

これから、議案第91号に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第91号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第36 議案第92号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第37 議案第93号 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第38 議案第94号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第39 議案第95号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)

以上4件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号から議案第95号までの4件を一括議題といたします。

説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

議案第92号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,594万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億6,008万3千円とするものでございます。

本年4月から後期高齢者医療制度が開始されましたが、医療費の内訳は高齢者の負担、保険料ですが、10%。公費の負担が50%、残りの40%を医療保険制度の各保険者が後期高齢者の支援金という形で、加入者の分について応分の負担をするものでございます。

このほど、支払い基金より後期高齢者支援金および事務拠出金の確定の通知をいただきました。また前期高齢者の納付金も確定したことにより、関係予算の補正を申し上げるものでございます。

2ページをお願いいたします。

まず歳入でございますけれども、3款国庫支出金です。2,790万円の増額でございます。内容としましては、1項の国庫負担金2,210万円の増。2項の国庫補助金580万円の増でございます。5款の前期高齢者交付金でございますが、81万1千円の増でございます。6款の県支出金につきましては、450万円の増。10款の繰越金ですが、3,272万9千円の増。合わせて6,594万円の増ということで、現計予算を54億6,008万3千円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。

3款の後期高齢者支援金等でございますが、6,512万9千円の増でございます。4款の前期高齢者納付金等でございますが、81万1千円の増ということで、補正額が6,594万円の増ということで、現計予算を同じく54億6,008万3千円とするものでございます。

次に議案第93号でございます。平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ15万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,836万8千円とするものでございます。

内容としましては、高額医療情報を一括登録するためのシステムの改修に関わる委託経費を計上したものでございます。

2ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、3款の繰入金是一般会計繰入金15万5千円でございます。

3ページ、歳出でございます。1款1項の総務管理費に15万5千円を計上いたしました。現計予算を5億3,836万8千円とするものでございます。

以上でございます。

次に議案第94号でございます。平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算書（第1号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,593万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,629万1千円とするものでございます。

これにつきましても、本年4月から後期高齢者の医療制度が始まりましたが、この老人保健特別会計による保険の給付は、3月の1カ月分だけが計上してありました。しかし、補装具などの請求は2年間遡って請求ができることとなっておりますから、平成22年まで、この特別会計を置くこととなります。また、この会計の精算は翌年度精算ということになりますので、このたびの補正は昨年度の精算をするための追加交付、あるいは精算をするというふうな予算を計上させていただいたものでございます。

2ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1款の支払い基金交付金でございます。239万1千円の増額でございます。2款の国庫支出金ですが、1,306万円の増額でございます。5款の繰越金は48万1千円の増額でございます。現計予算を5億7,629万1千円とするものでございます。

3ページ、歳出をお願いいたします。

3款の諸支出金に1,593万2千円を増額するもので、その内訳は1項の償還金として、374万6千円。2項の繰出金として、1,218万6千円をそれぞれ計上し、現計予算を5億7,629万1千円とするものでございます。

以上です。

次に議案第95号でございます。平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算書(第1号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,502万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億9,438万円とするものでございます。

主な内容としましては、19年度の繰越金を基金へ積み立てること。あるいは保険料、国庫の支出金等の還付を計上したものでございます。

内容の説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、8款の繰越金でございます。6,502万2千円の増でございます。9款の諸収入でございますが、5千円でございます。合わせて6,502万7千円を増額しまして、現計予算を31億9,438万円とするものでございます。

3ページ、歳出をお願いいたします。

6款の基金積立金でございますが、5,014万7千円の増。8款の諸支出金でございますが、1,488万円の増ということで、その内訳は1項の償還金及び還付加算金に1,365万6千円の増。3項の繰出金として122万4千円を繰り出すもので、その補正額、合計が6,502万7千円で、現計予算を31億9,438万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第92号から議案第95号までの4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第95号までの4件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第92号から議案第95号までの4件を一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第95号までの4件に対する一括質疑を行います。

質疑はございますか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

中村隆一君。

○34番議員(中村隆一君)

議案第92号について、高齢者を75歳という年齢だけで差別する後期高齢者医療制度、この制度の廃止をする立場から、後期高齢者支援金についての支出に反対をいたします。

○議長(小澤寛君)

以上で、討論を終わります。

これから、議案第92号から議案第95号までの4件に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第92号から議案第95号までの4件につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第40 議案第96号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第41 議案第97号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

以上の2件を一括議題といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第96号および議案第97号の2件を一括議題といたします。

説明を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

議案第96号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,360万円とするものであります。

2ページをお開き願います。歳入であります。

1款使用料及び手数料、2項手数料150万円の追加です。工事指定店の指定にかかる更新および給水工事等の設計審査手数料であります。

2款分担金及び負担金、1項負担金2,351万5千円の追加です。新規加入に伴う加入負担金および給水工事に伴う舗装復旧工事の負担金であります。

3款国県支出金、1項国庫補助金63万4千円の追加です。事業費の決定によるものであります。

6款繰越金、1項繰越金1,635万1千円の追加です。

以上、合わせまして4,200万円を追加し、歳入予算総額を31億3,360万円とするものです。

3ページをお願いいたします。歳出であります。

2款水道施設整備費、1項水道施設建設費4,200万円の追加です。給水管分水工事に伴う舗装本復旧工事および減圧弁設置工事費であります。

次に議案第97号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,376万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,273万1千円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入であります。

6款繰入金、1項繰入金1,376万6千円の追加です。一般会計からの繰入金であります。歳入予算総額を29億4,273万1千円とするものです。

3ページをお願いいたします。歳出であります。

2款事業費、1項事業費1,376万6千円の追加です。まちづくり交付金事業、長坂地区における市道長坂8号線道路改良工事に伴い、下水道管渠の敷設替え工事であります。

歳出予算総額を29億4,273万1千円とするものであります。

以上、内容の説明であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第96号および議案第97号の2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第96号および議案第97号の2件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第96号および議案第97号の2件について、一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第96号および議案第97号の2件に対する一括質疑を行います。

ただいまから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第96号および議案第97号の2件に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号および議案第97号の2件につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第42 議案第98号 平成20年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)

日程第43 議案第99号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)

以上2件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第98号および議案第99号の2件を一括議題といたします。

説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤原良一君)

議案第98号 平成20年度北杜市白州診療所特別会計補正予算書(第1号)について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の白州診療所特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ317万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,285万2千円とするも

のでございます。

主な内容といたしましては、繰越金を予算化し、診療所の改修工事の一環として行う外構工事に充当をするものでございます。

2ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、5款の繰越金です。317万円の計上ございまして、予算総額を1億4,285万2千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項の総務管理費に317万円を計上しまして、予算額を1億4,285万2千円とするものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

明野総合支所長。

○明野総合支所長（八代忠夫君）

議案第99号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算書（第1号）について、説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億920万7千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。まず歳入でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金240万円の減額でございます。4款繰越金、1項繰越金472万8千円の追加でございます。19年度からの繰越金でございます。

歳入合計が、232万8千円を追加いたしまして、1億920万7千円とするものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

3款事業費、1項計画調査費232万8千円を追加するものでございます。所有権移転登記代、地目変更、分筆登記代、浅尾原財産区所有地にあります建物の解体費でございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第98号および議案第99号の2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第98号および議案第99号の2件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第98号および議案第99号の2件を一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第98号および議案第99号の2件に対する一括質疑を行います。

ただいまから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第98号および議案第99号の2件に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号および議案第99号の2件につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第44 発議第4号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者であります議会運営委員長 清水壽昌君から、提案理由の説明を求めます。

清水壽昌君。

○35番議員(清水壽昌君)

発議第4号の北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例についての、提案理由の説明をいたします。

北杜市議会議員の定数に関する条例の制定により、次の北杜市議会議員一般選挙から議員定数が減員されることに伴い、各常任委員会等の委員の定数を総務常任委員会8人、文教厚生常任委員会7人、経済環境常任委員会7人、議会運営委員会8人に改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

一生懸命やれば午前中に終わるかなと思っていましたが、どうも終わりませんので、ここで暫時休憩といたします。

再開は1時30分とさせていただきます。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時29分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第45 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第5号の提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市公平委員会委員の辞任に伴い、新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、北杜市小淵沢町松向889番地、花輪定徳、昭和10年9月28日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第46 同意第6号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第6号の提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第6号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに恩賜県有財産保護組合議会議員を選任する必要があるため、八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約第6条第1項の規定により、北杜市小淵沢町6347番地、進藤啓太郎、昭和11年9月22日生まれ。北杜市小淵沢町5002番地、小林盈、昭和18年7月17日生まれ。北杜市小淵沢町7607番地、宮沢博己、昭和11年8月30日生まれ。北杜市小淵沢町10199番地、保坂亨、昭和9年6月3日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第47 同意第7号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第7号の提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第7号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市小淵沢町1868番地2、浅川健圃、昭和10年2月7日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第48 同意第8号 棒道下恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第8号の提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第8号 棒道下恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市小淵沢町7607番地、宮沢博己、昭和11年8月30日生まれ。北杜市小淵沢町6786番地、進藤元平、昭和11年6月6日生まれ。北杜市小淵沢町6347番地、進藤啓太郎、昭和11年9月22日生まれ。北杜市小淵沢町5002番地、小林盈、昭和18年7月17日生まれ。北杜市小淵沢町1868番地2、浅川健圃、昭和10年2月7日生まれ。北杜市小淵沢町7552番地22、進藤正武、昭和11年5月1日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第8号 棒道下恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第４９ 諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

諮問第１号の提案理由について、ご説明申し上げます。

諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任に候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、北杜市小淵沢町５９９１番地２、進藤香、昭和１８年７月２日生まれにつきまして、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第５０ 選挙第１号 御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員の旧須玉町の議員が平成２０年９月２９日任期満了となるため、同組合長から議長宛に選任依頼通知を受けましたので、同組合同規約第６条の規定に基づき、選挙を行います。

選挙を要する議員数は２人でございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員に矢ヶ崎英一君、岩下一幸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました矢ヶ崎英一君、岩下一幸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました矢ヶ崎英一君、岩下一幸君が御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、矢ヶ崎英一君、岩下一幸君につきましては、会議規則第32条第2項の規定により、文書による当選告知をいたします。

○議長(小澤寛君)

日程第51 発議第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案者であります総務常任委員長 篠原珍彦君から、提案理由の説明を求めます。

篠原珍彦君。

○25番議員(篠原珍彦君)

新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)

過疎対策については、昭和45年過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたって特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や振興など、一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなどの公共交通機関の廃止、医師および看護師等の不足、耕作放棄地等の増加、森林の荒廃などの生産基盤の弱体化が進む中、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。過疎地域はわが国の豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、また都市に対して食料の供給、水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林の地球温暖化防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は国民共通の財産であり、国民の心の拠りどころであるなど、美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行、過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能は、今後も維持していくためには引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域は、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全な暮らしを地域として健全に維持されることは、同時に都市を含め、国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策充実強化をさせることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。
平成年月日

北杜市議会議長 小澤寛

提出先
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
以上です。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第52 発議第6号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者であります秋山俊和君から、提案理由の説明を求めます。

秋山俊和君。

○36番議員（秋山俊和君）

発議第6号

平成20年9月18日

北杜市議会議長 小澤寛殿

提出者

北杜市議会議員 秋山俊和

賛成者

北杜市議会議員 岡野 淳

〃 篠原眞清

〃 鈴木今朝和

〃 保坂多枝子

” 坂本 保
” 千野秀一
” 小尾直知
” 渡邊英子
” 林 泰彦
” 内藤 昭
” 鈴木孝男
” 浅川哲男

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出について

上記意見書を別紙のとおり、北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由

今年4月1日にスタートした後期高齢者医療制度は、その制度内容が明らかになるとともに、さまざまな不安や危惧の念を市民に与えています。特に診療報酬の包括払い制度がもたらす医療の質への影響は、患者のための適正な医療サービスの確保という視点から、大きな問題があります。また、かかりつけ医制度の導入が進むことにより生ずる地域医療の混乱は高齢者のみならず、自治体の病院経営にも大きな影響を及ぼす懸念が生じています。

よって、この制度運営にあたっては、地域事情をふまえた上で地域の医療体制の堅持と高齢者の生活実態に合った負担に配慮すべきです。

以上の理由により、後期高齢者医療制度の見直しに関する意見書を提出いたします。

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書（案）

今年4月1日からスタートした後期高齢者医療制度は、その内容が明らかになるとともに、高齢者の将来負担増や医療水準低下など、さまざまな不安や危惧の念を市民に与えています。特に診療報酬の包括払い制度について、今後、導入が進むと医療機関は診療報酬の固定化により、医療サービスを制限せざるを得なくなります。このことは、患者のための医療確保という視点から、極めて問題が大きいと思われま

す。また、かかりつけ医制度のもとで、市立病院は主治医になれないケースがありますが、特に市内では開業医や診療所だけでは後期高齢者医療には対応できず、市立病院が主治医としての大きな役割を担っているのが実情です。

今のところ山梨県医師会は、かかりつけ医制度の導入には慎重な姿勢を見せていますが、この制度が導入されれば、患者側の混乱はもとより、市立病院は患者の減少を余儀なくされ、病院経営は大きな影響を受けます。

つきましては、今後の制度運営にあたり、国は地方の実情を十分勘案され、市民が安心して生活できる医療環境を整え、高齢者の生活実態に合った負担にするため、以下の措置を講じることを強く要望します。

- 1．保険料の軽減と負担の公平性が担保される制度に改めること。
- 2．診療報酬の包括支払い制度を全面的に見直すこと。
- 3．かかりつけ医制度を地域の実情に即した制度に改めること。
- 4．制度改正に伴う必要経費は、国が責任を持って負担するとともに的確な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

北杜市議会議長 小澤寛

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

以上です。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議あり。の声）

異議ありということでございます。

発議第6号は、起立により採決いたします。

発議第6号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、発議第6号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○議長（小澤寛君）

日程第53 議案第100号 平成20年度北杜市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第100号 平成20年度北杜市一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に534万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ285億1,394万6千円とするものであります。

指定管理施設、北の杜聖苑を10月1日より市の直営施設として運営するため、人件費および施設運営費に必要な経費などを計上しております。

内容につきましては企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

内容の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、補正予算の内容説明をさせていただきます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

まず歳入でございますけども、10款の地方交付税205万7千円の増でございます。それから13款使用料及び手数料325万円の増。これにつきましては、火葬場の使用料等でございます。20款の諸収入4万円でございますが、これは火葬場の雑入でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、民生費の3款民生費1,503万6千円の減でございますが、これは指定管理料の減でございます。4款衛生費でございますが、2,038万3千円等、これにつきましては、10月1日から直営で行う諸経費でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第100号につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第100号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第100号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第54 議案第101号 工事請負契約の締結について（市営西原団地建設工事（建築主体工事第2期））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第101号 工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

市営西原団地建設工事（建築主体工事第2期）の施工にあたり、工事請負契約を締結したいので、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

内容の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、工事請負契約締結の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、この件につきましては、1. 契約の目的でございますが、公営住宅整備でございます、市営西原団地建設工事（建築主体工事第2期）でございます。

2の契約の方法でございますが、一般競争入札。

3の契約金額でございますが、3億8,410万4,700円であります。

4の契約の相手方は、山梨県北杜市須玉町大倉713番地1、株式会社興水建設、代表取締役 興水郢男でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第101号につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって議案第101号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

3点ばかり、ちょっとお聞きいたします。

予定価格と一般競争入札で入札に参加した企業、それから契約された株式会社興水建設さんの、支障のない範囲で、ちょっと会社の概要を教えてください、お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは工事請負契約の関係でございますけども、まず契約金額でございますけども、税込みでございますが、3億8,410万4,700円でございます。

契約の相手方の輿水建設でございますが、いわゆるA級の業者でございます。

それから12社が、この一般競争入札に参加しまして、落札率につきましては91.6%となっております。

予定価格につきましては、税込みで4億1,928万6千円でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第101号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第55 経済環境常任委員会行政視察研修報告を行います。

経済環境常任委員長、坂本治年君。

坂本治年君。

○経済環境常任委員長（坂本治年君）

北杜市議会経済環境常任委員会研修報告を行います。

北杜市議会議長 小澤寛様

平成20年9月26日

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 坂本治年

経済環境常任委員会は、委員14名で7月23日から24日までの2日間の日程で、滋賀県長浜市と同高島市の行政視察を実施しましたので、視察内容についてご報告いたします。

1. 長浜市について。

長浜市は琵琶湖の北部に位置しており、平成18年2月13日に1市2町が合併し、人口8万5千人。面積は240平方キロメートルの新長浜市となりましたが、さらに周辺6町との合併を目指し、事前協議中とのことであります。

研修の目的は企業誘致、企業への支援、長浜サイエンスパークの視察であり、林長浜市議会議長の歓迎をいただき、産業経済部職員と長浜バイオインキュベーションセンター職員から説明を受けました。

長浜市は平成16年度に、長浜バイオリフサイエンス特区計画を策定し、滋賀県の経済振興特別区域として認定を受け、誘致した長浜バイオ大学を核とした産業拠点を整備することになりました。

また滋賀県内では、平成19年度に企業立地促進法に基づき、長浜市、野洲市、竜王町が基本計画を作成したため、新規企業が立地した場合は設備投資を対象として、機械装置、建物等に税制上の優遇措置があります。基本計画の中では環境産業、バイオ産業、高度ものづくり産業の集積を目指しており、平成24年度までに新規企業の立地10件、製品出荷額の増加額122億円、新規雇用1千人を目標としております。

長浜市企業立地促進条例に基づく支援としては、工場等の設置や試験研究施設、研究開発施設への投資額に応じ、対象固定資産税額を基礎として3年から4年の間、助成金を交付しております。また雇用の増加を促進するため、市内居住者を雇用した場合は1人当たり10万円。合併の事前協議に参加している6町の居住者の場合は、同じく5万円を助成しております。

長浜サイエンスパーク内にある長浜バイオインキュベーションセンターは、ベンチャー企業等17社が入居しており、バイオ関連産業の創業や事業化を支援することにより、産業の振興と雇用の確保を図るため、市で建設した施設であります。施設は指定管理者が運営しており、入居者には月額、入居料の2分の1が助成され、隣接の長浜バイオ大学との連携により、産官学共同研究を行う拠点でもあります。企業側は、低額な使用料で研究室を借り受けることができることや大学の研究施設の活用と共同研究など、さまざまなメリットがあります。4年制大学の誘致に成功したばかりでなく、バイオ関連産業の育成や支援等の具体的取り組みが計画的に行われていることは、特筆すべきことであると感じました。

各ベンチャー企業の研究は、苔を利用した緑化ビジネスの展開、顔ダニ防止の医薬品開発、新しい酒の麹やもろみの開発など、ユニークな内容であります。

2つ目、高島市について。

高島市は琵琶湖の西部に位置しており、平成17年1月1日に5町1村が合併し、人口は5万4千人、面積は693平方キロであり、県内最大の面積を有する市であります。

研修では、琵琶湖と周辺の里山などの自然景観を生かした観光振興について、海東高島市長の歓迎をいただき、産業環境政策部職員から説明を受けました。

高島市は琵琶湖、淀川水系の源流にあり、近畿1,400万人の命を育む水源を有し、奥山、棚田、渚などの日本の原風景が保存されているとの理由により、平成16年度に環境省からエコツーリズムモデル地区に、全国13地域の1つとして指定されました。

このようなことから、全市を対象として琵琶湖里山観光振興特区計画を策定し、平成18年度には、滋賀県の経済振興特別区域として認定を受けました。計画の内容は、人々と自然とのつながりに再び経済性を取り戻し、生活文化を次世代に継承すること。地域の人々や事業者を

支援し、やる気や観光にふさわしいおもてなしの心を育成すること。起業を目指す挑戦者を育て、支援することであります。有識者からのアドバイスにより、自然環境を損なうことなく地域資源を生かした観光を推進し、経済振興につなげることを目的としており、集客施設を新たに造るのではなく、琵琶湖、里山、棚田などの自然資源を最大限に生かした取り組みに特色がありました。

具体的な取り組みとしては、核となる観光地をつくり、市内全体へ観光客の流入を図るため、地域住民や商店街と協力して、JR近江今津駅、今津港周辺の湖岸整備やレトロなど、まち並みの復活を進めております。また、太平洋と日本海側を区切る中央分水嶺のブナ原始林を活用したツーリズムを実施しておりますが、10月には全国エコツーリズム大会が開催される予定であります。観光宿泊客の増加のため、全国スポーツレクリエーション大会の開催、学校の滞在型体験学習や修学旅行の誘致、企業の研修や療養・保養地としての活用などにも取り組んでおります。

なお、特区制度を利用し、事業の拡大や新たに起業する事業者へは、長浜市と同様に滋賀県の税制上の優遇措置を適用できるほか、高島市独自の制度として企業立地奨励金、雇用促進奨励金、地域農林水産品活用奨励金などの支援が行われております。

琵琶湖の対岸に位置する両市の共通点は、滋賀県の経済振興特別区域の指定を受け、独自の取り組みをしていることにあります。特色のある企業誘致と観光振興による経済活性化が計画的に進められており、担当者からは活気と熱意が感じられました。

以上で、経済環境常任委員会研修報告といたします。

○議長（小澤寛君）

経済環境常任委員長の行政視察研修報告が終わりました。
視察研修、大変ご苦労さまでございました。

○議長（小澤寛君）

日程第56 継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査にすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、日程第56 継続審査の件は各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審議はすべて終了いたしました。

ここで、白倉市長からあいさつがございます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ただいま、議長から貴重な時間をいただきました。

大変、恐縮に存じますが、議会全日程が終了するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位ならびに私にとりましても、本定例会は任期最後の議会であります。市議会議員の皆さんには、本定例会市議会に提出いたしました議案をご議決いただき、深く感謝を申し上げます。

合併からの4年間は北杜市の礎を築く上で、大変、大切な時期であり、私は市政発展のため、全力で取り組んでまいりました。この間、議員各位をはじめ、市民の皆さんには格段のご指導・ご支援を賜りましたことに対しまして、改めて深甚なる敬意と感謝を表す次第であります。おかげさまで微力ながら、なんとか市長の職をまっとうすることができました。何とぞ、議員各位におかれましては、今後も引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますよう、改めてお願いするとともに、ますますご健勝にて、ご活躍されますことを衷心よりご祈念申し上げます。

また、私の最も近くにあつて、ともに北杜市の礎を築くべく、さらに市政進展のため、日々、職務に精励されました市職員の皆さん方にも、心から感謝を申し上げたく思います。大変ありがとうございました。

これをもちまして、私のあいさつといたします。

○議長（小澤寛君）

市長から1期4年間の市政執行に対して、ご協力をいただいたという、感謝を込めたごあいさつがございました。

9月10日から開会されました平成20年第3回定例会も、議員各位の精力的な審議をいただく中で、本日を最終日として、17日間の全日程を無事終了することができました。

私も平成18年8月の臨時議会において、議長に就任させていただき、2年余りにわたり、議員各位のご理解とご協力によりまして、職責を果たさせていただきまことに、心から感謝を申し上げます。また、白倉市長をはじめ執行部の皆さまには、円滑な議会運営に特段のご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

11月には市長、ならびに市議会議員選挙が予定されておりますが、民主政治実現のため、明るく公正な選挙を実行され、住民の負託に応えられる市政が執行されますよう、ご期待をいたしながら、簡単ではありますが、感謝とお礼のあいさつといたします。

以上をもちまして、平成20年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時15分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 赤岡繁生 |
| 議会書記 | 岩波信司 |